

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
木曽福島町	自然豊かな信州木曽のスキー場産業の再生	1010	1010010	040010	行政財産の売払い・貸付・譲与の実施	木曽福島町で直営で運営しているきそふくしまスキー場は起債償還が残っている現行では、普通財産として民間への貸付等は不可能である。したがって運営委託のみ可能であるが、運営委託では民間の資金力や経営手法を十分生かしきれないことから、民間へ貸付等を行いスキー場経営の立て直しを図る。	スキー場経営の民間解放による木曽福島町におけるスキー産業の再生	起債残額がある施設は行政財産とされ民間へ貸付けることが出来ない	地方自治法第238条の4第1項 地方財政法第5条、第5条の2	行政財産は、原則としてこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又は私権を設定することができない。 起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	5		スキー場を公の施設として位置づけたうえで、指定管理者制度を活用し、民間の経営手法を導入したスキー場経営を行うことは現行制度においても可能である。 また、地方債の償還が終わっていない施設についても、普通財産に転用することは可能。 なお、地方債の発行により建設した施設について地方公共団体から民間事業者に対する貸付等の手法により事業主体の変更を行う場合であっても、当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体が自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有するときは、地方債の繰上償還を要しないとされているところ。(ただし、有償譲渡する場合は、譲渡収入により繰上償還すべき。)				
木祖村	自然豊かな信州木曽のスキー場産業の再生	1011	1011010	040020	行政財産の売払い・貸付・譲与の実施	木祖村で運営しているやぶはら高原スキー場(一部民間あり)では起債償還が残っている中で行政財産としては民間への貸し付けについて制限がある。民間の資金力と経営手法を生かした運営によりスキー場の活性化を図る。	スキー場経営を民間経営の導入によるスキー場の活性化	起債残額がある施設は行政財産とされ民間へ貸付けることが出来ない	地方自治法第238条の4第1項 地方財政法第5条、第5条の2	行政財産は、原則としてこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又は私権を設定することができない。 起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	5		スキー場を公の施設として位置づけたうえで、指定管理者制度を活用し、民間の経営手法を導入したスキー場経営を行うことは現行制度においても可能である。 また、地方債の償還が終わっていない施設についても、普通財産に転用することは可能。 なお、地方債の発行により建設した施設について地方公共団体から民間事業者に対する貸付等の手法により事業主体の変更を行う場合であっても、当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体が自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有するときは、地方債の繰上償還を要しないとされているところ。(ただし、有償譲渡する場合は、譲渡収入により繰上償還すべき。)				
王滝村	自然豊かな信州木曽のスキー産業の再生	1012	1012010	040030	行政財産の売払い・貸付・譲渡の実施	昭和61年11月1日から地方公営企業法の全部適用による王滝村公営企業で独立して運営されている、おんたけスキー場は多額の起債償還が残っており、現行では、普通財産として民間への貸付等は不可能である。したがって運営委託のみ可能であるが、運営委託では民間の資金力や経営手法を十分生かしきれないことから、民間へ貸付等を行いスキー場経営の建て直しを図る。	スキー場経営の民間開放による王滝村におけるスキー産業の再生	起債残額がある施設は行政財産とされ民間へ貸付けることが出来ない	地方自治法第238条の4第1項 地方財政法第5条、第5条の2	行政財産は、原則としてこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又は私権を設定することができない。 起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	5		スキー場を公の施設として位置づけたうえで、指定管理者制度を活用し、民間の経営手法を導入したスキー場経営を行うことは現行制度においても可能である。 また、地方債の償還が終わっていない施設についても、普通財産に転用することは可能。 なお、地方債の発行により建設した施設について地方公共団体から民間事業者に対する貸付等の手法により事業主体の変更を行う場合であっても、当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体が自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有するときは、地方債の繰上償還を要しないとされているところ。(ただし、有償譲渡する場合は、譲渡収入により繰上償還すべき。)				
福島県白河市	南湖公園再生計画	1204	1204030	040040	所有森林管理の民間委託簡便化	南湖及び周辺の森林管理を民間団体に対して、長期的に施業委託を行う場合でも、予算は単年度主義であり、翌年度以降に跨る場合の費目が限定され、債務負担になじまないとしているが、地方自治法上でも費目を見直し債務負担行為で、長期的に管理できるように簡便化を図る。	施業の実施時期や雇用計画の長期的な見通しを持たせ、自主的かつ臨機応変な対応が可能となるよう、森林整備計画期間を通じた長期の管理委託契約が簡便に行えるよう、民間団体に対し、長期施業委託を行い、森林整備(除間伐、下刈り等)を10年間で一巡させるなどにより、雇用や森林ボランティア活動の長期安定化に資する。	地方公共団体の財産である森林の管理を、地域住民の手に委ねることによって、雇用の促進、及び森林の実情に即した安定的な施業管理と森林施設の適正管理の確保が期待されるが現行制度では単年度契約しかできない。	地方自治法第214条、第234条の3	歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。 また、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結する場合、債務負担行為によらずに翌年度以降にわたる契約を締結できる。	5		提案主体は、債務負担行為による場合は、予算の区分に拘束されてしまうと云及しているが、将来的な見直しを検討し、適切な債務負担行為の設定を行うほか、後年度以降において予算の区分に影響がでることが明らかな場合は、補正予算により債務負担行為の内容を修正することができるため、現行制度上十分対応が可能なおものである。 なお、本提案は、地方公共団体が適切な予算執行を行う上で必要なものとして地方自治法上に規定されている地方公共団体内の手続に係るものであり、地域再生とは何ら関連性のないものと考えられる。				
日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト：森林	3065	3065040	040050	公有林の管理の民間委託	公有林の森林管理を民間に委託出来る制度(NPO・株式会社等)：地方自治法第149条	1. 陶芸事業(教育実習、体験教室、貸し借り窯)2. 除間伐材の有効利用2. 産業創生、3. 特産品の創生4. 雇用創生	森林の管理不足の解消、	-	公有林の森林管理に係る事務を民間に委託することを禁止する地方自治法上の規定はない。	8		公有林の森林管理に係る事務を民間に委託することを禁止する地方自治法上の規定はない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答		
泉崎村	公の施設民間委託による地域再生構想	1218	1218010	040060	行政財産等の管理運営業務の外部委託の自由化	地方自治法第244条の2第3項の公の施設の管理運営委託先の規定を緩和し、各自治体に委託先の選定権を一任する。	本村は、公営の宿泊施設(サイクリングターミナル)を有し、管理運営は自治法に基づき第三セクターに委託しているが、商工会及び民間企業への委託により民間活力の導入を図るとともに地域に根ざした効果的な管理運営ができる。	地方自治法の規定により委託先が制限されているために、実態に沿った施設運営のための選択肢が狭い。更に今後の行政効率化を推進するため公の施設の管理運営を検討するときにも多くの考え方を持つことができる。	地方自治法第244条の2		8		地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により、地方公共団体の出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(指定管理者)に公の施設の管理を行わせることができる指定管理者制度が導入され、本提案は指定管理者制度により対応できるものである。						
二セコ町	公共施設住民組織による運営及び財産の委譲	1378	1378010	040070	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	・公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の円滑化 ・地方公共団体事務の住民組織への事務委譲の円滑化	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営の際の地方自治法第244条及び244条の2、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条の適用除外。 地方公共団体事務の住民組織への事務委譲 ・畜犬、野犬捕討、動物愛護事務 ・一般廃棄物の収集及び処理事務 ・道路の維持管理、除排雪に関する事務 ・保育所、幼稚園、学童保育に関する事務 ・産業政策の立案、事業実施に関する事務 ・公営住宅の管理運営に関する事務 ・上下水道の維持管理、運営に関する事務	補助金等により設置した公共施設財産を住民組織へ委譲し、より柔軟かつ効率的な運営を図りたいが、このような財産委譲をする場合、補助金返還等を行わなければならないが、現実には、財政的負担が厳しいため、円滑に進まない状況にある。また、公共団体事務の一部に、住民組織へ移譲した方がより、効率的な運用が図られるものがあるが、個々の法律の制限があるため、事務委譲できない状況にある。これら事務の委譲を一括して行うことにより、更なる住民自治が図られ地域再生につながるものと期待される。	地方自治法第238条の4、第238条の5	5		行政財産は、原則としてこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 一方、普通財産については、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。			地方公共団体において、公用又は公共用に供するの必要なくなった行政財産については、普通財産に分類替えのうえ譲与することが可能であり、地方自治法上、提案の施設を委譲することは可能である。				
愛媛県	しまなみ海道住民総参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	2151	2151010	040080	観光業の起業促進	行政財産の民間貸与等による観光産業の振興 ・行政財産の民間への貸与、民間による改築、転用や目的外使用の承認 しまなみ沿線を対象とした旅行業(クルージングツアーや周遊ツアーの募集催行)の自由化 ・NPOをはじめ地域住民が地域の観光資源の周知・PRを図る目的で行うツアーについて旅行業法の適用を除外 ・利用する船舶についての要件を緩和(漁船をクルージング船として使用する際の検査の簡略化)	[具体的な取組み] しまなみ海道沿線の公共の主要観光・物販はほとんどが国の補助事業を活用して建設されているため利用方法が制限されているが、これらの行政財産を民間事業者やNPO、個人が活用できることとし、建設に伴う初期投資を抑えることにより民間や地域住民の観光産業への参入を促す。 提案地域は特に、村上水軍にまつわる歴史的・文化的観光資源が豊富であることから、歴史を活用した観光を推進するために、NPO法人など歴史を語る者が簡単にツアーを催行できるようにしたり、複雑な海底に起因する激しい潮流のもとで自然景観に溶け込んだしまなみ海道の人工美を堪能できるよう、操船技術に長けた者が特色あるクルージングツアーを催行したりできるように旅行業法の規定を緩和し、地域住民の持つ歴史や文化の知識、技等を活用して地域資源を紹介するツアーの催行を容易にし、地域に根ざした観光産業を振興する。 漁船をクルージング船として使用する際に義務付けられている船舶安全法上の中間検査を免除する。 [効果] 観光業の起業が容易になる。 観光業を中心とした就業機会の確保 高齢者の活用	地方自治法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等により行政財産の目的外使用が制限されているため、長期経済不況の中、施設建設に伴う初期投資がネックとなり、民間事業者等の観光産業への参入に支障をきたしている。 また、旅行業法の規定により旅行ツアーを実施するには許可を得る必要があるため、地域住民が自発的に地域資源を活用して観光ツアーを実施しようとしても容易ではない。 さらに、漁船を使ったクルージングが容易にできるよう、3年ごとの検査を見直し、6年ごとの定期検査のみとする。	地方自治法第238条の4第1項	3		行政財産は一定の場合を除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。			行政財産は、地方公共団体の所有に属する公有又は公共用財産であり、地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果を達成するために地方公共団体により使用されるものである。そのため、円滑な行政執行を担保するため、貸し付け等の私権を設定することが原則として禁止されているところである。 なお、当該施設が公の施設であれば指定管理者制度による施設の管理・運用を行うことができるほか、目的外使用許可や普通財産への分類替えによる貸付けも可能であるので、地方自治法の規定が財産の有効活用を阻害しているものとは考えられない。				
船引町	中心市街地活性化による地域再生計画	1165	1165010	040090	役場発行の証明書交付事務及び公共施設の管理運営の民間委託	現在、地方公共団体にしか認められていない証明書等の交付事務及び公共施設の管理運営も民間委託することを可能とする。	中心市街地活性化事業で建設予定の駅舎の中に行政コーナーと健康増進憩いのサロンを設け、証明書等の発行と、駅舎の管理運営をTMOなどの民間組織に委託したい。	現在、役場の証明書等の交付事務は地方公共団体に限られているが、利用者の利便性向上のため、FAX等による交付事務及び駅舎の管理運営を民間団体に委託し、中心市街地の活性化を同時に実現する。	住民基本台帳法第12条		3		FAX等による交付では、文書の真実性が担保できないため。	提案の趣旨を踏まえ検討できないが。			FAX等による交付では、発行権者である市町村長が発行した住民票であることが証明できない。		
									地方自治法第244条の2		5		普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。				提案にある駅舎が公の施設とされているものであれば、昨年通常国会において成立した地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により導入された公の施設の指定管理者制度により、駅舎の管理を民間事業者等に行わせることは十分可能なものである。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府庁からの回答
喜多方市	戸籍システムのアウトソーシング	1346	1346010	040100	戸籍システムのアウトソーシング	1. 戸籍原簿(サーバ)を市役所に備え付けなくてもよくなる	電子化された戸籍データのサーバ管理業務をアウトソーシングすることにより、行政サービスの24時間365日の提供を可能とするともに民間IDCにおける雇用増が効果として期待できる。	現状においては戸籍原簿の役場保管が義務づけられているために戸籍システムのアウトソーシングができません。その他のアウトソーシング化されている業務との連携を欠き、今後の電子自治体の進展においてもサービス向上の妨げとなるため。			6	-	戸籍法は法務省の所管である。				
茨城県取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	1355	1355020	040110	戸籍事務取扱者の資格要件緩和	戸籍事務取扱者の資格要件緩和 ・市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して戸籍事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して戸籍事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して戸籍事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図るため、本提案を行なう。			6	-	戸籍法は法務省の所管である。				
茨城県取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	1355	1355030	040120	国民健康保険事務取扱者の資格要件緩和	国民健康保険事務取扱者の資格要件緩和 ・市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して国民健康保険事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して国民健康保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して国民健康保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図るため、本提案を行なう。			6	-	国民健康保険法は厚生省の所管である。				
茨城県取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	1355	1355040	040130	児童手当事務取扱者の資格要件緩和	児童手当事務取扱者の資格要件緩和 ・市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して児童福祉事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して児童手当事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して児童手当事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図るため、本提案を行なう。			6	-	児童手当法は厚生省の所管である。				
茨城県取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	1355	1355050	040140	介護保険事務取扱者の資格要件緩和	介護保険事務取扱者の資格要件緩和 ・市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して介護保険事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して介護保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して介護保険事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図るため、本提案を行なう。			6	-	介護保険法は厚生省の所管である。				
株式会社リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	040150	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため	-	個別の法令により制限されていない限り、行政サービスの委託先については制限されているものではない。	3		地方公共団体がその業務を委託する場合、個別の法令により制限されている場合を除き、その委託先については制限されているものではない。また、その選定にあたっては、個々の業務の内容、地域の実情等を踏まえ、地方公共団体が自らの判断により決定すべきものであるため、国において委託先を法人税法上の普通法人に限定するなど、制限を課すことは適当でない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
ゼッタテクノロジー株式会社	地域再生・知のユキピタス社会構築プロジェクト	3107	3107010	040160	コミュニティ・クリエイター育成事業に関する財政措置	1. 地域活性化対策費等、補助金にて補助金・交付金に計上する。2. 外国人医師の治療免許登録について緩和措置をする。	コミュニティ・クリエイターを育成事業	現下の地方公共団体の財政悪化では、地域創生の為の新事業の創出が実施できない状況にあるため。地方公共団体の条例・規則による取決が設置の障害になっているため。			6	-	コミュニティ・クリエイター育成に類する補助金を、総務省は所管していない。				
潮来市麻生町北浦町玉造町	行方ふるさと圏創生プロジェクト	1215	1215010	040170	中間支援組織(民間による公益的専門的組織)の活動支援	[その他] 地方公共団体が中間支援組織に対し創業支援委託等を行う場合、その委託費等を地方交付税に算入 民間(地域住民、地域企業)からの寄付等に対する優遇税制措置	地域に密着した創業者探し、成功事例集による広報活動を通じた、起業家の掘起し、その後の支援を行う。	官民協働、地域密着型の創業支援が可能になり、コミュニティ・ビジネスの創業促進に繋がる。	地方交付税法(昭和25年法律211号)		5 ・ 2		地方公共団体が中間支援組織に対し創業支援委託等を行なう場合についても、コミュニティ・サービス事業支援の一環として、地方公共団体の取組に要する経費を地方交付税に算入することとしている。 また、中間支援組織に対する制度融資、アドバイザー派遣や説明会開催等に要する経費については、新たに地方交付税に算入する。				
NTTコミュニケーションズ株式会社	コミュニティ支援ネットワークによる地域ビジネスの活性化	3068	3068010	040180	地域公共ネットワークの民間開放	地域公共ネットワークを民間(市民、ボランティア団体、NPO等)に開放する。	住基カード等を広域且つ共同で利用するために、住基多目的システムとの連携や個人認証等を活用し本人確認を行うために、「地域公共ネットワークの民間への開放」をすることで、住基カード等の利用促進に繋げられる。	現状の財団法人地方自治情報センター「総合行政ネットワークASPガイドライン」3 LGWAN-ASP定義において、全地方公共団体を相互に接続する行政専用のセキュアなネットワークである。この全地方公共団体を接続するネットワークを利用して、地方公共団体間のIT化格差、IT活用格差等をなくす方策としてASPを活用するとあり、民間主体(NPO等)に地域公共ネットワークが開放されていないため、民間主体による住基カード等を活用できていない。	なし	総合行政ネットワーク(LGWAN)は、ミレニアムプロジェクトに採択され、平成12年度に実証実験を行い、平成13年10月より地方公共団体が主体となって運営する行政専用のネットワークとして運用を開始した。 なお、地域再生構想において「ITを活用した地域通貨」について言及されているが、平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発することとしているが、本事業は、地域公共ネットワーク(LGWAN等)の民間開放を行なうかどうかにかかわらず、目的を達成可能であり、総務省においては、「ITを活用した地域通貨」と「地域公共ネットワーク(LGWAN等)の民間開放」とは基本的に無関係であると考えている。 また、本事業においては、今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体を選定することとしている。	3		LGWANは「高いセキュリティの行政専用のネットワークの構築」というコンセプトにより、平成9年度から調査研究を実施し、平成12年度の実証実験をへて、平成13年10月より運用を開始している。したがって、民間開放は当初より想定していない。 また、LGWANは地方公共団体の代表で構成される「総合行政ネットワーク運営協議会」が主体となって運用を行っており、同運営協議会はLGWANの運用に関する最高意志決定機関である。 なお、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」においては、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発することとしているが、本事業は、地域公共ネットワーク(LGWAN等)の民間開放を行なうかどうかにかかわらず、目的を達成可能であり、総務省においては、「ITを活用した地域通貨」と「地域公共ネットワーク(LGWAN等)の民間開放」とは基本的に無関係であると考えている。 また、本事業においては、今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体を選定することとしている。	提案の趣旨を踏まえ検討された。			LGWANを民間開放することはできない。 以下、前回回答に補足する。 LGWANは行政専用のネットワークとしての前提のもと、国の行政専用のネットワークである霞が関WANと相互接続しており、一体として行政全般の専用ネットワークとして機能している。したがって、LGWANのみを民間開放した場合、霞が関WANとの切断を前提としなければならず、このことはe-Japan や電子政府構築計画で位置づけられたLGWANの役割を否定することになりかねない。 また、LGWANが使用している回線は、補助金等より地方公共団体が構築した地域イントラネット等と異なり、総合行政ネットワーク運営協議会が運営を委託した(財)地方自治情報センターが民間事業者の通信サービスを借上げ、一般第二種電気通信事業者として届出することによりLGWANの利用に供しているものである。 本提案については、このようなLGWANの位置づけやネットワーク構成等を十分把握した上で議論する必要がある。
樹ケーブル・ジョイ	キオスク端末(住民向けまちかど端末)利用による地域情報提供及び交流	3050	3050010	040190	キオスク端末の有効利用	地域の基幹産業の再生	キオスク端末による公開画面に民間企業の広告を掲載する事により地元企業の活性化につなげる	現在の行政ネットワークを使いキオスク端末に行政情報以外の諸団体、民間企業のイベント等の予約及び情報を公開する	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱	過疎等の市町村が地域公共ネットワークを活用して防災、教育、福祉、医療等の各種行政分野において地域性に富み、かつ、住民にとって利便性の高いシステムを運用。	5		公共的アプリケーションに限る。	要望の内容は、民間企業の広告を掲載する事により地元企業の活性化につなげるというものがあるが、その内容が実現可能であると考えていいのか。			原則として、公共的アプリケーションに限る。 その内容については、事業主体である地方公共団体に委ねられる。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省市からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各省市からの回答
大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	2034	2034040	040200	コミュニティファンドの設置主体の多様化	民間レベルでの多様なコミュニティファンドに関する活動実績が存在していることに鑑み、大阪府知事が認めた者への設置・運営委託を可能とするよう検討されたい。	CBやNPOに対する資金面、技術面における支援実績のある民間の中間支援組織によるコミュニティファンドの設置・運営を進めることが必要。民間レベルの活動実績から、資金面の支援には、資金提供の対象とするか否かを判断する段階からの現場の視点によるきめ細かな技術的支援を併せて行う必要性が明確になっており、これら民間機関へのコミュニティファンドの設置・運営委託を可能とすることは、コミュニティファンドを地域の再生に向けて実効性あるものとするためにも、不可欠である。	すでに民間レベルでのコミュニティファンド運用に係る実績が上がっているとともに、こうしたコミュニティファンドによる支援のためには、民間の現場の視点からの技術的支援が不可欠である。こうした現状から、コミュニティファンドの設置運用主体を自治体に限定するのではなく、広く民間に門戸を開く必要があるため。	なし	平成16年度より、「コミュニティ・ファンド形成支援事業」として、コミュニティ・サービス事業に融資等を行うコミュニティ・ファンドを形成するため、地方公共団体が公益法人等に出資・貸付を行ない、地方債を発行する場合、その償還金利子の一部を地方交付税に算入することとしており、現在、事業の詳細を検討中。 また、当該公益法人等が行なう融資等の客観性や安全性等を担保するため、有識者から構成される審査委員会を設置・運営するために要する経費について、地方公共団体が助成する場合、当該助成額の一部を地方交付税に算入することとしている。	2		平成16年4月を目途に事業要綱を通知する予定。同要綱に基づき、コミュニティ・ファンドを形成するため、公益法人等に出資・貸付を行なう地方公共団体に対し、その償還金利子の一部を地方交付税に算入することとしており、コミュニティ・ファンドは民間(公益法人等)が設置・運営することを想定している。ただし、その設置・運営主体の具体的な範囲については、現在、検討中。なお、公益法人等への出資・貸付に要する費用について地方債を発行するためには、当該公益法人等の収支見直し等について慎重に審査を行なうとともに、当該公益法人等が行なう融資等の客観性や安全性等を担保するため、有識者から構成される審査委員会を設置・運営するために要する経費について、地方公共団体が助成する場合、当該助成額の一部を地方交付税に算入することとしている。				
栃北海道二十一世紀総合研究所	行政サービスの民間委託推進に向けた地域データベース構築	3037	3037010	040210	行政保有資産(台帳等)の公表と電子化によるメンテナンス計画の策定	1. データベース構築のための行政保有データの民間への開放推進 2. 民間化に向けたデータベース構築のための資金助成措置の拡充(従来のPFI事業計画策定補助の内容の拡大 PFI指針策定や計画策定のみでなく、PPP推進に向けたデータ整備も対象とする)	1. 台帳ベースで記録されている行政データ(特に財産データ)の電子化の推進 2. 電子化による行政財産の長期メンテナンス計画の策定(民間委託のための基盤づくり) 3. 上記事業を民間主体で実施	公共分野の民間へのアウトソーシング拡大のためには、行政財産や行政サービスについてのデータ整理や量的な把握が不可欠である。特に、データベースの構築が求められる。この問題解決を図るためには、行政財産の現状に関するデータを民間に開放するとともに、総合的なデータベースの作成を行う必要がある。		6	-	行政保有資産のデータの取り扱いについては、当該データの保有主体である行政機関による対応が必要。					
愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352030	040220	公共施設の民間運営	複合公共施設(ライフポートとよはし)の効率的運営と雇用創出を図るためにアウトソーシングを行う。	ライフポートとよはしの運営をアウトソーシングする場合における効率化を地方交付税の算定に反映させるとともに任期付短時間職員の任用を容認する	現在、ライフポートとよはしは、公の施設として豊橋市が管理運営しているが、複数の補助金要綱に定められた目的に従って運用されているため、柔軟な利用には限界がある。三河港の中心部に位置することから、この施設を各種イベント会場など最大限に活用することにより三河港の機能の向上が可能となる。	地方公務員法第17条、第22条 地方公共団体の一般職の職員の任期付採用に関する法律	別に法律で定める場合を除き、地方公務員の任用は、緊急の場合等に限り認められる臨時任用において任期を定めることとしているほか、原則として無期限のものとしてとされている。	2 ・ 5	-	一定の場合に任期付短時間職員の任用を可能とすることを含む地方公務員の任用・勤務形態の多様化を図るための所要の法律案を今国会に提出する予定である。 各地方団体の公共施設の運営状況も踏まえつつ、アウトソーシングによる効率化を交付税の算定に反映すべく検討を行う。	回答では、提案者の要望である効率化を交付税に参入する点は、検討中とあるが、実現可能であるのか再度回答されたい。			文化・スポーツ振興、交流施設の管理費については、既に民間委託を前提に普通交付税措置を行っている。今後とも、各地方団体の公共施設の委託状況を踏まえつつ、適切にアウトソーシングによる効率化を算定に反映していく。
栃東京リーガルマインド	公務員に対する研修制度の見直し	3083	3083010	040230	公務員に対する研修制度の見直し	自治体の有する職員研修所の管理権限を民間に全面的に委譲する。自治体の有する職員研修所の使用対象を民間人にも広げる。	職員研修所を民間事業者が運営する。職員研修所を民間人が利用することができるようにする。	1 現状と問題点 (1) 自治体研修の経費の問題点 自治体職員の研修経費は膨大なものであり、国民の税金によって賄われています。これに対し、民間企業に勤めるビジネスマンは自らのスキルアップのためには、自らの経費で講座の受講、書籍の購入等を行っています。 官民にこのような差異があることは不合理であります。能力向上のための研修受講は、研修受講者自身の出費を以って賄うことを原則とすべきです。 (2) 自治体研修施設の稼働率の問題点 公務員研修施設の稼働率は一般に低く、有効に使われているとはいえません。(別紙参照)	地方自治法第244条、第244条の2 地方公務員法第39条	普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体があつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修の機会が与えられなければならない。	5		職員研修は「その職員の勤務能率の発揮及び増進」を目的に、任命権者が自ら行う場合に限らず、他の機関に委託して行う場合等も含まれるものと解されているところ。 本提案にある施設の性格を、地方公共団体が当該団体の職員を含む地域住民の福祉を推進することを目的として、等しく住民の利用に供するための施設と捉えた場合、当該施設は地方自治法上の公の施設にあたることから、同法第244条の2第3項の規定により民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(指定管理者)に当該施設の管理権限を委任することができることである。 なお、指定管理者は、当該地方公共団体が条例で定める管理の基準及び業務の範囲等に依り当該施設を管理することとなる。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答			
茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	1272	1272040	040240	廃校利用主体の民間参加と税制優遇	・市町村が交流拠点施設として廃校を改修する際、財源確保のためリニューアル債を措置するとともに、償還金を地方交付税に算入 ・改修した廃校の運営についてはNPO等へアウトソーシングし、都市農村交流事業の拠点施設として活用 ・NPOが事業運営主体となり、民間(地域住民・地域企業)から運営資金等の財政的な支援を受けた場合の優遇税制措置	・NPO等に対して、廃校を野外活動の拠点施設やコミュニティ・ビジネス活動の拠点施設として開放することにより、体験活動を指導する地域の人材活用や地域特産物の活用が図られ、地域雇用の創出や経済的な効果が得られる。 ・また、NPOが事業運営する場合には、認定NPO法人とみなして、税法上の特典を与えることにより、民間からの寄付を集め易くなり、円滑な事業活動が促進される。	・特に当該地域の過疎町村においては、学校の統合による廃校が散在し、施設の有効活用が課題となっている。このため、交流活動拠点として、施設の有効活用を図り、建設コストの節約と、地方債の発行対象の拡大等により、財政負担を軽減し、拠点整備を促進するものである。また、事業運営主体のNPOへの寄附の促進を図り、NPOの活動を支援するものである。	地方財政法第5条		1,5	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもつてその財源とすることができる。			他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については起債が可能。 なお、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、地域活性化事業債の対象とする。					
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273090	040250	第三セクター設立のための出資金に対する地域再生事業債の適用	市町村が、道の駅の地域振興施設を設置・運営する第三セクターを設立するための出資金について、地域再生事業債の適用を可能にする。	圏央道江戸崎IC(仮称)周辺地区等において、第三セクターによる地域振興施設の設置・運営を容易にする。	道の駅の制度においては、地域振興施設の設置・運営主体は市町村や第三セクター等の公益法人等に限定されているほか、市町村が設置した場合においても、運営については多くの場合第三セクターに委託されているのが現状であることから、第三セクターの設立に必要な出資金についての財源手当を容易にする。	平成16年度地方債計画		2	平成16年度地方債計画は、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方団体について、事業量の確保を図ることができるよう「地域再生事業」を計上。			当該事業の目的及び公益性並びに地方団体の出資割合等を勘案して、地域再生事業債の枠配分を受けた範囲内で、単独事業に充当することが可能。					
真壁町	歴史的たたずまいを活かした地域づくり	1004	1004020	040260	住民による交流拠点の運営等についての交付税措置	住民と行政が一体となってまちづくり及び交流を推進するため、交流拠点の運営等を住民団体に委託することとし、その経費について交付税措置を講じる。	住民団体によるまちなみ案内の拠点施設設置の運営、ガイドブックの作成、案内板の作成等来訪者の利便性を図る。	NPO団体にはなれないが、熟意をもって事業を進める住民団体に対し、行政が行うべき事業の一部を委託することによって、まちづくりの気運を高めて同時に、来訪者への利便性の向上を図る。	地方交付税法(昭和25年法律211号)		5	住民による交流拠点の運営等については、住民が主体となって行う、話し合いの場づくりやその結果を受けた取組への市町村の支援である「わがまちづくり支援事業」において、引き続き地方財政措置を講じる。	提案者の要望は、交流拠点の運営を住民団体に委託し、その経費を交付税により措置するというものであるが、それは実現可能であると考えていいのかが。			住民による交流拠点の運営等については、住民が主体となって行う、話し合いの場づくりやその結果を受けた取組等(住民等の交流拠点の運営を住民団体に委託することを含む)への市町村の支援である「わがまちづくり支援事業」において、引き続き地方財政措置を講じる。				
有限会社PHMデータサービス	ホームレスを防ぐ町内債	3103	3103010	040270	法人自治会によるホームレスの解消地域サポーターの雇用	生活困窮家庭からの生活保護要請を受け付ける市町村の担当部署が該当世帯の所属する地域自治会町内会及び認定サポーターと協力し、住宅ローン返済の保証人となり、銀行から借り入れる。この支援活動により対象家庭はホームレスへの転落を防ぎ、子育てが可能になったり老後の安定が得られる。更に市町村では生活保護世帯の増加を防ぐことができる。	法人化された自治会による町内債の発行で住宅ローンが払えずホームレス予備軍の世帯を救済することが出来る。また保険や証券などの業務に携わってきたファイナンシャルプランナー(地域サポーター)による破綻した家計への指導、支援により該当世帯の立ち直りを助ける。	住宅ローンを抱えている世帯には返済が滞った場合退去や自己破産など厳しい状況が待ち受けている。また生活保護法も資産形成に当たるとして該当家庭の家計破綻には法律の適用も難しい。地域の問題としてこのようなケースに対応するには自治会単位で救済委員会を設ける必要がある。			5,6	法人化された町内会の借入れに係る特段の規制はない。								
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258050	040280	PFI事業を推進するための税制措置、補助金の弾力的適用	PFI事業として公共施設等の整備を行う場合の補助金交付や、税制措置について、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とイコールフットイングを図る。	PFI事業についても非課税措置がなされたり、BOT方式、BTO方式に関わらず補助金が交付されることによって、PFI事業が一層推進され、行政サービスの民間開放が促進される。	現行の制度では、課税措置を避けたり、補助金の交付を受けやすくするために、BTO方式のPFIを採用するケースが多くなりがちであり、所有も含めた民間開放に結びつきにくい。	地方税法附則第15条第48項及び第49項	地方税法の規定により、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第二條第四項に規定する選定事業により港湾法第五十五条の七第一項に規定する国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得した同法第二項に規定する特定用途港湾施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とす。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第二條第四項に規定する選定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第五項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とされている。			税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生のための基本方針(平成15年12月19日地域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」							

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」	46.「措置等の方法」	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
市川市	子育て、福祉、介護、健康、安全等の財・サービスによる地域再生	1122	1122020	040290	地域公共ネットワーク(LGWAN等)の民間開放	準行政サービスを運営する民間主体(NPO、株式会社)に地域公共ネットワーク(LGWAN等)を開放する。	準行政サービスであるコミュニティ・サービス事業をNPO等の民間主体が運営するにあたり、「してほしいこと」と「できること」を身元確認した上で運営し、トラブル等を起こさないようにする必要がある。近い将来、住基カード等を利用した公的個人認証(LGWAN等)利用が準行政サービスを運営する民間主体(NPO等)においても許可されれば、トラブルを軽減した円滑な運営が可能となる。	現状の財団法人地方自治情報センター「総合行政ネットワークASPガイドライン」3 LGWAN-ASP定義において、全地方公共団体を相互に接続する行政専用のセキュアなネットワークである。この全地方公共団体を接続するネットワークを利用して、地方公共団体間のIT化格差、IT活用格差等をなくす方策としてASPを活用するとあり、準行政サービスを運営する民間主体(NPO、株式会社等)に地域公共ネットワーク(LGWAN等)が開放されていないため、トラブルの対応を強化した身元確認(地域通貨+電子証明、電子証明書)による運営ができない状況である。	なし		3	LGWANは「高いセキュリティの行政専用のネットワークの構築」というコンセプトにより、平成9年度から調査研究を実施し、平成12年度の実証実験をへて、平成13年10月より運用を開始している。したがって、民間開放は当初より想定していない。 また、LGWANは地方公共団体の代表で構成される「総合行政ネットワーク運営協議会」が主体となって運用を行っており、同運営協議会はLGWANの運用に関する最高意志決定機関である。 なお、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」においては、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発することとしているが、本事業は、地域公共ネットワーク(LGWAN等)の民間開放を行なうかどうかにかかわらず、目的を達成可能であり、総務省においては、「ITを活用した地域通貨」と「地域公共ネットワーク(LGWAN等)の民間開放」とは基本的に無関係であると考えている。 また、本事業においては、今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体を選定することとしているので申し添える。	提案の趣旨を踏まえ検討された。			LGWANを民間開放することはできない。 以下、前回回答に補足する。 LGWANは行政専用のネットワークとしての前提のもと、国の行政専用のネットワークである露が間WANと相互接続しており、一体として行政全般の専用ネットワークとして機能している。したがって、LGWANのみを民間開放した場合、露が間WANとの切断を前提としなければならず、このことはe-Japan や電子政府構築計画で位置づけられたLGWANの役割を否定することになりかねない。 また、LGWANが使用している回線は、補助金等より地方公共団体が構築した地域インターネット等と異なり、総合行政ネットワーク運営協議会が運営を委託した(財)地方自治情報センターが民間事業者の通信サービスを借り上げ、一般第二種電気通信事業者として届出するものである。 本提案については、このようなLGWANの位置づけやネットワーク構成等を十分把握した上で議論する必要がある。	
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039030	040300	情報通信基盤の民間への譲渡	適正化法、同施行令及び交付規則等の制限を緩和もしくは一部撤廃。	平成15年3月31日付けで、総務大臣の交付決定を受けた『地域情報化モデル事業交付金事業eまちづくり交付金(本市事業名「東広島市「お試しベンチャー」インフラシステム」事業)』の、事業期間満了後の運営方法のあり方について、将来にわたって行政が継続的に所有し運営管理せずに、自由な活用ができるよう民間所有とする。	民間主導で発展が期待されるIT分野においては、立ち上り支援を自治体が行い、その後の活用を民間ベースで行えるようにすることが民間事業者の自由な発想を促進する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号) 総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号) 地域情報化モデル事業交付金交付要綱(平成15年3月4日適用)	3	-	地域情報化モデル事業交付金(eまちづくり交付金)は、実施主体を市町村等として「地域情報化の推進」という特定の目的を達成するために、それぞれの地域の特性やニーズに応じてその知恵や工夫を生かした事業を展開するものである。このため、交付決定通知書により「適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」「適正化法施行令(昭和30年政令第255号)」「適正化法施行令(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)」に従わなければならない。」の条件を付しているところ。 したがって、地域情報化モデル事業によって市町村が取得した財産は、当該事業の目的に反して譲渡することはできない。	『地域情報化モデル事業交付金事業eまちづくり交付金』により整備した情報通信基盤について、事業期間満了後、自由な活用ができるよう民間所有とするというものであるが、その趣旨を踏まえ再度検討された。			地域情報化モデル事業交付金交付要綱第4条で、当該交付金の充当可能事業は「市町村が地域の知恵と工夫を生かし、ITを活用した地域情報化を推進する事業」とされているところ。 今回の東広島市の要望は、「社会経済情勢の変化等に伴い、補助対象施設に係る需要が著しく減少したため、地域再生の観点からそれを有効に活用」というものではなく、実施主体を市町村から民間に移行することを意図するものである。 これは、当該交付金が本来市町村が実施することに対して交付していることから、事業の根幹を変更することとなるため、困難である。 なお、実施団体である市町村が当該事業の目的を達成するため、民間企業等に一定の条件下、取得した財産を使用許諾することは可能である。	
広島県	行政サービスの民間開放による地域の新たなビジネス機会等の創出	2042	2042010	040310	国の指定統計調査業務(法定受託事務)の委託等の推進	・国の指定統計業務に係る国庫委託費等への流用等が図れるように制度改正すること。 ・また、指定統計調査に関する業務についても、民間において実施できるよう制度改正すること。	国の指定統計調査業務について、民間等への委託を推進。(新たなビジネス機会や雇用機会の創出などの効果)	統計調査事務地方公共団体委託費により当該業務に係る専任職員の人件費及び事務費の大半が補填されているが、業務委託への国庫委託費の流用等ができないことから、国指定統計調査業務に係る職員数については、国において決定され、これに基づく国庫委託費の交付が行われているなど、県に執行体制上の裁量の余地が限定されている。	・統計法 ・統計法施行令 ・各種調査規則 ・各種委託費に関する取扱要綱等	【委託費関係】 各都道府県の統計体制整備のため、総務大臣において統計専任職員配置定数を定め、各都道府県の統計主管課職員のうち、同定数に該当する分の人件費等について、総務省から交付している。 また、調査実施に要する経費については、各調査実施者から委託費として都道府県や市町村に交付している。 【民間委託関係】 指定統計調査については、国の基本的統計調査として、調査の円滑かつ確実な実施、調査結果の精度を確保するため、特に必要があるものについては、都道府県、市町村、統計調査員の調査系統によって実施されており、統計調査員を設置する場合には、国又は地方公共団体が任命する非常勤の公務員をもって充てているところである。調査の実施方法については、調査実施者(各省)において、調査ごとに規則(一部の調査については政令、以下同じ。)を定めているところであり、調査の規模・内容等を踏まえて統計調査員を置く場合には、その旨が規則で定められているところである。	統計専任職員に係る経費については、国の基幹となる統計を作成するために必要とされる地方統計機構を維持・確保するため、都道府県の職員に対する人件費等(一般的経費)として交付しているものであることから、それを調査実施経費に流用することはできない。調査実施に係る経費については、各調査実施者から交付される実施経費の中で処理すべきものであるが、同一調査中における事務経費の流用については、所定の手続をとることで可能となるものもある。 なお、指定統計調査事務の民間委託については、特区第4次要望において回答済である。	提案の趣旨を踏まえ検討された。			個々の統計調査を実施するための経費については、それぞれの調査実施者から交付されているところであり、統計調査を実施するための事務について民間委託を行う場合には、当該経費の中で対応するものと考えます。したがって、統計専任職員に係る人件費が調査を行うための経費に流用できないことと民間委託が推進できないこととの間には直接の因果関係はありません。 もちろん、民間委託の推進については、当方も認識しているところですが、指定統計調査事務に係る民間委託については、平成16年に関係府省による設ける検討会議における議論を経た上で、その一層の推進を図るべきものと考えており、同検討会議において「調査精度への影響など統計調査における民間委託の状況や問題点を把握した上で、委託方法などについて検討し、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを平成16年度中に作成する(統計行政の新たな展開方向、平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議合合せ)こととしています。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
株式会社 北海道二十一世紀総合研究所	地方分権・民間主体型統計分析の実施	3036	3036010	040320	地域経済動向に関する統計の一元化と地方主体の実態把握	1. 国で実施されている統計業務の都道府県(市町村)への移管 2. 公的主体で管理・実施している統計作業、集計作業の民間へのアウトソーシングの推進	1. 地域の各種統計(人口、商業、工業、雇用動向、景気動向、企業データベース等)で国で実施されているもの、都道府県(市町村)移管 2. 地域企業による統計の一元管理と実施(地域での臨時雇用者を中心とした雇用管理を含む) 3. 地域企業による、地元企業や住民が利用しやすい(利用促進につながる)形式へのデータの加工、公表手法、デザインの検討 4. 上記は、北海道での「道州制特区」の枠組みで、試行することも考えられる。	1. 失業率のように、地域では四半期ベースのみ公表されるため、月きめ細かな雇用政策の立案が困難な状況にある。 2. 景気動向や世論調査等複数のアンケート調査等が同一企業や個人に依頼される結果、多大な手数をかけている。 3. 一部統計については、都道府県レベルのデータ公表に留まり、市町村レベルでの施策推進に不十分なデータもある。 4. 総務省アンケートによれば、こうした統計結果が市民や企業に有効活用されているとはいえない状況にある。 以上に対して、地域の民間企業の一元管理の上で統計調査等を実施すれば、データの地域密着化やデータ集計・管理の効率化が図られるとともに、データの有効活用を推進する。また、調査員の募集・管理も地域企業が実施することにより、地域での雇用創出につながる。	・統計法 ・統計法施行令 ・各種調査規則等	【国の統計調査の移管】 国が行う基本的な統計調査は、国の現状を把握するために、国が本来果たすべき役割として、全国的な規模で、一元的な企画の下、統一的方法で実施されているものであり、全国の実態を把握するのみならず、地域の実態も一定の範囲で把握できるものとして、その結果が提供されているところである。そして、各自治体において、更に詳細な情報が必要とされるときは、各自治体において追加して調査が行われているところである。 【統計事務の民間委託】 統計に関する各種事務の民間委託については、「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、各省において推進が図られているところである。ただし、指定統計調査については、国の基本的統計調査として、調査の円滑かつ確実な実施、調査結果の精度を確保するため、特に必要があるものについては、都道府県、市町村、統計調査員の調査系統によって実施されており、統計調査員を設置する場合には、国又は地方公共団体が任命する非常勤の公務員をもって充てているところである。調査の実施方法については、調査実施者(各省)において、調査ごとに規則(一部の調査については政令、以下同じ。)を定めているところであり、調査の規模・内容等を踏まえて統計調査員を置く場合には、その旨が規則で定められているところである。 なお、指定統計調査以外の統計調査については、民間委託については基本的に法令上の制約はなく、その可否については、調査実施者の判断に委ねられる。	3, 7, 5	-	【国の統計調査の移管】 国が行う基本的な統計調査の実施に当たっては、左記の現状であるとともに、統計法の趣旨に沿って、重複の排除、調査の簡素・合理化についても、常に配慮されているところである。 仮に、国は、全国的な動向把握のみにとどめ、地方は地方ごとに調査を行うとした場合には、都道府県・市町村それぞれが同様の調査を重複して行うことにより経費負担や報告者負担を増大させ、また、一元的な企画の下で統一的方法で行われなければならないことにより、国のみならず、地方にとっても、調査結果の精度の低下・比較可能性の困難化を来し、その結果として、調査の実施面及び調査結果の利用面の双方において混乱を生じることが高い。 【統計事務の民間委託】 統計に関する各種事務の民間委託については、左記のとおり、各省においてその推進が図られているところである。 なお、指定統計調査の実施事務に係る民間委託に関しては、特区第4次要望において回答済である。指定統計調査以外の統計調査については、基本的に法令上の制約はなく、調査実施者の判断に委ねられるものとする。	国が行う統計調査の都道府県(市町村)への移管については、データの集計管理の効率化や雇用創出の観点から、要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。			御要望の趣旨は、統計に関する各種事務の民間委託の推進であると考えますが、これについては、国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、各省において推進が図られているところである。 その更なる推進については、平成16年に関係府省による検討会議における議論を踏まえ、対応すべきものと考えており、同検討会議において、調査精度への影響など統計調査における民間委託の状況や問題点を把握した上で、委託先として求められる業務能力、委託分野、委託方法などについて検討し、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを平成16年度中に作成する。(統計行政の新たな展開方向(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)と)としていきます。
佐渡連合 商工会	佐渡産業の再構築への体制づくり再生計画	3030	3030010	040330	商工会への事業所統計などの調査実施業務の移譲又は委託	何に関して: [12添付資料]による統計業務 誰の権限: 県又は市 誰に: 佐渡島内の10商工会 どの程度: まとめまでの全面的な移譲又は調査部分の実施	事業の内容: [12添付資料]の統計業務の実施-まとめ。 その効果: 行政合併による職員減少の中、事務のアウトソーシングによる合理化ができる。調査対象の6割以上は商工会員であり調査の効率的実施ができる。商工会の財源確保。商工会は現場ともいえる合併前の地域に止まる。このため、広大な佐渡における調査活動が円滑に実施できる。	現在の定めでは統計業務は、調査員となることもできない。しかし、商工会は国認定の指導団体として定められたカルテともいえる商工業者名簿をもち、秘密保持も課せられ、かつ事業者側もそれらを話すことに抵抗は少ない。したがって、多くの支障なくして正確で円滑な調査実施ができる。	・統計法 ・統計法施行令 ・各種調査規則等	【統計事務の民間委託】 統計に関する各種事務の民間委託については、「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、各省において推進が図られているところである。 ただし、指定統計調査については、国の基本的統計調査として、調査の円滑かつ確実な実施、調査結果の精度を確保するため、特に必要があるものについては、都道府県、市町村、統計調査員の調査系統によって実施されており、統計調査員を設置する場合には、国又は地方公共団体が任命する非常勤の公務員をもって充てているところである。調査の実施方法については、調査実施者(各省)において、調査ごとに規則(一部の調査については政令、以下同じ。)を定めているところであり、調査の規模・内容等を踏まえて統計調査員を置く場合には、その旨が規則で定められているところである。 なお、指定統計調査以外の統計調査については、民間委託については基本的に法令上の制約はなく、その可否については、調査実施者の判断に委ねられる。	5, 7	-	【統計事務の民間委託】 御提案の趣旨は、民間委託の一類型として扱えるものと考え、統計に関する各種事務の民間委託については、左記のとおり、各省においてその推進が図られているところである。 なお、指定統計調査の実施事務に係る民間委託に関しては、特区第4次要望において回答済である。指定統計調査以外の統計調査については、基本的に法令上の制約はなく、調査実施者の判断に委ねられるものとする。	提案者の要望は、商工会への事業所統計などの調査実施業務の移譲又は委託であるが、移譲についての考え方を示されたい。			御要望の趣旨は、統計に関する各種事務の民間委託の推進であると考えますが、これについては、国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、各省において推進が図られているところである。 その更なる推進については、平成16年に関係府省による検討会議における議論を踏まえ、対応すべきものと考えており、同検討会議において、調査精度への影響など統計調査における民間委託の状況や問題点を把握した上で、委託先として求められる業務能力、委託分野、委託方法などについて検討し、報告者の信頼確保に重点を置いた統計調査の民間委託に係るガイドラインを平成16年度中に作成する。(統計行政の新たな展開方向(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ)と)としていきます。
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388060	040340	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各府庁(各独法)連携による支援体制づくり (権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	観光振興を事業目的とする法人化に係る権限の委譲を基に、土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、組織の機能強化を図る。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、市内研究機関の連携強化により、「つくば」が持つ特性を発揮することで、地域活性化を図る。			6	-	当省が回答すべきものではない。 公益法人の設立に当たっては、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき、主務官庁制を採っているところである。また、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第161号)の規定に基づき、当該主務官庁の設立許可及び指導監督の事務については、公益法人の事業が一部の都道府県の区域内に限られる場合については、一部省庁の所掌に係るものを除き、当該都道府県知事又は都道府県教育委員会が所管官庁として行うこととされているところである。 したがって、本件については、提案主体たるつくば市が、設立しようとする公益法人の目的・事業を踏まえ、然るべき担当官庁を探し、設立許可の申請を当該担当官庁へ提出すべきものとする。 なお、総務省大臣官房管理室においては、公益法人及び公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務を行っている(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第87号)ところであり、公益法人の設立許可に係る事務を行っていないところである。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388030	040350	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府省(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各府省(各独法)連携による支援体制づくり (権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	各研究機関の研究成果や科学技術を普及啓発するため、各府省が連携して広報予算枠の拡充を図るとともに、各研究機関が連携して見学コースの設定などに関与し公開促進を図る。特に、観光農園、市民農園の整備における研究機関等の研究成果の実証をはじめ関係機関の連携強化、支援体制づくりを構築する。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、市内研究機関の連携強化により、「つくば」が持つ特異性を発揮することで、地域活性化を図る。			6	-	総務省の施策に関係する要望がない。				
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388050	040360	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府省(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各府省(各独法)連携による支援体制づくり (権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	大学、各研究機関が保有する施設(体育施設等)使用許可の容易化を図る。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、市内研究機関の連携強化により、「つくば」が持つ特異性を発揮することで、地域活性化を図る。			6	-	総務省の施策に関係する要望がない。				
つくば市	筑波研究学園都市のリニューアル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388040	040370	サイエンス型コンベンション観光都市の創成	(施策の利便性の向上) ・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・見学、体験型観光農園、市民農園整備に向けた研究成果の実証など研究機関等の連携強化、アグリビジネスにおけるマーケティング調査等支援体制づくり。 (各種施策の連携) ・市内に集積する研究機関等を周遊(学)する見学コース等の設定による見学者誘致のための各府省(各独法)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な参加。 ・情報の共有化を促進するための各府省(各独法)連携による支援体制づくり (権限委譲) ・土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	各研究機関が保有し、かつ公開可能な報告書、論文等をはじめ紹介情報について、市立図書館等公共施設との連携、情報の相互共有を図る。	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化を促進し、市内研究機関の連携強化により、「つくば」が持つ特異性を発揮することで、地域活性化を図る。			6	-	総務省の施策に関係する要望がない。				
美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	1181	1181060	040380	自治体名を使用した商標登録などへの当該自治体の関与	地域振興にむけてブランド化を進める上で、自治体名を使用したものが登録済みの場合、その権利関係で障害が発生することから、自治体名にかかる商標登録などの認可に際して、当該自治体の同意を得ることを条件に加える手法。					6	-	商標法は経産省の所管である。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
平田村	遊休農地利用による循環型農業の村づくり	1268	1268010	040390	有機農業の振興と都市市民との交流	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への移譲	遊休農地等所有者から畑地を借り受け、可能な限り耕地を集団化し、地区ごとに農作物等を作付けし、事業の共同化を図る。収穫、加工、発送は地元農家・住民の労働力を確保し、雇用を図る。加工・流通施設は、1年を通じ可動可能な地元の風土、気候を活用した製品の開発を目指す。	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の県への移譲			6	-	国有林野法等は農水省等の所管である。					
草加市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いのある「今様・草加宿」	1130	1130030	040400	中小小売商業高度化事業構想の認定対象者の追加及び対象事業の拡大	中心市街地活性化法第18条では、TMOになり得る組織として、商工会議所、商工会、第三セクター特定会社、第三セクター公益法人の4者が挙げられる。この該当組織に、地縁住民自治組織、商店街組織といった既存の地域組織が含まれるよう同法の変更又は緩和すること。 取り扱う活性化の項目を商業に限らず、中心市街地に求められる都市機能(福祉、住宅、文化等)もその対象事業として追加すること。	現在、住民主体によるまちづくり活動を促進させるための「パートナーシップによるまちづくり事業」を進めているが、まちづくりに関する内容を最終的に決定するのは、行政である。現在参加型まちづくりといった名称により「住民参加」が標榜されているが、参加型まちづくりは決定までの「仕組み」の中には十分に取り入れられていないのが現状であるといわざるを得ない。住民参加、住民による決定した内容によってまちづくりを進めていくためには、それだけの権限、自治権を住民側に付与し、本当の重み・責任を持たせなければ、本質的なパートナーシップとはなり得ないし、まちづくりは進められない。 当該事業では、住民主体によるまちづくり活動を進めながら、その地域の問題・課題の整理、それを受けて地域の将来像の検討、そして、その将来像を実現させるための計画づくりを行っている。しかし、できあがった計画は、現状では地域内での合意、紳士協定的なものではなく、何らかの権限や規制、拘束力を持ち合わせていない。そこで、住民の作成した計画、住民の意思をより確実に実現するために、今回の中心市街地活性化法の運用が必要である。	平成12年度現在、活性化基本計画を策定している市町村は204存在するが、その反面、市町村がTMO構想を認定した団体は35団体にとどまっている。これは、各自治体がTMO構想については、市民参加によりじっくりと取り組んでいきたいといった意向が強いと考えられる。しかし、既存のまちづくり制度には新しい仕組みであるTMOにはいくつかの課題や課題が内在していると考えられる。まず第1に、まちづくり組織が成熟していない都市において、無理にTMOを設立し、補填を受け困難に利用している事例が見受けられる。周知準備後には本来の機能を十分に発揮するTMOの設立は困難であると考えられる。さらに、TMOのモデルといわれるアメリカのTMOでは、専任スタッフを配置している。それらは、地元の市民組織などの指導者だったものやショッピング・センターの経営者や大企業の営業担当者からの転勤が多く、そのための専門的ノウハウを持ち、経営能力が高いのが特徴といえる。アメリカとは異なり、地縁住民自治組織、商店街組織がある日本においては、こうした地域組織をTMO等との連携のもと積極的に活かすことが重要である。次に、TMOは、中心市街地活性化法上では「中小小売商業高度化事業構想の認定地縁地産事業者」として位置づけられている。ここでいうTMOは商業機能の活性化に特化してしまっている。本来あるべきTMOとしてのまちづくり会社になるためには、商業機能だけでなく、福祉・居住・文化など総合的なまちづくりの視点が必要とされるが、法律ではそのあたりにふれられていない。また、全国一律に定められているため、より地域の実情に合わせた形での対応が難しくなっている。このような現状を克服し、中心市街地に求められる都市機能をふまえたTMOの位置づけ、再構築が必要である。以上のように地域組織の活用、総合的なまちづくりの視点に立った活性化を実現するためには、各法の法令の改正、緩和が必要であると考えます。			6	-	中活法の当該部分は中企庁の所管である。					
白沢村	花実の里「福舞里」プラン	1035	1035080	040410	地方公務員法の改正	民間企業への地方公務員の出向の際の身分保障を行う。	新規立ち上げ法人への村職員の出向による人材確保。	地方公務員の身分のまま、地域再生を目的とした株式会社等への役員になることは、地域の均衡ある発展に寄与することができる。	なし	地方公務員の身分を有したまま民間企業に派遣する制度は存在しない。	7		すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく(憲法15条)、また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない(地方公務員法30条)ものである。このため、地方公務員を公務員の身分を有したまま民間企業に派遣する制度は、憲法に抵触するおそれ強い。					
NTTコムコミュニケーションズ株式会社	コミュニティ支援ネットワークによる地域ビジネスの活性化	3068	3068020	040420	地方公務員の出向派遣等によるノウハウ提供	地方公務員を民間(市民、ボランティア団体、NPO等)に出向派遣等を許可する。	地域住民の労働力、技術、ノウハウなど、地域の資源を活用し、産業の創造を図るために、ハローワーク等職員による行政の枠組みを越えて地域の市民、ボランティア団体、NPO等と人事交流を図り、地域の実情に添った形で事業の推進を支援する。これにより地方公務員と市民、ボランティア団体、NPOなどと人事交流を推進して行く事が可能となり、事業の創造、推進が円滑に進むこととなる。	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令では、地方公務員が民間主体に出向派遣等が許可されていないため、地方公務員の人事交流を行いノウハウ等の提供や支援等ができない状況である。	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令六十九 特定非営利活動法人	公益法人等への一般職の地方公務員の出向派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令六十九 特定非営利活動法人	5,3		NPO法人への派遣については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく派遣が可能となっている。なお、その場合には、当該地方公共団体の条例が必要である。 法人格のない団体については、設立の許可、法人の登記、主務官庁の監督等についての法的担保がないこと、取決めの締結等も団体との間でなく、団体の代表者個人との間で行わざるを得ないこと、から、その組織の安定性や業務の公益性の確保の点で問題があり、また、職員の身分保障の観点からも適当ではない。なお、イベント実行委員会など複数の団体が単に同じ場所で業務を処理しているにすぎないと認められる場合等で地方公務員が従事している業務は公務であると認められる場合には、職務命令により対応することが可能である。	提案者の要望は、様々な市民団体と人事交流を図ることで、地域の実情に沿った形で事業の推進を支援することであるが、提案の趣旨を踏まえ検討できないか。			地方公務員の法人格のない団体への派遣については、その組織の安定性や業務の公益性の確保の点で問題があり、また、職員の身分保障の観点からも適当ではない。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
青森県	国際線を核とした地域の活性化	1107	1107010	040430	C I Q 関係機関の連携と体制強化(県職員による応援も含む)	・地域の活性化、ビジット・ジャパン・キャンペーン推進のため、地方空港におけるC I Q 関係要員の充実及び弾力的な相互応援など、関係省庁の連携と柔軟な体制の確保による地方空港の国際化促進に向けた支援 ・国際線運航時におけるC I Q 関連業務について、県職員の応援が可能となるような制度の導入	青森・ソウル線の増便をはじめとする青森空港の国際化促進	C I Q は、それぞれ所管省庁が分かれており、各機関の連携により体制が整わないと国際線の運航ができないため			6	-	当省が回答すべきものではない。 C I Q 関係要員の充実については、所管であるC I Q 関係省庁が第一義的にその必要性について検討すべきものである。また県職員による応援についても、当該県庁とC I Q 関係省庁との間で協議、決定されるものである。				
山方町	廃校利用と都市交流	1007	1007010	040440	・補助事業等により取得した財産の処分制限の解除 ・廃校利用への民間参入と税制優遇	・町が交流拠点施設として廃校を改修する際、リニューアル債の活用を認めるとともに償還金利を地方交付税に算入 ・改修した廃校をNPO法人や民間企業等への貸与を認め、営利事業となる都市農村交流事業の拠点施設として活用する ・事業運営するNPO法人等が、運営資金として、民間から資金を集めた場合、その資金に対する優遇税制措置	NPO法人等が廃校を野外活動やコミュニティ・ビジネス活動の拠点施設として活用する。それに伴い体験活動を指導する地域の人材の活用や地域特産物の活用が図られ、地域雇用の創出や経済効果が得られる。	地域の拠点となっていた学校の廃校により、地域が停滞している。この施設を民間事業者等に開放し都市交流を図り活気を取り戻し、荒廃が進んでいる農地や文化伝統を継承する。	地方財政法第5条	1,5		他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については起債が可能。 なお、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、地域活性化事業債の対象とする。					
富岡町	電源地域の再生計画(電源交付金の町村における一般財源化)	1151	1151010	040450	電源交付金制度の見直し	交付金制度を見直し、電源立地地方の独自の一般財源化とする。	使途のない財源として定額交付	2 2 から 2 4 に同じ			6	-	電源交付金制度は経産省の所管である。				
伊万里市	伊万里サステイナブル・フロンティア構想	2005	2005020	040460	国立大学等への用地の無償貸与に係る要件の緩和	地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の三第7項に規定されている、(当該国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。)の条件を廃することにより、本市から佐賀大学への用地の無償貸与を可能にする。	佐賀大学への研究施設用地の無償貸与	地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の三第7項に規定されている、(当該国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。)の条件により、本市から佐賀大学への用地の無償貸与ができない。	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている施設の移管、実質的交換等の場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	5		提案いただいた趣旨については、一昨年の構造改革特区の提案を踏まえ、全国的対応として地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3に第7号を追加し、既に措置を講じてきた。 したがって、地方公共団体が国立大学に対し土地の無償貸与を行うという今回の提案については、対応可能な場合が考えられる。 なお、地方財政再建促進特別措置法は、地方公共団体から国等への寄附金等の支出を制限することにより、寄附金等の名目による国等から地方公共団体への負担の転嫁を防止し、国と地方の間の財政秩序を維持することを目的としている。 「当該国立大学等において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。」との要件は、国立大学等の通常の研究開発等が、そもそも当該国立大学等が自己の責任で負担すべきものであることから設けているものであり、当該要件を緩和することは、国が本来負担すべき経費の地方公共団体への負担転嫁をもたらすものである。	無償貸与が対応可能な場合が、要望内容を含むのか具体的に示されたい。		全国的な対応として地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3に第7号を追加し、既に措置を講じてきたことから、地方公共団体の要請に基づくなどの同号の要件に該当する場合においては、対応可能な場合が考えられる。	
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039040	040470	民間等資金の借入先の規制緩和	民間等資金の借り入れ先の対象を拡大。	民間等資金の借入先として財産区や民間企業などから直接借りることができるようにするなど、より有利な財政運営を行うことができるよう自治体の裁量を拡大する。	利率が低いことから財政運営上有利となる。また、地域の民間資金が積極的に活用され、地域経済の活性化、雇用の創出につながる。		地方債の許可においては、民間等資金の借入先に係る規制はない。	5		地方債の許可においては、民間等資金の借入先に係る規制はない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
新城市 鳳来町	木質バイオマス利用を中心とした森林総合産業の創出	1238	1238010	040480	森林の健全化と木材の有効利用を軸とした持続可能社会の構築	森林の健全化に関する財源の確保 補助制度(地球温暖化防止森林吸収源10か年対策に基づくものなど)があるものの、エネルギー面や環境面、教育面を含めたトータルな施策を実施するものとなっていないため、森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。	市民参加の森づくり 市民参加の森づくりを促進するため、森づくりボランティア、森林提供ボランティア(森林所有者)を募集する。また、森林管理アドバイザーや大型機械とそのオペレーターなどを確保し、森林の健全化に取り組もうと希望する誰もが植林・育林・伐採などにかかわれるようにする。 林地残材等有効活用事業 木質バイオマス利用等持続可能な地域づくりになると認定した場合、森林所有者以外でも林地残材を搬出することができ、かつ搬出作業の対価に見合う環境貢献ポイント制を確立し、取り組みを促進する。これにより、資源循環型社会づくりの推進と参加者のモチベーションアップを図ることができる。	平成13年の森林・林業基本法の制定、森林法の改正により、木材生産を中心としたものから国土の保全、水源涵養、環境の保全等森林の多様な公共的機能に配慮し、その機能を持続できるようにするものとされているが、縦割り行政の中でその趣旨が十分発揮できていない。さらに、森林法に基づく森林計画では森林所有者への義務履行を迫るためには弱いところがある(違反者に対する罰則規定がない。代行措置がとれない等)。 森林の所有問題。現状では森林所有者以外、あるいは森林所有者の許可なく森林の手入れをすることができない。さらに、手入れが経済的に見合わないため、森林所有者による管理が放棄されている。 木材副産物は、昭和30年代はじめまではエネルギー資源として活用されていたが、現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律とダイオキシン類対策特別措置法によって活用しにくくなっている。			6	-	総務省の施策に係る要望がない。				
白沢村	花実の里「福舞里」プラン	1035	1035060	040490	税法に関する権限の移譲	一定期間の所得税、地方税、法人税を減免する。	新規立ち上げ法人(株式会社)の経営基盤確立。	現行法では、株式会社等を設立した場合、所得税、地方税、法人税等の納税義務が生じるため、利益が見込める一定期間の減免措置を講じることで、投資効果の拡大を図る。	-	-	3		地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				
安達郡本宮町	地域再生取り組みのため定住住民生活基盤確保促進を図る各種規制の緩和	1134	1134010	040500	定住促進からの町再生のための規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律 農地法 農家定義の設定 農地法権利移動の下限緩和 農業者年金受給要件 相続税徴収猶予 都市計画法・農地法の調整規定 都市計画法 文化財保護法 市民農園整備促進法 建築基準法 以上の法規制における自治体の裁量権等の規制緩和を受け、町再生を促進させる。	法等の規制緩和を受け、自治体の裁量による再生促進を図る。	各部門における法規制は当然必要であるが、内容により権限委譲を受けられれば、政策を実施する自治体の裁量になるが、住民により密着した内容で政策展開が可能になり、地域の再生化の促進が図られる。			6	-	総務省の施策に係る要望がない。				
磐梯町	自然から学ぶ地域再生	1231	1231010	040510	税の町村移譲	目的税として環境税の新設	環境税が創設されれば、廃棄物の堆肥化推進と、資源環境循環型の地域づくりの目的税として、自然環境の維持・保全として、環境税などの目的税の創設と導入を図りたい。	限られた財源のなかで、環境税が導入されれば国立公園である磐梯山周辺、名水百選の磐梯山西山麓の湧水保全などの環境保全に、充実にすることができる。	地方税法第4章第8節(法定外目的税)	道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。	8		法定外目的税の新設については、現行の地方税法の規定に従い慎重かつ十分な協議を行っていただき、その上で協議していただければ、地方税法の規定に照らし同意または不同意を決定。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240100	040520	固定資産税課税権限の移譲付与	誘致企業、交流宿泊施設(ホテル等)、新築住宅に対する課税免除等不均一課税を行うことにより、企業の誘導、宿泊を伴う交流人口の拡大、新築住宅の建設を誘発し、地域経済活性化と交流人口の増加を図る。	町税(固定資産税)の課税権限の移譲を受けることにより、町が独自に課税を行い、企業誘致、宿泊施設の活性化、新築住宅の建設誘導を税制面から積極的に促進する。このことにより、企業立地促進が図られ、宿泊交流人口の拡大、新築住宅建設による定住人口の増加につながり、地域雇用、地域経済の大幅な活性化と特色ある地域再生が見込めるものである。(例示:製造事業所・研究所等の新設事業所の5年間課税免除。新築住宅の5年間の課税免除など)	地方分権の確立を目指すには、課税自主権の独自性を地方公共団体に付与することが基本であり、特に、国税との関連性が無く、地域格差が大きい固定資産税については課税権限を地方に移譲願いたい。	地方税法第6条第1項及び第2項 地方税法附則第16条第1項	3	-	税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生のための基本方針(平成15年12月19日地域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325920	040530	徴税事務の一元化	納税者の利便性の向上や事務の効率化を図るため、徴税事務を一元化する。 第一段階として県税と市町村税の地方税を県レベルで一元化し、その後、国税の徴税事務を政令県の事務として移譲する。	・現在、国・都道府県・市町村でそれぞれ行われている徴税事務を地方レベルで一元化することとし、その前段として、まず地方税(県税・市町村税)の徴税事務を政令県において一元化する。 ・徴税事務を地方レベルで一元化することにより、徴税事務の合理化・コストダウン、国民・住民の納税の利便性の向上、地域における税収とサービス(負担と受益)の関係の明示が図られる。	納税者の利便性向上や徴税事務の効率化を図るため、行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	-	税の賦課徴収は、国・都道府県・市町村がそれぞれ行っている。	3		受益と負担の関係を明確化する観点からは、国・県・市町村がそれぞれの責任の下で、行政サービスとの関係等について住民の理解を得ながら税を賦課徴収することは有意義である。また、住民に最も身近な基礎的自治体として主要な行政サービスの提供主体となっている市町村の賦課徴収権限全体を、市町村の意向にかかわらず県に一元化することは、地方分権推進の観点から問題があり、適当でない。なお、本件については、国への提案以前に、県下市町村全体の同意が得られるかどうか市町村と協議し、合意形成を図ることが先決と考える。				
堺市	地方行政再生構想	2086	2086020	040540	短期臨時職員の職務範囲の拡大(市税収納業務等)	吏員が行う市税等の収納業務に関して、短期臨時職員についても軽易な収納業務が行えるよう、地方税法の吏員の定義に条例化を条件として短期臨時職員を加える。	市税の収納業務を短期臨時職員が行えるようにすることにより、市収入の向上を図る。なお、短期臨時職員の収納業務については、職務の範囲、守秘義務及び分限等について条例化を行うなど正規職員に準じた条件整備を行うとともに、その職務上、一定の雇用期間が必要であるため、構造改革特別区域法による「地方公務員に係る臨時的任用事業」の活用も併せて行い、制度の安定的運用を図る。	長期化する経済不況の中で、市税収入が悪化しているため、収納業務について短期臨時職員を充てることにより効果的な収納率の向上を図るため。	地方自治法第171条	地方自治法第171条の規定により、地方公共団体の長は出納長又は収入役をして吏員である出納員又は吏員でない会計職員に委任させることができることされており、「その他の会計職員」に任命された場合は、税金も含めて現金等を領収する収納業務に限ってはこれを行うことができるとされている。	5		公権力の行使を伴わない地方税の収納業務については、短期臨時職員が地方自治法第171条に規定する会計職員に任命されている場合は可能である。	提案の内容は、短期臨時職員が一定の条件整備を行ったうえで、収納業務の一部を担うことであるが、実現可能であるのか再度確認されたい。			地方公務員法第22条に定める短期臨時職員について、地方自治法第171条に規定するその他の会計職員に任命できないという規定はないことから、地方団体の責任において、短期臨時職員をその他の会計職員に任命することは可能と解されている。 このため、公権力の行使を伴わない地方税の収納業務については、短期臨時職員が地方自治法第171条に規定する会計職員に任命されている場合は可能である。
標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	1156	1156010	040550	現存する鮭番屋を活用した、宿泊施設への転用や、歴史保存施設としての活用。	空き番屋を宿泊交流体験施設として活用する場合、宿泊施設として各種法律が適用となるため、その緩和に向けた支援。	鮭の町ならではの特徴的な建造物である鮭番屋を体験交流施設の拠点として活用し、食育や漁業体験を通じ、地域で生産される安全な水産物を理解することで、国内水産物の需要が高まると共に、交流人口の増加による地域活性化が図られる。	現存施設をそのまま転用し使用する場合、各種の法律に抵触し、相当な投資が必要。	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	消防法施行令第1項において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項イとして取扱いい、消防用設備等の設置について規制を行っている。	7		農家民宿については「構造改革特別区域法に係る農家民宿における消防設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応について」(平成15年3月26日 消防庁予防課長通知)により、現行特区制度の中で、対象を限定して緩和を行うことにより、その弊害の有無等を確認している最中であるため、直ちに対象を拡大することは適当でない。なお、防火安全性に問題がないことが確認出来るものについては、当該案件も含め、全国展開の中で検討する。				
標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	1156	1156020	040560	食育など、地域農業理解するための民泊容認支援対策	農家が食育を目的として、体験交流者を宿泊させる場合、宿泊施設としての様々な適用を受けるが、これを容認してもらうため、関係する法律の緩和に向けた支援	酪農業を活用した食育事業の展開により、都市住民への安全な農産物への意識醸成が図られ、国内産農産物の需要拡大と、交流人口増加による地域活性化が図られる。	営利を目的とした宿泊事業ではなく、食育を目的として酪農家の日常生活を体験してもらうことに意義があることから、宿泊営業としての対応を行うことで、当初の目的が達成されないことや、施設改修を伴う場合、相当な経費負担が伴うため、事業の活発化が望めない。	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	消防法施行令第1項において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項イとして取扱いい、消防用設備等の設置について規制を行っている。	7		農家民宿については「構造改革特別区域法に係る農家民宿における消防設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応について」(平成15年3月26日 消防庁予防課長通知)により、現行特区制度の中で、対象を限定して緩和を行うことにより、その弊害の有無等を確認している最中であるため、直ちに対象を拡大することは適当でない。なお、防火安全性に問題がないことが確認出来るものについては、当該案件も含め、全国展開の中で検討する。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンビナート地域再生プロジェクト)	1276	1276010	040570	保安四法の地方への権限移譲(石炭法) - レイアウト新設 変更許認可権 -	レイアウトの新設 変更届出に係る許認可権について、市町村(消防本部)にその権限を委譲する。	事業所レイアウトは、当該地域の周辺環境、事業所毎の取扱物質・取扱量に伴う危険性、また地域防災計画を勘案して最善かつ合理的に判断されるべきもので、その届出(審査)先を地域特性を最も把握している市町村(消防本部)に権限委譲することにより、適切かつ迅速な処理とファイナクミカルなど生産までの時間の短縮が事業の成否を分ける先端産業の立地促進を図る。	事業所レイアウトの新設・変更の指示権は、現行法により主務大臣(総務省他)となっているため、地域毎の特性が活かされず全国一律に判断されている。しかしながら、事業所レイアウトは、本来、当該地域の周辺環境、事業所毎の取扱物質・取扱量に伴う危険性、また地域防災計画を勘案して最善かつ合理的に判断されるべきものであることから、その届出(審査)先を地域特性を最も把握している市町村(消防本部)及び県に権限委譲することが適切と考えられる。	石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条、第8条、第11条、第12条及び第13条[総務省、消防庁、経済産業省]	事業者から新設・変更に関する計画の届出 国で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 着工、工事完了後、国に「完了届」を提出 国で確認検査を実施	3	石油コンビナート等災害防止法等については、昨今の企業災害の続発を踏まえ、安全対策の検討を進めているところであり、レイアウト審査についても当面は国が責任を持って審査を行うべきであると考えられる。 また、石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、災害が発生した場合に、自衛防災組織や消防機関による有効適切な消防活動により隣接施設地区への被害の拡大を防止するため、セットバックエリアの確保や特定通路の幅員等により、円滑な消防活動空間を確保し、また、災害時の放射熱の影響を低減させるための措置等を講じることとする客観的な基準を定めたものであり、地域の実情に応じて規制内容に差が生ずるものではない。 審査の迅速性については、石油コンビナート等災害防止法第8条第5項において三月以内に審査を行うことと規定されているところであるが、総務省・経済産業省では迅速化を図るため、平成十年から三十日以内に審査を完了させることとしている。 審査に際しては、消防防災上の観点のみならず、警察庁、環境省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省及び関係都道府県知事、関係市町村長の意見を聴き(石炭法第五條、第七條及び第八條)となっており、この手続きにのっとり事務を処理するためには三十日間は必要最低限の期間である。仮に市町村が事務を担当しても、この手続は必要不可欠であり、これ以上の迅速化は不可能である。よって市町村長等に移管することは認められない。 なお、本件については、総合規制改革会議がまとめた「全国規模での規制改革要望事項」において同一の要望が提出されており、本回答は同要望に対する回答と同等である。	提案の趣旨を踏まえ検討された。			一定量以上の石油・高圧ガスが貯蔵・取り扱われる石油コンビナート等特別防災区域については、災害の発生及び拡大防止の観点から、一体として防災体制を確立することが緊要である。この特別防災区域に所在するレイアウト事業所については、多量の石油及び高圧ガスが貯蔵取り扱われることから、災害の発生及び拡大防止のために特別な規制が必要である。この規制は石油コンビナート等特別防災区域といふ特別な区域における規制であり、地域の実情に關係なく統一的な判断のもとに規制する必要がある。 また、レイアウト審査は、県域を超える規模の災害対応へも配慮した中でより適切かつ総合的な判断を行う必要があるため、消防法及び高圧ガス保安法を所管する総務省消防庁と経済産業省、関係省庁、地方公共団体(道府県・消防本部)が災害防止上の観点に立脚して総合的にこれを行っている。こうしたことから、国がレイアウト審査事務を行うことが適当であり、市町村長等に事務を移管することは認められない。	
四日市市	四日市市臨海部工業地帯の再生	2156	2156010	040580	石油コンビナートの施設の新設・変更等に係る届出先の市町村長等への移管	石油コンビナートの施設の新設・変更等に係る届出先については、現行法により主務大臣(総務大臣、経済産業大臣)と定められているところを、コンビナートの実情を把握している市町村長に移管する。	石油コンビナート等災害防止法は、コンビナート地域における災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的としていることから、当該地域並びに当該施設地区の周辺環境、及び事業所毎の取扱物質・取扱量に伴う危険度などの地域特性を踏まえた規制が必要である。このことから、石油コンビナートの施設の新設・変更等に係る届出先及び審査主体を地域特性を十分に理解している市町村長にその権限を移管しようとするものである。	新設・変更等の届出先(審査)を市町村長とすることにより、手続きの迅速化と事業者負担の軽減が図られるとともに、地域が規制を担当することから、現地調査の実施など地域特性に応じたより効果的な指導が可能となり防災面からも有効である。	石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条、第8条、第11条、第12条及び第13条[総務省、消防庁、経済産業省]	事業者から新設・変更に関する計画の届出 国で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 着工、工事完了後、国に「完了届」を提出 国で確認検査を実施	3	石油コンビナート等災害防止法等については、昨今の企業災害の続発を踏まえ、安全対策の検討を進めているところであり、レイアウト審査についても当面は国が責任を持って審査を行うべきであると考えられる。 また、石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、災害が発生した場合に、自衛防災組織や消防機関による有効適切な消防活動により隣接施設地区への被害の拡大を防止するため、セットバックエリアの確保や特定通路の幅員等により、円滑な消防活動空間を確保し、また、災害時の放射熱の影響を低減させるための措置等を講じることとする客観的な基準を定めたものであり、地域の実情に応じて規制内容に差が生ずるものではない。 審査の迅速性については、石油コンビナート等災害防止法第8条第5項において三月以内に審査を行うことと規定されているところであるが、総務省・経済産業省では迅速化を図るため、平成十年から三十日以内に審査を完了させることとしている。 審査に際しては、消防防災上の観点のみならず、警察庁、環境省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省及び関係都道府県知事、関係市町村長の意見を聴き(石炭法第五條、第七條及び第八條)となっており、この手続きにのっとり事務を処理するためには三十日間は必要最低限の期間である。仮に市町村が事務を担当しても、この手続は必要不可欠であり、これ以上の迅速化は不可能である。よって市町村長等に移管することは認められない。 なお、本件については、総合規制改革会議がまとめた「全国規模での規制改革要望事項」において同一の要望が提出されており、本回答は同要望に対する回答と同等である。	提案の趣旨を踏まえ検討された。			一定量以上の石油・高圧ガスが貯蔵・取り扱われる石油コンビナート等特別防災区域については、災害の発生及び拡大防止の観点から、一体として防災体制を確立することが緊要である。この特別防災区域に所在するレイアウト事業所については、多量の石油及び高圧ガスが貯蔵取り扱われることから、災害の発生及び拡大防止のために特別な規制が必要である。この規制は石油コンビナート等特別防災区域といふ特別な区域における規制であり、地域の実情に關係なく統一的な判断のもとに規制する必要がある。 また、レイアウト審査は、県域を超える規模の災害対応へも配慮した中でより適切かつ総合的な判断を行う必要があるため、消防法及び高圧ガス保安法を所管する総務省消防庁と経済産業省、関係省庁、地方公共団体(道府県・消防本部)が災害防止上の観点に立脚して総合的にこれを行っている。こうしたことから、国がレイアウト審査事務を行うことが適当であり、市町村長等に事務を移管することは認められない。	
静岡県	静岡政令市構想	1325	1325870	040590	有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可等	有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可等について、有線テレビジョン放送法に基づく総務大臣の権限を総務省地方総合通信局から政令市に移譲する。	・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令市の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス事業)の許認可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第3条、第6条、第7条、第10条の2、第10条の3、第11条、第24条、第25条、第26条、第27条、第30条の2及び第32条	有線テレビジョン放送施設の新設・変更に関する計画の届出 国で審査し、計画の内容により計画に対する指示、不指示を実施 着工、工事完了後、国に「完了届」を提出 国で確認検査を実施	3	有線テレビジョン放送施設の新設・変更等については、昨今の企業災害の続発を踏まえ、安全対策の検討を進めているところであり、レイアウト審査についても当面は国が責任を持って審査を行うべきであると考えられる。 また、石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、災害が発生した場合に、自衛防災組織や消防機関による有効適切な消防活動により隣接施設地区への被害の拡大を防止するため、セットバックエリアの確保や特定通路の幅員等により、円滑な消防活動空間を確保し、また、災害時の放射熱の影響を低減させるための措置等を講じることとする客観的な基準を定めたものであり、地域の実情に応じて規制内容に差が生ずるものではない。 審査の迅速性については、石油コンビナート等災害防止法第8条第5項において三月以内に審査を行うことと規定されているところであるが、総務省・経済産業省では迅速化を図るため、平成十年から三十日以内に審査を完了させることとしている。 審査に際しては、消防防災上の観点のみならず、警察庁、環境省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省及び関係都道府県知事、関係市町村長の意見を聴き(石炭法第五條、第七條及び第八條)となっており、この手続きにのっとり事務を処理するためには三十日間は必要最低限の期間である。仮に市町村が事務を担当しても、この手続は必要不可欠であり、これ以上の迅速化は不可能である。よって市町村長等に移管することは認められない。 なお、本件については、総合規制改革会議がまとめた「全国規模での規制改革要望事項」において同一の要望が提出されており、本回答は同要望に対する回答と同等である。	提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。			有線テレビジョン/放送施設の設置許可等については、次の理由から国の責任で行うことが効率的・効果的である。 有線テレビジョン/放送は地上放送の再送信メディアとして重要性が高く、放送が全国あまねく受信されることを確保するという国の放送政策の下、他の放送メディアと一体的に全国的な視点から規律する必要があること。 他の放送メディアに関する様々な技術と整合性を持った高度・専門的な技術に関する知識が必要であること。 全放送メディアのデジタル化の進展等に対応して、有線テレビジョン放送事業者の合併・提携の動きが加速しており、行政区域を超えた広域的な事業展開に対応する必要があること、等から、国(総務大臣)が行うことが適当である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各都府庁からの回答
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325880	040600	有線テレビジョン放送事業者の業務の届出等	有線テレビジョン放送業務の開始、変更及び契約約款等について、有線テレビジョン放送法に基づく総務大臣の権限を総務省地方総合通信局から政令県に移譲する。	・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境を整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス事業)の許可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第12条、第13条、第14条、第15条、第17条の2、第18条、第24条及び第32条	有線テレビジョン放送業務開始等については、有線テレビジョン放送法に基づき、総務大臣の権限とされている。	3		有線テレビジョン放送施設の設置許可等については、有線テレビジョン放送は地上放送の再送信メディアとして重要性が高く、放送が全国あまねく受信されることを確保するという国の放送政策の下、他の放送メディアと一体的に全国的な視点から規律する必要があること、他の放送メディアに関する様々な技術と整合性を持った高度・専門的な技術に関する知識が必要であること、全放送メディアのデジタル化の進展等に対応して、有線テレビジョン放送事業者の合併・提携の動きが加速しており、行政区域を越えた広域的な事業展開に対応する必要があること、等から、国(総務大臣)が行うことが適当である。	提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。			有線テレビジョン放送施設の設置許可等については、次の理由から国の責任で行うことが効率的・効果的である。 有線テレビジョン放送は地上放送の再送信メディアとして重要性が高く放送が全国あまねく受信されることを確保する上、国の放送政策の下、他の放送メディアと一体的に全国的な視点から規律する必要があることから、国の責任で行うことが効率的かつ効果的であること。 他の放送メディアに関する様々な技術と整合性を持った高度・専門的な技術に関する知識が必要であることから、国の責任で行うことが効率的かつ効果的であること。 全放送メディアのデジタル化の進展等に対応して、有線テレビジョン放送事業者の合併・提携の動きが加速しており、行政区域を越えた広域的な事業展開に対応する必要があることから、行政区域を限定される都道府県に対し、その限定がない国の責任で行うことが効率的かつ効果的であること。
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325890	040610	コミュニティ放送局の開設等に関する手続き	コミュニティ放送局の開設等について、電波法に基づく総務大臣の権限を総務省地方総合通信局から政令県に移譲する。	・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境を整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般乗合旅客自動車運送事業(乗合バス事業)の許可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	電波法令(一部放送法令を含む)	コミュニティ放送局免許等の処分権限は地方総合通信局に委任されている。	3		コミュニティ放送局の開設等については、放送局の免許に当たっては、周辺の無線局との間の混信の除去、周波数の有効利用等の観点から全国的に統一した周波数管理を行う必要があること。コミュニティ放送の周波数は、一般のFM放送と同一の周波数帯を使用していることから、コミュニティ放送が使用する周波数だけを切り出して管理することも困難であること。コミュニティ放送の免許事務においては、全国的な周波数の割当て及び使用状況について把握する必要があり、これらの資料を元に混信の有無等について検討する専門的知識を有する人員の配置も必要になること。等からコミュニティ放送局の開設等については、国が行うことが適当である。	提案の実現により、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に行うことができるという趣旨を踏まえ、再度検討されたい。			コミュニティ放送局の開設等に関する手続きについては、次の理由から国の責任で行うことが効率的・効果的である。 放送局の免許に当たっては、周辺の無線局との間の混信を防止し、有限稀少な周波数を有効利用するために、全国的に統一した周波数管理を行う必要があることから各都道府県のみで周波数を管理することは不適当であること。 特にコミュニティ放送の周波数は、一般のFM放送と同一の周波数帯を使用していることから、コミュニティ放送が使用する周波数だけを管理することは、一般のFM放送局への周波数割り当てに影響を与えることから困難であること。 また、コミュニティ放送は、市区町村の一部地域を対象とした放送局であるが、その発射する電波は隣接する市区町村や県外の地域まで影響を及ぼすこともあり、都道府県が免許事務を行うことは、適当でないこと。 コミュニティ放送局の免許事務においては、一般の放送局等他の無線局との混信を防止するため、専門的知識を有する人員の配置が必要となること。
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079070	040620	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲	産学官連携を推進するための競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通して公募されることから、産学官研究開発グループには、情報収集等に大きな障害となっている。産学官研究開発グループへの周知徹底・利便性向上を図るため、情報提供・受付窓口の一本化を図るとともに、その採択にあたっては、国の出先機関等が、地域の実情に応じて、決定できるように権限移譲を行う。	(内容) 産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興(効果) 利便性向上により、競争的資金等の活用拡大が図られ、産学官連携が促進される。また、権限移譲により、地域の実情に配慮した研究開発が推進される。	産学官連携に係る競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通して公募されることから、産学官研究開発グループには、情報収集等に大きな障害となっている。また、中央で決定されることから、必ずしも地域の実情が反映されていない。		競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上、研究者のレベルアップ及び世界をリードする知的資産の創出を図るため、戦略的な重点目標に沿った独自性・新規性に富む研究開発を推進するため、平成14年度より、「戦略的情報通信研究開発推進制度」を実施。	3		競争的資金については、制度毎にきめ細かい対応を行う必要があることから窓口は制度毎に設けている。 また、「情報通信研究開発推進制度」では採択に当たり、我が国の情報通信技術分野の研究開発力を向上させることを目的として、独自性・新規性の観点から外部の有識者からなる評価委員会での評価結果に基づいて採択案件を決定しており、全国的な視点からの判断が必要である。	窓口の一般化については、提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるよう、関係各省の間で連携して予算執行する等工夫することが出来ないか、検討されたい。また、地域の実情に応じて国の出先機関等が決定しているよう権限委譲を求めている点は、要望の趣旨が実現できないか再度検討されたい。			(窓口の一般化) 国の競争的研究資金制度の情報提供については既に総合科学技術会議より一覧が公開されているところ。 http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/ichiran.pdf 窓口の一般化については総合科学技術会議の議論を踏まえた上で協力することは可能である。 (地方への権限委譲) 情報通信分野は競争が激しくこの分野における競争的資金にはグローバル性・機動性が求められ、このためには全国からの課題に對し公平・公正な審査を行い、採択を決定するのが適当である。 なお、情報提供及び提案受付窓口については地方総合通信局としている。
鶴岡市	鶴岡山グリーンツーリズム再生事業	1230	1230010	040630	各種許認可制度の一括許可申請及び一括許可制度	鶴岡山周辺は国立公園内であり更に原生林であるブナ林も生息しており、その整備に当たっては今の国立公園法・森林法・保安林法の許認可の一括取り扱いと規制緩和を図る。	歴史と文化をとおした自然探訪と山岳信仰の道や湯道を復元し整備を図る。	現在民間組織で山楽校と称し「湯道」の調査を行っており、これを起点として総合的な計画をすることにより町の活性化につながる。			6	-	総務省の施策に係る要望がない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232030	040640	事業主体の町とPFI事業者の合同実施の認定	補助事業の事業主体を拡大し、町とPFI事業者などの組み合わせた形でも対象とする	事業主体の拡大を図ることにより、PFIを含む民間と町との新たな共同事業を取り組むことにより新規雇用の創出が図られる。	民間を含む新たな事業主体を認定することにより、雇用の拡大と市場の活性化が図られる。	過疎地域自立促進特別措置法第11条第2項「国は、過疎地域の自立促進を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。」	現在のところ、法第11条第2項の規定に基づく政令は制定されていないが、予算補助として所管する補助金においては、補助事業者は過疎地域市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である広域市町村圏の一部事務組合等とされているところである。	6		平成16年1月27日付で提案団体に対し確認をしたところ、過疎対策室所管補助金を予定しているものではないことが判明したため。				
北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	2083	2083070	040650	公の施設の使用・占用料金設定の自由裁量への見解	公の施設の使用や占用はそれぞれの根拠法に基づき、各自治体の条例で料金が定められている。しかし、概ね設定については、全国共通な考え方となっているため、改定も困難である。地域再生計画区域においては、その目的にあった項目(イベント利用等)については、統一かつ自由裁量で使用料金の設定ができる見解を示す。	公の施設の使用や占用について、項目を限定して(イベント利用等、賑わいの創出が期待されるようなものを対象)料金を低廉化することにより民間事業者の参入を促進する。	公の施設の民間開放を行うためには、権限委譲や条件の整備を行うとともに、これを利用する者が使い易くかつ管理する側も簡素な手続きで許可できることが必要である。よってこの利用料金も項目の限定したうえで、算定しやすく使いやすい料金設定が必要である。	地方自治法第225条、第228条第1項	8		普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けて行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。使用料に関する事項については、条例で定めることとされている。	提案者の要望は、統一かつ自由裁量で資料料金を設定するものであるが、それも含まれると考えると何ら規定はないものではないか。			当初の回答のとおり、地方自治法等において、使用料の具体的な定め方の基準等について何ら規定はないことである。	
水屋グループと西東京市役所防災課との共同提案(現在進行中)	日本の新しい防災予防対策整備の強化策ならびに、地域住人の防災への意識改革地元商工業の活性化及び構造改革。	3057	3057010	040660	各市の公共施設に備える飲用水整備を図る為自治体レベルでの予算支援	各市における財源不足による防災予算が取れない為、防災整備の遅れが目立ちます。地域住人の意識改革や酒販店の意識改革及び構造改革の促進のためにも必要最低限の支援措置を考慮願います。日本における地下水の汚染、緊急井戸に指定されている場所でも飲用不適が目立ち、緊急時の安全な飲用水の確保がこの先必ず不足していくことでしょう。対策整備には時間が相当かかるので国よりならんかの対策を願います。	西東京市と西東京市小売酒販組合との協力協定書を添付しておりますが、地域ありとあらゆる場所に最低1400箱のピュアウォーター18%箱入りを用意するものとのない体制整備が実現いたします。この事業の理念は、意識改革な主な事業ですがペットボトル等のゴミ問題、減量化、資源の再利用、再活用も念頭に置き、地域住人のリサイクル活動の促進や飲用水の重要性なども普及していくためです。	基本概念は、公共施設及び、地域住人各家庭における飲用水の確保は事業者負担、各家庭負担を薦めております。しかし意識改革にはそれ相当の期間を有するためいち早く体制整備を図る為、住人の自立場所だけでも備えていく必要性はあると思います。	災害対策基本法第4条、第5条 消防防災施設整備費補助金交付要綱	5	-	地域における自主的な取り組みの好事例と見られることから、消防防災施設整備費補助金の活用を検討していただくとともに、消防庁としても機会を捉えて他の自治体等に対し事例紹介等の情報提供を行っていききたい。					
愛媛県	しまなみ海道住民参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	2151	2151030	040670	広域観光推進のための基盤整備	国が実施している観光振興に関する補助事業の対象者を市町村に限らず、関係者で構成する協議会組織のほか、民間事業者・NPO等を対象者に含める。行政や観光協会等が設置する各種標識や案内板の作成基準等の要件を緩和する。	〔具体的な取り組み〕 地域住民誰もが観光事業に携わることの出来る体制づくりを行い、様々な視点から、観光に係わる事業や観光施設の整備等を行う。 地域内に設置する観光標識や案内板のデザインやロゴを統一し、また、道路沿線の花木などを統一して植栽する。 〔効果〕 ・補助事業の迅速、効果的な執行 ・来訪者に分かりやすく親切的な観光地の整備	しまなみ海道沿線地域には、魅力的な観光地が数多くあるものの、複数の市町村にまたがって点在しているため、効果的な広域観光を推進していく上では、それらを線で結び、統一性のとれた観光振興を図る必要がある。また、市町村を事業主体とした国庫補助事業では、広域観光への取り組みに限界があるため、様々な取り組みを行う民間団体も対象とすることで、官民一体となって地域づくりに取り組んでいくことができる。 観光標識等のデザインやサイズが均一でないため、来訪者にとって非常に分かりにくいいため、統一した案内板等の設置が求められている。			6	-	総務省の施策に関係する要望がない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149010	040680	各省庁の公共施設整備事業における木造化推進の徹底	国においては、平成8年7月、関係省庁における木材利用推進の円滑な実施が図られるよう、「木材利用推進関係省庁連絡会議」を設置し、木材利用推進に関する情報交換等を行うとともに、林野庁から各関係省庁に対し、各種施策の実施に当たり、積極的な木材利用の促進について依頼しているところであるが、未だに徹底されていないことから、今後、さらに連絡会議の趣旨を徹底するとともに、各省庁の公共施設整備事業等の導入に当たっては、可能な限り木造化が図られるような施策とすること。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。	なし	5	5	地域材利用促進対策については、従来から地方財政措置を講じてきているところであり、関係省庁等と連携し引き続き支援してまいりたい。	提案者の要望の趣旨である、更なる木材利用の促進の観点から、再度検討されたい。				木材利用推進関係省庁連絡会議を通じて関係省庁と連携を図り、一層の木材利用の促進を支援してまいりたい。
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149020	040690	国庫補助事業の採択要件の緩和	国庫補助事業の中で、例えば、林野庁所管の「木造公共施設整備事業」では、公共施設を木造化するに当たって、学校に関連した施設であることとか、先駆性のある木造施設であることかの規制があることから、地域の実情に合わせて、これら規制を緩和することにより、木造化を推進する。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。			6	-	総務省は要望にあるような国庫補助事業を有していない。				
深川市	深川市地域活性化戦略	1018	1018010	040700	住基カードの発行対象の拡大と他自治体サービスの容認	住民基本台帳法第30条の44第一項、第三項及び第八項に規定する条文の改正。	地域ポータルサイトを構築し、自治体から認証を受けた個人、企業等の経済主体がICカード(住基カード)に格納された認証機能により電子商取引市場に自由に参入し、地域の農産物等のショッピングモールを設けたり、企業間取引を行うなど、地域の経済活動の振興を図る。ICカードにより取引の安定性、安全性は増し、個人や事業者の決済基盤を強化する。	住所地の要件がICカード(住基カード)の普及の障害となっており、より自由度を高めることにより、地域経済の活性化と雇用の創出が可能となること。	住民基本台帳法第30条の44第1項	住基カードの交付を申請できるのは、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者に限定される。	3		住基カードは、申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長が、住民基本台帳の記載事項と照合しつつ、本人確認を行って発行されるものである。従って、住民基本台帳が備えられている市町村以外での発行、及び企業等の経済主体に対する発行はできない。	地域活動の振興を図る観点から、提案の趣旨が実現できないか再検討されたい。			住基カードの性質から、当該市町村の住民基本台帳に記載されている者以外への発行を行うことはできないものである。
深川市	深川市地域活性化戦略	1018	1018020	040710	地域の中小企業を対象とする認証可能な「公的法人認証」制度の創設	取引の安全性を高め、参入を容易ならしめるため、企業等の識別を確保する制度の創設	地域ポータルサイトを構築し、自治体から認証を受けた個人、企業等の経済主体がICカード(住基カード)に格納された認証機能により電子商取引市場に自由に参入し、地域の農産物等のショッピングモールを設けたり、企業間取引を行うなど、地域の経済活動の振興を図る。ICカードにより取引の安定性、安全性は増し、個人や事業者の決済基盤を強化する。	多様な経済主体の参入を可能とすることで地域経済の活性化を図り、雇用の創出が実現できる。	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第30条の44第8項	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律により、市区町村長が申請者の本人確認事務を、都道府県知事が電子証明発行事務を行う公的個人認証サービスを規定している。また、住基カードの条例利用領域は、条例に規定する目的のために利用することができる。	5	5	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律は、地方公共団体が公的個人認証サービスとは別に住民に対して電子証明書発行サービスを行うことを禁止するものではない。また、条例で定めることにより、独自の電子証明書発行サービスの実施に伴い、必要なアプリケーションを住基カードの条例利用領域にインストールすることも可能である。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
市川市	子育て、福祉、介護、健康、安全等の財・サービスによる地域再生	1122	1122010	040720	地方公共団体の行政サービス(施設使用等)における地域通貨利用	地域通貨の行政サービス(施設使用等)利用を許可する。	近い将来、行政サービス(施設使用等)を地域通貨で利用可能とするなど、地域通貨が更に循環し、コミュニティの活性化による地域内消費循環、コミュニティ・ビジネスの創造が促進された運営が可能となる。	現状の地方自治法第225条では、公の施設利用につき使用料を徴収することができるとあるが、地域通貨で利用できることとならず、地域通貨の付加価値として運営できない状況である。	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第155条、第156条の2、第156条	現在、地方自治法で認められている地方公共団体の収入の方法は、現金のほか証紙(使用料・手数料のみ)、証券(小切手、郵便振替払出証書、郵便為替証書、無記名式の国債・地方債及びその利札)、口座振替、郵便振替に限られている。 なお、地域再生構想において「ITを活用した地域通貨」について言及されているが、平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステム」の開発・実証事業を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。	3	地方公共団体の歳入は現金で行うのが原則である。この例外として証券による方法が認められているが、公正さと確かさが担保されなければならないことから、性質上一般に直ちに現金に換えることができる証券に限定されている。提案の地域通貨については、その目的や性格が多様であり、また用途の限定や法的な位置づけについて課題があるなど、上記に準じた性質を有しているとは必ずしも言えず、地方公共団体の歳入として使用することは適当と考えられない。 なお、公の施設の使用料について、ボランティア活動に参加することにより支給される地域通貨ポイントとの引き換えにより、施設の使用料を減免する旨の規則を定め、提案内容の趣旨を実現させている地方公共団体はであると承知している。 また、「ITを活用した地域通貨モデルシステム」の開発・実証事業においては、今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体を選定することとしているので申し添える。				提案の趣旨を踏まえ検討された。	当初の回答のとおり、地域通貨を地方公共団体の歳入として使用することは適当と考えられない。
新井市	バイオ・リージョン(生命地域)の形成	1313	1313010	040730	住民票コードの地域通貨管理システムに対する利用の容認	自治体が発行する地域通貨のシステムについて、地域住民にすべからず利用しやすいものとするとともに、安価にそのシステムを構築する必要があり、また、紙幣やICカード・携帯モバイルの利用を視野に置くとともに、連携する大都市住民の利用も視野に置く必要がある。このためには、個人認証によりセンターサーバー型で管理する方式が有利となる。そこで、住民基本台帳における住民票コードを利用することが最善の方法と考えられるが、住民基本台帳法により、その利用が制限されている。すなわち、民間事業者等が住民票コードの告知をもとめることができない。そこで、自治体が発行する地域通貨について、住民票コードの利用制限を緩和を提案する。	地域再生に向け、地域通貨を活用し、「バイオ・リージョン」を実現するため、「都市・農村の交流・対話の場」「住民の協働・互助の場」「産業活性化・地域投資の場」を積極的に実施することを計画している。「都市・農村の交流・対話の場」：「食と農の地域づくり」・「スローツーリズム」・「都市交流プロジェクト」など、交流・対話の場を創出し、一定の条件のもと、地域通貨を交付する。例1) 都市と農村・防災協定を結ぶことを予定している都市や、保健施設を開設し、提携施設に切り替わろうとしている都市を対象に、地域の連携を高める。農業と観光の活性化を図るため、都市住民に対し、一定の対価のもと、地域通貨を交付し、市民に配布してもらう。当市の提携施設を利用した都市住民は、その地域通貨を利用することができる。例2) 同様の観点から、都市部の商店街に地域通貨を交付し、商店街利用者等に配布してもらい、当地への観光及び商店街における当市の商品の購買に利用してもらう。例3) 当地への集客を積極的に行う観光エージェンシーに対し、地域通貨を交付する。「住民の協働・互助の場」：「農の手育ち力」の充実。「地域に特化した小学校教育の充実」。「高齢者の自立支援と元気高齢者づくり」。「暮らしやすい社会づくり」。「あどりの安全と中山間地域対策」など、協働・互助のために活動する者に対し、地域通貨を交付する。例4) 協働に含めたNPO・住民団体等が活動し、子育てボランティア、学校教員ヘルパー、介護・高齢者お助け隊、みどりの保全ボランティアなどない地域通貨を交付する。「産業活性化・地域投資の場」：「観光再生事業」・「エコ交通促進事業」・「産業立地促進対策」・「中心市街地活性化対策」・「バイオ・エネルギー利活用実証事業」・「バイオ関連促進対策」など、産業活性化・地域への再投資に資する事業者に対し地域通貨を交付する。併せて、地域への観光・人流の活性化に資するため、公共交通における地域通貨の利用を可能とする。以上により、交流・対話する地域・農との連携が効果的に図られるとともに、地域内における協働・互助の活動が活発になる。また、地域産業の活性化及び新規産業の立地・地域内への再投資につながる。	住民票コードが利用できない場合、全住民を対象としたシステムの構築することが著しく困難である。このため、数回まで使える商品券の交付などに手法が限定され、広範な施策への活用ができない。また、連携する都市自治体住民に対する交付手段も非常に限定的となる。住民票コードの告知制限があると、地域通貨の管理できる場所が公共機関に限られ、補助商品券等がなくなれば、利用できる場所が限定されてしまう。	住民基本台帳法第30条の4第3項、第2項	住民票コードの民間利用は禁止されている。 なお、平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステム」の開発・実証事業を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。	3	住民基本台帳法においては、個人情報保護の観点から住民票コードの利用を厳しく制限することとし、民間利用を禁止しているため。 なお、「ITを活用した地域通貨モデルシステム」の開発・実証事業においては、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発することとしているが、本事業は、住民票コードを利用せずとも目的を達成することが可能であり、総務省においては、「ITを活用した地域通貨」においては、住民票コードの利用は必要ないと考えている。 また、本事業においては、今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体を選定することとしているので申し添える。				提案者の要望である、住民票コードの民間への開放がなくても、地域住民が利用しやすい安価なシステムの構築が可能であるとの確認された。	総務省としては、提案者の要望である、住民票コードの民間への開放がなくても、地域住民が利用しやすい安価なシステムの構築が可能であると考えている。
電子認証局市民ネットワーク福岡	ITを活用した地域通貨モデル	3021	3021010	040740	*複数回流通可能な商品券型地域通貨の認可基準の緩和 紙幣類似証券取扱い 商品券型地域通貨の複数回流通を <http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku/chiiki/20030428.htm> (支援措置の範囲)全国 *公的個人認証サービスの民間利用基準の緩和 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条 公的個人認証サービスによって発行されたデジタル証明書を含む認証できる「署名検証者」は、認定認証機関に限定されているが、この条件を緩和し、地方自治体が認めた民間事業者にも失効情報を提供し安全に署名を検証できるようにしていただきたい。 (支援措置の範囲)当該地域のみ (内容)公的個人認証サービスによって発行されるデジタル証明書は、暗号化電子メールなどで利用されている電子署名の標準であるS/MIMEに準拠していないため、一般的に普及しているソフトウェアで署名や暗号化などを行うことができないという問題がある。我々が提案する電子地域通貨では、一般に入手が容易なS/MIME標準に準拠した暗号化と電子署名の形式を利用するため、これが大きな問題となる。このため、公的個人認証の証明書を利用しより広範囲のソフトウェアで利用できるデジタル証明書を可能な限り低コストで二次発行して利用したい。認定認証機関を利用する方法は、デジタル証明書の価格が高くなるため電子地域通貨のような用途ではコスト的に現実的でない。	飯塚市、株式会社アイ・ビジネスセンター、飯塚商店街連合会、NPO法人電子認証局 市民ネットワーク福岡、飯塚商工会議所、近畿大学、九州工業大学、地域金融機関	飯塚市は、中世の交通の要所でありまた産炭地の筑豊地方の中核都市として繁栄した歴史を持つ都市であり、文化的にも嘉穂劇場など多くの資産を持っている。 主要産業だった石炭産業からの転換への対応として、技術系大学誘致による学園都市化と情報産業を中心とする産業育成を行ってきたが、これらの努力の成果が地場産業として実を結び雇用を生むという段階にはきておらず、公的補助金への依存度が高いのが現状である。このような状況は、地域の活力を失わせ、それが地域内での貨幣の遠流や地場産業への再投資や雇用が減少するという負の連鎖に悩まされている。	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条第1項	電子証明書の署名検証者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第2号に規定する行政機関等並びに電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者及び同法第2条第3項に規定する特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者とされている。 なお、平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステム」の開発・実証事業を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。	3	公的個人認証サービスはシステム及び電子証明書について高い信頼性が求められることから、行政機関の他一定の基準を満たす事業者のみが取り扱うこととしている。 なお、「ITを活用した地域通貨モデルシステム」の開発・実証事業においては、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発することとしているが、総務省は、公的個人認証サービスの民間利用基準の緩和を行わずとも、「ITを活用した利便性の高い地域通貨」は実現可能であると考えている。 また、本事業においては、今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体を選定することとしているので申し添える。				提案者の要望は、ITを活用した利便性の高い地域通貨と、それを構築することによって地域経済の活性化をはかるものであり、その趣旨を踏まえ再度検討されたい。	署名検証者の対象範囲の拡大については、立法趣旨の整理や関係者との協議等を踏まえううえで検討する必要がある。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098010	040750	地域再生マネージャーの採択基準、対象、利用条件等に係る要件の緩和	<p>総務省において来年度の導入が予定されている地域再生マネージャー制度における採択基準を緩和する。</p> <p>地域再生マネージャーには、登録された人材以外でも、市町村の推薦があれば選定することができるようにする。</p> <p>また、地域再生マネージャー以外に、必要に応じて専門家をアドバイザーとして招聘することができるようにする。その費用も本制度の対象とする。</p>	<p>地域再生マネージャーの指導のもとプロジェクトチームを組織し、地域再生構想を実現するためのアクションプログラムを策定する。同時に、アクションプログラムを実施する人材の誘致、教育、育成を行う。人材の教育、育成にあたっては、官民間問わずやる気のある人材を対象にこれを実施する。</p> <p>すぐにでも開始できるアクションプログラムは、構想の策定が終了していても、すぐに着手する。その他のアクションプログラムについては、条件が整い次第、順次実施していく。</p> <p>地域再生マネージャーは、プロジェクト開始後も一貫して進捗管理を行い、適宜軌道修正を行っていく。また、必要に応じて専門家をアドバイザーとして招聘し、適切な指導を実施していく。</p> <p>これにより、事業内容を現代のビジネスに即した実践的なものにすることが可能となり、さらに自立して継続的に構想を推進していく体制づくりが可能となる。</p>	<p>本構想を実現するためには、ビジネスの実務に精通したマネージャーの存在が必要不可欠であるが、現状の地域行政のマネージャーを新たに雇用するのは、制度的にも予算的に困難である。</p> <p>地域差性マネージャー制度は、この問題を解決するものだが、マネージャーの登録制は運用方法を間違えると、本来の目的である実務に精通した人材の登用の可能性を狭めることになりかねない。</p> <p>それゆえ、すでに実績のある人材については、登録の有無にかかわらずこれを登用できるよう制度の緩和を望む。</p>		「地域再生マネージャー事業」については、平成16年度からの事業実施に向けて、現在制度を検討中である。	2		「地域再生マネージャー事業」については、平成16年度から事業を実施する。制度の詳細については現在検討中であるが、対象団体や地域再生マネージャーについて、特段の限定を設けるものではない。				
富山県	とやま産業活性化プロジェクト	1291	1291080	040760	コミュニティファンドへの支援	<p>コミュニティファンドへの財源支援(地方債の発行、元利償還金の交付税措置)を要望するもの。</p>	<p>県からコミュニティファンドの出資にあたり、財源の支援(地方債の発行、元利償還金の交付税措置)を受けることは、県財政から見て不可欠であり、中小企業の創造的な事業活動や地域貢献型事業の促進に大いに寄与するものである。</p>	<p>県からファンドへの出資にあたり、財源の支援を受けることは、県財政から見て不可欠であり、中小企業の創造的な事業活動や地域貢献型事業の促進に大いに寄与するものである。</p>	なし	平成16年度より、「コミュニティ・ファンド形成支援事業」として、コミュニティ・サービス事業に融資等を行うコミュニティ・ファンドを形成するため、地方公共団体が公益法人等に出資・貸付を行ない、地方債を発行する場合、その償還金利子の一部を地方交付税に算入することとしており、現在、事業の詳細を検討中。	2		平成16年4月を以てして、事業要綱を通知する予定。同要綱に基づき、コミュニティ・ファンドを形成するため、公益法人等に出資・貸付を行なう地方公共団体に対し、その償還金利子の一部を地方交付税に算入。なお、公益法人等への出資・貸付に要する費用について地方債を発行するためには、当該公益法人等の収支見通し等について慎重に審査を行なうとともに、当該公益法人等が行なう融資等の客観性や安全性等を担保するため、有識者から構成される審査委員会を設置する等、万全の措置を講じる必要がある。				
枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想	2141	2141010	040770	NPO活動等の活性化支援	<p>コミュニティサービスを実施するNPO法人や社会福祉法人等への、運営・活動を活性化するためのアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動支援などに要する経費に対して、地方財政措置を講じることで、事業者の確保や事業内容の充実が図れる。</p>	<p>地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等が障害者を雇用し、高齢者・障害者対策事業、地域や子育て支援事業に関して、公的施策制度に乗り遅れ部分、地域福祉事業に実績を持つNPO法人や社会福祉法人等が障害者を雇用し、福祉産業としてコミュニティビジネスを展開する上で必要なアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などを行う。</p>	<p>公的な施策や制度が整備される中でも、日常生活において、高齢者や障害者そして子育てなどで、様々なニーズが存在しその部分をカバーする為にNPO法人や社会福祉法人等の民間活力を活用することで事業展開をめざす。そのため、活動支援の為の財政的措置を講じる必要がある。</p>	<p>地方交付税法(昭和25年法律211号)</p>	<p>「共生のまちづくり推進」のため450億円程度の地方財政措置を講じるなど、コミュニティ・サービス事業を行なうNPO活動を活性化するため、アドバイザーの派遣や人材の研修・育成、活動助成など、地方公共団体の取組に要する経費を地方交付税に算入することとしている。</p>	5・2		また、当該公益法人等の審査委員会等設置・運営経費について、地方公共団体が助成する場合、当該助成額の一部を地方交付税に算入することとしている。				
㈱東京リーガルマインド	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	3084	3084010	040780	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	<p>厚生労働省の労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正。具体的には、第2 適用除外業務等 3 適用除外業務以外の業務に係る制限の2)を削除する。</p>	<p>コミュニティビジネスの事業者の会計・税務・社会保険関係事務などについて専門知識の面から支援するため、土業者をそれら事業体に派遣する。</p>	<p>コミュニティビジネスの定着・発展は地域活性化にとって重要。定着・発展のためには経営の効率化やスタッフの待遇改善がされなければならない。そのため土業者の支援が必要不可欠となる。資金の少ない事業者が土業者の支援を受けられるには、その派遣労働を認める必要があるため。</p>	<p>労働者派遣事業関係業務取扱要領</p>	<p>行政書士以外の個人又は法人は行政書士の業務を行うことはできない。</p>	7						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	1128	1128040	040790	道路等占用(使用)許可の容易化・迅速化	道路、河川、公園、合同庁舎、裁判所等公共施設の施設の一部を占用又は使用する場合に必要な国、県の許可について、届出制にする等許可基準を緩和する。	観光案内板や臨時観光案内ブースを適時適切に設置することにより、観光客に対するホスピタリティの向上を図る。	現状の許可制度では、許可を得るまでに多大な時間を要するケースが多く、迅速な対応ができないため。	地方自治法第238条の4第1項	行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。	3		地方公共団体における行政財産の目的外使用は、行政財産が原則として貸し付け等の私権の設定を原則としているものの例外であり、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない範囲において、その使用を許可する行政上の処分である。このため、行政財産の目的外使用の許可はこれを使用とする者からの申請を前提とするものであり、当該許可については申請があった際に、当該使用が行政財産の用途又は目的を妨げないものかを地方公共団体において総合的に勘案し許可について判断する必要があるものであるため、行政財産の目的外使用の許可を届出で足りるものとする提案を認めることはできない。 なお、行政財産の目的外使用の許可は、地方公共団体の長の判断によりこれを決すべきものであるため、そもそも許可の基準については、地方自治法令上何ら規定されていないものである。					
福島県	ふくしまバイリンガル構想	1203	1203010	040800	ALT(外国語指導助手)の契約更新の年限(3年)撤廃又は延長	ALT(外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないこととなっており、この年限を撤廃又は延長する。	(具体的内容) (1)教員派遣・教員研修事業 (2)生徒研修事業 (3)交流・コンテスト事業 (4)地域交流事業 (5)語学指導等を行う外国青年招致事業 上記事業を実施するに当たりALT(外国語指導助手)を有効に活用する。 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 人材育成には、教員の確保が大きな課題であり、ALTの活用は欠かせない。ALTの契約更新の年限(3年)を撤廃又は延長することにより、意欲と能力の高い人材をより長期に活用することができる。 さらに、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。	ALT(外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないが、「英語」が使える人材を育成するためには、第一に英語を教える優秀な人材の確保が欠かせない。そうした中、ALTは重要な役割を果たしており、意欲があり高い指導力を身に付けた人材をできるだけ長く活用したい。 さらに、助手としてだけでなく、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能になる。	特になし	[契約年数の廃止又は撤廃について] 現在、JETプログラム実施団体が参加者と再契約できる回数は最高4回までであり、3年間の契約満了者で特に勤務実績・日本語能力等が優秀な者については、「小学校専属ALT」又は「専任PA」として最高5年間勤務することが可能。なお、本事業において参加者との契約年数を限定しているのは、本事業の目的が外国語教育の充実のみでなく、多くの海外の青年を受け入れることで国際交流を進め、地域の国際化を図ることにもあるため。			現在、JETプログラム実施団体が参加者と再契約できる回数は最高4回までであり、3年間の契約満了者で特に勤務実績・日本語能力等が優秀な者については、「小学校専属ALT」又は「専任PA」として最高5年間勤務することが可能。 「JET参加者に係る再契約回数の延長について(通知)」(平成13年11月20日総行国第175号、平成14年11月11日総行国第173号)					
福島県	ふくしまバイリンガル構想	1203	1203020	040810	ALTがT・Tだけでなく単独で授業が行えるよう運用を弾力化	ALT(外国語指導助手)が助手として職務に従事するとなっている部分を、必要に応じて単独で授業ができるようにする。	(具体的内容) (1)教員派遣・教員研修事業 (2)生徒研修事業 (3)交流・コンテスト事業 (4)地域交流事業 (5)語学指導等を行う外国青年招致事業 上記事業を実施するに当たりALT(外国語指導助手)を有効に活用する。 (効果) 英語を自由に駆使できる人材を多数輩出し、その人材が地域の活性化を担う。バイリンガル地域をアピールすることにより、観光等のサービス産業の活性化や外資系企業誘致等が促進され、地域経済の発展及び雇用の創出に貢献できる。 (支援措置の必要性) 人材育成には、教員の確保が大きな課題であり、ALTの活用は欠かせない。ALTの契約更新の年限(3年)を撤廃又は延長することにより、意欲と能力の高い人材をより長期に活用することができる。 さらに、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能となる。	ALT(外国語指導助手)は3年を超えて契約を更新することができないが、「英語」が使える人材を育成するためには、第一に英語を教える優秀な人材の確保が欠かせない。そうした中、ALTは重要な役割を果たしており、意欲があり高い指導力を身に付けた人材をできるだけ長く活用したい。 さらに、助手としてだけでなく、必要に応じて単独で授業ができるようになれば学校の状況に応じた柔軟な対応が可能になる。	特になし	[ALTが単独で授業を行えるようにするための運用の弾力化について] 優れたALTで、かつ本人が希望する場合は、学校から所管の教育委員会への届け出等により「特別非常勤講師」として任用された場合、現状でも単独で授業を行うことができるものと承知。 (参考:平成14年度実績 3県で13人のALTが特別非常勤講師として単独で授業を実施している)		5	優れたALTで、かつ本人が希望する場合は、学校から所管の教育委員会への届け出等により「特別非常勤講師」として任用された場合、現状でも単独で授業を行うことができるものと承知。 教育職員免許法第4条第1項「免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする」、同条第3項「特別免許状は、学校(中等教育学校及び幼稚園を除く)の種類ごとの教諭の免許状とする」、同第5条第2項「特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する」					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛知県、豊橋市、蒲都市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352060	040820	国における外国人に対する諸政策の一本化	三河港地域を構成する自治体には、外国人が多く居住し、自動車産業に勤務する者も多い。外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取り組む下記の省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一人として生活することになることで、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	総務省設置法第4条	在住外国人に対する日本語講座や外国人児童に対する日本語指導助手の雇用など在住外国人支援に要する経費について所要額を地方交付税で措置	5		在住外国人支援に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じるとともに、外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針及び対応する総合窓口設置については、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等を活用しながら検討が行われる場合には、地域再生提案の趣旨も踏まえ、地方公共団体の立場を適切に反映させるため必要に応じ協力してまいりたい。	要望の内容である、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備するため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各省の間で連携して予算執行する等工夫することが出来ないか、検討された。			外国人諸施策の一本化については、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等を活用しながら検討が行われる場合には、地域再生提案の趣旨も踏まえ、地方公共団体の立場を適切に反映させるため必要に応じ協力してまいりたい。
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354040	040830	国における外国人に対する諸政策の一本化	名古屋圏には、外国人が多く居住しているが、外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取り組む下記の省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一人として生活することになることで、教育・保険・医療など現行の法制度では対応しきれない多くの問題が発生している。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	総務省設置法第4条	在住外国人に対する日本語講座や外国人児童に対する日本語指導助手の雇用など在住外国人支援に要する経費について所要額を地方交付税で措置	5		在住外国人支援に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じるとともに、外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針及び対応する総合窓口設置については、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等を活用しながら検討が行われる場合には、地域再生提案の趣旨も踏まえ、地方公共団体の立場を適切に反映させるため必要に応じ協力してまいりたい。	要望の内容である、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備するため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各省の間で連携して予算執行する等工夫することが出来ないか、検討された。			外国人諸施策の一本化については、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等を活用しながら検討が行われる場合には、地域再生提案の趣旨も踏まえ、地方公共団体の立場を適切に反映させるため必要に応じ協力してまいりたい。
神戸市	神戸国際集客観光都市構想	2024	2024060	040840	公の施設の使用料のカード決済の容認	地方公共団体がクレジット会社等第三者への債権譲渡契約を締結できる特例を設け、公の施設の使用料のカード決済を容認する。	来年度、スルットKANSAIでICカードの導入が予定されており、交通機関の利用に加え、ショッピングや観光施設等が一枚のカードで利用可能となる。現在、地方自治法施行令第158条により、使用料について私人にその徴収又は収納の事務を委託することが認められているが、これに加えて、地方公共団体がクレジット会社等第三者への債権譲渡契約を締結できる特例を設け、公の施設の使用料のカード決済を容認し、利用者の利便性の向上および利用者の増加を図っていく。	公の施設への観光客等の利用者の利便性の向上、利用者の増加促進	地方自治法第243条	地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない。	5		地方自治法施行令第158条、第158条の2において、一定の収入については私人にその徴収又は収納の事務を委託することが認められており、クレジット会社等がその集金を地方公共団体に代行して行うことにより、提案の目的を達成することは現行制度においても可能である。				
枚方市	淀川ウォーターフロント賑わい創出構想	2140	2140030	040850	まちなみ景観形成の促進のための地方財政措置	歴史街道は、旧京街道として歴史的資源が残されているが、一方で都市化も進み、道路幅員が狭い割りに通過交通も多い。このことから、道路有効幅員の確保と良好な景観形成を図るため、裏動線側から電線を配したり、軒先利用などの促進をするために必要な地方財政措置を行う。	通常の無電柱化は、共同溝などによる地中化を図るものであるが、建設コストが高いため周辺地域の協力のもとで安価に実現化しようとするものである。	まちづくりは、地域づくり人づくりという観点から、該当地域住民の協力を得ながら円滑に事業を進める為に、総務省から提示のあった地域資源活用促進事業を活用し、必要な財政措置を講じる。	都市再生事業要綱	町並み整備事業を地域活性化事業債の対象としている。	5		電気事業者等への補助金(補償金)のみを地方債の対象とすることはできないものの、町並み保存・町並み景観の向上のための公共施設の整備に必要な経費については、既に地域活性化事業債の対象としているところ。	提案の趣旨を踏まえ検討された。			地方債は、公共施設の建設事業等を対象としているところ。町並み保存・町並み景観の向上のための公共施設の整備に必要な経費については、地域活性化事業債の対象としている。
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	3024	3024020	040860	横断的な支援の為に行政ネットワーク作り	地域において創成プロジェクト・チームが具体的な実務検討を行った結果発生する行政上の問題点確認の為に再生本部に窓口を設置して、関係省庁間の横断的協力を求める。	地域資本市場創成における行政上の実務的問題点を迅速に確認していくとともに、その問合せあわせ内容と結果を公表していくので、結果として地域資本市場の基礎構築を早期に行うことが可能となる。	横断的な支援の為に開かれた行政窓口の設置により、地域における具体的な実務検討のネットワーク化を加速できる。			6	-	横断的なネットワーク作りは内閣官房において担われるべきもの。また、総務省の施策に関係する要望がない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
NTTコミュニケーションズ株式会社	コミュニティ支援ネットワークによる地域ビジネスの活性化	3068	3068030	040870	住民基本台帳カードの条例の規定を緩和	住民基本台帳カードの多目的利用において、当該する目的のために利用する場合には、地方公共団体毎に条例を定めなくても利用可能にする。(認可、許可制又は法令にて規制)	住民基本台帳カードの多目的利用においては、地方公共団体毎に条例を制定しなければならないために、広域でサービスを展開するとき円滑な事業推進ができていない状況である。	住民基本台帳法第30条の4第8項	住民基本台帳法第30条の4第8項	住民基本台帳法第30条の4第8項	3		提案主体は、広域サービスを容易に展開するにあたり、個別の市区町村で条例を定めることが弊害になると指摘するものである。しかしながら、現行法制では、住民基本台帳カードの条例利用領域にいかなるアプリケーションをインストールするかを、条例で決定することにより、民主的なコントロールを確保している。	提案の趣旨を踏まえ検討できない。			民主的なコントロールを確保するため、条例で定めるものとしていることから、これを不要とすることはできない。
神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	1283	1283030	040880	小学校転用による施設再利用	補助金により整備された財産の効率的利用の促進	・小学校統合により廃止された校舎を再利用し、市民農園利用者の活動拠点、農業体験宿泊施設とする。 ・民間・NPO等への行政財産の貸付	・補助金導入施設の転用が規制されているため。 ・簡易宿泊施設の営業許可の規制があるため。	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	使用していない建築物であり用途が発生していない防火対象物に対しては、消防用設備等の規制を行っていないが、消防法施行令第1条において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものについては、(五)項イとして取扱い、消防用設備等の設置について規制を行っている。	7		同様の内容の申請が特区の第4次提案事項において提案されている。	補助金により建設した施設の転用が可能かどうかについて、回答されたい。			消防法では補助金導入施設の転用については、転用後の用途に応じた消防用設備等の規制は行っているが転用そのものについては何ら規制を行っていない。
小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	1031	1031040	040890	土地開発公社所有の先行取得用地についての一時転用	小田原駅東口お城通り地区について市街地再開発事業が推進されているが、第2期用地として保留されている公社所有地について、第2期事業推進時まで限り、簡易立体駐車場等の設置を認める。	先行取得した公社用地のうち、第2期事業と位置付けられた箇所については、当該事業着手時までの間、簡易立体駐車場等の設置を認める。	土地開発公社が先行取得した土地に堅固な建物を建設する内容とする賃貸等は認められない。	・「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号) ・「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」(昭和62年10月22日、自治政第106号)	土地開発公社は地方公共団体等の依頼に基づき公有地となるべき土地等取得・処分することができる。また、公拡法第17条に規定された業務の実施に伴う公有地の管理、有効利用の観点から、10年を超えない範囲で賃貸等を行うことができる。	5		「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」において、長期に及ぶもの(当面10年を超えるもの)や堅固な建物を建設する場合を除き、賃貸が可能である旨規定しており、簡易立体駐車場であれば、堅固な建物ではないと思われる。				
福井県	「ウェルカム元気な企業」構想	1087	1087010	040900	土地開発公社先行取得用地の処分用途制限緩和	土地開発公社が先行取得した用地について、商業・工業用地として新たな雇用創出が生み出される場合には、処分用途制限を緩和する。	・当該土地を活用し、一定の雇用創出を生み出す企業立地等の計画がある場合に、民間等への譲渡、売却を行う。	土地開発公社の先行取得した土地の利活用が課題となっている。		公拡法の該当部分は国交省の所管である。	6						
新城市	「今夜は街に出かけよう」構想	1237	1237040	040910	土地開発公社所有土地の貸し付けの容認	イベント等の行事開催時に、土地開発公社の所有する土地を活用できるようにする。	都市計画道路整備のために先行取得している土地を、事業開始まで一時的に商店街組合に貸し付け、商店街事業に役立てる。	地域内に準公有の空き地があるにもかかわらず、利用できないのは不合理であり、住民感情からも許されない。	・「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号) ・「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」(昭和62年10月22日、自治政第106号)	公拡法第17条に規定された業務の実施に伴う公有地の管理、有効利用の観点から、10年を超えない範囲で賃貸等を行うことができる。	5		「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」において、長期に及ぶもの(当面10年を超えるもの)や堅固な建物を建設する場合を除き、賃貸が可能である旨規定しており、イベント等のための一時的な賃貸は可能である。				
辰口町(能美市)	商業・観光と農業が共生した新市の循環型新拠点づくり構想	1366	1366010	040920	土地開発公社造成地の賃貸の容認	辰口町土地開発公社が造成した土地について、大型ショッピングセンターを建設するために賃貸をさせていただきたい。	辰口町土地開発公社造成地約67,000㎡を大型ショッピングセンター設置者に30年間賃貸させる	旧自治省通達では、賃貸等の相手方に処分することを前提した10年以内の賃貸以外、長期に及ぶものや堅固な建物を建設する等を内容とする賃貸は認められない。しかし、最近の大型ショッピングセンター建設では初期投資を抑えるため、ほとんどが賃貸で建設されているのが現状で、今回の場合も30年間の賃貸を望んでいるため、その要望に応え、地域の活性化と雇用機会の創設を図りたい	・「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号) ・「公有地の拡大の推進に関する法律施行令」(昭和47年政令第248号) ・「構造改革特別区域法施行令」(平成15年政令第78号)第7条	公社の所有する土地造成事業用地であって、特区内に所在するものを、工場、事務所等の業務施設等の用に供するために賃貸することが、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与するとして認定を受けたときは、事業用借地権を設定し、賃貸することができる。	4		構造改革特区における特定事業である「土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業」により、事業用借地権を設定し、10~20年賃貸することができる。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	2097	2097080	040930	土地開発公社が所有し、民間企業等への賃貸を可能とする関係法令の特例措置	土地購入が障害となり事業展開できない民間企業等の立地を促進するため、市土地開発公社がその業務において土地の賃貸を行うことができるようにする。	土地開発公社の業務において、民間企業等に対して土地の賃貸を行う。	土地購入が障害となり、進出に至らない民間企業等の立地を促進し、経済活動の活性化・雇用の創出を図り、地域活性化を促進する。	・「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和47年法律第66号) ・「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」(昭和62年10月22日、自治政第106号)	土地開発公社は地方公共団体等の依頼に基づき公有地となるべき土地等を取得・処分することができる。	3		土地開発公社は、「公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等」を行わせるために設立されたものである。地方公共団体等の依頼により取得された土地については、依頼元団体が速やかに再取得すべきであり、土地開発公社に長期の保有を強いることは適切ではない。	提案者の要望は、土地購入が障害となり事業展開できない民間企業等の立地を促進することであるが、その趣旨を踏まえ再度検討されたい。	2		1. 土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社が直接貸付けるのではなく土地開発公社の土地を地方公共団体が取得してその有効利用を図るための一般的な措置を、平成16年度の早期に講じる。 (措置の方向性) 計画的な経営健全化を図る土地開発公社に係る土地の再取得について、次のような措置を講じる。 当該土地を地方公共団体が再取得し将来公共用地として活用する場合には、当該再取得費について一般単独事業債等による地方債措置を講じる。 当該土地を地方公共団体が再取得し民間企業に貸し付けて活用する場合には市場実勢等を勘案した適切な賃料設定の有無や当該企業の財務能力等を十分確認の上、一般単独事業債による地方債措置を講じる。 2. 加世田市の事例は、1. により対応する。なお、一般事業債の充当率は75%であるが、残り25%の全部又は一部についても、要件を満たせば、地域再生事業債等が充当可能。
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232010	040940	各種許可制度の一括許可申請及び一括許可制度	過疎地域からの脱却の地域再生プランに関しての各種許可申請について農地法・農業振興地域の整備に関する法律・都市計画法等に係る許可申請及び許可について一括して取り扱い、併せて基準面積の緩和等を図る	各種申請の一括許可申請により統一的な申請が行われることにより、事務の簡素化が図られ、又各種許可を簡素化することになる。	各種許可申請を従来の方法により申請する場合は時間と書類作成に手間がかかりすぎ、小さい町村では対応できずに断念するか、長期的な対応をしてきた。			6	-	総務省の施策に関連する要望がない。				
市川市	子育て、福祉、介護、健康、安全等の財・サービスによる地域再生	1122	1122030	040950	地方公務員の出向派遣等によるノウハウ提供	民間主体(NPO、株式会社等)への地方公務員の出向派遣等を許可する。	コミュニティ・サービス事業を運営する民間主体(NPO、株式会社等)に、地域再生マネージャー(仮称)として、地方公務員を出向派遣し、行政固有のノウハウ等(子育て、福祉、介護、健康、安全)を活かし、住民からの悩み、相談ごと、コミュニティ・ビジネス支援等を人事交流によって実施するで、地域のコミュニティ・ビジネス等を円滑に推進することが可能となる。	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第2号の法人を定める政令では、地方公務員が民間主体に出向派遣等が許可されていないため、地方公務員が地域再生マネージャー(仮称)人事交流を行いノウハウ等の提供や支援等ができない状況である。	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第2号の法人を定める政令第69号	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく条例に規定されていれば、NPO法人及び当該地方公共団体が出資している株式会社への派遣は可能。	7		すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく(憲法15条)、また、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない(地方公務員法30条)ものである。 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、地方公務員を公益法人等の業務に専ら従事させるための制度であるが、地方公共団体の業務と密接な関連があるなど条例で定めた特定の法人のみ派遣することを可能としたものであり、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としたものである。 このような制度を一般民間企業への派遣として広く認めることは、地方公共団体の施策とは全く関係のない民間企業の業務に公務員が従事することとなり、憲法に抵触するおそれがある。 なお、NPO法人への派遣及び当該地方公共団体が出資している株式会社については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく条例の規定があれば、派遣が可能となっている。				
茨城県取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	1355	1355010	040960	地方公務員に係る臨時的任用期間の延長	臨時職員は地方公務員法により任用期間が一年間までとなっているが、一年を超えた期間での任用を可能とし、臨時職員の活用を図る。	臨時職員は地方公務員法により任用期間が一年間までとなっているが、一年を超えた期間での任用を可能とし、臨時職員の活用を図る。	職員の削減を進めていく中で、業務が行政パートナーへの委託で補いきれない場合に、業務に熟練した臨時職員を長期的に確保し、市民サービスの低下をきたさないようにするため、本提案を行なう。	地方公務員法第22条第5項、構造改革特別区域法第20条第1項第3号及び第5項	臨時的任用は、緊急の場合や臨時の職に関する場合等に限り、正式任用の例外として、競争試験等を経ることなく任用が可能となっており、このような制度の趣旨にかんがみ、任期は6ヶ月以内で更新は1回限りとされ、これにより1年を超える臨時的任用はできないこととなっている。	4		行政の効率化を図るため、行政パートナーの活用を前提に、計画に基づき職員の削減を進める過程において、行政パートナーへの業務委託の円滑化を図り、市民サービスの低下をきたさないために臨時的任用を活用したいということであれば、特区法第20条第1項第3号により、最大3年までの臨時的任用が可能である。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
下郷町	交流促進による地域づくり	1184	1184010	040970	教育施設の目的外使用に伴う補助金返還の免除等	急速な少子化に伴い休校となつている小学校(分校)校舎など統廃校が余儀なくされている小学校分校校舎について、交流の促進の拠点となるよう多目的に活用するための施設として再生活用するため、目的外使用(転用)を容認し、補助金返還の免除や起債の返還免除又は段階的返済の容認	統廃合により廃校校舎となる予定の学校教育施設(楢原小学校戸赤分校校舎と江川小学校大内分校)について幅広い年齢層の長期滞在型を加味した多目的な交流施設に改修し、交流の拠点とすることにより、町内全域の交流人口の増加につながり、地域経済の活性化や雇用創出が得られる。	当町では、平成17年度から小学校の統廃合を行い、各分校を廃校にする予定であるが、校舎施設の活用には補助金等の返還が生じることから課題とされていたが、地域再生構想の支援による、地域事情に合った転用の容認を必要としているため	地方財政法第5条、第5条の2		1		地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められるものについては、繰上償還不要。				
静岡市	学校統合により廃止となる学校施設、用地を活用したまちづくり	1245	1245010	040980	学校統廃合等により廃止となる学校施設、学校用地の他の公共施設、公用施設への転用の容易化	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等についての局長裁定に含まれない公共施設、公用施設へ転用する場合に補助金の返還、市債の繰上償還の免除、学校用地を他の公共施設、公用施設へ用途変更する場合に市債の繰上償還を免除。	小学校の統廃合により廃止となる学校施設及び学校用地をNPOセンターなどに転用し、地域活動の拠点として利用し、地域の活性化を図る。	現状の制度では、予定している施設への転用する場合、補助金の返還と市債の繰上償還があり、改修費等も含めて財政負担が大きい。	地方財政法第5条、第5条の2		1		地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められるものについては、繰上償還不要。				
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273070	040990	下水道事業債の借換対象要件の緩和	公営企業借換債の対象要件である既往起債の利率要件を引き下げる。	下水道高資本費対策借換債の対象要件(利率年7.0%以上)を大幅に緩和することにより、低金利時代の実態に応じた借換を行うことにより、住民の経済的負担の軽減と公営企業としての経営の健全化を図り、霞ヶ浦の水質浄化を一層推進する。	下水道高資本費対策借換債については、対象となる下水道事業債の利率が7%以上であることが要件となっているが、現在の低金利を公営企業の経営に有効に活かせるよう、下限の緩和が必要である。			3	-	公的資金については、一般的に借換及び繰り上げ償還を無制限に認めることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという公的資金の基本的な機能を損ないかねないものであり、困難である。しかしながら、特に公庫資金については地方団体の厳しい財政状況に鑑み、公庫の経営に支障のない範囲で借換債を限定的に認め対象枠の拡大を図っているところであり、平成16年度公営企業金融公庫予算においては、1,100億円を確保(対前年度400億円増)したところ。	地域の実情を踏まえ、要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。			公的資金については、一般的に借換及び繰り上げ償還を無制限に認めることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという公的資金の基本的な機能を損ないかねないものであり、困難である。
茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンパクト地域再生プロジェクト)	1276	1276110	041000	工業用水道に係る政府借換制度の創設	工業用水道事業に係る高金利の政府借換を現状に則した低金利の政府債に借換えできる制度の創設。	政府債については、公庫債のような借換制度がないため、現状でも8%の金利の負債があり、工業用水のコスト高の要因となっている。このため、現状に則した金利への借換を推進することで、工業用水単価の低減を図る。	現行の政府借換制度は、借換による効果の約7割が違約金として徴収されるため効果が薄れ実質的に機能しない状況となっている。鹿島において競争力あるコンビナートを構築する上では、工業用水コストの低減は急務となっており、政府債の金利負担(最大8%)の現行水準への切り替え(政府借換)を図ることが極めて効果的な手段となっている。			3	-	公的資金については、一般的に借換及び繰り上げ償還を無制限に認めることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという公的資金の基本的な機能を損ないかねないものであり、困難である。	地域の実情を踏まえ、要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。			公庫資金については地方団体の厳しい財政状況に鑑み、公庫の経営に支障のない範囲で借換債を限定的に認め対象枠の拡大を図っているところであり、平成16年度公営企業金融公庫予算においては、1,100億円を確保(対前年度400億円増)したところ。なお、政府資金の借換については、財務省が判断しているものであり、総務省が認めるべきものではない。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	1302	1302010	041010	高率政府債の任意繰上償還	将来の借入に支障を及ぼすことなく、過去に借り入れた高利率の政府債(現行の1~2%を超えるもの)について、補償金等を課すことなく、任意の繰上償還を認めていただきたい。	各資金の中で低率の借り換え制度を創設してほしいというのではなく、地域の金融機関から資金を調達して償還に充てるもので、地域経済の活性化にも貢献できる。	現行制度では事実上不可能であるとともに、将来の借入に支障が出るようでは困るため、地域再生で提案するもの。			3	-	公的資金については、一般的に借換及び繰り上げ償還を無制限に認めることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという公的資金の基本的な機能を損ないかねないものであり、困難である。なお、繰上償還については、補償金の支払いを前提に繰上償還を認める制度が創設されているところであるが、この補償金は公的資金の運営に支障が生じることがないよう任意の繰上償還を認めることは困難である。	地域の実情を踏まえ、要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。				公的資金については、一般的に借換及び繰り上げ償還を無制限に認めることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという公的資金の基本的な機能を損ないかねないものであり、困難である。なお、繰上償還については、補償金の支払いを前提に繰上償還を認める制度が創設されているところであるが、この補償金は公的資金の運営に支障が生じることがないよう任意の繰上償還を認めることは困難である。また、公庫資金については地方団体の厳しい財政状況に鑑み、公庫の経営に支障のない範囲で借換債を限定的に認め対象の拡大を図っているところであり、平成16年度公営企業金融公庫予算においては、1,100億円を確保(前年度400億円増)したところ。なお、政府資金の繰上償還については、財務省が判断しているものであり、総務省が認めるべきものではない。
千葉県	既存水源(県営工業用水水源)の有効活用	1309	1309010	041020	既存水源の有効活用を図る上での国庫補助及び起債制度の見直し	既存水源の有効活用により、国庫補助金及び起債を財源として取得した水源を他の事業体に転用又は融通する場合、水道事業体間若しくは都市用水間では目的外使用とされ、国庫補助金の返還及び起債の繰上償還が求められることに対し、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の「目的外使用」の解釈の弾力化や補助金返還と交付の相殺のしくみの導入などによる補助金のあり方の見直し及び起債の繰上償還の方法等の改善を提案する。 なお、起債の繰上償還の方法等の改善に係る具体的な提案内容は以下のとおりである。 事業体(借入者)において繰上償還する借入証書を選択できるようにすること。 一般会計出資(債)については、その算定に当たり、補助金交付がない場合であっても補助対象要件を満たす場合には出資対象経費として認定できる等制度の見直しを図ること。(詳細は、別紙のとおり)	工業用水道の既存水源を上水道水源に用途転用するとともに、上水道事業体間での地域間水源融通を同時に行い、水源不足の解消と地域住民の水道料金負担の抑制及び波及効果としての地域経済の活性化をはかる。 また、水源の移転に伴う新規浄水場の建設及び管理については、PFIの活用及びアウトソーシング等を検討し、地域雇用の創出を図る。	国庫補助金及び起債を財源として取得した水源を他の事業体に転用等を行う場合、目的外使用とされ国庫補助金の返還等が必要とされることから多額の資金を必要とし、既存水源の有効活用を図れないばかりではなく、ひいては供給を受ける地域住民の水道料金等の負担となる。			3	-	公的資金の起債に際しては、その起債目的に公的資金の適性を見いだして起債許可及び貸付が行われているもの。このため、当初の起債目的が変更された場合には、その目的が実現されなかったものとして繰上償還を求めていることをご理解いただきたい。	地域の実情を踏まえ、要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。	1			地域再生経計画に位置付けられ、地域再生推進のために転用が必要であるものについては、繰上償還不要。
宮崎県	港湾環境整備事業により整備した緑地公園及び海岸環境整備事業のより整備した緑地等の有効活用による本県活性化	2069	2069010	041030	緑地等内の土地の利活用の規制緩和	緑地等の土地を積極的に活用して、もたらため企業個人にレストラン等の施設の設置及びその施設を設置する土地の使用許可を行う。この際、目的外使用における補助金返還を免除してほしい。	営利・非営利に関わらず、緑地等内で行政が指定した部分を使用したい企業等を公募し、その中で審査を行い選定された企業等にレストラン等の施設の設置及びその施設を設置する土地の使用許可を行う。	緑地等の財産は、全体を行政財産として管理している。行政財産の利活用については、各法律に縛りがあり、企業個人に使用許可を行うには、多くの制限がある。しかしながら緑地等内の土地の活用については、レストラン等の営利施設の設置を可能とするよう規制緩和を行えば、港湾施設用地及び国有海浜地の機能を大いに増進し、一般利用者の利用促進にも繋がること期待されるため。	地方自治法第238条の4	地方公共団体に属する行政財産については、一定の場合を除くほか、貸し付け等の私権の設定を行うことができないが、その用途又は目的を妨げない範囲において行政財産の使用を許可することができる。地方自治法上の制限は存しないものである。	5							

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府庁からの回答
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085020	041040	公共駐車場の用途変更に伴う起債残高一括繰上返還の免除	高齢化が進み、会社や行政機関の郊外への移転が進む中心市街地を再生させるためには、住みやすく働きやすい町の機能を取り戻すことが最も大切である。そのため、公共施設の中心市街地への再配置を検討しているが、その場合には次の支援策が不可欠となる。 公共駐車場の用途変更に伴う起債残高一括繰上返還の免除	高齢福祉や子育て支援、健康づくり、ライブラリーなどの機能を有する心と体の健康センターを市が再開発ビルの空き床を利用して設置することを検討している。 再開発ビルの商業施設利用を目的に整備した公共駐車場を地域再生の核となる公共施設のための駐車場として利用する。	現在、既存施設の有効活用を図るための方策を多面的に検討しているが、方針が決定した際に生じる起債の一括返還等の問題を解消しておく必要があるため			3	-	公的資金の起債に際しては、その起債目的に公的資金の適性を見いだして起債許可及び貸付が行われているもの。このため、当初の起債目的が変更された場合には、その目的が実現されなかったものとして繰上償還を求めていることをご理解頂きたい。	地域の実情を踏まえ、要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。	5		公営企業として駐車場事業を行う限りにおいては、現行制度により繰上償還は不要。
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085130	041050	公共施設の移転に係る補助金返還及び起債残高一括返還の免除	健康センター等市民生活に直結した公共施設を高齢化の進む中心市街地へ移転を検討しているが、その方針が決定した場合において、その公共施設が移転した跡を利用して、防災センターを整備したときに、当該公共施設設置の際、交付を受けた補助金の返還及び起債残高の一括返還を免除	地震調査委員会の長期評価によると、本市域を南北に縦断する琵琶湖西岸断層帯について、今後30年以内の地震発生確率は0.09%～9%と高く、誠に憂慮すべき状況にある。 地震、風水害など様々な災害から市民の生命や財産を守るため、万一の災害発生に際しても、その災害活動拠点や、市民に対する防災意識の啓発などの機能も併せた防災拠点施設として、防災センターの整備を検討している。	現在、防災センターの整備について、様々な事業手法を検討している。選択肢の一つとして、既存の公共施設が移転したあとの活用も検討しているが、その場合においては、当該公共施設を設置したときの補助金返還等の問題が考えられるため。	地方財政法第5条、第5条の2		3	起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	施設の転用ではなく、施設そのものが失われてしまう場合については、地方債の元利償還金を受益のない将来の住民に負担させることは適当でないことから、繰上償還することが適当。	地域の実情を踏まえ、要望を実現することが出来ないか再度検討されたい。			健康センター等の公共施設を防災センター等の他の公共施設に転用する場合は、地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められるものについては、繰上償還不要。
兵庫県	「つくる」から「つかう」公的施設等活用構想	2098	2098010	041060	公的施設のリニューアルのための適法法の柔軟な対応	地方債や国からの補助金で建設した公的施設等の目的外転用に当たり、地方債の繰上げ償還を不要とする。 転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる。 転用の際に必要となる整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置する。	・統廃合等により廃校となった学校の特産品製造施設への転用 ・市町・JA等の余剰施設の民間施設への転用 等	現行では地方債や国からの補助金で建設した公的施設等を目的外転用する場合には、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律により、補助金の交付の決定が取り消され、期限を定めて、その返還が命じられることとなり、県・市町等の新たな財政負担が生じることから、地域の特性やニーズに応じた施設利用ができない。そこで、地方債の繰上げ償還を不要とする、転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる、転用の際に必要となる整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置するなどの措置を講じることが必要である。	地方財政法第5条、第5条の2		1 ・ 1,5	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもってその財源とすることができる。 起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められるものについては、繰上償還不要。	-		他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については起債が可能。 なお、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、地域活性化事業債の対象とする。	
兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	2100	2100030	041070	公的施設のリニューアルのための適法法の柔軟な対応	地方債や国からの補助金で建設した公的施設等の目的外転用に当たり、地方債の繰上げ償還を不要とする。 転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる。 転用の際に必要となる整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置する。	県立陶芸館(仮称)の建設に伴う隣接する篠山市立「陶の郷」等のリニューアルの促進	現行では地方債や国からの補助金で建設した公的施設等を目的外転用する場合には、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律により、補助金の交付の決定が取り消され、期限を定めて、その返還が命じられることとなり、県・市町等の新たな財政負担が生じることから、地域の特性やニーズに応じた施設利用ができない。そこで、地方債の繰上げ償還を不要とする、転用の阻害要因(補助金の返還等)を除去する等適切な法的措置を講じる、転用の際に必要となる整備等の財源確保のため、リニューアル債を措置するなどの措置を講じることが必要である。	地方財政法第5条、第5条の2		1 ・ 1,5	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもってその財源とすることができる。 起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められるものについては、繰上償還不要。	-		他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については起債が可能。 なお、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、地域活性化事業債の対象とする。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府庁からの回答
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311110	041080	商店街環境整備に対する地方債メニューの拡大	一般単独事業債「中心市街地再活性化等特別対策事業」の対象事業に「商業施設」を加えていただきたい。	中心市街地活性化のための商業施設の整備「テナントミックスに資する店舗」の整備	同内容の補助事業は、経済産業省の「中心市街地商業等活性化総合支援事業」で対応できるが、施設規模・事業年度等、地方単独事業で実施する方が事業化しやすい面がある。 可能であるなら、充当率・交付税措置の改定で国庫補助財源並の地方負担におさえてほしい。	地方財政法第5条 中心市街地再活性化特別対策事業要綱・要領	中心市街地の再活性化を促進するため、地方公共団体が集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業を一般単独事業債の対象としている。	3		商業施設は、特定の事業者が利用する収益施設であり、地方債の対象とはできない。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか。	5		料金収入等により独立採算の可能な事業で、他の事業債の対象とならない事業については、観光その他事業債の対象となりうるもの(公営企業債)。
伊東市	伊東健康保養地づくり構想	1356	1356030	041090	地方交付税算定における補正措置の拡大	地方交付税の算定に当たって、消防費、土木費等において、滞在人口を加えた補正措置の拡大を図る。	観光都市としての特殊な行政需要に対する財源措置の充実を図ることにより、財政の健全化に資するとともに、都市基盤整備を促進し、市民及び来遊客の利便を図り、来遊客の増加を目指す。	観光都市である当市は、来遊客数も含めた都市基盤や保健衛生、消防等の行政サービスが必要であり、加えて別荘概念の変更や特別地方消費税の廃止による減収が財政運営に重大な影響を及ぼしている。	地方交付税法第13条	右記のとおり	5		普通交付税の算定においては、温泉所在団体について観光客の訪問にもなうゴミ処理等に要する増加経費があることから、入湯客数を指標とする割増算入をしているところ。今後、交付税算定の簡素化・中立化を図る中で、当該補正のあり方についても検討していく。	提案者の要望は、地方交付税の算定に当たって、消防費、土木費等においては滞在人口を加えた補正措置の拡大を図るというものがあるが、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。			骨太の方針2003(平成15年6月27日閣議決定)において、算定の簡素化が記載されており、補正係数の拡大は困難。
中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	2061	2061040	041100	普通交付税の枠拡大または森林交付税の創設	地球温暖化防止、公益的機能発揮のため国の施策としての普通交付税の枠拡大及び森林交付税の創設を図る。	(実施内容) 普通交付税の算定基礎値に森林面積を加える。また、森林面積に応じた森林交付税を創設する。 (効果) 山間地域での森林再生、事業創出、雇用の持つ多面的機能の発揮が危惧されている。	水源涵養、地球温暖化防止に対する国民の期待や関心が高まっている一方で、森林を山村地域だけで守っていくことが、困難となっており、森林の持つ多面的機能の発揮が危惧されている。	地方交付税法第13条	右記のとおり	3		森林・山村対策については、地方公共団体が取り組む公有林の適正な管理対策、林道の整備など、ソフト・ハード両面にわたる各種事業に対し、所要の財源措置がこうじられているところ。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」	提案の趣旨を踏まえ検討できないか。			森林・山村対策については、地方公共団体が取り組む公有林の適正な管理対策、林道の整備など、ソフト・ハード両面にわたる各種事業に対し、所要の財源措置がこうじられているところ。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」
茨城県	カシマススポーツ交流空間創造プロジェクト	1275	1275040	041110	民間が行うスポーツ交流活動に対する支援	・マリナー整備の補助制度については、現在、県及び市町村が行う場合のみを対象としているが、補助対象を民間が実施する場合にも拡大する。 また、民間が実施する場合の国の補助率を2分の1に嵩上げする。(市町村が実施する場合、現行3分の1) ・地方公共団体が民間への助成に要する経費について地方交付税に算入する。	常陸利根川にマリナー(係留施設)を整備し、不法係留の解消並びに河川の利活用を推進を図る。 また、誘客を図るために、 ・民間が整備するスポーツ施設整備費の補助を行う ・民間が借り入れた資金への利子補給補助を行う ・民間が共同で実施するPR費用等の助成を行う	マリナーは、自然再生事業などの河川事業と異なり、民間で整備でき、目的とする不法係留、景観阻害を解消できるものである。民間活力を生かした事業の展開を図ることにより、雇用の創出など自立的地域の再生に寄与できるものである。	地方交付税法第12条	右記のとおり	5		スポーツ振興にかかる経費については普通交付税の基準財源需要額における単位費用の積算基礎としている。	提案者の要望は、マリナー整備を行う民間事業者を補助対象とし、補助率をかき上げし、民間助成に要する経費を地方交付税に参入することであるが、その内容は実現できるのか確認されたい。	3		単位費用の算入については、マリナー整備における民間助成が国の政策として推進すべきものとして認められ、それが、全国的に標準的な経費として捉えられることが必要であり、現時点では単位費用への算入は困難。
北海道滝川市	商業都市の再生	1390	1390020	041120	駐車場等補助採択基準に係る要件緩和	中心市街地において市民利用等利便上特に必要とする各府庁の現行駐車場支援制度(駐車場等補助・地方債制度)の要件緩和	中心市街地における良好な交通アクセス等条件づくりのためにポイント的に効果的な駐車場を公共・民間の連携もとに整備を図る。	中心市街地における駐車場整備については各種施策があるが、次の点で要件緩和を図れば効果的な駐車場環境の整備、中心市街地の利便向上につながる。駐車場単体での整備用地を対象等	・中心市街地再活性化特別対策事業要綱 ・中心市街地再活性化特別対策事業取扱要領	駐車場については、集客力を高める施設の整備として、一般単独事業債(一般事業)による地方財政措置の対象としている。	5		現行、駐車場等の集客力を高める施設の整備に対し、一般単独事業債(一般事業)による地方財政措置の対象としている。また、要件緩和については、地域再生推進のための基本指針(平成15年12月19日地域再生本部決定)において、「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする。」とされている。	提案者の要望は、駐車場単体での整備、用地を対象に含めるといったものであるが、その提案が実現できるのか確認されたい。			現行、駐車場等の集客力を高める施設の整備に対し、一般単独事業債(一般事業)による地方財政措置の対象としており、中心市街地再活性化特別対策事業要綱・中心市街地再活性化特別対策事業取扱要領の範囲内で実現することが可能である。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省からの回答	
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075080	041130	地域活性化事業債の対象要件の緩和及び充当率100%措置	本計画実現のために、地域活性化事業債の起債充当率「100%」措置と、下記項目の取扱いについての対象要件の緩和をお願いしたい。 第三セクター等に対する出資金、貸付金、補助金 国庫補助負担事業の地方負担分及び継ぎ足し単独事業 補助事業等との合築及び補助事業と同時に施行する事業 民間施設との合築により整備する施設 再生可能エネルギーによる発電事業を含めた事業収益性のある施設の整備事業 展示・普及・研修施設、スポーツ・レクリエーション施設など新エネルギー導入に関連する、いわゆる箱物の整備	本計画は、小水力・中小地熱・バイナリー発電等の導入事業と、関連エネルギーの温泉や暖房(リハビリ施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)融雪などへの利用、雪氷熱エネルギーの農業・観光などへの利用、食物リサイクル施設やエコハウス等の整備によるグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の推進等を内容としており、自治体単独では実現不可能であり、産学官民の連携が特に重要である。事業の実施主体については天栄村、第三セクター(村出資2社)、(財)天栄村振興公社、NPO等が挙げられるが、第三セクター等に対する出資金等の取扱い、国庫補助負担事業の地方負担分等の取扱い、補助事業との合併施工等の取扱い、民間施設との合築等の取扱い、収益性のある施設の取扱い、箱物整備の取扱い等々について地域活性化事業債の対象要件緩和と起債充当率100%措置をお願いしたい。	再生可能エネルギーの導入開発・利用に当たっては多くの課題があり、産学官民の連携が特に重要視されている。環境行動を経済的な利益に繋げ、地域雇用の創出を図ろうとするためには、関連各府省支援と予算の集中が不可欠であり、自治体の財政事情が厳しい中、協働できる住民パワー・民間資本等を結集させるためには、地域活性化事業債の対象要件の緩和によりバネの強い財政措置が待ち望まれる。また、本村は準過疎指定地であるため、過疎債同等に地域活性化事業債の起債充当率100%措置をお願いしたい。	地方財政法第5条	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもってその財源とすることができる。	5		提案の事業に係る起債については、一般単独事業債等により可能。 なお、収益性のある事業・施設は、主として料金収入により運営することが適当であることから、民間が1/2以上出資している法人に対する助成や収益性のある施設の建設事業を地域活性化事業債については対象とすることはできない。 地域活性化事業は、地方団体が自主的・主体的に地域の活性化のために実施する事業の支援を目的としており、補助事業、継ぎ足し単独事業、継ぎ足し単独事業との区分が困難な補助事業との合築等については、原則対象としない。ただし、事業により整備される部分が構造上の1団のまとまり及び独立した機能を持ち、それぞれ公の施設の設置管理条例の制定が予定されているなど、補助事業で整備される施設の機能の単なる補充等ではなく自主的・主体的な施設として運用される場合については対象としている。 民間施設との合築により整備する施設については、補助事業との合築の場合と同様に自主的・主体的な施設を対象としているところ。 箱物は、箱物に対する批判を踏まえ、地域活性化事業債については対象とはしない。 充当率を100%とし、負担の全額を後年度に繰り延べることは、世代間の負担の均衡、財政運営の健全性維持の観点から適当でない。					
柳津町	スクールバス活用による住民交通手段の確保	1092	1092020	041140	過疎債・辺地債で整備した施設の目的外使用	過疎債・辺地債で整備した施設の目的外使用	現在、柳津町が児童生徒を乗車させ運行しているスクールバスの空席部分に、一般住民を有償にて乗車させ、住民の利便性の向上と雇用機会の増大を図りたい。このためにへき地教育振興法第7条第4号にかかる補助施設の目的外使用を認めていただきたい。あわせて、当該スクールバスの購入にあたっては、国庫補助金のほか地方債(辺地債・過疎債)を充当しており、元利償還金の基準財政需要額への算入について現行どおり継続をお願いしたい。	当該施設は、国庫補助金及び過疎債、辺地債を充当しており、今後もこの財源を有効活用したいと考えている。施設の目的外使用許可後もこれら地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入について現行どおり継続をお願いしたい。	・過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第2号 ・同法施行令第6条第5項第4号	スクールバスを活用して有償運送することはできない。	5		住民の交通の便に供するためのバス及びスクールバスは、両者に既に過疎債・辺地債の対象となっていることから、過疎債・辺地債の充当は可能である。元利償還金については、過疎地域自立促進特別措置法に沿って適切に基準財政需要額への算入を行っていく。	既に、補助制度により購入したスクールバスの目的外使用の許可および基準財政需要額への算入の継続有無については、過疎地域自立促進特別措置法に沿って適切に基準財政需要額への算入を行っていく				
磐梯町	「仏都會津の源」史跡慧日寺跡周辺再生事業	1229	1229010	041150	補助残の起債充当拡大(過疎・再生債)	文化財保護法による補助残に対する起債充当の新設	補助残に対して起債が充当できれば、これまで先送りとなっていた基本計画に基づく事業が計画どおりに進行できる。	限られた財源の中で補助残に起債が充当できないため計画に基づく事業が先送りとなっている。	平成16年度地方債計画	平成16年度地方債計画は、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方団体について、事業量の確保を図ることができるよう「地域再生事業」を計上。 過疎債は「地域文化の振興を図るための施設」として対象	5		一般単独事業債により起債することが可能。地域再生事業債は、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方団体について、事業量の確保を図ることを目的としており、補助事業には充当できない。 過疎債については、過疎債取扱要領により、地域文化の振興等を図るための施設として、伝統文化の伝承・展示施設や伝統文化をテーマとした公園整備等過疎地域において伝承されてきた地域文化財や歴史的遺産を保存・活用して、地域文化の振興等を図るための公共施設の整備に要する経費について、補助事業、単独事業を問わず、対象としている。					
茨城県	『鹿島経済特区』推進プロジェクト構想(=コンパクト地域再生プロジェクト)	1276	1276080	041160	地域活性化事業債の適用範囲拡大(産業インフラ)	総務省所管の「地域活性化事業債」の対象に、地方自治体が実施する産業インフラ整備準備事業等を加える。[対象拡大]	地域経済の活性化の根幹を担う産業基盤整備(工区間の橋梁・連絡トンネル、港湾関連施設、共通緑地)等への地域活性化事業債の充当範囲を拡大することにより、産業拠点としてのメリット強化やポテンシャル向上を進め、新規企業の立地(=雇用創出)を促進させる。	地域間競争の中各地域が熾烈な誘致合戦を繰り広げる中、当該地区が事業環境としていかに対応されているかが選択の判断材料となることから、地域経済活性化対策事業認定による「地域活性化事業債」の活用を通じて、魅力ある産業基盤の創出を目的としたインフラ等の整備を推進する必要がある。	地方債許可方針 平成15年度の地方債許可方針の運用について 平成15年度地方債取扱上の留意事項	各種公共事業については、一般公共事業債等の対象としている。	5		一般公共事業債等の対象としているところ。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277100	041170	一体型土地区画整理事業による市街化の促進	早期の市街化促進を目的としたつくばエクスプレス沿線地域を対象とした優遇措置を実施する。 ・ 組合等施行土地区画整理事業のうち 都市基盤整備公団の施行分について 地方負担分への起債措置の拡充	鉄道整備と一体で面整備を行っているつくばエクスプレス沿線地区では短期間で集中して資金を投入する必要があるが、都市基盤整備公団施行地区については組合等施行土地区画整理事業であるため起債措置が認められていないため一般財源で対応しており、地元自治体の財政を圧迫している。このため、起債措置を拡充することにより地元自治体の負担を軽減することができる。	つくば市の都市基盤整備公団施行の区画整理事業地区は770haにのぼるが、起債措置が認められていないため一般財源で対応せざるを得ず地元自治体の負担が大きくなっている。	平成15年度の地方債許可方針の運用について		1		地方団体の財政運営の健全性維持の観点から、補助金を一般的に地方債の対象とすることは適当ではないが、個別の団体の事業費や、特定の財源の収入状況などを考慮して、一般単独事業債の対象とすることを検討。				
愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352020	041180	施設整備のためのリニューアル價の活用	補助金により整備した複合公共施設(ライフポートとよはし)の機能の向上を図るため、財源措置として地方債(リニューアル價)を活用する。	現在、「ライフポートとよはし」における3つの機能(勤労青少年ホール・婦人会館・大ホール)に分類されているが、各機能の連携を図るため臨時の出入り口、通路・中庭可動式ドーム天井の設置等の施設の改修を行う。	現在、ライフポートとよはしは、公の施設として豊橋市が管理運営しているが、複数の補助金要綱に定められた目的に従って運用されているため、柔軟な利用には限界がある。三河港の中心部に位置することから、この施設を各種イベント会場など最大限に活用することにより三河港の機能の向上が可能となる。	地方財政法第5条		5		既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については、既存の施設の機能に新しい機能を大幅に附加し、あるいは、構造を大きく変えるなど実質的な内容があるものは起債が可能。	提案者の要望は、施設の各機能の連携を図るため臨時の出入り口、通路・中庭可動式ドーム天井の設置等の施設の改修を行うものであるが、起債は可能か確認されたい。			個別具体的に判断した上で、既存の施設の機能に新しい機能を大幅に附加し、あるいは、構造を大きく変えるなど実質的な内容があるものについて、地方債の対象となるもの。
伊東市	伊東健康保養地づくり構想	1356	1356060	041190	退職手当債の発行条件の緩和	退職者の急増に伴う退職手当の負担の軽減を図るため、退職手当債発行の基本的要件である「定数条例の改正による定数の削減」もしくは「退職手当率の引下げ等に伴う退職者の急増」について、条例改正を不要とするなど、要件を緩和するとともに、退職手当債の対象となる退職者に「定年による退職者」を含めることにより、退職手当債に係る発行条件を緩和する。	職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職させた職員に支払う退職手当の財源に充てるために起こすことができる退職手当債の要件を緩和することで財政負担を軽減し、投資的経費の確保による財政の健全化を図る。	今後退職者の増加により退職手当の増高が予想されるため、観光地としての特殊な行政需要に対する基盤整備や各種の行政サービスを実施するための財源の確保を図る必要がある。	地方財政再建促進特別措置法第24条		3		単なる財政措置を求めるもので、具体的な地域再生の効果が不明。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。			地方債により退職手当の資金手当をすることは、地域再生の効果がなく、「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」 なお、地域再生に必要な投資的経費の確保のためには、公共施設の建設事業等について地方債の対象とされているところ。
滝川市	バイオマス・ランドたきかわ	1391	1391030	041200	・産廃受入れにかかる補助金適正化法規制緩和	国庫補助を一般廃棄物処理施設で受けたメタン発酵施設の産廃受入れに係る補助金返還の要件緩和	・滝川市が加入する一部事務組合が運営している広域生ごみメタン発酵施設において、産廃として焼却または埋立されている食品残渣を受け入れたい	・一般廃棄物処理施設として国庫補助を受け建設したため、産廃を受入れた場合には補助金の返還があり有用な資源である食品残渣を受入れできない			6	-	一般廃棄物や産業廃棄物処理施設に係る補助金の所管は環境省ないし厚労省である。				
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079100	041210	港湾関係起債事業にかかる償還条件の改定	起債の償還期間の延伸	港湾機能施設整備事業にかかる起債の償還期間の延伸(効果) 償還期間の延伸を行うことで、単年度の償還額が減り、より適正な港湾施設使用料金設定が可能となり、港の国際競争力の強化により、地域の活性化につながると考えられる。	港湾機能施設整備事業については、港湾使用料等の収益で返済する必要がある。収支の黒字化を図るためには、使用料の増額を行う必要があるが、国際競争が行われている中で、現実的にこれ以上の増額は不可能であり、より一層の料金の引き下げが求められており、港湾運営を圧迫している。このため、償還期間の延伸を行うことで、単年度の償還額が減り、より適正な料金設定が可能となり、港湾運営の効率化、国際競争力の強化が図れるものと考えられる。特に激しい国際競争にさらされている中核国際港湾における公共国際海上コンテナターミナルの償還期間の延伸は早急をお願いしたい。			2	-	総務省としては、政府資金と公営企業金融公庫資金の両方について施設・設備の耐用年数に応じた償還期限の延伸を財務省に要求しているところ。なお、16年度予算においては、港湾事業における政府資金、公庫資金ともに一部償還期限の延長が図られたところ。	回答は新規については、可能とこのことであるが、要望は既存の償還期限延長を求めているものであり、この点について検討し回答されたい。	3	既存の地方債の償還についての期限の延長は、単なる償還の繰延を求めるものであり、適当でない。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
枚方市	福祉コミュニティ・ビジネス構想	2141	2141030	041220	地域資源の有効活用	既存の公共施設等の再生・有効活用を図るため、転用のための整備等の財源確保に対し、整備補助の対象またはリニューアル債を措置する。	一定の役割を終えた既存の公共施設を、事業の拠点として、有効に活用することができる。	事業拠点を確保するためには多額の経費を要するが、補助対象あるいは起債対象とすることで円滑に事業が展開できる。	地方財政法第5条	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもってその財源とすることができる。	1,5		他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については起債が可能。 なお、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、地域活性化事業債の対象とする。					
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185090	041230	補助・起債制度の弾力的運用及び適用範囲の拡大並びに利便性向上	一般廃棄物処理施設の建設において、いわゆる「迷惑施設」として温水を利用した施設の設置要望が出されるのが通例である。これに対応するため、従来補助や起債の対象外事業であったものを、必要性や効果等が客観的に認められる場合につき適用範囲を拡大する。また、他省庁の所管する補助を利用した施設を併設する場合においても、当該施設内若しくは合築の方法を許容すると同時に、補助金所管課及び担当窓口も一本化するなど、施策連携を強める。	ごみ処理の広域化に伴い、PFIの手法も視野に入れて一般廃棄物処理施設を建設することとしており、併せて廃棄物発電のほか、温浴施設や温水養殖施設の併設も検討している。これらの施設整備によって、公共部門におけるCO2の排出抑制はもちろん、観光資源の豊富な周辺特性も相まって集客効果が期待され、環境学習の面においても効果がある。また、新規養殖魚やアワビなどの安定生産と市場開拓が進み、漁家の所得が回復するなど基幹産業の一つである漁業が振興し、ひいては地域の活性化と雇用の拡大が図られる。	従来、適債事業や補助基準に制限があると同時に窓口が各省庁に及ぶため、結果として個々の補助金や起債ごとに建物や構築物を分離するなど、複合的な施設の建設が難しく、行政コストの上昇も招いていた。本提案により、国、地方、事業者の効率的な事務事業の執行と財源配分が進む。	地方債許可方針平成15年度の地方債許可方針の運用について平成15年度地方債取扱上の留意事項	各種補助事業については、一般単独事業債等の対象としている。	5		一般単独事業債により起債することが可能。さらに、地域の産業技術者と地方公共団体とで協力して行うリサイクル技術の共同研究施設については、設事業により整備される部分が構造上の1回のまとまり及び独立した機能を持ち、それぞれ公の施設の設置管理条例の制定が予定されているなど、補助事業で整備される施設の機能の単なる補充等ではなく自主的・主体的な施設として運用される場合については、地域活性化事業債の対象となりうるもの。					
神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	1282	1282050	041240	地財特法の緩和	地域再生構想プロジェクトに係る独立行政法人等に対する寄附金等の支出制限の緩和	地域再生構想実現に寄与する独立行政法人等に対し、地方財政再建特別措置法第24条による寄附金等の支出制限の解除を行うなどの緩和措置を講ずる。	独立行政法人等の周辺環境整備などに当たり、地財特法による規制のため、地方公共団体の支援が困難になっているという現状がある。	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている施設の移管、実質的交換等の場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	5		提案いただいた趣旨については、一昨年の構造改革特区の提案を踏まえ、全国的な対応として地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3に第7号を追加し、既に措置を講じてきた。したがって、同号の要件に該当する場合において、地方公共団体は独立行政法人に対して寄附を行うことが可能である。 なお、地方財政再建促進特別措置法は、地方公共団体から政令で定める独立行政法人を含め国等への寄附金等の支出を制限することにより、寄附金等の名目による国等から地方公共団体への負担の転嫁を防止し、国と地方の間の財政秩序を維持させることを目的とするものである。	提案者の要望は、独立行政法人等の周辺環境の整備を目的とする寄附金等の支出であるが、その内容は実現できるのか確認されたい。			全国的な対応として地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3に第7号を追加し、既に措置を講じてきたことから、地方公共団体の要請に基づくなどの同号の要件に該当する場合においては、対応が可能な場合が考えられる。	
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327090	041250	医師の確保	市立稚内病院は、圏域におけるセンター病院として、充実を図ってきた。近年は、ロシア人の救急患者も増えてきており、地域医療はもとより、隣国サハリン州からの救急医療にも十分に対応するべく、特に、医師の安定的な確保を中心とした医療体制の整備・充実が必要である。	サハリン州における石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中核とした貨物の輸出入や人の流れの増加等相互交流が進む中、地域医療のみならず隣国サハリン州からの救急医療に対応するべく、医療体制の整備・充実が、本市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	市立稚内病院は、圏域におけるセンター病院として、さらには、24時間体制の救急病院として、そのニーズに応えられるよう充実を図ってきたが、特に医師の確保が大きな課題となっている。医師を含む医療技術者の慢性的な不足は、道内へき地市町村の共通した悩みであり、宗谷医療圏の中核病院である市立稚内病院においても、特に医師は定数が満たされていない。こうした状況の下で、サハリンとの交流が活発化してきた近年は、ロシア人の救急患者も増えてきており、その件数は、今後更に増加していくものと推察される。こうした中で、現に、外国人(特にロシア人)の救急患者の受け入れを行っているが、医師の引き揚げなどにより、その体制維持が非常に困難な状況となっている。外国人の救急医療体制の一層の充実が強く望まれているところである。地域医療はもとより国際交流拠点都市として、隣国サハリン州からの救急医療にも十分に対応するべく、特に、医師の安定的な確保を中心とした、医療体制の整備・充実が必要である。			5		地域における医師確保という点に関しては、平成15年11月に、医師の確保が困難な地域における医療の確保を推進するための諸課題について関係省庁が十分に連携、調整し、具体的な取組を推進するため、総務省、厚生労働省、文部科学省の3省による「地域医療に関する関係省庁連絡会議」を設置したところであり、今後、関係者からのヒアリング等を行い、平成16年1月を目途に当面の取組、今後の検討課題等について可能な限り整理を行う予定である。	検討結果を踏まえ、提案内容が、実現できるのか、確認されたい。			提案内容である医師の確保ができるよう、その対策を総務省、厚生労働省、文部科学省の3省において共同で検討中である。了知されたい。 なお、当初、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」において、平成16年1月を目途に当面の取組、今後の検討課題等について可能な限り整理を行う予定であったが、現時点でまだ整理が行われておらず、2月中を目途に整理を行う予定となっている。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府庁からの回答
社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川県川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101020	041260	投資調整権の付与	タスクフォースが定める計画に基づき、当該地域における公共投資及び公共が関与するプロジェクトのうち、非常に大規模かつ広域的効果を有する特定のプロジェクトの実施の是非、内容、規模、時期等を調整する権限を付与する。		公共投資の選択と集中の推進。	地方自治法第252条の2、第284条、第291条の2	広域にわたる総合的な計画を共同して作成するための地方自治法上の制度として、「協議会」が存在し、また事実上の協議により対応することが禁じられているものではない。また、広域連合は、法令に反しない限りどのような事務でも処理することができるものであり、広域連合において処理できないとは事実誤認といえる。	5	—	地方自治法上の「協議会」や「広域連合」の活用又は法律によらない事実上の協議により対応可能				
社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川県川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101040	041270	調査費、運営費への財政支援	交付金方式により地域再生プラットフォームの活動を経済的に支援する。		総合的なビジョンに基づいて計画や事業に関与する主体が地元側にも必要である。			6	-	総務省の施策に関係する要望がない。				
社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川県川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101060	041280	税制・財政・金融上の措置	社会投資ファンド(仮称)の優先適用 PFIのさらなる推進 コミュニティボンド等地方自治体の債務負担行為に対する公債費比率の拡大 企業誘致助成金の要件緩和 鉄道事業制度に基づく補助制度の要件緩和、鉄道事業者への運営補助等の適用拡大 地域開発のための各種ファンドの購入者に対する減免措置 政策金融制度の創設		経済性の低さを補完しない限り民間としては投資に踏み切れない。	地方債許可方針	起債制限比率の過去3年度間の平均が20%以上の地方公共団体は起債が制限される。	3		提案事項の内容について、総務省においては、地方債の個人消化及び賞金調達手法の多様化を図る趣旨から「住民参加型ミニ市場公募債」を推進してきているところ。しかしながら、住民参加型ミニ市場公募債については、起債が制限される要件を緩和することは、地方債の信用力の維持や地方公共団体の財政健全化の観点から、適当ではない。	特定の地方債について要件を緩和することが、信用力の低下に繋がるのが明確にされない。			住民参加型ミニ市場公募債に限らず、起債が制限される要件を緩和することは、地方債の信用力の維持や地方公共団体の財政健全化の観点から、適当ではない。
滝川市	バイオマス・ランドたきかわ	1391	1391020	041290	・BDFや発電設備の補助燃料としての軽油に対する優遇税制	・BDF混合燃料や発電施設に利用する軽油の引取税の除外措置	・BDF燃料の優位性の確保による事業化の促進 ・発電コスト、生ごみ処理コスト引き下げによる自治体負担の軽減				3		地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				
ヤンマー株式会社	小規模ハイブリッドエネルギープラントによる地域活性化プラン	3017	3017010	041300	ハイブリッドエネルギープラントにおける軽油の免税	軽油引取税の免税措置に関しては、地方税法七百条の六(文面詳細は項目33に記載)により、免税対象が限定されている。今回のプロジェクトについては、軽油使用にあたっては、免税措置扱いとすることを切に希望する。	【事業内容】(1)バイオマスエネルギー化プラント建設 設置場所= 県・町内 事業主体= 県・町(第三セクター案) 設置時期= 平成16年度中 原料= バイオマス(木屑)+補助燃料(軽油) バイオマス処理量= 約50t/日 利用技術= 熱分解ガス化 発生エネルギー= 電気、熱 (2)エネルギー供給 電力= 施設内の電力供給および施設外への供給(電力会社への売電検討中) 熱エネルギー= 付近事業所などへの供給および新規農業用施設(ハウス)への供給 ハウスにて新ブランドの果樹または野菜栽培を想定) 【効果】(1)バイオマスと補助燃料を組み合わせる(=ハイブリッド)ことにより、安定した運転が可能となり、エネルギー供給が安定する。つまり採算性の確実性がある。(2)プラントから発生する熱エネルギーを新規農業用ハウスの熱源に利用することにより、従来生産が困難であった果樹または野菜の栽培が可能。新ブランドでの農作物生産可能により、農業の活性化が図れる。(3)プラントの運転要員、新ブランド農作物生産により新しい雇用が生まれ、地域雇用拡大に貢献。	【提案に係る支援の根拠】このプロジェクト成否は、プラントから発生するエネルギーの安定化が必須である。発生エネルギーが安定化すると事業の収入が安定化する。熱分解ガス化プラントは最先端の技術であり、その技術は確立されたもの、今だコストが高い状態である。この技術が普及するためには、国からの補助金は必須である。イニシャル面での補助金受給に加え、ランニングコストである補助燃料、つまり軽油においても補助金の受給が可能となれば、事業採算面で非常に有効となる。尚、ハイブリッド(バイオマス+補助燃料)型ではなく、バイオマス単独のみの運転の場合、発生エネルギーの安定化は困難である。つまり採算面も不確定となる可能性が高い。			3		地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
新城市	「今夜は街に出かけよう」構想	1237	1237010	041310	遠方からの開業手続きの利便性の向上	新しく事業を始めるときに必要な、行政官庁に対する様々な許可や認可の手続きが円滑にできるよう、手続き方法の簡素化を図る。	全国からレストランのオーナーシェフを募集し、空き店舗を無償で貸し付け開業してもらおうが、できるだけ広範囲からの応募が得られるよう、遠方からの開業に係る諸手続きの利便性の向上を図る。新しく事業を始めるときの、様々な行政官庁の許可や認可が必要であり、遠方からの手続きが円滑にできるよう、居住地の官庁に提出できたり、インターネット申請ができるようにしたい。	新しく事業を始める場合、開業地を管轄するいくつかの官庁に、許可や認可の書類を提出しなければならず、全国から事業者を募集しても、開業までの手続きに時間がかかることから、遠方からの応募者が得られにくい。		6	-	レストランの開業手続は、食品衛生法に基づく手続が主となるものと思われるため、同法所管府省による対応が必要。 なお、所得税関係の手続については、所得税法所管府省による検討が、県税条例関係の手続については、同条例を措置した地方公共団体による対応が必要。					
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277140	041320	業務核都市における中核的民間施設に適用される国税及び地方税の特例措置の適用に係る第三セクター要件の撤廃	一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている国税及び地方税の特例措置について、一般の民間企業にも適用を認める。	施策のPRに努め、業務集積地区における未利用地に、商業・教育・福祉医療等多様な都市的機能や民間企業による中核的民間施設の立地を促進する。	業務核都市の育成・整備を図るためには、一般民間企業による業務集積地区への立地が不可欠であることから、一定要件を満たす第三セクターのみが対象となっている国税及び地方税の特例措置について、一般の民間企業にも適用を認める必要がある。	地方税法第586条第2項1号の2 同法施行令第54条の13、54条の13の2	市町村長は、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第七条第二項第三号に規定する重点整備地区において同法第十一条第一項に規定する同意基本構想に従って整備される同法第七条第二項第四号に規定する中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち一定のもの又は同法第二十二條第三項第三号に規定する業務施設集積地区において同法第二十六条に規定する同意基本構想に従って整備される同法第二十二條第三項第四号に規定する中核的民間施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち一定のものを新築した者で一定のものが当該家屋若しくは構築物の敷地の用に供する土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。 なお、特別土地保有税は平成15年度より新規課税は停止されている。	3	-	税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生のための基本方針（平成15年12月19日地域再生本部決定）」に「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされている。 なお、特別土地保有税は平成15年度より新規課税は停止されている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				
新井市	バイオ・リージョン（生命地域）の形成	1313	1313020	041330	自治体の発行した地域通貨による地方税の納付の容認	地域通貨による経済の地域内循環性を高めるためには、企業等にとってのインセンティブが高いことが重要である。このためには、地方税の納付が地域通貨でできることなどが誘引効果が高い。しかし、地方税法により、納付に使用できる証券は制限されており、地域通貨は利用することができない。そこで、地方税の納付に自治体が発行した地域通貨を利用できるように提案する。	観光・商店街等の事業者に対し、固定資産税・住民税等の一部について、地域通貨での納付を可能とする。これにより、地域通貨を使える場所が広がる。	地域通貨による経済の地域内循環性を高めるには、企業等が地方税の納付に地域通貨を利用できることなどでの誘引効果が高いと考えられる。 観光・商店街等の事業者にとってのインセンティブが弱いと、利用できる場所が著しく限定される。	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第155条、第155条の2、第156条	現在、地方自治法で認められている地方公共団体の収入の方法は、現金のほか証紙（使用料・手数料のみ）、証券（小切手、郵便振替払出証券、郵便為替証券、無記名式の国債・地方債及びその利札）、口座振替、郵便振替に限られている。 なお、地域再生構想において「ITを活用した地域通貨」について言及されているが、平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード（住民基本台帳カード等）、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。	3		地方公共団体の歳入は現金で行うのが原則である。この例外として証券による方法が認められているが、公正さと確実さが担保されなければならないことから、性質上一般に直ちに現金に換えることができる証券に限定されている。 提案の地域通貨については、その目的や性格が多様であり、また用途の限定や法的な位置づけについて課題があるなど、上記に準じた性質を有しているとは必ずしも言えず、地方公共団体の歳入として使用することは適当と考えられない。 なお、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」においては、今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体を選定することとしているので申し添える。	「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」において、提案の内容も検証することを検討できないか。			
伊東市	伊東健康保養地づくり構想	1356	1356040	041340	ゴルフ場利用税の存続	ゴルフ場利用税を存続する。	ゴルフ場を有する観光都市としての特殊な行政需要に対する財源を確保することにより、都市基盤整備を促進し、市民及び来遊客の利便を図り、来遊客の増加を目指す。	当市は、健康づくりも兼ねた娯楽施設としてのゴルフ場を市内に4か所所有していることから、道路整備、廃棄物処理等に係る経費について住民人口規模以上に特殊な財政需要を要している。	-	-	5		存続しているところ。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省からの回答
伊東市	伊東健康保養地づくり構想	1356	1356070	041350	固定資産税における別荘概念の再定義	地方税法(固定資産税)における日常生活の用に供しない家屋(別荘)の概念について、「毎月1日以上の居住の用に供する家屋以外」から「居住の用に供しない家屋」に戻す。	居住の用に供する土地・家屋に対する固定資産税の特例措置を厳格化することにより、税収の確保とともに転入世帯の増加を図り、地域経済の活性化に資する。	毎月1日以上の居住の有無を把握することが困難であるとともに、本市においては住宅需要の喚起及び土地取引の活性化につながっていない。また別荘地周辺は基盤整備が遅れている地区が多く、その整備に多額の費用を要するため。	地方税法施行令52条の11、52条の12、52条の13		3	-	税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生のための基本方針(平成15年12月19日地域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				
山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	1386	1386080	041360	農業用施設用地の課税緩和	農業用施設用地の宅地並み課税の緩和等を図る。	ガラスハウス等の農業用施設用地に対する固定資産税の課税については、一般の宅地と異なる有利な扱いとする。	施設園芸などに取り組みやすくすることで、農業生産部門の複合化や多角的な経営、他産業からの農業参入を促進することにより、農業分野で雇用の創出を図る。	地方税法第388条第1項の規定に基づく固定資産評価基準(昭和38年12月25日自治省告示第158号)		3	-	税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生のための基本方針(平成15年12月19日地域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				
神戸市	神戸医療産業都市構想の推進による地域再生構想	2022	2022010	041370	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のための中核機関の機能強化	産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化のために、以下の中核機関の機能強化が必要である。 (1)民間資金導入による中核機関の財政基盤強化 中核機関の「特定公益増進法人」としての認定要件の緩和 中核的支援機関が新事業創出促進法関連税制優遇措置(基金の損金算入)を受けるための政令4事業実施要件の緩和 (2)地方公共団体による中核機関への支援体制の強化 中核機関への地方公共団体からの財政支援に対する必要な措置 ・中核機関への出資金及び貸付金の財源を地方債とする際の要件の緩和(国または地方公共団体の出資比率の制限)等 (3)中核機関の機能強化を図るための研究費(競争的資金)の運用の弾力化 ・事業費に左右されず、すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%を導入(第2期科学技術基本計画に規定されている) (4)大学発のハイベンチャーの育成を支援するライフサイエンスTLOを創設するための承認TLOの要件の弾力化 TLOの承認基準の明示 TLOの承認基準の弾力化 ・原則1大学1TLOとの指導 TLOに弾力化 ・承認には学長の同意が必要との指導 同意要件の弾力化(学部長等の同意)	(1)(2)民間資金の導入及び地方公共団体の支援により、中核機関の財政措置を強化し、産学民官の連携による地域の科学技術振興・産業活性化に資する。 (3)地域の科学技術振興を目的とする公益法人や大学等における産学連携型の研究活動を加速することにより、地域における革新技术・新産業の創出を通じた地域経済の活性化を図る。 (4)京都大学、大阪大学、神戸大学、理化学研究所など、関西を中心に広域横断的な研究機関を対象として、ライフサイエンスに特化して、研究成果の事業化(アーリーインキュベーション)及び技術移転を促進するため、承認TLOとして、「ライフサイエンスTLO」を創設する。 これにより、ライフサイエンス分野特有の課題に対応した事業化支援体制を構築することが可能となり、その結果、研究成果の事業化が加速され、地域経済の活性化に資することとなる。	(1)民間資金を導入しやすくすることにより、中核機関の財政基盤が強化され、地域産業活性化に資する。 (2)地域産業活性化に向けた中核機関の財政基盤強化は、地方公共団体における将来の税源の涵養につながるため、後年度負担を求めることが適切である。 (3)すべての研究費(競争的資金)に間接経費30%が適用されていない。本来、間接経費によって中核機関の活性化及び産学連携の加速を図る必要がある。 (4)大学的財産本部の設置に伴い、ライフサイエンス分野での知的財産を、早期に実用化・産業化するためにも、専門的・広域的なTLOが必要。しかしながら、国からは、承認TLOの要件として、 ・原則1大学1TLOと指導されている。 ・承認TLOを設置するには学長の同意が必要と指導されている。 これらの承認基準を明確化するとともに、要件の弾力化が必要。	地方財政法第5条		5		一般単独事業債の対象となりうるもの。				
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術研究都市構想	2132	2132060	041380	農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区指定の緩和等	工業等導入地区の指定は法令等により、原則として1自治体に1箇所となっているが、この構想の分散型地域核(ほたる)に関しては同時に複数箇所の開発が想定される。この分散型地域核形成の推進を図るため、複数指定が可能となるよう提案する。	産業立地にインセンティブを与えるため、工業等導入地区を指定し、優遇措置を講じる。	現行の1自治体1箇所の指定を複数指定を可能とするよう農工法の指定の緩和を提案する。			6	-	農工法を所管しているのは農水省であるため。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川県川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ線整備事業、羽田アクセス橋建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101010	041390	自主財源の確保	当該地域からの固定資産税その他税収(含む国税)の一定割合を組み入れる。		自主財源の裏打ちにより将来のタスクフォースの活動に対する民間からの信頼性が向上するため。		市町村が、その税収をどのような事業に充当するかは、地方公共団体の予算・財政上の問題である。なお、固定資産税には、使途の制限はない。	3	-	「地域再生のための基本方針(平成15年12月19日地域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				
豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	1262	1262060	041400	公売制度の弾力化	地方税における公売制度について、代金納付を競売と同期間の1ヶ月とする。	地方税における公売制度について、代金納付の原資として住宅ローンの適用が可能にし、買受人の確保のため、代金納付を競売と同期間の1ヶ月とする。税金の確保(滞納地方税の回収、優良納税者への転換による税源確保)が図られ、不動産の流動化が図られ地域経済への波及効果も得られる。	地方税における公売制度について、代金納付が7日後と短いため、代金納付の原資として住宅ローンの適用できず、買受人の確保の困難であるため。	地方税法第331条第6項、第373条第7項、第459条第6項、第485条の3第6項、第541条第6項、第613条第6項、第701条の6第6項等	地方団体の長は、公売期日から起算して7日を経過した日に最高価申込者に対して売却決定を行い、また、公売による換価財産の買受代金の納付期限は、売却決定の日とされている。	3		滞納者の租税債務は、買受代金の納付がなされた時点で充当されることとなるため、代金納付期限の延長を行うと、その分延滞金の額が増大し、滞納者に不利となる性格を持つものである。よって、地域的にこの提案のような納付期限延長を可能にすることは、複数の地方団体の地方税についても、同時に滞納することもあり得ることを考えれば、滞納処分制度の中で大きな役割を担っている公売制度において、地域間において取り扱いが異なることで、それによる有利不利の差を生じさせることとなり、納税者間の不公平の問題が大きいため、要望を認めることはできない。	提案の趣旨を踏まえ検討できない。			前回回答したとおり、滞納者の租税債務は、買受代金の納付がなされた時点で充当されることとなるため、代金納付期限の延長を行うと、その分延滞金の額が増大し、滞納者に不利となる性格を持つものである。よって、地域的にこの提案のような納付期限延長を可能にすることは、複数の地方団体の地方税についても、同時に滞納することもあり得ることを考えれば、滞納処分制度の中で大きな役割を担っている公売制度において、地域間において取り扱いが異なることで、それによる有利不利の差を生じさせることとなり、納税者間の不公平の問題が大きいため、要望を認めることはできない。
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066090	041410	中心市街地の空き店舗対策としての規制緩和	地域に根差した飲食店を開業する時に必要となる消防法等による建築基準を緩和する。	中心市街地の空き店舗をコミュニティレストラン等として活用する。また、空き店舗の利用を容易にすることで新規事業等によるコストがかさみ、新規参入に関心のある起業家の意欲を促進し、中心市街地の活性化を図り、観光・交流の商業空間を創出する。	中心市街地には空き店舗が目立つようになっている。飲食店として開業するには設備費等によるコストがかさみ、新規参入を阻害している状況がある。これらの要件を緩和することで、飲食店等の開店を容易にする。	消防法第17条第1項、消防法施行令第1表第一	消防法施行令第1表第一において、飲食店について(三)項口として取扱い、消防用設備等の設置について規制を行っている。	3		制度等の現状の欄のとおり、飲食店については、消防法施行令第1表第一において(三)項口として取扱い、その規模、収容人員等により消防用設備等の設置について規制を行っているところである。また、規制を緩和することにより防火安全性の低下が懸念されるため、対応は困難と考える。	提案の趣旨を踏まえ検討できない。			前回回答のとおり、飲食店については、消防法施行令第1表第一において(三)項口として取扱い、その規模、収容人員等により消防用設備等の設置について規制を行っているところであり、防火安全性以外の要因により、その基準を緩和するべきではない。
神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	1283	1283060	041420	農家民宿及び学校再利用による農業体験宿泊施設	宿泊施設に係る諸規制の緩和	・農家を利用した宿泊型農業体験の実施 ・市民農園や副業としてのレストランの経営	簡易宿泊施設の営業許可の規制があるため、食品衛生法上の規制緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	消防法施行令第1表第一において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項イとして取扱い、消防用設備等の設置について規制を行っている。	7		農家民宿については「構造改革特別区域法に定める農家民宿における消防設備等に関する消防法の規定に対する柔軟な対応について」(平成15年3月26日 消防庁予防課長通知)により、現行特区制度の中で、対象を限定して緩和を行うことにより、その弊害の有無等を確認している最中であるため、直ちに対象を拡大することは適当でない。なお、防火安全性に問題がないことが確認出来るものについては、当該案件も含め、全国展開の中で検討する。				
喜多方市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	1342	1342030	041430	農泊における農村家屋の保全	農泊を行う家屋の形態を変更しないで農泊の営業を行う。 農泊については用途変更扱いとせず、建築確認申請の対象外とする	家屋の形態を保全し、農村、田舎らしさを活かした農泊を行う。	現行法令では、誘導灯、火災報知器などの設置が必要で、初期投資の増大、景観の阻害等で農泊のネックとなっている。	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	消防法施行令第1表第一において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項イとして取扱い、消防用設備等の設置について規制を行っている。	7		要望にある建築確認申請に係る規制については消防法では行っていないが、農家民宿については「構造改革特別区域法に定める農家民宿における消防設備等に関する消防法の規定に対する柔軟な対応について」(平成15年3月26日 消防庁予防課長通知)により、現行特区制度の中で、対象を限定して緩和を行うことにより、その弊害の有無等を確認している最中であるため、直ちに対象を拡大することは適当でない。なお、防火安全性に問題がないことが確認出来るものについては、当該案件も含め、全国展開の中で検討する。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066080	041440	・農家・漁家民泊の簡易化 ・宿泊施設の送迎車を観光有料タクシーとしての利用	・農家・漁家を体験型宿泊施設として利用するとき、消防法や旅館業法等の規制を緩和する。 ・宿泊施設の白ナンバーの送迎車を、有料観光案内に利用する。	離島交流メニューとしての農家・漁家民泊や、宿泊施設の送迎車を宿泊客の要望による有料の観光案内業務に利用することにより、宿泊体験型のツーリズムを創出するし、観光振興を図る。	農家・漁家の宿泊施設としての利用を容易に、また、宿泊施設の送迎車の有料観光案内を可能にすることで観光施設と交通手段の連携が図られ、島独自の体験型ツーリズムが創出できる。	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	消防法施行令別表第一において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項イとして取扱い、消防用設備等の設置について規制を行っている。	7		農家民宿については「構造改革特区別区域法に係る農家民宿における消防設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応について」(平成15年3月26日 消防庁予防課長通知)により、現行特区制度の中で、対象を限定して緩和を行うことにより、その弊害の有無等を確認している最中であるため、直ちに対象を拡大することは適当でない。なお、防火安全性に問題がないことが確認出来るものについては、当該案件も含め、全国展開の中で検討する。				
あさぎり町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	2161	2161010	041450	石倉の移設・用途変更に係る建築基準法等の弾力的運用等	明治時代から昭和時代にかけて造られた石倉の移設や用途変更にあたっては、建築基準法の組構造(第51条)等の基準をクリアする必要がある。現在、伝統的建造物群保存制度など建築基準法の制限緩和規定が設けられているものもあるが、地域の資源を有効に活用するため、制度の拡大や規定の弾力的運用等の検討をお願いしたい。	免田駅前商店街の活性化策の一つとして、地域にある石倉を資料館、ギャラリーホール、店舗等に改造し利用することを検討している。また、他の地区にある石倉をここに移設することにより、石倉を活用したまちづくりを展開することも検討中である。	石倉の移設や用途変更にあたっては補強措置等が必要であるが、原形の変更による石倉の魅力の減少や費用の増加などの問題がある。	消防法第17条第1項、消防法施行令別表第一	消防法施行令別表第一において、防火対象物の用途に応じ、その規模、収容人員等により消防用設備等の設置について規制を行っている。	3		具体的な緩和内容等が不明であるが、現行では、消防法施行令別表第一において、防火対象物の用途に応じ、その規模、収容人員等により消防用設備等の設置について規制を行っているものであり、防火以外の要因によりその基準を緩和することはできない。	提案の趣旨を踏まえて検討できないが。			前回回答のとおり、消防法施行令別表第一において、防火対象物の用途に応じ、その規模、収容人員等により消防用設備等の設置について規制を行っているものであり、防火安全性以外の要因により、その基準を緩和するべきではない。
只見町	山里の農家民泊を主体とした都市との交流促進プラン	1339	1339010	041460	グリーンツーリズムに関わる許認可(宿泊業の緩和、食品衛生法の緩和、消防法の緩和、旅行業法の緩和、道路交通法の緩和) 国有林野法の緩和 農地法の緩和 都市との対流事業の国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省等の支援の連携、集中	普通の農家であるので営業許可に該当しない施設とする。(旅館業法第3条) 宿泊及び農家レストランで食事を提供しようとする場合には、飲食店営業の営業許可が必要であるが普段食べているものであり該当にならないものとする。(食品衛生法第20条) 建築物の防火に関する消防長の同意が必要な事項の緩和措置(非常ベル、自動サイレン又は放送設備、自動火災報知設備と検査)(消防法第7条) 体験指導者が報酬を得て、旅行募集、手配などを事業で行う場合旅行業となるが、規制の緩和を図る。(旅行業法第2条) 体験指導者が運転する場合、白バス行為の禁止の範囲に入るが、民宿のバス等で特定目的(民宿から山や畑に行く)の場合は緩和を図る。(道路交通法第4条第80条) 共有林野の設定は市町村内の住民に限定されているが市町村の契約者が一定の条件を付けて利用範囲等を設定できることとする。(国有林野法第18条) 許可権者は県となっているが市町村に委譲する。(農地法第5条)	農家民泊を主体とした受け入れ体制を作り、農村空間を多面的に活用した都市との対流事業を推進する。	農家が宿泊業の許可を得る場合、旅館業法も、食品衛生法上の営業許可、消防法上の規制が厳しく、事業参加が難しい。共有林野の設定は市町村内の住民に限定されている。	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	7	消防法施行令別表第一において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項イとして取扱い、消防用設備等の設置について規制を行っている。	農家民宿については「構造改革特区別区域法に係る農家民宿における消防設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応について」(平成15年3月26日 消防庁予防課長通知)により、現行特区制度の中で、対象を限定して緩和を行うことにより、その弊害の有無等を確認している最中であるため、直ちに対象を拡大することは適当でない。なお、防火安全性に問題がないことが確認出来るものについては、当該案件も含め、全国展開の中で検討することとしているが、自動火災報知設備については防火安全性の観点から緩和することは認められない。					
中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	2061	2061050	041470	山間地等における高速情報通信網整備事業の創設	民間事業者等の参入のない山間地等(過疎・難視聴及びそれに類似する地域)における高速情報通信網(光ファイバー等)を利用したCATV、高速インターネット等の整備及び拡張	(事業内容) 民間事業者等の参入のない山間地等における高速情報通信網(光ファイバー等)を利用したCATV、高速インターネット等の整備及び拡張 都市部と山間地域等の情報格差の是正及び情報の均一化 都市への情報発信及び都市からの情報受信 難視聴及びそれに類似する地域の格差是正	山間地等には、都市部と異なる情報通信事業者の民間事業者の参入がまだまだ行われておらず、今後通信網の整備拡大には都市部以外の地域の整備を図ることにより情報格差等の是正に繋がるため。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱 電気通信格差是正事業費補助金交付要綱 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱	2		・地域インターネット導入促進基盤整備事業により、過疎等の条件不利地域の市町村地域インターネットを活用した双方方向の行政サービスを提供するため公共施設等にインターネットを導入する過疎、山村等の条件不利地域の市町村を支援している。 ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業において、条件不利地域等における事業を優先的に採択することとしている。 ・加入者系光ファイバ網整備整備事業により、過疎地域等の町村がモデル事業として地域公共ネットワークを活用し加入者系光ファイバ網を整備する際に、所要経費の一部を補助しているところ。					・引き続き、平成16年度においても地域インターネット導入促進基盤整備事業及び新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を実施予定。 ・加入者系光ファイバ網整備整備事業の事業実施地域については、過疎又は離島が属する町村全域であったが、平成16年度予算(案)において、辺地、半島、山村、特定農山村を含む町村全域への拡充が認められたところ。なお、平成15年末日現在過疎地域、離島に係る町村又は平成16年度当初において辺地、半島、山村、特定農山村に係る町村であって、合併により市となったものについては、旧対象町村の区域についても、事業対象地域とすることが認められたところ。上記に伴い、平成16年度事業から対象とすべく、補助金交付要綱を改正することとしている。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省市からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各省市からの回答
江別市	ITを活用した地域経済の再生	1020	1020010	041480	各種施策の集中および連携とその利便性の向上による支援措置	<p>提案する支援措置について</p> <p>総務省IT関連施策 ・IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事(補助率1/3) ・マルチメディア街中にぎわい創出事業(補助率1/2)</p> <p>経済産業省 ・新事業創出基盤施設整備費補助金(補助率1/2)</p> <p>その他事業に関連する各種施策の連携と集中および補助裏にかかる地財措置として高率(70%以上)な交付税の充当を実現することでその利便性の向上を提案する。</p>	<p>1. 江別ブランド事典事業(詳細別紙)平成15年度より実施している本事業について次の および の機能を追加し、添付資料の効果を最大限発揮させる。 江別ブランド事典システムの機能拡張 ・ナビゲーションシステムの機能拡張 ・データの充実 ・アンケート調査の実施 ・e-コマース機能の追加 ・物流システム機能の追加 江別ブランドアンテナショップの設置 ・歴史的建造物の活用 ・物流機能の追加 江別ブランドの陳列、販売 江別ブランドの紹介 江別ブランド事典の広報 江別ブランド選定のアンケート窓口 江別ブランド認定以前の商品の紹介</p> <p>2. 江別ブランド事典センターの設置(詳細別紙) 経済の活性化にITを積極的に活用していくため、市民および市内の企業のデジタルデバイドを抑制し、さらにシステムの維持運用コストの削減という効果を考え次の事業を実施する。 ・データセンター ・インキュベーション施設 ・IT教育用施設(江別ブランド事典システム利用者、江別ブランド活用生産者、製造者) ・サテライトオフィス</p>	<p>現状の制度での問題点</p> <p>1. 本事業の推進に当たって様々な補助事業の活用が考えられるが、それぞれの補助事業が省庁別、事業別に細かく区別されているため本事業のように1ヶ所で集中的に実施することで最大限の効果を狙った事業では、それぞれが分断された事業となってしまう、期待した効果を発揮しにくい。</p> <p>2. 江別市は、通常の補助事業を活用した場合、特別な財政措置がなく市の単独負担額が大きい。厳しい財政状況については他の自治体と大差なく、本事業の推進にあたっては、補助金裏負担に係る手厚い財政措置が必要である。</p>	地域活性化事業債に関する取扱い要領	<p>総務省では、マルチメディア街中にぎわい創出事業により、中心市街地の活性化を推進するため、マルチメディアに慣れ親しむ展示、研修・交流機能を併せ持った施設を整備する地方公共団体等を支援しているところ。</p> <p>地域活性化事業は、補助事業、継ぎ足し単独事業、継ぎ足し単独事業との区分が困難な補助事業との合策等については、原則対象としない。</p>	5・3		<p>下記を除く総務省事業を含む他府省事業を実施することに特段の制限はない。この提案の趣旨を踏まえ、今後も他府省間でさらに緊密に連携していくこととしたい。</p> <p>地域活性化事業は、地方団体が自主的・主体的に地域の活性化のために実施する事業の支援を目的としており、補助事業、継ぎ足し単独事業、継ぎ足し単独事業との区分が困難な補助事業との合策等については、原則対象としない。ただし、事業により整備される部分が構造上の1団のまとまり及び独立した機能を持ち、それぞれ公の施設の設定管理条例の制定が予定されているなど、補助事業で整備される施設の機能の単なる補充等ではなく自主的・主体的な施設として運用される場合については対象としている。</p> <p>「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」</p>	提案の趣旨を踏まえ検討された。			<p>下記を除く総務省事業を含む他府省事業を実施することに特段の制限はない。この提案の趣旨を踏まえ、今後も他府省間でさらに緊密に連携していくこととしたい。</p> <p>地域活性化事業は、地方団体が自主的・主体的に地域の活性化のために実施する事業の支援を目的としており、補助事業、継ぎ足し単独事業、継ぎ足し単独事業との区分が困難な補助事業との合策等については、原則対象としない。ただし、事業により整備される部分が構造上の1団のまとまり及び独立した機能を持ち、それぞれ公の施設の設定管理条例の制定が予定されているなど、補助事業で整備される施設の機能の単なる補充等ではなく自主的・主体的な施設として運用される場合については対象としている。</p> <p>単なる従来型の税財政措置を求めるもの」</p> <p>なお、現行においても、公共施設の建設事業等については地方債の対象としているところ。</p>
青梅市	ケーブルテレビを活用した地域情報化	1036	1036010	041490	地域情報化に資する民間ケーブルテレビ事業者に対する支援措置	<p>市町村または第3セクターに限られている「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」の対象事業主体を、自治体の認める民間事業者にも拡大するとともに、補助率のアップを願いたい。(現行制度では、補助率は、第3セクターが事業主体の場合、首都圏近郊整備地域では6分の1、市町村が事業主体でも3分の1とされている)アップすることにより、施策の利便性向上を願いたい。</p> <p>または、地域情報化のための支援制度を創設願いたい。</p>	<p>民間ケーブルテレビ事業者により、市内全域へのケーブルテレビ幹線網を敷設する。市内全域での利用が可能となれば、市から事業者への放映委託等により、行政情報、コミュニティー情報、防災情報、リサイクル情報等を、身近で利便性の高いテレビを通じて放送する。</p> <p>幹線網敷設による雇用創出、施設を活用した新ビジネスの展開とケーブルテレビ事業者の事業拡大、市内情報交流の活性化に伴う、地域の活性化等が期待される。</p>	<p>ケーブルテレビ幹線整備には多額の経費がかかるため、首都圏近郊ではあるが、周辺部には中山間地が併存している本市では、民間事業者は、採算性のある市街化の進んだ地域以外には展開し難い。そのため、地方の町村などよりも、市内の一部地域が情報化から取り残され、情報格差が生じている。市域の約3分の1で民間事業者が事業展開しているにもかかわらず、市または第3セクターで新たに事業を展開することは、民間活用、雇用創出の観点からも望ましくない。しかし、現行の支援措置「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」では、市町村や第3セクターが助成対象事業主体であるうえ、補助率も、第3セクターが実施する場合でも、三大都市圏の近郊整備地域は、6分の1と低く、利用しづらいため、整備が進まない。</p>	電気通信格差是正事業費補助金交付要綱	<p>電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第3条第2項中「市町村又は第3セクター法人が行うもの」と規定している。</p>	3		<p>地域情報化の観点から整備するケーブルテレビ施設については、市町村又は第三セクター法人に限定しており、自治体が経営に関与できない民間事業者に対して補助を行うことは不適切。</p>	提案の趣旨を踏まえ検討された。			<p>再度検討したが、地域情報化の観点から整備するケーブルテレビ施設については、市町村又は第三セクター法人に限定しており、自治体が経営に関与できない民間事業者に対して補助を行うことは不適切。</p>
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075070	041500	NPO活動等活性化支援のための経費の地方交付税算入	<p>環境教育などのコミュニティ・サービス事業を行うNPO活動等を活性化するため、アドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などに要する経費を地方交付税に算入する支援をお願いしたい。</p>	<p>地域エコネットワーク研究会の設置、環境カウンセラー・森林カウンセラーの育成、エコハウスの整備とグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の推進は、交流促進と環境保全を担う人づくりに資するものであり、環境教育などのコミュニティ・サービス事業を行うNPO活動等を活性化するため、アドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などに要する経費を地方交付税に算入する支援をお願いしたい。</p>	<p>地域の環境行動を経済的な利益に繋げ、地域雇用の創出を図ろうとするためには、アクション(環境行動)を起こす住民グループ・団体等への支援が不可欠であり、育成、活動助成などに要する経費を地方交付税に算入する支援をお願いしたい。</p>	地方交付税法(昭和25年法律211号)	<p>NPO等に対する活動助成に要する経費等NPO等の活動の活性化経費について、共生のまちづくり推進において、450億円程度の地方財政措置を講じている。</p>	5		<p>NPO等に対する活動助成に要する経費等NPO等の活動の活性化経費については、普通交付税の基準財政需要額における単位費用の積算基礎としている。</p>				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答		
三条市、田上町、栄町、下田村	広域行政ネットワークの構築及びCATVへの開放	1079	1079010	041510	地域イントラネット基盤施設整備事業の柔軟な運用	<p>平成16年度予算(政府原案)では、地域イントラネット基盤施設整備事業での、ケーブルテレビ(地方公共団体又は第3セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能にすることが盛り込まれているが、本制度の創設に際しての開放時期等の要件(基準)を確立し、民間分野における高度情報通信ネットワークインフラの整備を促すこととする。また、設備設置に係る二重投資を回避するため、構築された広域行政ネットワークの一部を地元CATV会社に将来開放し、民間分野における高度情報通信ネットワークインフラの整備を促すこととする。</p> <p>なお、地元CATV会社へのネットワークの一部の開放時期については、既開局エリアである三条エリアにおける加入率が一定割合を超えた場合等の条件が満たされた時とするものとする。</p> <p>【地域再生構想の実現により期待される効果】 三条市、田上町、栄町、下田村の間で、広域行政ネットワークが構築されることにより、「市民交流システム」等を通じた地域コミュニティの活性化の実現が期待される。</p> <p>広域行政ネットワークの一部を地元CATV会社に開放するという手法を取り入れることにより、地元CATV会社のエリア拡大が容易となるため、公共ネットワークとCATV網をそれぞれ構築する場合と比較して、約4.2億円程度(伝送路工事部分のみ考慮)の二重投資の回避によるコスト削減が期待される。</p> <p>広域行政ネットワークの一部を地元CATV会社に開放するという手法を取り入れることにより、地元CATV会社のエリア拡大が容易となるため、公共ネットワークとCATV網をそれぞれ構築する場合と比較して、より早い段階における同社の経営基盤の強化及び新規雇用の創出の実現が期待される。</p> <p>特に、田上町・栄町・下田村に、民間分野における高度情報通信ネットワークインフラが整備されることにより、地産企業の情報化が進み、取引コストの軽減といった企業のスリム化や販路拡大の実現が期待され、国際競争力の強化にも資することとなる。</p>	<p>三条市、田上町、栄町、下田村では、これまで地元CATV会社と協議を重ね、将来的に、現行のサービスエリアに加え、田上町、栄町、下田村にもサービス展開をしようとしているところである。しかしながら、その展開時期については、既開局エリアである三条エリアの加入状況を勘案しなければならず、確定的な時期を決められないのが現状である。こうした中、「地域イントラネット基盤施設整備事業」のCATV開放に係る基準が自由度のないものとして制定されれば、CATVへの開放を前提とした広域行政ネットワークの構築を断念せざるを得ず、左記効果の が実現されなくなる。このため、上記支援措置が必要である。</p>			総務省では地域イントラネット基盤施設整備事業等により学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところ。	2		地域イントラネット基盤施設整備等の平成16年度予算(案)において、ケーブルテレビ(地方公共団体又は第3セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とすることが認められたところ。平成16年度事業から補助対象とすべく、補助金交付要綱を改正することとしており、提案の趣旨に沿うものと思料。						
榎倉町	超高速インターネット網構築による地域再生構想	1093	1093010	041520	加入者系光ファイバー網設備整備事業の補助基準緩和	<p>過疎地域等の地方公共団体がモデル事業として地域公共ネットワーク網を整備するための事業である。本地域は一部辺地、一部山村地域(全面積15,982㎡うち振興山村面積12,856㎡全体の8割)である。本補助事業の対象地域は条件不利地域に限定されており、山振地域(条件不利地域)と中心部郊外-山振地域(条件不利地域)までが民間による整備が見込めない地域となっているため、行政サービスの拡充や町全体のIT化の底上げなどにより事業効果を高めるためにも町全体で取り組めるよう対象地域基準を緩和する。</p>	<p>補助対象地域を現行の一部対象地域のみでなく、自治体全域として対象とされたい。</p>	<p>現在の補助対象区域のみの整備を行えば、民間が整備しない中間地域とのデジタルデバイドが深刻化する。一体的な整備を押し進めたい。</p>	<p>地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱</p>	2		<p>加入者系光ファイバー網設備整備事業の事業実施地域については、過疎又は離島が属する町村全域であったが、平成16年度予算(案)において、辺地、半島、山村、特定農山村を含む町村全域へ拡充が認められたところ。平成16年度事業から対象とすべく、補助金交付要綱を改正することとしている。</p>							
榎倉町	超高速インターネット網構築による地域再生構想	1093	1093020	041530	加入者系光ファイバー網設備整備事業の補助事業者の緩和	<p>自治体以外で、将来的なネットビジネスの可能性として投資する(PFI手法も含む)民間企業等(TMO、NPO等含む)に対し、本事業の趣旨にあう光ファイバー網等施設整備をする場合補助できるようにする。</p>	<p>補助事業者を自治体のみでなく民間事業者も対象とする。</p>	<p>現在は、補助対象者は自治体のみであるが、民間会社も対象にすることにより、民間の活力を活かしたい。(株式会社、TMO、NPO等)</p>	<p>地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱</p>	5		<p>総務省では、加入者系光ファイバー網設備整備事業により、過疎地域等の町村がモデル事業として地域公共ネットワークを活用し加入者系光ファイバー網を整備する際に、所要経費の一部を補助しているところ。</p>	<p>加入者系光ファイバー網設備整備事業では、自治体が整備した施設を民間事業者に貸し出す等により、当該事業者による住民向けのサービス提供が可能であり、民間の活力を活かした整備もできるものである。</p>	<p>提案内容は、民間事業者に対する補助であるが、その趣旨を踏まえ再度検討されたい。</p>			<p>加入者系光ファイバー網設備整備事業は、採算性の問題から民間事業者による光ファイバー網の整備が進まない地域を対象に、地方自治体による整備に対して国庫補助及びこれに伴う地方財政措置を講ずるもの。ただし、住民へのサービス提供等の運用にあたっては民間事業者に貸し出す等により、民間事業者の能力を活用することを想定しているところ。</p>		
山梨県	やまなしITプラン(高速情報通信基盤の整備)	1117	1117010	041540	地域公共ネットワーク民間開放の柔軟化	<p>地域イントラネット基盤施設整備事業によって民間開放用光ファイバーの整備を可能とする。</p> <p>民間開放分の整備に当たっては、「情報通信格差の是正」「地上放送デジタル化への対応」という開放目的をはっきりさせることで、「第3セクターに限る」等の開放先の制約を設けない。</p> <p>既に同事業を実施している場合には住民サービスシステムを整備することを要件としない。</p> <p>(最も単純な場合では伝送路(光ファイバー等)のみの整備を可能とする)</p> <p>・補助金の下限を1千万円から百万円まで引き下げる(事業費へ-スで3百万円)</p> <p>といった自治体の負担の少ない、実状にあった取り扱いとする。</p>	<p>県による民間開放用光ファイバー等の整備 ・市町村による民間開放用光ファイバー等の整備</p>	<p>地域イントラネット基盤施設整備事業では「IT「スル」地区」を除いて民間開放を前提とした光ファイバー等の整備が認められていない。H16年度予算で市町村又は第3セクターが運営するCATVへの開放は認められたが地域の法人格を持たない共同受信施設や第3セクターでない通信事業者等への開放は認められていない。</p>	<p>地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備された光ファイバー等については、未利用光ファイバーの利用を促進する観点から、効果的に未利用部分が生じた場合には届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなり、簡易な手続きにより民間事業者等への開放は可能となっている。</p>	5		<p>情報通信格差は正事業費補助金交付要綱について【補足事項】(平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合」においては、同交付要綱第20条の規定により届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなり、簡易な手続きにより民間事業者等への開放は可能となっている。</p>	<p>提案者の要望である、地域イントラネット基盤施設整備事業における「IT「スル」地区」以外での民間開放を前提とした光ファイバー等の整備や、地域の法人格を持たない共同受信施設や第3セクターでない通信事業者等への開放であるが、その内容は実現可能なものか。</p>			<p>情報通信格差は正事業費補助金交付要綱について【補足事項】(平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合」においては、同交付要綱第20条の規定により届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなり、簡易な手続きにより民間事業者等への開放は可能となっている。</p>			

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省からの回答
山梨市	地域公共ネットワークの整備推進構想	1142	1142010	041550	「地域イントラネット基盤施設整備事業」の補助対象拡大	地域イントラネット基盤施設整備事業により、インフラ整備とシステム開発を併せて行い、市内公共施設を結ぶ施設地域情報通信振興施策を推進し、整備を強化する。	現在、「情報通信システム整備促進事業」により事業実施しているシステム開発を、地域公共ネットワーク構築のために利用される「地域イントラネット基盤施設整備事業等」においてインフラ整備と併せ、総合的に事業展開することにより、相互に関連した地域公共ネットワークが構築される。	「地域イントラネット基盤施設整備事業等」における補助対象は、映像ライブラリー装置、送受信装置、伝送施設等のインフラ整備に限られており、システム開発等の費用は除かれている。このため、「情報通信システム整備促進事業」等の補助事業を併せて取り入れるか、地方公共団体の単独予算で対応しているのが現状である。しかし、地域公共ネットワークの構築には、システム導入が不可欠であり、ネットワーク構築時にインフラ整備とシステム開発を個々に行うとハードとソフトの不具合なども発生し易く、同一事業内で併せて整備する方が、効率的に事業を推進することができる。このため、インフラ整備・システム開発を共に補助対象とする支援措置が望まれる。	情報通信格差は正事業費補助金交付要綱	総務省では地域イントラネット基盤施設整備事業等により、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところ。	5		過疎等条件不利地域の市町村が地域イントラネット基盤施設整備事業等を行う際に当該ネットワークを活用した行政サービスを提供する体制を整備するため、防災、教育、福祉、医療等の各種行政分野において活用可能な地域性に富んだ住民にとって利便性の高いシステムを構築する場合、そのシステム開発費等を情報通信システム整備促進事業により支援している。	提案者の要望は、「地域イントラネット基盤施設整備事業等」の補助対象にシステム開発を加えることで、効率的に事業を推進することができるというものであるが、その内容は実現可能と考えていいのか。			過疎等条件不利地域の市町村が地域イントラネット基盤施設整備事業等を行う際に当該ネットワークを活用した行政サービスを提供する体制を整備するため、防災、教育、福祉、医療等の各種行政分野において活用可能な地域性に富んだ住民にとって利便性の高いシステムを構築する場合、そのシステム開発費等を情報通信システム整備促進事業により支援している。
遠野市	日本のふるさと遠野・「起業」と「交流」による地域再生	1210	1210010	041560	地域情報インフラの再構築	地上波放送のデジタル化に対応できるようにするため、既存のCATV放送局による施設整備ができるように、国庫補助対象の拡大措置を講じられたい。	既存のCATV放送局で、地上波デジタル放送の受信施設の整備が行えることで、新たな施設整備によらず効率的な施設利用が図られる。 広域エリアをカバーする複数のCATV放送局が共同で、地方波デジタルの受信施設の整備を行うことで、高い投資効果による農村地域における情報化を推進することができる。	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業の対象は、新設整備を補助対象としているため、難視聴地域をカバーする地方の小規模なCATV局では、地方波デジタル放送への対応ができない。 また、既存施設を活用することで、デジタル化へ対応する施設整備の経費の効率化が図られる。	電気通信格差は正事業費補助金交付要綱	地域に密着した映像情報の提供又は双方向機能を活用してインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設を整備する際に、国が所要経費の一部を補助する。	5		既存施設の施設整備も補助対象から排除していない。	要望内容は実現できるか確認されたい。			制度上は、既存の施設整備も補助対象となり得る。
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277040	041570	TX光ファイバークーブルの多面的活用	・TXの鉄道施設の一部(光ファイバー)を有効利用するための規制緩和 ・鉄道施設の一部を担当財団から除外できるように鉄道抵当法を改正又は解釈変更 ・担当権が設定されていても電気通信事業に利用できるよう、電気通信事業法の解釈変更	鉄道事業用光ファイバーの一部を、鉄道事業に支障のない範囲内で電気通信事業者に貸し出し、IT技術を駆使した情報化されたまちづくりに資する。	鉄道事業用の光ファイバーの一部を電気通信事業者に使用させられる余裕が発生したとしても、現在の鉄道抵当法及び電気通信事業法の解釈・運用では、これを電気通信事業者に使用させることは不可能であり、有効活用が図れないため。	電気通信事業法第6条、電気通信事業法第9条	現行の電気通信事業法の解釈・運用においても、自ら敷設した電気通信回線設備に担当権が設定されていたとしても、当該設備を用いて電気通信役務を提供することは可能。 なお、現行の制度においては、電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む場合には第一種電気通信事業の許可を受ける必要があるが、今年の春頃を予定している改正電気通信事業法の施行により許可制が廃止され、登録又は届出といった簡便な手続によって回線設備を設置して電気通信事業を営むことが可能となる。	5		現行の電気通信事業法の解釈・運用においても、自ら敷設した電気通信回線設備に担当権が設定されていたとしても、当該設備を用いて電気通信役務を提供することは可能。 なお、現行の制度においては、電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む場合には第一種電気通信事業の許可を受ける必要があるが、今年の春頃を予定している改正電気通信事業法の施行により許可制が廃止され、登録又は届出といった簡便な手続によって回線設備を設置して電気通信事業を営むことが可能となる。	要望内容は実現できるか確認されたい。			現行の電気通信事業法の解釈・運用において要望内容は実現可能である。
岐阜市	コンビニエンスCITYきふ構想	1320	1320010	041580	eまちづくり交付金の交付要件などの緩和	IT技術を活用した行政情報サービスシステム構築(コールセンターを設置する際の調査費など及び地上波デジタル放送を活用した行政情報提供サービス計画の策定費など)が「eまちづくり交付金」の交付対象となるような交付要件の緩和	様々な申告手続の電子化などを実現し、自宅や職場において、24時間いつでもサービスが受けられる行政を実現。 特に、独自サービスとしてコールセンターを設置し、市民の問合せに直ぐに対応し、サービスの向上を図る。 コールセンターについては、自治体にかかシステム構築(コールセンターを設置する際の調査費など)及び地上波デジタル放送を活用した行政情報提供サービス計画の策定費などが「eまちづくり交付金」の交付対象となるような交付要件の緩和	28. 記載の本市独自事業がeまちづくり交付金の交付要件に合致せず、事業実施において阻害要因となっているため	地域情報化モデル事業交付金交付要綱(平成15年3月4日適用)	地域の知恵と工夫を生かし、住民の目に見える形でITを活用した地域情報化のモデル事業を全国に展開するために必要な経費を市町村に交付。 平成14年度補正のみで予算措置。	8		地域情報化モデル事業交付金(eまちづくり交付金)は、平成15年度以降の予算措置がない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府庁からの回答		
只見町	携帯電話通話エリアの拡大	1338	1338010	041590	総務省の地域情報通信振興関連施策(移動通信用鉄塔施設整備事業)のメニューの拡大・緩和	補助事業のメニュー拡大。鉄塔施設整備だけではなく、エリアを増幅する機器の整備についてもメニューに加える。	役場、地区センター(公民館・支所)周辺は、通信事業者の参入、総務省補助事業等により整備完了したが、公共施設から離れた集落へのエリアをエリア増幅器等により整備し、町内全集落を携帯電話の利用可能地域とする。	現状では、通信事業者の参入、補助事業による整備は困難であるため。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱別表	移動通信用鉄塔施設整備事業では、移動通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費を補助している。鉄塔、局舎、外構施設、受電設備、送受信アンテナ、送受信機、伝送専用線、電源設備、監視・制御装置等	3		移動通信用鉄塔施設整備事業は、公共事業である情報通信格差是正事業の一つであり、公共事業としての性格上、「エリア増幅器」等の機器のみの設置は対象となじまない。				補助メニューへの追加要望であるが、実現できないか検討された。	機器のみの設置を内容とする事業は公共事業にはなじまないため、公共事業である移動通信用鉄塔施設整備事業についても、「エリア増幅器」等の機器のみの設置は対象となじまない。	
古殿町	「グローバルe町づくり-おらが町のIT戦略-」による地域再生計画	1365	1365010	041600	情報通信格差是正事業における採択要件の緩和、利便性の向上	情報通信格差是正事業における「地域インターネット基盤施設整備事業等」及び「移動通信用鉄塔施設整備事業」の採択基準、対象、利用条件等の改善	情報通信格差是正事業における「地域インターネット基盤施設整備事業等」にて整備した伝送路の一部を移動通信用基地局との伝送専用線として確保した上で「移動通信用鉄塔施設整備事業」により移動通信用鉄塔施設を整備する。それにより、効率的に整備が図られ、なおかつ移動通信サービス提供事業者が事業を展開しやすくなる。	「地域インターネット基盤施設整備事業等」において、移動通信用の伝送路が事業目的に合致しないため、別整備が必要になる。また、「移動通信用鉄塔施設整備事業」において、基地局との「伝送専用線」が「無線を使用するものに限る」となっているため、基地局との通信に移動通信サービス提供事業者が独自に伝送路を確保しなければならぬ状況にあり事業展開の阻害要因となっているため。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱	2		地域インターネット基盤施設整備事業等により整備された光ファイバ等については、未利用光ファイバの利用を促進する観点から、効果的に未利用部分が生じた場合には届出等の簡易な手続きにより開放が可能。移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象設備である伝送専用線については、「無線を使用するものに限る。」とされている。							
北海道滝川市	商業都市の再生	1390	1390070	041610	コミュニティFMの放送区域制限緩和	地域情報発信のために周辺市町等放送エリアの拡大	中空知広域市町村圏組合(5市5町)の圏域の情報発信交流機能を充実させ、地域住民サービスの向上を目指す。	中空知広域圏内は、本市を中心とした生活圏・経済圏を形成し、コミュニティ放送による地域密着型の情報の共有化への要望が高く、市内の難聴地区さらには周辺市町へのエリアの拡大を進めるため、制限の緩和を認めていただきたい。また、現在4市2町による合併協議が進行している中、コミュニティ放送が果たす役割は大きく、地域にとって欠かせずことのできないメディアである。	放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)別表注14 放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)第11(1)(ウ) 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)別紙第54(1)ア 【別紙あり】	コミュニティ放送は、一市町村の一部の区域(隣接する市町村を含む)における需要にこたえるためのもの	3, (7)		コミュニティ放送(市区町村放送)は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局であり、その放送区域及び空中線電力を目的に必要な範囲内に限定する代わりに、一般の放送局において必要となる競合処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているもの。したがって、提案のように市区町村放送の放送区域の制限を撤廃することは、市区町村放送の制度趣旨を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせるものであって不適当である。加えて、地域における放送市場は現実には限りがあることから、周辺地域における今後の市区町村放送の開局を事実上困難にし、むしろ市区町村放送の普及に支障を生じることとなること。県域の放送事業者は放送区域内におけるあまねく普及義務に従い過疎地域等も含めた放送を行っているが、市区町村放送の大幅な広域化を認めた場合、道内の人口集中地域をクリムスキミングすることが可能となり、その結果、県域放送の経営基盤が侵食され、災害時におけるライフラインである放送の過疎地域等における普及継続にも重大な支障が生じることとなること。生活圏である市町村の範囲を超えることにより、市区町村放送の制度趣旨である地域に密着したきめ細かな情報提供に逆行することとなること。などの問題を生じさせるものであり、特区という限られた地域であっても実施することは不適当である。					再検討要請の趣旨はコミュニティ放送(市区町村放送)の放送区域制限の緩和を改めて求めるものと考えられるが、市区町村放送は、従来の県域放送と異なり、放送区域及び空中線電力を目的に必要な範囲内に限定する代わりに、一般の放送局において必要となる競合処理、比較審査等の手続きを経ることなく簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能とするとともに、あまねく普及義務も負わない等の特徴を有しており、提案のように放送区域の制限を緩和し、周辺地域においても広く聴取可能となれば、県域放送より緩和された規律を適用する根拠を失わせるものとなること等から対応できないものである。	
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066110	041620	コミュニティ放送の規制緩和	コミュニティ放送の電波の時期・出力量などの規制緩和を行う。	現在、島後では、コミュニティFMである隠岐FMがあるが、時期、出力等で非常に制限がある。地域のつながりの再生には、メディアが必要であり、時期・出力等の拡大が求められる。	隠岐唯一のコミュニティFMであり、地域づくりの拠点の一つであり、今後の拡充が望まれ、島からの情報発信が望まれる。	放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1総則10、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)別紙2 無線局の目的別審査基準(第5条関係)第5 放送関係4 超短波放送局(1)コミュニティ放送オ	空中線電力は、原則として、20W以下で必要最小限のものとする。	8		提案にある隠岐島後においては、現在、コミュニティ放送局はない。なお、今後、同地域でコミュニティ放送を行う具体的な計画が出てきた場合には個別にご相談いただきたい。						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
兵庫県	ケータイ利用地域拡大プログラム	2101	2101010	041630	単独事業での過疎地の活用拡充・国庫補助事業での事業者負担軽減	移動通信用鉄塔施設整備事業(国庫補助事業及び地方単独事業)において、事業者負担の軽減を図るとともに、地方単独事業の人口要件を廃止し、国庫補助事業と同様に過疎地域全体を対象とする必要がある。	過疎地域等の携帯電話の不感地区の解消	現行では移動通信鉄塔施設整備事業において、事業者は、国庫補助事業の場合は総事業費の1/6の負担、地方単独事業の場合は、市町の人口に応じて1/6以上の負担を求められているため、過疎地域等の条件不利地域における事業参加には限界がある。また、地方単独事業の人口要件が5,200人未満と定められているため、要件に該当しない過疎地域での事業者の事業参加の促進を図るためには、移動通信鉄塔施設整備に係る事業者負担の軽減が必要である。そこで、移動通信用鉄塔施設整備事業において、事業者負担の軽減を図るとともに、地方単独事業の人口要件を廃止し、国庫補助事業と同様に過疎地域全体を対象とする必要がある。	・「情報通信格差是正事業について」(平成14年7月15日付け総務省第53号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)3の(3) ・「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成15年11月17日付け総務省第145号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)	【補助事業】 地域間の格差是正を図るため、過疎地、辺地、離島、山村、特定農山村又は豪雪地帯において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の1/2を補助。 設置経費の1/5を都道府県が負担。都道府県の負担額のうち一定額を特別交付税措置。 設置経費の3/10を市町村が負担。但し市町村負担のうち設置経費の1/6は事業者負担。のこりは過疎債・辺地債において措置。 【単独事業】 過疎地、辺地における人口5,200人未満の市町村に対し、以下の算式に基づいて地方公共団体の負担額を決定し、県及び市町村負担部分について補助事業と同様の支援措置を行う。 地方公共団体の負担額 = 設置経費 - 設置経費 × 対象市町村人口 ÷ 5,200人 但し、事業者負担額が設置経費の1/6を下回る場合は1/6とする。	2	現在、及び について、関係部署と協議中。(但し、実現については未定)	実施時期及び実施内容を明確にされた。	3	現在、及び について関係部署と協議中であり、実施時期及び実施内容を明確に記載することはできない。そこで、提案者に対して誤解を与えることを避けるため、「措置等の分類」を2から3にすることとしたい。		
岡山県	ITフロンティア岡山の創造	2164	2164030	041640	国庫補助で整備した地域公共ネットワークの全面開放	総務省の地域イントラネット基盤施設整備事業、広域的域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業、地域インターネット導入促進事業により整備した地域公共ネットワークを、ラストワンマイルの整備に活用できるよう、民間通信事業者は無条件に開放。	地域公共ネットワークを活用して民間通信事業者によるCATV、DSL、無線LANなどの事業展開を推進することにより、高速インターネットカバー率100%を早期に実現し、全県域におけるIPv6網の整備を促進する。	過疎・中山間地域等条件不利地域へのラストワンマイル整備のためには、国庫補助により整備した地域公共ネットワークを民間通信事業者へ開放することにより、進出コストを低減することが不可欠である。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱	5	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について【補足事項】(平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合、においては、同交付要綱第20条の規定により届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなり、簡易な手続により民間事業者等への開放は可能となっている。						
(株)富士通南九州システムエンジニアリング(MQS)NPOハイパーメディアソサイエティ	学校に行けない子どもたちを支える地域通貨システムの構築と適用効果の検証プロジェクト	3026	3026010	041650	地域の人材データベースと連動した地域通貨システムの開発	総務省が開発を予定されている地域通貨システムに連携可能な地域人材データベースシステムを、地域通貨システムの開発・実証実験の枠組みの中で開発させていただきたい。また、開発したシステムを、本プロジェクトにて先行的に適用させていただきたい。	(1)不登校や病欠、障害を持つ児童、生徒に対する学習支援や指導補助のためのIT基盤環境整備と運用の支援 (2)家庭や学童保育での補充学習の支援 (3)学校を中心とした地域人材データベースの構築と整備	この活動の中では、地域に住む教師経験者や教育学部の大学生、OBなどを中心とする地域住民の方の協力が不可欠であることから、活動に参加していただく人たちのコミュニティ内で流通する地域通貨を導入し、メンバー間の交流を活性化しながら、活動の輪を広げていることが有効であると考えられるため。	なし	平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。	1	今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体(以下、「実証実験団体」という。)を選定。選定された地方公共団体は、地域再生計画の認定を受け、実証実験団体として指定されることにより、本事業による支援を受けることが可能となる。 なお、実証実験団体の選定手続きはこれから行なわれるものであり、今回の地域再生構想の提案をもって、実証実験団体に選定されたわけではないので、念のため申し添える。					
たけかわ企画	中津川市地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	3047	3047010	041660	地域公共ネットワークの目的外利用の推進(民間開放)	補助施策「地域イントラネット基盤施設整備事業」を活用し構築したネットワークを、各種サービス事業の創出等、地元経済活性化のため、幅広く地域企業等が活用できる措置。	地域ネットワーク(地域イントラネット、アクセスネットワーク等)を活用し、地場企業が行政業務/行政サービスのアウトソーシングを自治体から受託しきめこまやかな住民サービスを実現し行政コストの削減と地場企業の雇用促進が図れる。また、高速、広帯域の地域ネットワークを利用して保健福祉、防災、教育、娯楽、観光等の映像/画像をふんだんに使った情報サービスを低価格で実現するとともに新規事業創出を図る。	現状は、ITビジネスモデル地区認定自治体であること、またはCATV整備予定案件でないことと利用できなく、本来の地域イントラネットの目的である地域住民へのサービスという点で活用が制限されている。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱	5	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について【補足事項】(平成15年5月19日付け総務省第65号)に規定されている「情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合、においては、同交付要綱第20条の規定により届出書の提出をもって、大臣の承認があったものとみなすこととなり、簡易な手続により民間事業者等への開放は可能となっている。						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府庁からの回答
たけかわ企画	中津川市地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	3047	3047020	041670	「新世代ケーブルテレビ施設整備事業」の補助金要件の改善	市町村が整備・運営する公設公営、または第三セクターが整備・運営する民設民営となっている補助金要件に、市町村が整備して第三セクターが運営する公設民営を追加。	市町村が整備することにより全戸加入を実現し、地域での均一な情報サービス提供の基盤を整備する。民間(第三セクター)が運用を行うことにより、低コストかつ柔軟で効率的な経営を実現する。	公設公営では、行政の業務増加となるのみならず、ニーズ変化、技術革新の早い当該分野への対応が遅れる可能性が大。民設民営では全戸加入を実現できず、行政情報提供などにおいて地域情報提供インフラとして活用が不十分になる可能性大である。	電気通信格差是正事業費補助金交付要綱	電気通信格差是正事業費補助金交付要綱第5条第1項表中「区分」欄の「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」の甲において、「施設の設置のほかに当該施設を運営するもの」と規定している。この趣旨は、補助金の交付を受けた者が有線テレビジョン放送法上の設置許可を受けるよう求めているもの。	5		補助金の交付を受けた市町村等が有線テレビジョン放送施設の設置許可を受ける限りにおいて、番組制作や設備の保守管理等を業務委託することは可能。				
たけかわ企画	中津川市地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	3047	3047030	041680	地域イントラネット基盤施設整備事業における追加工事の採択	平成12年度、平成13年度に実施した補助スキーム「地域イントラネット基盤施設整備事業」の光ケーブル工事では高度利用、信頼性向上および予備のための光ファイバ心線収容が認められず(1拠点当り4心が最大心数)、障害対応、拡張対応に課題があり。その後の補助スキームでは高度利用、信頼性向上および予備のための光ファイバ心線収容が認められた。導入時期によるシステム格差是正のため現在の採択基準との光ファイバ心線数差を追加するための補助金工事の採択。	既設光ケーブルの共架設備(ハンガ、メッセンジャーワイヤなどの設備)を活用・流用し、不足する光ファイバ心線の増設(追加共架)工事を、新規共架工事に比べて安価に施工する。	地域ネットワークに行政、住民、企業向けなどの通信を統合する場合必須となる迂回路などの障害対応、および機能向上、セキュリティ対策のための回線分離などの対応を行うには標準仕様程度の光ファイバ心線数にする必要がある。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱	地域公共ネットワークの整備を円滑かつ効果的に推進するため、各地方公共団体が地域公共ネットワークを整備する際において、必要又は参考となる情報・基準等を「地域公共ネットワークに係る標準仕様」として平成14年10月に策定。	3		地域イントラネット基盤施設整備事業とは、地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワーク基盤となる施設及び設備の設置の事業であり、心線追加のみが目的の事業は補助事業の目的に合致しない。	提案者の要望は、心線追加により、光ファイバの信頼性の向上に繋がるものであるが、その趣旨から再度検討できないか。			地域イントラネット基盤施設整備事業とは、地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワーク基盤となる施設及び設備の設置の事業であり、心線追加のみが目的の事業は補助事業の目的に合致しない。
デイコールサービス協会	人間同士の肉声による「会話の力」が心の人間大国日本を実現する	3053	3053010	041690	緊急通報システムの管理責任と毎日正常稼働の証明を義務化する	緊急通報システムの管理責任を明確にする法令または条例を作る ・緊急通報システムの管理体制強化による補助金や税金の無駄使いを防止する。 ある地方自治体において独居老人宅に設置中の緊急通報用電話機を地域の電話番号変更に伴い、約1万台の人口データの変更作業が実施されたところ、約1千300台の通報用電話機が行方不明などで変更になっていました。独居老人の実態が把握できないため、毎年行方不明分位の台数が対応できるような予防的見地からの情報収集とアプローチを可能にした点です。 一方、地方自治体では、緊急通報装置等を設置して安否確認や孤独死防止対策を講じていますが、事故や病気になる前への対応等、予防的見地からの安否確認には至っていないのが現状です。 人間よりも機械頼みの日本のホームセキュリティや緊急通報システムは、高齢者の心身のケアに関しては全く無力です。それを裏付けるかのように、最近、緊急通報装置を設置している独居老人宅で孤独死が多発しています。緊急通報システムには、管理責任を明確にすることを義務付ける必要があります。モデリング事業を1年間実施した結果、利用者の評価は高く、究極の緊急通報システムとして注目を集めそうです。	平成14年11月1日から、人間同士の肉声を介する心の交流(ヒューマンコミュニケーション)の「会話の力」で容態や安否を確認を行う「おたっしゅコール」モデリング事業を実施中です。 本モデリング事業の特徴は、独居老人宅や高齢者夫婦宅とNPOボランティアなど、地域の人々をホットラインで結び、毎日定時に自動的に人間同士の肉声による「会話の力」を習慣づけることにより、生活リズムを与えたと同時に、日々の些細な変化にも迅速に対応できるような予防的見地からの情報収集とアプローチを可能にした点です。 一方、地方自治体では、緊急通報装置等を設置して安否確認や孤独死防止対策を講じていますが、事故や病気になる前への対応等、予防的見地からの安否確認には至っていないのが現状です。 人間よりも機械頼みの日本のホームセキュリティや緊急通報システムは、高齢者の心身のケアに関しては全く無力です。それを裏付けるかのように、最近、緊急通報装置を設置している独居老人宅で孤独死が多発しています。緊急通報システムには、管理責任を明確にすることを義務付ける必要があります。モデリング事業を1年間実施した結果、利用者の評価は高く、究極の緊急通報システムとして注目を集めそうです。	日本国内に設置されている独居老人や高齢者等「人からの24時間緊急通報装置」は、非常ボタンが押せなかったり、押してもつながらない場合は、全く役に立ちません。突然死や孤独死の場合でも死亡原因に不自然な点があれば、例えば非常ボタンや通報装置が通報不能状態になっていても、単なる事故死として処理されています。			6		総務省は提案に係る緊急通報システムにかかわる法令・補助金も有していないため。				
特定非営利活動法人地域自立ソフトウェア連携機構(略称MSCO)	崩壊した河川流域コミュニティを情報基盤で再構築	3054	3054030	041700	流域交通網は最終的な課題である。そのための準備として、有線放送網を整備し、流域情報道路整のための規制緩和、テラバンクサーバー費用支援、流域の環境監視用カメラ費用支援	1) 流域情報道路は、現状の有線設備、ADSL基地局を配置整備。ソフトウェア整備、ハードウェア整備(例えば、テラバンクサーバー3千万円/1式×2式=6千万円、監視用カメラ100万円×100式=1億円、電子会議用ソフトウェア1式2千万円、環境監視用ソフトウェア1式2千万円、GIS観光・環境・施設管理1式5千万円) 2) 情報交通網は、市町村を貫通した、河川域の有効利用となり、河川整備予算利用(3)1)、2)を実現するための施策の利便性向上	河川の流域環境は整備するためには、流域環境や人々の生活環境の映像による、交流を促進するため、強力な24時間稼働テラバンクサーバーを整備し、電子会議、環境監視などを促進する。現在、流域での地産地消が、過疎地での経済停滞のために遅れているが、この種の高度情報化での経済的刺激的な役割を果たす。将来的には、流域モデルなどの流通・交通手段の実現が期待される。当面は過疎地での交通量を間かな数倍程度。	河川流域に沿っての人、物の交流は皆無に近い。実現するとすれば、流域に沿っての地産地消の実現であり、流域全体の物流、観光を交流させる仕組みが必要となる。情報映像の高度化利用で実現できるので、過疎地、過密地との物流、人流の活性化が期待できる。			6		事業内容からは、有線テレビジョン放送法に関する規制緩和と要望は読み取れないため。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
財団法人本庄国際パーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた<自律・循環>の地域づくり	3043	3043010	041710	国による現地直接支援のための職員派遣に係る兼業規制の緩和	【地域再生の全体構想に関わる提案事項】 国による現地直接支援のための職員派遣に係る兼業規制の緩和 本地域におけるプロジェクト全体構想を、早稲田大学をはじめとする「産学公・地域連携」をもとに、国等の施策の連携・集中・統合等を適時有効に講じつつ推進していく上で、国による現地直接支援のための担当職員を地域内のプロジェクト推進機関等に派遣・配置し、現地・現場の状況に密着した常設的な協働体制を構築することが極めて有効である。 このため、内閣府をはじめとした関係府省庁からの意欲ある自薦志望者を中心に、本地域内で活動する早稲田大学の教員・研究員や財団職員として任用することにより、地域再生プロジェクト遂行の現場と直接頻りに行き来し、現場の視点から関係各所の施策対応を総合調整すると共に、国等の新たな政策形成へのフィードバックに努めるなどの活動が可能となるよう、国家公務員の兼業規制の緩和特例による支援措置を提案したい。	国の直接支援による現地・現場レベルでの連携・協働体制の構築 地域再生のための各個別プロジェクトの推進に関わる個々の支援措置に加え、当地域における全体構想の実現に向けた一元的な現地推進組織として、地域内におけるプロジェクト遂行の現場と密着しつつ国・県・市等の関係各所間の緊密な連携と各種施策の統合・集中を適時確保するために、国(内閣府等)からの職員派遣による現地直接支援をもとに地域内外との有効な連携・協働体制を構築する「地域再生プロジェクト現地統括チーム(仮称)」を設置する。 パイロットプロジェクトの認定 全体のコーディネート プロジェクトの理念の構築 各府省の施策の総合調整 プロジェクト同士の横の連携の確保 地域内外との連携・ネットワークの強化 各プロジェクトのHPを管理し、先進事例の先駆的情報を一般に逐次提供 全国各地の事例の多角的情報分析による有用ツールの導入支援 本提案の代表者であり本庄地域内での事業実施主体である財団法人本庄国際パーク研究推進機構は、埼玉県、本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町、岡部町及び早稲田大学等が共同で設立したものであり、埼玉県北部の本庄地方拠点都市地域において産、学、公及び地域が連携し地域づくりを進める団体である。	これまでの、主として国立大学教員等の研究成果を民間事業において活用するための兼業等の取り扱いは整備されてきたが、一方、その他の国家公務員が民間の研究プロジェクト等に直接関与するための体制は未だ顕在化されていない。 国立大学教員以外の国家公務員が業務に係る事業の推進のために、地域再生などの公益性の高い研究プロジェクト等へ研究者として直接関与する上で、従来のような出向派遣ではなく兼業という形態で服務することを積極的に認めていくことが望ましいと考える。	国家公務員法第104条		職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、その他のいかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要することとされている。	5		一般職国家公務員である職員の兼業は、人事管理上服務を厳正ならしめるため、公務に支障を来したり、公務の信用を失墜させたりするなどのおそれがあるとして原則禁止されるものであるが、そのようなおそれがないと判断される場合には、私立大学教員・研究員や財団法人職員との兼業についても許可を受け行うことが可能である。	要望内容は実現できるのか、確認されたい。	2		一般職国家公務員である職員が、[産学公・地域連携]活動のために私立大学教員と勤務時間内兼業を行うこと等については、兼業に係る業務の公共性等を踏まえ、具体的な兼業に係る業務の内容、要件等について検討していきたい。 なお、地域に限定することについては、国家公務員制度に係ることであり、なじめにふと考えている。
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311090	041720	地域通貨のしくみづくり支援	地域通貨による「地産・地消」を図るため地域通貨の流通が簡易に図れるシステムの構築のための財政支援等をお願いしたい。	地元産の農産物を地元で消費してもらったため、地域通貨を流通させることで消費者側の負担がすくなくなり、なおかつ地域商店街の活性化へとつながる。また、観光施策としての体験農業でできた収穫物の流通手段として地域活性化へとつながる。	現在、農産物購入者にとっては地元産の価格により市外農産物を買わざるをえない状況があるが地域通貨導入により地産地消がよりしやすくなることもあることと同時に地域商店街の活性化へとつながる。そのためにも地域通貨流通が簡易でできるシステムづくりが必要のため。	なし	1		平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。			今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体(以下、「実証実験団体」という。)を選定。選定された地方公共団体は、地域再生計画の認定を受け、実証実験団体として指定されることにより、本事業による支援を受けることが可能となる。 なお、実証実験団体の選定手続きはこれから行なわれるものであり、今回の地域再生構想の提案をもって、実証実験団体に選定されたわけではないので、念のため申し添える。			
新井市	バイオ・リージョン(生命地域)の形成	1313	1313030	041730	地域通貨利用システムの実証モデルづくりへの支援	地域通貨を活用した地域再生は、全国的にも可能性の高い手法と考えられる。しかし、地域全体で利用しやすいシステムを構築するためには、自治体主導の下、多額の経費を要する。そこで、全国のモデルとなるシステムの構築に当たっては、全額を国庫負担し、他地域にも無償でそのシステムを開放することを提案する。	ITを活用した地域通貨の導入・普及のモデル事業として、全国において、地域住民全体を対象に、個人認証により本人確認をすることにより、センターサーバーにより地域通貨のやり取りができるシステムを構築する。合わせて、紙幣・ICカードとの併用による実証実験を行う。これにより、全国に本システムが普及し、地域通貨を活用した、地域の独自性に基づいた地域再生が可能となる。	このような全国的先進的なモデルとなるシステムの構築は全額を国庫負担とし、他地域にも無償でそのシステムを開放することで地域通貨の普及を図る。	なし	1		平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。			今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体(以下、「実証実験団体」という。)を選定。選定された地方公共団体は、地域再生計画の認定を受け、実証実験団体として指定されることにより、本事業による支援を受けることが可能となる。 なお、実証実験団体の選定手続きはこれから行なわれるものであり、今回の地域再生構想の提案をもって、実証実験団体に選定されたわけではないので、念のため申し添える。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」	46.「措置等の方法」	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
愛知県豊田市	都市農山村共生活性化構想	1192	1192050	041740	都市と農山漁村の共生・対流の推進についての、施策集中化	現状、関係省連絡会議による優良事例集の配布や、民間の会議「オーライニッポン会議」等において取組みがなされているところであるが、市町村合併に伴う都市と農山漁村の共生については、施策の集中化による関連事業の優先集中採択、総合補助金化等による、政策の選択と集中化を望む。	地域連携システムの整備、グリーンツーリズムの推進、地産地消の仕組みづくり、多様な居住環境整備、都市と農山漁村の交流・共生を支える交流基盤の整備推進について、既存制度の統合化による国支援策の利用促進、及び個性を活かした市単独事業の実施による地域活性化を図る。	現状、国の関連事業メニューが、省庁ごとに非常に細分化して市町村にとっては利用しにくい。統合し整理して、その利用勝手を向上させるとともに、対象外となっている事業を明確化させることにより単独事業対応を進めるため。	市町村合併支援プラン(平成14年8月30日、市町村合併支援本部)	5		都市と農山漁村の共生・対流の推進については、関係省の副大臣によるプロジェクトチーム及び都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会において関係各省で連携して取り組んでいる。 また、市町村合併に伴う同施策を含む関連施策については、市町村合併支援プランにおいて、優先採択又は重点投資を引き続き実施。	都市と農山漁村の共生・対流の推進に関しては、関係省の副大臣によるプロジェクトチーム及び都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会において関係各省で連携して取り組んでいる。 また、市町村合併に伴う同施策を含む関連施策については、市町村合併支援プランにおいて、優先採択又は重点投資を引き続き実施。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。			都市と農山漁村の共生・対流の推進については、関係各省の副大臣によるプロジェクトチームを設置し、協力・連携して総合的に取り組んでいるところ。 平成16年度においては、「政策群」に位置づけて各種規制改革、予算措置等の組み合わせにより農山漁村の魅力の向上などに取り組むとともに、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各省連携して都市と農山漁村の共生・対流に関連する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。 総務省としては、わがまちづくり支援事業、農山漁村地域活性化対策等において、引き続き地方財政措置を講じる。 また、市町村合併に伴う同施策を含む関連施策については、市町村合併支援プランにおいて、優先採択又は重点投資を引き続き実施。
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232020	041750	補助金制度の複数同時実施を可能	各種補助金制度の複数同時実施が可能なものとする	土地区画整理事業及び上下水道事業や商業スペース整備事業、まちづくり総合整備事業などの各種補助事業を複数同時に実施することにより事業の早期完成につながる。	各種補助金制度を複数同時に一括して実施することにより事業の早期完成が図られる。		6	-	総務省は要望にあるような補助事業を所管していない。					
茨城県	カシマススポーツ交流空間創造プロジェクト	1275	1275030	041760	交流ネットワークの形成に対する支援	・IIを活用した情報ネットワーク形成のための支援施策の連携・集中 ・拠点整備に併せ、域内外の拠点を結ぶ交通ネットワーク形成のための道路関連施策の集中	観光・スポーツ交流の宿泊・交通手段などの情報を一元化し、インターネット、案内所の端末を通して情報発信、宿泊、スポーツ体験など各種予約を受けるなど、IIを活用した情報交流のネットワークを図る。 また、域内外の拠点間の交通体系を整備することにより、域内への流入客の増加、域内の周遊機会の拡大を図る。	道路整備やIT化などの人・物・情報のネットワークの形成は、観光や交流づくりのためのツールとして不可欠である。したがって、構想を確実に達成するため、これらの整備に資する支援施策の集中が不可欠である。	地域情報化モデル事業交付金交付要綱(平成15年3月4日適用)	8	-	地域情報化モデル事業交付金(eまちづくり交付金)は、平成15年度以降の予算措置がない。					
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279030	041770	交通バリアフリーの促進に対する支援	圏域全体のバリアフリー化を促進するため、国土交通省等の各種支援策を広域的・集中的に実施する。	圏域の公共施設(水戸駅等圏域内の各駅、道路、路線バス、その他公共施設等)のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を短期間で実施する。	それぞれ策定する交通バリアフリー法に基づく基本構想は、市町村それぞれが策定している。これを圏域で策定することにより、広域的なバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が可能になる。また、国土交通省等の補助・融資制度は数多くあるが、これらを条件を緩和した上で、集中的に実施することにより、圏域全体のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が短期に促進する。		6	-	総務省に関係する要望がない。					
新座市	新座市「観光による地域再生」構想	1312	1312030	041780	地域再生マネージャー制度(仮称)の活用	野火止用水や平林寺等を中心とした、観光地としての一体的な整備を行うに当たって、市民参加による、地域産業観光基本計画を策定する。 策定に当たっては、同取組みについでに、具体的な・実務的なノウハウ等を持つ専門家を招へいすることを支援する総務省の同制度を優先的に適用していただく。	市中央部の観光地としての一体的整備を行うに際して、国内外から幅広く観光客を呼び込むことを可能にするため、地域産業観光基本計画を策定する。 計画の策定に当たっては、市民、商工会、地域再生マネージャー等様々な方からの助言をもとに、ワークショップ形式により策定する。	左記の計画を策定するに当たっては、専門的な知識を持ち、かつ客観的に政策を判断できる人材が必要になることが想定されるため、同施策を有効活用し、実効性の高い基本計画を策定する。	「地域再生マネージャー事業」については、平成16年度からの事業実施に向けて、現在制度を検討中である。	2		市町村の地域再生に係る取組にあたって、具体的・実務的なノウハウ等を有する企業又は人材等に係る情報を市町村に提供し、市町村が当該企業等を「地域再生マネージャー」として選定し地域再生に係る業務を委託するシステムを構築することにより、地域再生に資するものとする。平成16年度から事業を実施する。対象団体については、応募団体の中から公正に選定するもの。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099010	041790	芸術文化センター事業に対する支援措置の採択要件緩和・集中実施	芸術文化センターにおけるソフト事業に対する支援(採択要件(実績・支援期間)の緩和、開館後5年間程度の集中実施) ・文化庁芸術拠点形成事業 ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演、現代舞台芸術創造普及活動) ・(財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業	芸術文化センター事業(演劇、音楽、舞踊等多彩な分野における、創造・公演事業、芸術文化普及事業、芸術文化創造基盤整備事業)	新設の劇場の魅力を知り、子どもから高齢者まで幅広い県内外の人々に足を運んでもらうためには、潜在需要を掘り起こし、県内外にアピールできるような質の高い事業や親しみやすい普及事業を実施するための開館後5年間程度の集中的な支援が必要である。	地域の芸術文化環境づくり支援事業助成要綱	(財)地域創造が、地方公共団体等が自主的に実施する、創造的で文化的な芸術活動の地域における環境づくりを支援。	5		助成を行う団体の判断により、支援すべき事業に対して適切に助成が行われているもの。	要件緩和については、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。集中的な事業実施については、地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。			財団法人の事業内容については、当該法人の判断により決定されるべきものであり、集中的な支援についても当該法人において判断されるもの。
兵庫県・西宮市	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099050	041800	県民オペラ・市民オペラの制作・上演に対する支援・集中実施	芸術文化センターにおける県民オペラ・市民オペラの制作・上演に対する支援 ・日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演) (財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業	芸術文化センターにおける県民オペラ・市民オペラの制作・上演	新設の劇場の魅力を知り、子どもから高齢者まで幅広い県内外の人々に足を運んでもらうためには、潜在需要を掘り起こし、県内外にアピールできるような質の高い事業や親しみやすい普及事業を実施するための開館後5年間程度の集中的な支援が必要である。	地域の芸術文化環境づくり支援事業助成要綱	(財)地域創造が、地方公共団体等が自主的に実施する、創造的で文化的な芸術活動の地域における環境づくりを支援。	5		助成を行う団体の判断により、支援すべき事業に対して適切に助成が行われているもの。	要件緩和については、提案の趣旨を踏まえ検討されたい。集中的な事業実施については、地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。			財団法人の事業内容については、当該法人の判断により決定されるべきものであり、集中的な支援についても当該法人において判断されるもの。
八尾町	「日本の駅」越中八尾スロータウンステーション構想	1324	1324010	041810	越中八尾駅前周辺整備事業を総合的、一体的に行うため、町・民間等の連携する事業について「日本の駅」という理念の基に町などが一括採択を受けて実施することができる補助金制度の創設(日本の駅・八尾の採択)	八尾町中心市街地活性化基本計画において重点地域に位置付けた福島地区のJR越中八尾駅周辺の周辺整備事業を総合的、一体的に実施するため、町・民間等の連携する事業について「日本の駅」という理念の基に町などが一括採択を受けて実施することができる補助金制度を創設していただく実施することとしたい。	駅舎建替え事業…駅・まち一体改善事業の推進事業 まちづくり総合支援事業(福島大橋建設事業 街路事業(町並み景観) 県道改良事業 小売商業等店舗集約化事業(TMO・市街地再開発組合) 観光物産館等建設事業(小規模企業支援事業) 越中八尾駅前周辺整備事業として上記事業を一体的に行う。効果としては、快適で魅力的な駅舎の建替えやコミュニティホールや情報発信機能を有する観光案内施設、地区の利便性・アクセシビリティ向上のための道路整備及び駅前ひろばや駐車場・駐輪場の整備等を「あわらのまち」にふさわしい空間演出、町並みの形成づくりという共通の理念で建設することにより快適で魅力ある都市空間が創出することにより年間100万人の観光が来町し、通年型観光による商業の活性化を実現することができる。	八尾町が進める駅舎の建設(再生)に合わせて実施の要望が強い県道の狭隘部分を拡幅改良や商工会、商店街が進める100万の交流都市を実現する商業機能の再生、コミュニティ機能、情報発信機能を強化する施設の整備事業等の実施においては日本の貴重な歴史的な空間を再整備するという共通の理念の基で実施する必要があることから、一括採択による各種施策の集中と連携が必要である。		6	-	総務省の施策に係る要望がない。					
愛知県	産業観光資源を活用した国際交流中核圏の形成	1353	1353010	041820	・各府省支援策の優先適用及び連携・集中	当該事業計画を円滑かつ効果的に推進するため、次のような各府省の支援策の連携・集中が求められる。 ・国土交通省のNPO活動支援等対策事業 ・経済産業省・国土交通省等の中心市街地活性化支援事業 ・国土交通省の観光基盤施設整備費補助金 ・経済産業省(中部経済産業局)の産業技術地域ネットワークミュージアムの整備 ・総務省の情報通信基盤整備事業補助金等 ・国土交通省のピジットジャパンキャンペーン事業	具体的な事業計画については、今後関係機関と調整の上策定するが、基本的な事業項目は次のとおり。 ・産業観光を推進する専門組織としてNPO法人を設立。 対象地域内の市町が実施する産業観光の振興を目的とした中心市街地活性化事業の推進。 対象地域内の産業観光資源を結ぶ観光ルートの設定、観光案内板の整備。 経済産業省中部経済産業局等が推進する産業技術ネットワークミュージアムの整備。 観光客(外国人観光客含む。)支援のための新たな情報提供システムの整備。 国土交通省中部運輸局等が推進するピジットジャパンキャンペーンの充実強化。	当該事業計画の確実な実施を担保し、最大限の効果を得るためには、関係府省の連携による優先的かつ集中的な支援が必要となる。	総務省では地域イントラネット基盤施設整備事業等により、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取組む地方公共団体等を支援しているところ。	5		地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し学校、公民館、市役所などの公共施設や駅のホームなど人の集まりやすい場所を高速・超高速で接続した地域公共ネットワーク上で観光情報を提供するアプリケーションを展開することは可能。	地域再生計画が認定された地域に集中しておこなわれるようにされたい。			地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し学校、公民館、市役所などの公共施設や駅のホームなど人の集まりやすい場所を高速・超高速で接続した地域公共ネットワーク上で観光情報を提供するアプリケーションを展開することは可能。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡県	青少年科学技術立県運動	2138	2138010	041830	科学技術に対する関心と理解の増進を目的とする取り組みに対する支援	・地域における科学技術振興に対する地方財政措置(地方債償還金利子の交付税への算入等) ・地域における特色ある科学技術啓発活動に対する補助金の創設 ・国等の実施する科学関連施策の集中実施	・技術者、教育者等のOB人材の組織化及び活動の支援(科学技術教育に熱心な学校と外部講師(会員)のマッチングなど)を実施する。 ・県内企業等に対して施設を利用した青少年向け活動を促すとともに、インターネットや本運動の広報ツールを活用した青少年に対する情報提供を行う ・日本科学未来館で蓄積されたノウハウを積極的に導入する等、県の青少年科学館等の活動強化をはかるとともに、当該科学館と他の科学関連教育施設等との協働促進等により青少年が科学技術に触れる場の広がりをはかる ・校外活動や活動成果発表の場の提供、科学関連NPO等との相互交流の促進等を通じ、小中高校における科学関連部活動の活性化をはかる。 ・科学教育や産業教育において、学校間交流のみならず、高校生による科学実験の実演や研究作品のデモなどを通じた小中高校等、縦の交流をモデル的に実施し、教育現場への情報還元等を行う。 ・過去8年間にわたって取り組んできたサイエンスマンス(科学技術創造月間)事業のノウハウを活かし、年間を通じた本運動の周知徹底に資するイベントの開催や誘致等により効果的な気運醸成をすすめる。	青少年科学技術立県運動の推進のためには、国立研究施設や研究員等の活用が不可欠であるが、一定の手続きが必要であり、そのための要件は欠かせない。また同様に、地域だけの取り組みでは限界があることから、国等の主催イベントの併催や財政措置等の積極的な協力が必要である。	地域資源活用促進事業要綱(平成15年4月21日総行自第61号)	5	地域資源活用促進事業要綱(平成15年4月21日総行自第61号)における科学技術振興事業において、産学官の共同研究や連携強化のための施設等の整備、地域の資源を活かした先端科学技術の研究開発のための施設等の整備、を地域活性化事業債の対象として支援。	要望内容は実現できるか確認されたい。			地域における科学技術振興については、地域産業創出等のために行う地方公共団体の自主的・戦略的な単独事業に対して、必要な地方財政措置を講じているところ。 ハード事業については、地域資源活用促進事業要綱(平成15年4月21日総行自第61号)における科学技術振興事業において、産学官の共同研究や連携強化のための施設等の整備、地域の資源を活かした先端科学技術の研究開発のための施設等の整備、を地域活性化事業債の対象として支援しているところ。 また、ソフト事業については、教育や人材育成、地域の研究開発での成果に關したPR、技術者間の国際交流への支援につき地方交付税措置するところ。		
キャプテンあおもり(株)、(株)アイシー、(株)コンピュータシステム、マルマンコンピュータサービス(株)、(株)サンコンピュータ、吉田システム(株)、(株)アイディーエス、青森県情報サービス協同組合	電子自治体共同アウトソーシング・地域IDCを核とした総合的IT産業拠点の創出	3096	3096010	041840	電子自治体共同アウトソーシングの推進	電子自治体業務システムの基盤となる自治体ERPシステムの開発	自治体ERPの開発とサポート 本来生産管理をベースとして形成されてきた製造販売業ERPは作業人員の稼働集計が根幹を成している。自治体ERPでは予算の立案から議決承認執行管理まで、予算を中心に動いている行政事務の中で、予算を根幹にERPを設計する。個別業務に關してもカスタマイズや広域合併に伴うメンテナンスが頻繁に想定される。開発完了後もメンテナンスという運用維持の業務が可能と考える。 自治体ERPは機種依存がなく全国の自治体に容易に適用できるようオープンシステムとして開発を行う。電子自治体基本システムはERPとして開発し全国の共同アウトソーシングに供給する。この場合のメンテナンスは各地域のIDCと連携してサポートを実施する。 各メーカーには開発場所として青森県を選定していただき、青森県のオープンシステム開発拠点の実現にご協力いただく。	現行の制度(産業集積地域優先投資)では地域経済の活性化を公平にすすめることができない。地域経済の牽引役たる基幹産業が未成熟な地域への重点投資が、地域経済活性化の公平性を確保する手段となる。	なし	5	本提案にあるような共同アウトソーシング方式による自治体ERPの開発・サポートについて現行でも特段規制等の障害はなく、提案主体及び実施自治体の合意の下で実施が可能。総務省としてもこれを推進する「共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略」を実施中。						
掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	1064	1064010	041850	1歩行文化の確立の社会実験に対する支援 歩く道を媒介に地域・広域連携と垣の道や信仰の道など古道の復元歩行を行う。 エコツーリズム、ウォーキング効果の研究、環境保護歩道の整備を行う。 歩くことで切れない子どもを育成するとともに正しい身体能力と知的能力のバランスによる真の道徳教育を行う。 歩くことで健康長寿者の増加、病弱老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を図る。 農村部歩行で森林浴と森林環境保全と過疎対策を図り、自然キャンプ、グリーンツーリズム等を普及する。 歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流を行う。 歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道を探る。	各府庁別の政策連携による相乗効果を新視点から社会実験を行うことを提案する。(掛川市の運動をベースに) 国土交通省・歩く道を媒介に地域・広域連携、各所・公園や河川堤防のコースを設定・国土総合計画行政 環境省・日本ウォーキング協会の所管 省庁、エコツーリズム、ウォーク効果の研究、環境保護歩道・環境行政 文部科学省・歩くことで切れない子ども育成、北京大学と国際二宮尊徳思想学会強化・体育徳育の行政 厚生労働省・健康長寿者の増加、病弱老人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化 農林水産省・食(米)と農(茶)の文化、和食風土尊重、クラインガルテンの普及・農林行政 経済産業省・歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流 総務省・歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道・自治政策行政	日本救済運動として、全市内、全市民、廻村的歩行事業を行う。	生涯学習、地域学習、地域振興、経済活性化、健康増進などの複合的事業に対し、支援施策を集中していただきたい。	地方交付税法(昭和25年法律211号)	歴史古道等、地域文化財・歴史的遺産の保存・活用に係る取組等を支援するため、地域文化振興対策事業において、630億円程度の地方財政措置を講じることとしている。	5	歴史古道等、地域文化財・歴史的遺産の保存・活用に係る取組等を支援するため、地域文化振興対策事業において、引き続き地方財政措置を講じる。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府の間で連携して予算執行するなど工夫することができないか、検討されたい。			歴史古道等、地域文化財・歴史的遺産の保存・活用に係る取組等を支援するため、地域文化振興対策事業において、引き続き地方財政措置を講じる。	
富岡町	地域の再生計画(「小さな町をつくってしまおう」)	1152	1152010	041860	22に同じ	中央での生活者について地方への環境享受を促し、同時に地方の地域活性化と住環境としての見直しを図る。	地方の再生を図ることによる安定した生活国土の編成	22から24に同じ		6	-	総務省の施策に關係する要望がない。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
加西市	「花と歴史と愛のまち-かさい」を活かした産業再生計画	2007	2007020	041870	第三セクターに対する総合的支援	公共性が高い第三セクターについては、まちづくり的及び福祉的等の視点から施策の集中を図り、総合的に支援を行う。	第三セクターによる鉄道及び再開発ビルについては、公的セクター職員の派遣容認及びPFIの導入支援等まちづくり的及び福祉的等視点からの施策の集中の総合的支援を行い、商業及び観光業の再生につなげ、中心市街地の地活性化を図る。	外部と中心市街地を結ぶ鉄道や再開発ビルの管理について、特に鉄道については福祉的な意味合いが強いため、維持・活用することが困難となっている。福祉の意味合いが強い等の第三セクターについては厚生労働省の支援や市街地活性化につなげるための関係省庁の総合的な支援が必要である。	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項	公益法人への職員の派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく条例に規定されていれば可能である。	5		公益法人への職員の派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく条例に規定されていれば可能である。				
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274070	041880	都市計画関連施策の集中・連携によるクロスポイントの都市機能強化	広域的な地域における鉄道のクロスポイントである中心的な都市<取手市、守谷市、下館市>について、商業、業務、文化、居住など複合的な都市機能の集積を図るため、各府県で展開している都市計画関連施策を集中的に実施するとともに、以下の措置を講ずる。 ・地方債充当率のかさ上げ(55% 90%) ・地方債償還期間の延長(現行20年以内) ・公営企業借換債の対象枠拡大(すべての公営企業分野への拡大)	鉄道のクロスポイントである取手市・守谷市・下館市において実施する「取手駅北土地区画整理事業」、「守谷駅周辺一体型土地区画整理事業」及び「下館市シビックコア地区整備事業」、「下館駅周辺南北一体化事業」などの整備推進を図る。 併せて、駐車場などの公営施設の安定的な運営を推進するための借換債の適用を図る。	交通結節点における都市開発事業の早期整備や、民間企業の投資意欲の停滞にあって、都市機能の集積を促進するための保留地(床)のリース方式等の導入を図るとともに、駐車場など公営施設の安定的な運営を推進するための借換債の適用を図る。	地方債許可方針 平成15年度の地方債許可方針の運用について 平成15年度地方債取扱上の留意事項	市町村が行う土地区画整理事業の地方団体負担分については、道路特定財源等があるので、これらに相当する一定割合を除いて、一般公共事業債の対象としている。	5 ・ 8 ・ 3		各団体において、普通交付税(基準財政需要額に都市計画費を算入)及び都市計画税により土地区画整理事業を実施するために確保されている財源を上回って財源が必要な場合には、起債の許可を行っており、財源の確保が図られているところ。 償還期限については、施設の耐用年数の範囲内で定めることが可能。 公的資金については、一般的に借換及び繰り上げ償還を無制限に認めることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという公的資金の基本的な機能を損ないかねないものであり、困難である。 しかしながら、特に公庫資金については地方団体の厳しい財政状況に鑑み、公庫の経営に支障のない範囲で借換債を限定的に認める対象枠の拡大を図っているところであり、平成16年度公営企業金融公庫予算においては、1,100億円を確保(対前年度400億円増)したところ。また、政府資金と公営企業金融公庫資金ともに施設・設備の耐用年数に応じた償還期限の延伸を要望しているところであり、駐車場事業においては政府資金において一部償還年数の延長が実施されることとなっているところ。	提案の趣旨を踏まえ検討できないが、			地方債償還期間の延長については、平成16年度予算において政府資金及び公庫資金ともに施設・設備の耐用年数に応じた償還期限の延伸を要望した結果、駐車場事業においては政府資金において一部償還年数の延長が実施されることとなったところ。 公営企業借換債の対象事業拡大については、公的資金については、一般的に借換及び繰り上げ償還を無制限に認めることは、長期で安定した資金を地方公共団体に供給するという公的資金の基本的な機能を損ないかねないものであり、困難である。 しかしながら、特に公庫資金については地方団体の厳しい財政状況に鑑み、公庫の経営に支障のない範囲で、当該事業の事業規模・経営状況等を勘案してより重要度・緊急度が高いものに対して限定的に行っているところであり、さらなる対象事業の拡大については、公庫の経営状況等を勘案の上引き続き検討して参りたい。
浦川原村	ふるさと産業おこし戦略	1363	1363050	041890	地域再生計画に限定した過疎債の「特別枠」創設	過疎地域自立促進特別措置法第12条に基づく過疎債は、過疎地域が自立促進のための優良債であるが、年度ごとの起債枠は限られている。そこで、地域再生計画に基づく事業については、過疎地域自立促進のための戦略的かつ重点的なプロジェクトの取扱について(平成12年6月22日自治省財政局指導課長通知)の対象プロジェクトとして取り扱いたい。	地域再生計画「ふるさと産業起こし戦略」に基づき建設される「ふるさと産業会館」の建設費に過疎債を充当する。	地域振興計画に基づく事業は、事業費規模が大きいため一般枠では他の地方公共団体への支障が大きくなるため、特別枠として財政支援願いたい。	・過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第3号 ・過疎地域自立促進特別措置法施行令第6条第3項	過疎地域自立促進のための戦略的かつ重点的なプロジェクトの対象は過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業である。	5		過疎債の起債枠が毎年減少傾向にある中、特別枠を増やすことは困難であるが、地域再生計画に基づく事業についても、過疎債の対象施設で、かつ、同プロジェクトの対象要件に満たしていれば、対応は可能である。	地域再生計画の認定により、特別枠の設定が出来ないか再度検討されたい。			過疎地域自立促進のための戦略的かつ重点的なプロジェクトは、過疎地域自立促進市町村計画に掲げられた事業を対象とするものであり、過疎地域の自立促進を目的としている。一方、地域再生計画に基づく事業は、過疎対策の趣旨や目的と異なることから、特別枠の創設は困難である。
古殿町	流鍋馬の里づくりによる地域再生計画	1364	1364040	041900	地域資源活用促進事業等の活用による事業の促進	流鍋馬用馬の育成施設及び流鍋馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設(体験宿泊施設)、親水公園施設等を整備するにあたり、地域資源活用促進事業、地域雇用機会増大促進支援事業等の活用による事業の促進を図る。	流鍋馬用馬の育成施設及び流鍋馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設(体験宿泊施設)、親水公園施設等を整備するにあたり、地域資源活用促進事業、地域雇用機会増大促進支援事業等の活用による事業の促進を図る。	本町のような中山間地域の小規模町村にとって各種補助事業を活用して財源を確保し事業を遂行する必要性が高いため。	地域資源活用促進事業要綱(平成15年4月21日総行自第61号)における地域文化財・歴史的遺産活用事業において、歴史、伝統文化、地域伝統芸能等をテーマとした公園その他住民が地域文化財等とふれあう場の整備等が地域活性化事業債の対象とされている。	5		地域資源活用促進事業要綱(平成15年4月21日総行自第61号)における地域文化財・歴史的遺産活用事業において、歴史、伝統文化、地域伝統芸能等をテーマとした公園その他住民が地域文化財等とふれあう場の整備等が地域活性化事業債の対象とされている。	要望内容は実現できるのか確認されたい。			地域資源活用促進事業要綱(平成15年4月21日総行自第61号)における地域文化財・歴史的遺産活用事業において、歴史、伝統文化、地域伝統芸能等をテーマとした公園その他住民が地域文化財等とふれあう場の整備等が地域活性化事業債の対象とされている。 流鍋馬用馬の育成施設及び流鍋馬の伝承・披露のための施設、都市との交流促進施設(体験宿泊施設)、親水公園施設等の整備にあたっては、地域資源活用促進事業等の活用が可能である。	
富岡町	「原子力との共生」電力生産地と消費地との恒常的役割の付加	1153	1153010	041910	原子力との共生	国の電力生産地に対する中央との共存の支援	原子力立地との共存共栄を図り、原子力政策の円滑な相互理解の醸成				6	-	総務省の施策に関する要望がない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答				
大阪府社会起業家サポーターズ(大阪府、社会起業家委員会、おおさか元気ネット)	地域コミュニティ活動の活性化	2034	2034050	041920	共同募金会又は日本赤十字社に対する寄付金の募集に係る総務大臣の承認の見直し	共同募金会又は日本赤十字社に対する寄付金で、その募集等にあたり必要とされている総務大臣の承認等の関与のあり方について、都道府県知事の承認等とするなど、見直しを図りたい。	共同募金会に対して厚生労働大臣が定める期間内に支出された寄付金で、その募集につき受けることとされている総務大臣の承認、社会福祉事業または更生保護事業に要する経費に充てるために共同募金会に対して支出される寄付金として総務大臣が置くこととされている定め、日本赤十字社に対して毎年4月1日から9月30日までの間に支出された寄付金で日本赤十字社が当該寄付金の募集に当たり受けることとされている総務大臣の承認について、都道府県知事の承認等を要件とするなどの見直しを図るべき。	地域に貢献する活動およびそれら活動を支える資金面の仕組み等は、NPOやCBを中心に多様化しており、これら現在社会の実情を踏まえた法制度とする必要があるため。	地方税法第34条第1項第5号の4、同法第314条の2第1項第5号の4、同法施行令第7条の15の9、同法施行令第48条の7、平成2年自治省告示第66号、平成15年総務省告示第240号、平成15年総務省告示第609号	3	—	個人住民税の寄附金控除については、この税が地域社会の費用について広く住民が負担を分任する性格の税であり、特定の任意の支出を控除の対象とし、納税義務者間の公平を損なうような政策的な控除は極力設けるべきではないこと、寄附金控除を行う地方団体と寄附金による受益との対応関係が必要であることから、対象を極めて限定しているところ。						単に税の減免を求める要望であり、「従来型の財政措置を講じない」とした地域再生本部決定に反するもの。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」			
福岡市	ロボット共存都市・福岡	2080	2080010	041930	ロボット関連施策に係る実証実験の福岡市における集中実施	次世代ロボットビジョン懇談会(経済産業省)の提言に基づき展開される各種施策の実施地域として本市域を活用。また、複数の省庁で研究開発される各ロボットの実証実験の場として、本市域域を活用。	次世代ロボットビジョン懇談会(経済産業省)においては制度的課題として安全性の確保(技術基準、保険制度等)、環境整備(エネルギー供給、通信環境等)を検討・提言。提言に基づき展開される施策(エネルギー供給環境、通信供給環境整備など)のテストフィールド(試行場所)として本市域を活用。また、ネットワークロボット(総務省)、防災ロボット研究開発(消防庁)など複数の省庁で研究開発される各ロボットの実証実験の場として本市域域を活用。	ロボット関連施策及び研究開発は現在、各府県毎に個別実施されているが、いずれにおいても、社会普及の前提として実証実験が必要と見られ、同一フィールド(環境)での実験は貴重であり、「ロボット開発・実証実験特区」の認定に加え、情報関連産業、大学等の集積など、ロボット研究開発に高いポテンシャル、モチベーションを有する本市域にてこれら実証実験を集中展開する意義は大きい。また、実験の結果取り纏められる各種基準は世界初のものとなる。これらは、「博多スタンダード」として世界中へ広まり、もって、本市におけるロボット研究開発拠点形成や新産業の創出が促進される。			ロボティクスネットワークとロボット技術が融合したネットワークロボット技術の研究開発を、平成16年度から実施予定。 ・総務省からの委託により研究開発を実施予定。委託先については全国的に公募を行い、外部評価を経て採択予定。 ・平成16年度予算額(政府案)：7.3億円の内数。 生物・化学テロ災害時等に、要救助者の有無、有毒物質の特定等を行うことのできる消防・防災ロボットを平成16年度から2カ年計画で実施予定。 ・総務省から民間等へ委託することにより研究開発を実施予定。 ・平成16年度の予算額(政府案)：2億円	5		ユビキタスネットワークとロボット技術が融合したネットワークロボット技術の研究開発を、平成16年度から実施予定。 ・総務省からの委託により研究開発を実施予定。委託先については全国的に公募を行い、外部評価を経て採択予定。 ・平成15年度内に、そのための公募を予定。なお、公募であるため、公募期間中に提案を頂き、外部評価を経て、採択されることが要件となる。 ・平成15年度内に公募予定	提案の趣旨を踏まえ検討された。			本件公募に関しては、公募の要件を満たす提案の中から、最も優れた提案を外部評価を経て採択の予定である。 公募の対象は全国であり、貴団体の希望地域を活用する提案も可能となっているが、活用にあたっては、公募期間内に応募をして、貴団体に係る研究開発案が採択されることが条件となる。 なお、消防・防災ロボットについても、公募対象は全国であり、公募期間内に応募をして、貴団体に係る研究開発案が採択されることが条件となるものである。			
深川市	深川市地域活性化戦略	1018	1018030	041940	地域ポータルサイトにおけるオンラインショップ創設支援	ICカードによる本人確認とアクセスを可能とし、電子商取引を可能とするともに、決済機能にいたるシステム構築の支援	ICカードによる本人確認とアクセスを可能とし、電子商取引を可能とするともに、決済機能にいたるシステム構築の支援	高度な技術的な対応を可能とするシステムの構築のために、国の制度事業による支援措置を要する。	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条住民基本台帳法第30条の4第8項	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律により、市区町村長が申請者の本人確認事務を、都道府県知事が電子証明書発行事務を行う公的個人認証サービスを規定している。また、住基カードの条例利用領域は、条例に規定する目的のために利用することができる。	5		電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律は、地方公共団体が公的個人認証サービスを行うことを禁止するものではない。また、条例で定めることにより、独自の電子証明書発行サービスの実施に伴い、必要なアプリケーションを住基カードの条例利用領域にインストールすることも可能である。								
深川市	深川市地域活性化戦略	1018	1018050	041950	5GHz帯無線アクセスシステムの広域整備と開発運用支援	5GHz帯無線アクセスシステムによるオンライン給食サービスの実証実験	5GHz帯無線アクセスシステムによるオンライン給食サービスの実証実験	高度な技術的な対応を可能とするシステムの構築のために、国の制度事業による支援措置を要する。	無線設備規則周波数割当計画(平成12年11月30日郵政省告示第746号)	5GHz帯無線アクセスシステム用の周波数は電気通信業務用に割り当てられている。	5		ご提案の「5GHz帯無線アクセスシステムによるオンライン給食サービス」については、本年4月施行予定の改正電気通信事業法では、電気通信事業に該当するものと思量されるため、電気通信業務用に割り当てられた5GHz帯無線アクセスシステム用の周波数を使用することは可能と考えられる。								

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
深川市	深川市地域活性化戦略	1018	1018040	041960	地域医療における電子カルテシステムの構築支援	ICTカードによる本人確認と医療サービス提供のためのシステム構築支援	深川市の市立病院の利用者は、市内在住者よりも近隣の町からの利用者が半数を超える。これら全体の利用者の均一のサービス提供のために、ICTカードの広域配付を可能とし、再来受付等の医療サービスの一元的なシステム化を可能とするとともに、将来の電子カルテのシステム導入にも道を開くものである。	高度な技術的な対応を可能とするシステムの構築のためには、国の制度事業による支援措置を要する。	住民基本台帳法第30条の4第8項	市町村長が、当該市町村以外の住民に対して、住基カード上のサービスを提供するためには、その住民が居住する市町村において、サービス提供を行う旨を条例で定められている必要がある。	3		提案主体は、当該市町村以外の住民に対して、条例で定めることなく、契約により、住基カードにアプリケーションをインストールすることを想定している。しかしながら、条例利用領域の利用方法は、条例で定めることが限定的に規定されており、住民が自由にカード内にデータを蓄積することを想定していないため。	要望の内容は、個人や企業の活動の地理的な制約をなくし、安定した経済取引の基盤となることを目指しており、その趣旨から再度検討されたい。			住基カードは、それぞれの発行主体である市町村のカードであり、第三者が条例利用領域を勝手に利用することはできない。
岐阜県	情報技術の活用による新しい観光産業の創出	1162	1162020	041970	地域インフラ整備関連補助金の統合化	本再生構想は、情報技術により観光資源と農業の融合化による産業構造の改革と地域経済の活性化を目指すものであるため、その観点から世帯を主体とする地域情報基盤整備と農村の情報基盤整備は目的を同じにする基盤整備である。そのため、下記の2事業補助金の統合化をお願いしたい。 記 総務省：地域インターネット基盤整備事業 農林水産省：農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)	本地域再生構想に基づいた経済活動の活性化のため、採算の関係で民間主体のブロードバンド事業が進出しにくい地域の情報基盤整備事業を進める。また、観光拠点、農場等、様々な場所においてネットワークや新しい情報技術を利用する環境を整えるため、地域をホットスポット化する。	両事業共、地域の公的機関を高速な回線で接続するための補助金事業であり、利用目的も行政利用を主とした公共の利益のためである。また、目的は、総務省事業は地域住民の利便性向上、農林水産省事業は農業の高度化・活性化となっているが、農村地域においては「地域住民＝農業従事者」であることから、目的も等価に近く、このため、補助金の統合化を望む。		総務省では地域インターネット基盤整備事業等により、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取組む地方公共団体等を支援しているところ。	5		農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)は農業の振興及び農村の活性化を目的に、各農家等へのラストワンマイル(末端)の通信網を対象に整備を行うものである。 一方、地域インターネット基盤整備事業は行政ネットワークの構築を目的に、公共施設等高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取組む地方公共団体等を支援するもの。 本提案については、上記2事業を適宜組み合わせることにより、効果的かつ効率的な整備が可能であると考えており、今後、両事業間の連携を一層緊密にしていく。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)は農業の振興及び農村の活性化を目的に、各農家等へのラストワンマイル(末端)の通信網を対象に整備を行うものである。 一方、地域インターネット基盤整備事業は行政ネットワークの構築を目的に、公共施設等高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取組む地方公共団体等を支援するもの。 本提案については、上記2事業を適宜組み合わせることにより、効果的かつ効率的な整備が可能であると考えており、今後、両事業間の連携を一層緊密にしていく。
古殿町	「グローバルe町づくり～おらが町のIT戦略～」による地域再生計画	1365	1365020	041980	情報通信施策の集中	情報通信格差是正事業、電気通信格差是正事業及び情報通信を活用したソフト事業の集中展開	情報通信基盤整備を図る目的のもと、「地域インターネット施設整備事業」、「加入者系光ファイバー網整備事業」、「移動通信用鉄塔施設整備事業」、「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」等の集中採択	住民個々への情報サービスの拡充を目的とするため投資経費が莫大になることが予想される。そこで、各種施策の集中を図ることにより、効率的な事業展開が図られるため。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱 電気通信格差是正事業費補助金交付要綱 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱	各事業の目的等に即して採択を行っている。なお、平成14年度からハード・ソフトの施策の集中展開を通じ、ITビジネス環境の先行的実現(ITビジネスモデル地区構想)により、IT産業集積を通じた地域経済活性化を推進しているところ。	5		現行制度においても、各事業の要件に合致し、予算の範囲内であれば、すべての事業が同時に採択されることは可能。 なお、平成16年度においてもITビジネスモデル地区構想を継続の予定。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、統合的に予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			現行制度においても、各事業の要件に合致し、予算の範囲内であれば、すべての事業が同時に採択されることは可能。
京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	2056	2056010	041990	ICTタグ実証実験に対する円滑な免許の付与	観光客への利便性向上を目指してICTタグを活用した様々な社会実証実験を円滑に行うに当たっての、迅速な実験局の免許付与や必要な周波数割当の実施	ICTタグ付きの携帯電話を利用した、以下のようなサービス実現を目指す社会実験を円滑に行えるようにする。 ・内外の観光客の個人属性、TP0にあった情報をリアルタイムで提供する。 ・おみやげ一括配送(各地の店で購入したおみやげの配送を一括して行えるようにする)で、配送料金の低減や「手ぶら旅行」の実現を目指す。修学旅行の自由行動時間において生徒の位置情報・各個人の特定を自動的に行ない、安全確認を行なう。また、公共交通施設からも人の通過後家庭や学校へメッセージ通信を行なう。また、新しい観光需要の創出による関連産業の振興や、実験で得られた行動履歴を元にした新たな観光政策の打ち出しへの活用を図る。	ユニキタス性、トレーサビリティに優れた電子タグの特性を観光分野で活かし、個人特定を目的としたセキュアなICTタグと匿名性を目的としたノンセキュアなIVタグのハイブリッド活用で、京都観光の魅力向上や関連産業の振興を目指す。	「無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準」第6条	「無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準」第6条	5		ご提案のICTタグを活用した様々な実験のための実験局については、その申請があれば従前のとおり迅速に免許処理させていただきます。 なお、135kHz、13.56MHz、2.45GHzの電子タグについては、制度化され、既に実用化されているところであり、これらの実用システムを利用する実験については実験局の免許は不要である。 また、13.56MHzの電子タグを携帯電話に組み込み、電子タグと携帯電話の連携による新たなサービスの実現を目指す実験が携帯電話事業者等において実施されているところであり、このような取り組みも参考になると思料する。 平成16年度から総務省からの委託により「電子タグの高度活用技術に関する研究開発」を実施予定。平成15年度内に、そのための公募を予定。なお、公募であるため、公募期間中に提案を頂き、外部評価を経て、採択されることが要件となる。	提案者の要望を踏まえ、検討結果を明確にされたい。			ご提案のICTタグを活用した様々な実験のための実験局については、その申請があれば従前のとおり迅速に免許処理させていただきます。 なお、135kHz、13.56MHz、2.45GHzの電子タグについては、制度化され、既に実用化されているところであり、これらの実用システムを利用する実験については実験局の免許は不要である。 また、13.56MHzの電子タグを携帯電話に組み込み、電子タグと携帯電話の連携による新たなサービスの実現を目指す実験が携帯電話事業者等において実施されているところであり、このような取り組みも参考になると思料する。 本件公募に関しては、公募の要件を満たす提案の中から、最も優れた提案を外部評価を経て採択の予定である。 公募の対象は全国であり、貴団体の希望地域を活用する提案も可能となっているが、活用にあたっては、公募期間内に応募をして、貴団体の提案が採択されることが条件となる。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都府からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各都府からの回答
京都府	観光都市kyotoケータイサポート構想	2056	2056030	042000	外国製携帯端末による国内回線接続に関する規定緩和	外国人観光客が自国の携帯電話を利用し、日本国内で観光情報サービスの提供を受けるために、その周波数で電波を出すことについて、総務省の外郭団体財団法人電気通信端末機器審査協会(JATA)で義務付けられている国内技術基準への適合認定に係る規制の緩和	・外国人が自国で使用している携帯電話を利用して、日本国内で様々な観光情報を容易に享受できるようにすることで、利便性を高め、日本観光の魅力向上を目指す。	・中国、韓国などからの観光客が、自分の携帯電話で、気軽に京都の観光関連情報を受けられるようにすることで、利便性を向上させ、アジアからの更なる観光客の誘客を図れる。 ・外国人向け観光コンテンツの開発、配信という新たな需要を作り出すことで、関係業界の振興を目指す。	電波法第4条、第7条、第38条の2、第38条の24 電気通信事業法第49条、第51条第1項 電気通信事業法施行規則第32条第1項第4号 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第31条	端末機器を電気通信事業者の設備に接続する場合は、当該事業者の検査が原則必要。ただし、当該端末機器が、電気通信事業者の設備への損傷防止等を目的とした技術基準に適合するものとして認定(表示が付)された場合、電気通信事業者が検査を省略することが適当として公示した場合等は、接続検査が不要となる。無線局を開設し運用する場合は、当該無線局の無線設備が電波法に定める技術基準に適合していることや使用を希望する周波数が割当可能であるかどうか等について、申請に基づく審査が必要。ただし、当該無線設備が技術基準に適合していることの証明を受けている場合は、手続が簡略化される。	8		日中韓3ヶ国では、各種の携帯電話方式が使用されており、携帯電話方式が異なる場合、携帯電話端末を持ち込んで利用することはできない。唯一同じ方式としてcdmaOne等があるが、現状では周波数の利用方法が韓国、中国と日本では異なっているため、韓国、中国での利用を目的とした携帯電話端末をそのまま日本に持ち込んで使用することはできない。日本でも利用できるようにするためには、日本での周波数の利用方法に適合する機能等が別に必要であり、これらの機能を含めた技術基準に適合していることについて認証を受ける必要がある。(ただし、日本の周波数等の技術基準にも対応した特別な携帯電話端末であっても、日本と韓国または中国の携帯電話事業者同士の間で合意がない限り、その携帯電話端末で日本国内で通信を行うことはできない。) なお、携帯電話端末の周波数等の技術基準への適合性に関する認証については、民間による認証など迅速な認証を可能とする電波法の改正が行われている。 また、ご要望の外国製携帯端末による国内回線接続に関しては、電気通信事業法上、日本の携帯電話事業者が、自らの設備への損傷やその機能に障害等を与えるおそれがないものとして自ら公示した端末設備の接続について(認証機関による技術基準への適合性の確認を要することなく)、接続検査を省略することが可能である。従って、その公示された端末設備については、同法の技術基準適合に係る枠組上では、日本国内での使用が可能となる(但し、上記の公示の前提として、最低限、携帯電話事業者側で自らの設備への損傷やその機能に障害等を与えるおそれがないことを確認することが必要となる)と見られる。 電気通信機器等の貿易の円滑化を図ることを目的とする相互承認の実現については、日本と中国又は韓国との間における二一ズを踏まえて対応することとする。				
岡山県	ITフロンティア岡山の創造	2164	2164010	042010	IPv6に係る施策の集中	総務省のIPv6移行モデル策定のための実証実験の岡山での実施、最先端の研究開発テストベッドネットワークの研究開発拠点の岡山での整備、岡山IPv6検証評価センターの拡充	IPv6・電子タグに関する第一人者を始め、大学、メーカー、通信事業者で構成するコンソーシアムを平成16年度に設立し、産学官が連携して、次世代技術の開発・普及を進め、ITベンチャー、県内IT企業のIPv6産業化等を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図る。	IPv6に関する国のモデル事業・実証実験事業が展開されることにより、効果的かつ効率的な普及・開発が図られるとともに、地域IT企業のIPv6産業化が促進される。		総務省は、平成15年度より3か年計画でIPv6移行実証実験を実施している。 研究開発テストベッドネットワークとして、TAOの研究開発を実施する目的のため、ギガビットネットワークを構築し、通信・放送技術の実用化に資する高度通信・放送研究開発を実施しており、岡山県ではTAOのIPv6検証評価センター等において、IPv6機器の相互接続技術等の研究開発を推進。	5		TAOのIPv6検証評価センター等における、IPv6機器の相互接続技術等の研究開発や、ギガビットネットワークのIPv6化等に伴い岡山情報ハイウェイのIPv6化が促進される等、TAOのギガビットネットワークに係る一連のプロジェクトの実施が、岡山県のIPv6に係る施策にも既に大きく貢献している。 なお、今後、ギガビットネットワークに代わる最先端の研究開発テストベッドネットワークを構築予定であり、研究開発拠点の整備等にとらわれず、ネットワークの高速化・高機能化等による研究開発環境の充実が、岡山県の実施するIPv6に係る施策を一層促進するものと考えられる。 「IPv6移行実証実験」については、3年計画で既に東京を中心とする地域で取り組みが開始されており、新たに岡山で実施することは困難であるが、その成果は広く公開するものであり、我が国全体のIPv6への移行の促進が見込まれる。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、統合的に予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			ご指摘の点について再検討したが、「41.措置等の概要(対応策)」に記載した各施策については、我が国全体のIPv6への移行の促進という政策目標を効率的に実現するために総合的に取り組んでおり、これらの施策の着実な遂行により、岡山県を始めとする各地域におけるIPv6を活用した産業の活性化等に貢献すると考えている。
岡山県	ITフロンティア岡山の創造	2164	2164020	042020	電子タグの活用実証実験等の連携	来年度新たに総務省が行う「電子タグの高度利活用技術に関する研究開発の推進」及び経済産業省が行う「電子タグ等の導入を通じた革新的な産業システムの確立」の事業を、岡山で両省が連携して実施。	IPv6・電子タグに関する第一人者を始め、大学、メーカー、通信事業者で構成するコンソーシアムを平成16年度に設立し、産学官が連携して、次世代技術の開発普及を進め、ITベンチャー、県内IT企業のIPv6産業化等を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図る。	両省が連携して実施することにより、より効率的かつ効果的な実験が可能になるとともに、地域IT企業へのインパクトも強く、その波及効果が一層高まる。		「電子タグの高度利活用技術に関する研究開発」を実施予定。当予算により、ネットワークと融合した電子タグに必要な技術の研究開発・実証実験を委託により実施。委託先については全国的に公募を行い、外部評価を経て採択予定。 ・平成16年度予算額(政府案)：7.0億円	5		平成16年度から総務省からの委託により「電子タグの高度利活用技術に関する研究開発」を実施予定。平成15年度内に、そのための公募を予定。なお、公募であるため、公募期間中に提案を頂き、外部評価を経て、採択されることが要件となる。	提案者の要望を踏まえ回答されたい。			本件公募に関しては、公募の要件を満たす提案の中から、最も優れた提案を外部評価を経て採択の予定である。 公募の対象は全国であり、貴団体の希望地域を活用する提案も可能となっているが、活用にあたっては、公募期間内に応募をして、貴団体の提案が採択されることが条件となる。
北海道滝川市	商業都市の再生	1390	1390090	042030	各府省の支援策の連携・集中	まちづくり交付金 文化芸術による創造のまちづくり NPO活動等の活性化支援 生涯学習まちづくりモデル支援事業 地域イントラネット基盤施設整備事業	「中心市街地ゾーン関係」では広場や駐車場の整備 五十嵐デザインアート塾(NPO)におけるアート活動関係は駅前再開発ビル内NPOたきかわホールでの活動等市民活動は「郊外型広域拠点集積ゾーン関係」では国学院短大での生涯学習事業展開関係 公設民営図書館関係	総合的かつ弾力的な施策として事業の具現化に有効である。		総務省では地域イントラネット基盤施設整備事業等により学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行っているところであり、各都府との連携もさらに緊密に行っていくこととしたい。	5		教育、行政、福祉等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行っているところであり、各都府との連携もさらに緊密に行っていくこととしたい。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各都府の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			教育、行政、福祉等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行っているところであり、各都府との連携もさらに緊密に行っていくこととしたい。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」	46.「措置等の方法」	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
財団法人水島地域環境再生財団	よみがえれ、水島のまち 水島再生プラン	3056	3056060	042040	行政・企業・市民によるパートナーシップの構築活動	行政・企業・市民のパートナーシップの構築を目的とした定期的な懇談会、あるいは説明会を開催する。また、それらの会合で提起された意見を政策に反映させやすいように、行政内部を横断的に統括する組織を設立する。その部署に提案を持ち込むことによって行政内各部署との調整を行い、政策に反映、もしできない場合もその説明責任を果たす。	行政内部に、市民からの提案・要望を受け付けるとともに、それを内部で横断的に検討し、対策を講じる組織を設立する。市民の側とは定期的に(年数回)の懇談会を開催することによって意見交換、政策に対する相互理解を深め、パートナーシップの構築を進める。将来的には企業も巻き込んだものとする。	行政内部が縦割りで運営されている現状では、行政に要望を持ち込んでも、問題が多岐にわたる場合、個別の部局だけでは対応できず、各部局をたらい回しにされる等、進展しない場合が多い。各部局を統括し、活市民から直接意見提出ができる部署の設置は必要不可欠である。		6	-	根拠法令として挙げられている「行政機関が行う政策の評価に関する法律」は、国の行政に係る政策の評価に関する法律であり、提案内容とは関係しない。					
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098020	042050	複数省庁にまたがる施策の連携と集中的実施	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省の連携で行われている「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」の機能を強化し、現在個別に実施されている施策を統括的に活用できるようにする。 そのための相談、申請窓口と事務機能を推進会議内もしくは地域再生本部等の適切な機関内に設ける。 本地域においては、「エコツーリズム」の推進を目的とした各府省庁の施策を統括的かつ集中的に実施する。	支援措置番号1において策定したアクションプログラムに基づき、「森林環境を活用したビジネスモデル創造プロジェクト」を推進する。 特に本地域において有能な人材を多く保有し、短期間での成果が期待される「エコツーリズム」におけるビジネスモデルづくりを推進する。 アクションプログラムの継続的な実施を実現する人材を確保するため、有能な人材の誘致を行うと共に、官民間問わず地域の有望な若者を中心に、実践的な教育を実施する。 これにより、本地域に不足しているツアーコーディネーターやツアーオペレーターといった、エコツーリズムに関するプロの人材を創出し、さらに効果的な施策を実施することのできる公共スタッフを創出する。	本来複合的な産業である「エコツーリズム」の促進を実現するためには、既存の省庁の枠組みを超えた支援が必要となる。 そのため、現在「都市と農山漁村の交流・対流推進会議」が設置されているが、各府省庁の施策を統括的に運用するまでには至っていない。 この問題を解決するため、政府内に地域再生構想の内容に即したワンパッケージ型の支援策が実施できる、統括的な運用機関の設置を望む。	地方交付税法(昭和25年法律211号)	5	都市と農山漁村の共生・対流の推進に関しては、関係省の副大臣によるプロジェクトチーム及び都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会において関係各省で連携して取り組んでいる。 総務省としては、「わがまちづくり支援事業」、「農山漁村地域活性化対策」等において、引き続き地方財政措置を講じている。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各省の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			都市と農山漁村の共生 対流の推進については、関係各省の副大臣によるプロジェクトチームを設置し、協力 連携して総合的に取り組んでいるところ。平成16年度においては、「政策群」に位置づけて各種規制改革、予算措置等の組み合わせにより農山漁村の魅力の向上などに取り組むとともに、関連施策が地域において円滑に実施されるよう 各府省連携して都市と農山漁村の共生 対流に関連する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。 総務省としては、わがまちづくり支援事業、農山漁村地域活性化対策 等において、引き続き地方財政措置を講じる。		
愛知県豊田市	都市農山村共生活性化構想	1192	1192060	042060	グリーンツーリズムを含む都市と農山漁村の交流関連施策の連携	「地域連携システム整備事業(農林水産省)」と、「地域総合支援事業(国土交通省)」や、「農産漁村地域活性化事業(総務省)」、「新山村振興等農林漁業特別対策事業、都市農村交流対策事業(農林水産省)」は、グリーンツーリズム推進(イベント含む)や都市農村交流促進施設建設等類似点が多いため、関係省庁の連携による一元化により、効率的推進を図る。	地域連携システムの整備や、地域連携交流促進施設の設置に関して、関係省庁の連携により取組みが円滑になる。そのため、早期に都市と農山村の交流活性化を図れることにより、地域活性化に資することができる。	現状、国の関連事業メニューが、省庁ごとに非常に細分化して市町村にとっては利用しにくい。連携、統合化による一元化を図り、その利用勝手を向上させることにより、事業の円滑化を図る。	なし	農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業に要する経費として所要の地方財政措置を講じている。	5	5	農山漁村地域活性化対策については、従来から地方財政措置を講じてきているところであり、関係省庁等と連携し引き続き支援してまいりたい。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各省の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			国庫補助事業の実施に伴う地方公共団体の負担や補助事業と連携して実施する地方単独事業に対して地方財政措置を講じてきたところである。今後地方公共団体の実情や要望を踏まえ円滑に事業が実施できるよう引き続き関係省庁等と連携して支援してまいりたい。
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271060	042070	本構想の実施にあたり、国土交通省・環境省・農林水産省・経済産業省・総務省・文部科学省などの公園整備・基盤整備・地域活動に係る助成・支援策の一元化	同一地域で行われる同一または類似の政策目標を有する複数の施策であって、複数の府省に所管がまたがっているものについて、それらの施策を統合して実施し、または進行管理を調整する。	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『ほたるの里』河川公園整備計画に取り組むものです。	同じような施策内容であるにもかかわらず、府省が異なる手続きも異なり、またその調整にも多大な時間と手間を要することから、大きな特定目的の施策の場合は、内容の統合化と窓口の一本化をしていただきたい。	地域再生推進のための基本指針(平成15年12月19日地域再生本部決定)	5	5	地域再生に係る対応については、内閣官房を中心として政府が一体となって検討を行なうこととされている。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各省の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			地域再生に係る対応については、既に内閣官房に窓口を一本化し、政府が一体となって検討を行なっている。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311040	042080	・地域イベントに係る経費への支援	・地方のもつ伝統・文化・自然を活用し、新たなイベント等の開催に対し、3年程度(軌道にのせるまで)の支援を行い、地域市民と都市との交流人口拡大が図れるようにお願いしたい。	・伝統工芸品(内山紙など)を活用し、イベントの装飾として用い、市内全域を飾り付ける(例:イベントや盆、彼岸などに一斉に灯笼を点灯、千曲川一面に灯笼流し) ・自然(雪や菜の花、棚田)を活かしたイベントを興し、都市との交流人口を増やし、滞在型観光に結びつける。	・地域の宝をいかしたイベントの企画:開催により、都市との交流人口拡大が図られ、滞在型観光、更には定住へと結びつけ、地域の活性化を図るため。	地方交付税法(昭和25年法律211号)	都市と農山漁村の共生・対流の推進に関しては、関係省の副大臣によるプロジェクトチーム及び都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会において関係各省で連携して取り組んでいる。 総務省としては、「わがまちづくり支援事業」、「農山漁村地域活性化対策」等において地方財政措置を講じている。	5		都市と農山漁村の共生・対流の推進に関しては、関係省の副大臣によるプロジェクトチーム及び都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会において関係各省で連携して取り組んでいる。 総務省としては、「わがまちづくり支援事業」、「農山漁村地域活性化対策」等において、引き続き地方財政措置を講じる。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各省の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			都市と農山漁村の共生 対流の推進については、関係各省の副大臣によるプロジェクトチームを設置し、協力・連携して総合的に取り組んでいるところ。 平成16年度においては、政策群に位置づけて各種規制改革、予算措置等の組み合わせにより農山漁村の魅力の向上などに取り組むとともに、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各省連携して都市と農山漁村の共生・対流に関連する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。 総務省としては、わがまちづくり支援事業、農山漁村地域活性化対策等において、引き続き地方財政措置を講じる。
喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	1343	1343020	042090	老朽化・陳腐化による喜多方市喜多方プラザの設備改修のための財政援助。	喜多方プラザ文化センター(運営・喜多方地方広域市町村圏組合)に対する設備改修経費(工事費・設計料)の起債制度の創設	喜多方プラザ設備改修は 空調設備、舞台照明設備、舞台機構、舞台音響設備、客席椅子、内装、外装の更新など。また将来を見据えた機構としてデジタル化、ネットワーク化を各設備に取り入れ、省力化と多機能化を実現する。それには既に敷設されている光ファイバ網を大いに利用する。この設備改修によって、利用者の高度な専門性や多様化するニーズに応える。運用システム対応の省力化は、利用者や運営側の人とのつながりの時間を増加させ、文化活動、芸術活動をさらに発展させる。	喜多方プラザの設備改修は現況下では改修に関する補助制度が無く、その多額な経費の財源確保が課題である。この支援がなければ、当事業が進まないばかりか、老朽化による危険箇所の増加による利用者の不安をまねく恐れがあり、設備不具合による催し物の中止等のリスクを負うことになり、極端な場合は施設運用の停止を考慮せざるを得ない事態がおこり得る。これによる文化活動の停滞、文化都市としての喜多方市のイメージダウンははかり知れないものがある。	地方財政法第5条	5		地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもって、その財源としない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもってその財源とすることができる。	既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については、既存の施設の機能に新しい機能を大幅に附加し、あるいは、構造を大きく変えるなど実質的な内容があるものは既に起債が可能。				
喜多方市	合併・少子高齢化時代の「ひと」と「こころ」のミーティングスペース確保	1343	1343040	042100	老朽化による喜多方市厚生会館(喜多方市中央公民館分館)の内装外壁の改修及び補強工事を行う場合の経費の財政援助	喜多方市厚生会館(喜多方市中央公民館分館)の内装外壁の改修及び補強工事を行う場合の経費の起債制度の創設	厚生会館(中央公民館分館)は高度な設備を配しながらも、表面上は簡易に見える。専門家の存在なしに誰でも気軽に使用できる設備を導入し、住民の自主運営を目指す。	老朽化した喜多方市厚生会館の改修及び補強工事を行い、安全で快適な施設環境の維持を図るため。	地方財政法第5条	5			地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもって、その財源としない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもってその財源とすることができる。	既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については、既存の施設の機能に新しい機能を大幅に附加し、あるいは、構造を大きく変えるなど実質的な内容があるものは起債が可能。			
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066030	042110	牛突きを題材とした地域通貨の導入	牛突きを題材とした地域通貨の導入	牛突きを題材とした地域通貨を発行し、隠岐島後での地域産物の購入やボランティア活動での使用ができることとする。	牛突きイメージアップと、地域経済の活性化を促進し、コミュニティ意思の向上を図る。	なし	平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。	1		今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体(以下、「実証実験団体」という。)を選定。選定された地方公共団体は、地域再生計画の認定を受け、実証実験団体として指定されることにより、本事業による支援を受けることが可能となる。 なお、実証実験団体の選定手続きはこれから行なわれるものであり、今回の地域再生構想の提案をもって、実証実験団体に選定されたわけではないので、念のため申し添える。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」	46.「措置等の方法」	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
HINTプロジェクト推進協議会	「ひょうご県情報基盤形成」プロジェクト 略称 HINT (Hyogo Information Network Technology's)	3066	3066010	042120	県域の行政機関における重複する各種施策の連携	兵庫県下各行政機関の広報は、個々単独で発信されており、情報資源として散在している。このため、県外から兵庫県内の情報収集を行った場合、目的かつ必要とされる情報を得ることが難しく、ひいては行政が支援する地域中小企業を主体とした地域産業についても、効果的な情報提供がなされていない。HINTプロジェクトは、地域情報の集積による情報利用、価値の増大を目的としており、県下各行政機関の広報、及びその施策を、このプロジェクトの下へ連携・集約する旨、ご指導頂きたい。	県下各地域(当初県民局単位から、市町単位へ拡大)情報ポータルを設置、行政サービス、教育システム、観光情報、生活関連情報、産業情報のワンストップサービスを実現する。この結果、産官学民の各領域でそれぞれの組織が個別に行ってきた、情報化のための重複した地域社会システムへの投資が削減される。	産業・教育・医療・生活など社会生活分野の縦割り行政によって、利用者(県民)から見た情報利用は複雑かつ利便性の低いものになりつつある。地域社会に散在する情報資源をクラスター化させることで、その実態である産業もクラスター化、活性化させることになる。地域情報基盤を産官学民のすべてが参加した、地域社会システムとして構築するためには、地域全体でひとつの旗印の下、組織や事業領域の枠を超えた連携組織の構成が不可欠であるため。		6	-	県内の情報集約については、県の政策の範囲内であり、総務省として関係する要望ではないため。					
「富士通株式会社」協同組合 佐世保IT研究協議会(佐世保市)	「佐世保地区」地域通貨導入による地域活性化プロジェクト	3093	3093010	042130	地域再生を目的とした地域通貨事業での施策連携と財政支援	佐世保地区における地域通貨事業推進にあたり、総務省地域再生施策「ITを活用した地域通貨の導入・普及事業」および、「NPO活動等活性化支援事業」の施策連携と財政支援及び関連法規制緩和の依頼を行うものです。	佐世保地区において、自治体、NPO、地域産業(商店街含む)、市民をプレイヤーとし、地域経済及び地域コミュニティの活性化を目的とした、地域通貨事業を推進します。その際地域通貨流通の活性化を図るため、現行のITインフラ(exICカード)活用を検討しております。佐世保地区における上記地域再生プロジェクトについて、総務省施策「ITを活用した地域通貨の導入・普及」事業での財政支援および、上記地域通貨事業におけるNPO活動支援の人材育成対策として、総務省「NPO活動等の活性化支援」の連携を依頼するものです。また、今回の地域通貨については地域コミュニティポイントと位置づけ、取引時は「消費税法」などの適用緩和をしていただくことで、より円滑な地域通貨の普及を実現します。	佐世保地区において、地域通貨事業を推進するにあたり、総務省施策「ITを活用した地域通貨の導入・普及」、NPO活動等の活性化支援」の施策連携および佐世保地区において上記地域通貨普及のための実証実験実施等の面での財政支援により、短期間で地域コミュニティ活性化の実現します。また、上記の地域活性化については、地域通貨を地域コミュニティポイントと位置づけ、取引時は「消費税法」などの適用緩和をしていただくことで、より円滑な地域通貨の普及を実現します。	なし	平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。	1・5	-	今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体(以下、「実証実験団体」という。)を選定。選定された地方公共団体は、地域再生計画の認定を受け、実証実験団体として指定されることにより、本事業による支援を受けることが可能となる。 なお、実証実験団体の選定手続きはこれから行なわれるものであり、今回の地域再生構想の提案をもって、実証実験団体に選定されたわけではないので、念のため申し添える。 NPO活動等の活性化支援については、コミュニティ・サービス事業を行なうNPO活動等を活性化するため、アドバイザーの派遣や人材の研修・育成、活動助成など、地方公共団体の取組に要する経費を地方交付税に算入することとしている。				
ゼッタテクノロジー株式会社	新観光立国一知ノコキピタス地域戦略プロジェクト	3049	3049010	042140	観光政策における知のユキピタス社会をめざすため、人材育成費を行う財政措置を、T技術の分野 大学学科の増設に開する権限委譲	権限移譲：文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。財政支援：人材育成について、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。	1. コミュニティ・クリエーター育成事業 2. 観光評価システム事業 3. 地域の大学の観光学科増設事業 4. 情報ネットワーク構築事業 5. 地域の歴史文化遺跡・施設等整備事業	現下の地方公共団体の財政悪化では、地域創生の為の新事業の創出が実施できない状況にあるため。また大学の学科増設については、地方公共団体には決定権がないため。		6	-	総務省の施策に関係する要望がない。					
愛知県豊田市の	都市農山村共生活性化構想	1192	1192070	042150	既存公共施設の再生・有効活用に係る連携	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、施行令の利便性向上により、国庫補助施設の目的外利用の手続き簡素化に伴い、その再生・有効活用するための施策について連携を図る。「地域資源の再生・有効活用、地域資源活用促進事業(総務省)」	国庫補助を受けた廃校予定の学校施設等を利用しての、地域連携交流促進施設建設を促進して、都市住民の農林業や山村地域住民との交流を活性化させることにより、地域活性化を促す。	国庫補助施設の目的外利用が認められ、かつその利用促進策を連携させることにより事業の推進の円滑化が図れる。		6	-	提案にある施設に係る補助金を総務省は有していないため。					
高郷村	太古のロマンあふれる川と緑の里たかさと - 村はまるごと夢博物館 -	1150	1150020	042160	都市交流による受入れとさらには、温泉保養施設の施設拡充のため宿泊施設整備の支援措置	現制度の宿泊施設等補助事業は採択条件も厳しく、当時の保養施設整備時では建設が不可能であった。今回、施設利用者(村外)の中からも宿泊施設整備の要望も高いうえ、誘客を期待し計画をしている。地域再生のため、地域の経済効果や雇用創設を図るねらいであり、従来のような投資的效果を追従するばかりの問題ではない。また、補助事業により建設した施設の目的外利用に対する規制(補助金適法化)の緩和も提案する。	都市交流の受け入れと温泉保養施設の利用客の宿泊を目的とする宿泊施設の建設を計画している。建設場所 温泉保養施設敷地内 建築規模 2階建 1,000㎡ 客室10室 研修・ホール・食堂・厨房・	現補助制度採択要件に該当しなく、さらには財源不足により計画実施を断念していた。今回、補助と地方債の組み合わせの制度改正を提案し、念願の施設を整備したい。		6	-	提案にある施設に係る補助金を総務省は有していないため。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
富岡町	相双地域観光拠点事業整備による地域の再生計画	1154	1154010	042170	広域観光の基盤づくり	電源交付金(特別交付金県配分)の対象事業としていただきたい。	観光の受け入れ基盤の整備	28と同じ			6	-	総務省の施策に係る要望がない。				
富岡町	一級町村道の補助制度の充実と推進について	1155	1155010	042180	隣接町村道の整備による地域の連携	隣接町村にまたがる観光資源について広域的な環境の整備を図り、地域の再生を目指す。	隣接町村道の整備	28と同じ			6	-	総務省の施策に係る要望がない。				
袋井市	市民と地域の健康づくり	1169	1169010	042190	「市民と地域の健康づくり」の拠点整備に係る各府省連携による集中的な支援	既存の公民館を活用した「市民の健康づくり」の拠点整備(機能付加)に係る各府省連携による集中的な支援(関連補助事業の一元的な推進)	地域コミュニティ強化、健康寿命の延伸や地域健康水準の向上、地域内世代間交流や生きがいづくりなどを拠点のコンセプトとして、地域の特性やニーズを踏まえながら、従来の公民館が有する機能(生涯学習、コミュニティ、貸館など)に、健康づくり(出張(休日)検診、保健相談・保健指導、フィットネスなど)、福祉(児童プレイルーム、放課後児童クラブ、生きがい対応型デイサービス、高齢者いきいき農園など)、コミュニティ強化支援(コーディネーターの設置など)、行政サービス(各種証明の発行、行政相談、公共施設予約システムなど)といった機能を付加する。(、の詳細については、地域の特性に応じて決定)また、これらに必要なハード整備を行う。	本構想を実現するためには、各府省にまたがる補助事業を一元的(同時的かつ複数)に活用することが効率的かつ効果的であり、各府省の政策目的に加え、本構想の趣旨の一つとなる地域コミュニティの強化等の効果も加味する中で、府省連携による集中的な支援をいただきたい。	(財)自治総合センター各種助成要綱	5	-	総務省では地域イントラネット基盤施設整備事業等により学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行っているところであり、各省との連携もさらに緊密に行っていくこととしたい。 助成を行う団体の判断により、支援すべき事業に対して適切に助成が行われているもの。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府省の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			教育、行政、福祉等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行っているところであり、各省との連携もさらに緊密に行っていくこととしたい。 助成を行う団体の判断により、支援すべき事業に対して適切に助成が行われているもの。	
豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	1301	1301030	042200	既存の中心市街地活性化法関係補助制度等の統合化	中心市街地活性化法関連の各府省の既存補助制度等を統合化し、ひとつの制度へと統合化し、複数の交付申請、実績報告、完了検査などの手続きを簡略化する。また、統合化することで、投資の重点化が図られ、効果的な補助制度等になる。	国土交通省のまちづくり交付金、経済産業省のリノベーション補助金、総務省の起債事業などを数年の間で重点実施する場合に、申請等の手続きがひとつのもので完了することで、申請者側及び各府省にとっても事務の簡素化につながり、効果的である。 また、統合化により、熟度の高い中心市街地活性化事業に重点的に投資することができ、効果的な補助執行ができる。 【活用予定補助制度】 まちづくり交付金(国交省) 景観形成事業推進費(仮称)(国交省) 中心市街地総合補助金(経産省) リノベーション補助金(経産省)	事業主体、所管省庁などバラバラなため、申請手続きに人件費が割かれたり、重点的な事業実施ができなかったり、効果的ではない。	総務省では、マルチメディア街中にぎわい創出事業により、中心市街地の活性化を推進するため、マルチメディアに慣れ親しむ展示、研修・交流機能を併せ持った施設を整備する地方公共団体等を支援しているところ。	5	-	総務省事業を含む他府省事業を実施することに特段の制限はない。この提案の趣旨を踏まえ、今後も他府省間でさらに緊密に連携していくこととしたい。 地域活性化事業は、地方団体が自主的・主体的に地域の活性化のために実施する事業の支援を目的としており、補助事業、継ぎ足し単独事業、継ぎ足し単独事業との区分が困難な補助事業との合築等については、原則対象としない。ただし、事業により整備される部分が構造上の1団のまとまり及び独立した機能を持ち、それぞれ施設の設置管理条例の制定が予定されているなど、補助事業で整備され					
あさぎり町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	2161	2161030	042210	石倉を利用した宿泊施設開設のための規制緩和等	石倉を宿泊施設に改造するためには建築基準法等の規定をクリアする必要があるため、これらの規制緩和等の検討をお願いしたい。	石倉を宿泊施設として活用することにより、他の地域との差別化と滞在型観光の発展を図る。	観光振興に当たっては他の地域との差別化と地域の個性を發揮することが重要となっている。また、滞在型の観光振興により地域への経済波及効果を増加させることができる。	消防法第17条第1項、消防法施行令第1条第1項	消防法施行令第1条第1項において、旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するものを(五)項イとして取扱い、消防用設備等の設置について規制を行っている。	3	-	具体的な緩和と内容等が不明であるが、現行では、消防法施行令第1条第1項イにおいて、防火対象物の用途に応じ、その規模、収容人員等により消防用設備等の設置について規制を行っているものであり、防火以外の要因によりその基準を緩和することはできない。	提案の趣旨を踏まえ検討できないが、			前回答のとおり、消防法施行令別表第一において、防火対象物の用途に応じ、その規模、収容人員等により消防用設備等の設置について規制を行っているものであり、防火安全性以外の要因により、その基準を緩和するべきではない。
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311020	042220	地図情報及び位置情報システム構築のための支援措置	システム構築のための財源的措置としてeまちづくり交付金等補助事業の優先採択及びノウハウづくりのためのモデル地区指定。	G P S機能付きの携帯電話・携帯端末を里山トレッキング利用者及びまちめぐり等観光客に対して貸し出し、現在地・目的地の案内補助ツールとして利用する。またG I SのWeb発信により、詳細な観光情報を全国発信すると共に、G P Sとの連携により集中的な位置情報管理が可能となり、より一層の利用者への利便性が高まる。	現状、システム構築のための財源及びノウハウがないため、実施できない状況であり、支援措置により実行が可能となる。	地域情報化モデル事業交付金交付要綱(平成15年3月4日適用)	8	-	地域の知恵と工夫を生かし、住民の目に見える形でI Tを活用した地域情報化のモデル事業を全国に展開するために必要な経費を市町村に交付。 平成14年度補正のみで予算措置。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省市からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各省市からの回答	
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354030	042230	受託研究における機器の継続使用の容易化	受託研究で使用した機器の受託研究終了後の取扱いは委託元機関の要請により処理をしているが、委託元機関によって取扱い方法や手続きが異なるため、事務処理が煩雑になっている。受託期間終了後も委託先が引き続き機器を使用して同様の研究をさらに推し進める場合、無償譲渡が選択できるようにし、手続きを容易化する。 【取扱い例】NEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)、科学技術振興事業団…無償譲渡 TAO(通信・放送機構)…入札による買取 日本宇宙フォーラム…無償借受 中部科学技術センター…買取、無償借受(条件あり)の選択	区域内の大学、研究機関がNEDO(新エネルギー産業技術総合開発機構)等からの受託研究を実施する場合、受託期間終了後の研究機器の無償譲渡を選択できることとなり、研究開発の一層の推進が期待できる。	委託元機関から入札による研究機器の買取を要請された場合、落札できなかったときは機器の継続使用ができなくなり、研究開発の推進に支障をきたす。また、無償借受であっても企業等とコンソーシアムを組んで共同利用することが条件とされる場合があり、機器活用の自由度が制限される。	通信・放送機構の会計規程の基本的事項第11「機構の物品及び不動産は、常に良好な状態において管理し、その用途に応じ、効率的に運用すること。」 第12「機構における契約は、原則としてすべて競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さないとき、その他特別な事由があるときは、指名競争契約又は随意契約によることができること。」	機構の物品の処分については、一般競争入札によることを原則としている。	2		地域再生提案の趣旨も踏まえ、平成16年度中に、法人(通信・放送機構は、平成16年4月1日から独立行政法人情報通信研究機構に移行)の規程において、受託期間終了後も委託先が引き続き機器を使用して同様の研究を実施する場合に無償譲渡を選択することが可能となるよう規定を整備する。(どの規程で定めるのが適当か検討が必要。)					
古殿町	「グローバルe町づくり-おらが町のIT戦略-」による地域再生計画	1365	1365030	042240	情報通信施策の連携	各府省間に跨る情報通信施策の連携による一元的推進	総務省「情報通信格差是正事業等」、「電気通信格差是正事業」及び農林水産省「e-村づくり計画」の一元的推進	当町の基幹産業は、農林業であるため、産業の再生という観点から、農林水産省の「e-村づくり計画」と総務省の事業を一体的に整備することで相乗的な事業効果を期待できるため。		総務省では地域インターネット基盤施設整備事業等により学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取組む地方公共団体等を支援しているところ。	5		「e-むらづくり計画」に基づき各市町村等が策定する「e-むらづくり地区計画」を実現するために、総務省事業を含む他府省事業を実施することに特段の制限はない。 また、提案にある農林水産省の「e-むらづくり計画」所管課と総務省事業所管課との間で、連絡調整会議を開催しており、連携して農村地域における情報基盤整備を行っているところである。 この提案の趣旨を踏まえ、今後も両省の間でさらに緊密に連携して行くこととしたい。	要望の内容が実現できるのか確認されたい。		「e-むらづくり計画」に基づき各市町村等が策定する「e-むらづくり地区計画」を実現するために、総務省事業を含む他府省事業を実施することに特段の制限はない。 また、提案にある農林水産省の「e-むらづくり計画」所管課と総務省事業所管課との間で、連絡調整会議を開催しており、連携して農村地域における情報基盤整備を行っているところである。 この提案の趣旨を踏まえ、今後も両省の間でさらに緊密に連携して行くこととしたい。		
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	042250	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各府省間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭小化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭小化が課題となっている。			6	-	総務省は要望にあるような合同庁舎建設に関する業務を所管していない。					
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	042260	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出してくる外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分かりにくく、具体的に進出を検討する際の障害となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。			6	-	当省が回答すべきものではない。 対日直接投資総合案内窓口については、昨年3月の政府の対日投資会議の報告において設置が提言され、その会議の事務局機能を担っている内閣府が各省へ呼びかけて設置されたものであり、同じものを地方に設置するという今回の提案についても、同様に、政府全体の対日投資促進の観点からまず内閣府で検討すべき問題である。					
特定非営利活動法人就業支援ネットワーク	地域活性化と母子家庭等就業支援事業	3051	3051060	042270	児童扶養手当受給者・寡婦世帯の情報提供及び県・政令都市の自立支援センターでの情報提供	地方自治体は母子家庭等の情報を把握しており、その情報を取得することによって最低でも地域の全ての給付金受給母子家庭者に収入増のための就業情報の提供が可能となる。	自治体が所持している給付金受給者等の情報を得ることによって、就業に関する情報を平等に提供することが可能となり、就業の案内、登録が実施できる。	プライバシーの問題がネックとなっている。そのため一部のみにしか情報が伝わらず、偏った人選になってしまう。法の平等化にも抵触する。			6	-	(データの保有主体である)地方公共団体について、当局所管の「行政機関の保有する個人情報に関する法律」又は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の適用はなく、措置の講じようがないため。					
掛川市 大東町 大須賀町	合併道路建設促進構想	1063	1063010	042280	新市建設計画に基づく県道の承認工事は、合併特例債事業として認めるようにすること。	掛川市、大東町、大須賀町にある県道の道路改良事業を新市の承認工事として施工する場合は、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2の規定に基づく合併特例債に該当する事業とする。	あくまでも県が合併市町村に対して合併を支援する対策として、県道の改良をしていくことを望むものであるが、それがかなわない場合には、掛川市、大東町、大須賀町にある県道改良工事を承認工事を合併特例債事業としていただければ、速やかな道路整備が進展し、都市基盤、産業基盤が強化され、新市の市民の利便性向上、地域経済の活性化が図られる。	市町村が行う県道の承認工事は、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2の合併特例債事業に該当していないため、新市の限られた一般財源を充てる必要がある。この結果、県道の改良箇所が少なくなるか、他の新市が融合する施策に充てる財源が乏しくなってしまう。	市町村の合併の特例に関する法律第11条の2の合併特例債事業推進要綱 合併特例債事業取扱要領	合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う合併特例法第11条の2に規定する事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、地方債をもってその財源とすることができる。	5		合併特例債の要件を満たす場合は対象となるもの。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
山梨市	合併市町村まちづくり再生構想	1148	1148010	042290	市町村区域内の町又は字の区域についての取扱の緩和	指定市以外の市において、市町村合併をする場合、旧市名を字の名称として存続するため、区と使用することができる。	指定市以外の市において、市町村合併をする場合、旧市名を字の名称として区とする。このことにより、旧市名が後世まで残り、住民意識を尊重することができる。	市町村合併協議において、地域の由緒・歴史のある地名を残したいとの住民からの要望があるが、指定市以外の市では、市町村区域内の町又は字の区域に「区」を使用することができない。そのため、市町村合併をする市において「区」を使用することができれば、住民が地域をより一層愛着を持つことができ、地域づくりが促進される。	地方自治法260条	指定都市以外においては、その町及び字の名称中に「区」の字は使用できない。	2		合併時の特例として、一定の要件を満たした場合には旧市町村の区域を単位としてその住居を表示する際に、「区」の名称を冠することができるよう、平成16年通常国会に関係法案を提出する予定であり、現在、その是非を含め所要の検討を行っているところである。	実施時期及び実施内容を明確にされたい。			現在、今通常国会への関係法案提出に向け、検討を進めているところである。
岐阜市	政令指定都市構想	1319	1319010	042300	政令指定都市指定の要件明確化	政令指定都市の指定要件を「人口50万人以上」のみと明確化	地域の総合行政体として極力国や県に依存しないためにより多くの権限と財源を有する政令指定都市を目指して2市4町による人口54万規模の合併協議を進めており、政令指定都市の指定要件を人口50万以上とすることで合併協議が進展する。	現在2市4町による人口54万規模の合併協議を進めているが、総合行政体となるために政令指定都市を目指すことが合併を推進する原動力となっている。しかし、地方自治法では指定の要件が明確化されておらず、人口50万以上を指定要件とすることを要望する。	地方自治法第252条の19	指定都市は人口50万以上で政令で指定する。	3		指定都市制度は歴史的な沿革を有するものであることや、指定都市として政令で指定するには、人口規模、行財政能力等が都道府県と同等であることを詳細に確認する必要があることにかんがみると、指定都市となるための要件を「人口50万以上」のみとすることはできない。	提案の趣旨を踏まえ検討されたい。			当初の回答のとおり指定都市となるための要件を「人口50万以上」のみとすることはできない。
会津若松市	地域再生マネージャー制度等を活用した観光振興	1043	1043010	042310	地域マネージャー制度の導入等	国の地域再生マネージャー制度を活用したマネージャーを配置や、フィルムコミッション事業における道路使用許可等の容易化・迅速化などによる会津地域の自然景観・観光資源を活用。新たな人材の投入による経営戦略の再構築、地域の活性化をめざす。	地域再生マネージャー制度の活用により地域の観光振興の再生の鍵を握る旅行業界の実務経験者等専門家である同マネージャーの配置。温泉地域におけるサービス向上、旅行プランの設定、温泉療養、PRの強化などによる活性化。フィルムコミッション事業における専門家の配置。観光事業者への新たな経営戦略の提供等を行なえる人材の配置を推進し、地域の活性化を図る。	会津地域においては、本年、NHK大河ドラマ「新選組！」の放映や野口英世博士が新千円札としての登場、JRデスティネーションキャンペーンの決定など、会津地域は全国的に注目を集めている時期であるといえる。これを千載一遇の機会として捉え、後年における強固たる観光基盤を築くためにも、地域の先導役ともなりうる地域再生マネージャーが必要である。また、景気の低迷が続く現状において観光関連事業者等にマネージャーを派遣し、建て直しを図ることは重要といえる。		「地域再生マネージャー事業」については、平成16年度からの事業実施に向けて、現在制度を検討中である。	2	市町村の地域再生に係る取組にあたって、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材等に係る情報を市町村に提供し、市町村が当該企業等を「地域再生マネージャー」として選定し地域再生に係る業務を委託するシステムを構築することにより、地域再生に資するものとする。平成16年度から事業を実施する。					
白杵市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	2010	2010010	042320	地域再生コンダクターの確保、あっせんシステムの構築	地域再生計画の策定や行政・企業・住民を中立的な立場でつなぐこと、さらに経済・公共・生活分野を具体的に、実践的なノウハウで総合的観点から振興、再生する取り組みを指導できる地域再生コンダクター制度の創設。	スローライフと地場産業と観光の融合によるローカルタウンツーリズムを確立したい。実施体制は、行政・企業・住民の三位一体で推進する必要がある。アドバイザーやコーディネーターの役割を担ったり、総合的な仕組みづくりのお手伝いをする「地域再生コンダクター」制度を創設して取り組みたい。これによる総合的なふるさとづくりで地域の活性化、雇用の拡大を図ることができると考えられる。	現状においては、総合的観点から取り組みを指導できる専門家をさがすことは困難であるので、派遣・あっせんのしくみを構築してもらおうことで、地域再生コンダクターの確保を図りたい。		「地域再生マネージャー事業」については、平成16年度からの事業実施に向けて、現在制度を検討中である。	2	具体的、実践的なノウハウで総合的観点から振興、再生する取組を推進できる専門家の確保のシステムについて、検討している。					
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり再生構想	2133	2133020	042330	公務員の地域マネージャーへの採用	地域自主組織が雇用する地域マネージャーに公務員の採用も対象にできるための規制の緩和。	住民自治に必要なコミュニティ運営能力を支援する地域マネージャーを確保するための公務員(臨職、嘱託含む)の活用。例として、午前中は公務員として業務を行い、午後から地域マネージャーとして業務を行うことなどが考えられる。これにより、地域づくりの推進、コミュニティビジネスの立ち上げ、地域経済の活性化を図る。	「地域自主組織」による雇用のみでは、安定的な給与を得られないことや業務量の多少により人材の確保が困難な場合も予想される。これを一定程度公務員としての採用も行い、人材確保を行うもの。	地方公務員法第35条及び第38条第1項	地方公務員の兼職については、職務専念義務の免除(地方公務員法第35条)、営利企業等の従事制限の許可(地方公務員法第38条)、の規定に従って任命権者の判断により可能となるものであり、その基準等は当該団体の条例等で定めることとなっている。	5	地方公務員の兼職については、職務専念義務の免除(地方公務員法第35条)、営利企業等の従事制限の許可(地方公務員法第38条)、の規定に従って任命権者の判断により可能となるものであり、現行の規定により対応可能である。なお、兼職にあたり、地域自主組織から給与の支給を受けるということであれば、給与の重複支給とならないよう留意する必要がある。また、現在、定年退職前の一定年間前から、地域活動に従事する場合等を念頭に、「高齢者の部分休業」の導入を法案化しつつあることから、法律化された場合には、当該部分休業の活用も可能である。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府県からの回答
北九州市	市民力が創る「環境首都」北九州	2082	2082010	042340	「ITを活用した地域通貨の導入・普及検討事業」の本市指定	本市の地域再生構想「市民力が創る環境首都北九州」を実現するためには、環境保全活動に、より多くの市民の参加が不可欠である。地域コミュニティの結びつきの薄い大都市では、市民一人一人の「心」に働きかける仕掛けが重要である。そのため、個々人の環境保全活動への取り組みの「証」を「評価」し、かつ「個人または地域社会」にその努力を還元させる仕組みが必要である。これらを実現するためには、公共性が高く、かつ手軽で、汎用性が高い、「住民基本台帳カード」(ICカード)を活用した電子エコマネーの構築が不可欠である。	市民参加型の環境首都実現のための新たな仕組みとして「住民基本台帳カード」を活用した電子エコマネーを全市的に流通させる「北九州市環境パスポート事業」を展開する。誰もが気軽に利用でき、かつ汎用性の高いICカード(住民基本台帳カード)を利用することで、多くの市民の本事業への参加が容易となり、市民参加型の環境保全の取り組みが進む。また、電子エコマネーの活用による地域商業の活性化、電子エコマネーの管理等に伴う新組織設置に伴う雇用創出、さらには、市民が構想段階から参画した各種環境プロジェクトの実施に伴う雇用創出および経済活性化等の効果が期待できる。	本市の狙いとする環境バスポート事業(電子エコマネーを活用した地域通貨)は、多くの市民の参加をどのようなツールを活用しながら実現していくかが、最大の課題である。汎用性及び信頼性の高い「住民基本台帳カード」の活用は、世代を超え、広く一般市民の参加を得られることが期待される。また、同カードの活用により、環境に関心の高い企業・NPO等の民間団体の本事業への参加が容易になり、さらには地域自治会や小中学校等への波及効果も高まることが期待される。	なし	平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。	1		今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体(以下、「実証実験団体」という。)を選定。選定された地方公共団体は、地域再生計画の認定を受け、実証実験団体として指定されることにより、本事業による支援を受けることが可能となる。 なお、実証実験団体の選定手続きはこれから行なわれるものであり、今回の地域再生構想の提案をもって、実証実験団体に選定されたわけではないので、念のため申し添える。				
栃木県 リーガ ライアント	指定管理者制度	3079	3079010	042350	指定管理者制度における利用料金設定の自由化。	指定管理者に料金設定の自由を認めることにより、指定管理者制度を活性化し、地域経済の活性化を図る。	指定管理者制度に関する地方自治法244条の2第9項の改正	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため	地方自治法第244条の2第9項・第9項		3	指定管理者にその管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとされており、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を受けた上で指定管理者が定めることとされている。					
オリック ス(株)	PET画像診断センター	3032	3032020	042360	公立大学の本事業への出資を許可する	地方独立行政法人法において設置・管理されている公立大学法人につき、その出資については特段の定めがないが、国立大学における出資に準じて本件については出資を認める措置を講じていただきたい。	<出資に関する考え方> 各公立大学及び地方公共団体等からの出資(別資料の出資金)と民間からの出資(同じくE出資金)を配当の有無で性格分けしようと考えている。すなわち将来事業が利益を生み出した場合、配当を行うが出資金には原則行わず、E出資金に対してのみ行うもの。こうする事によって民間業者は事業採算向上への強い動機付けがなされ、このように事業性が見込みにくい中でも民間の運営ノウハウがストレートに反映される事を目論んでいる。又ダウンサイドリスクに対しては仮に採算悪化が続き資金不足に陥った時は資金不足(債務超過)がE出資金を上回った時を一つの目的と考案徒に赤字が垂れ流される事を防いでいる。何れにしても既存の第三セクターなどと違い配当に差を設ける事で公共性(D出資)と合理性(E出資)をそのところで区分けし、後は基本的には資本の原則を導入しようとする。目論むもの。 <具体的な事業内容> 各提携(出資者等)の病院からPET検査の紹介を受け診断行為を行う医療法人を設立しその本施設を賃貸し又業務委託を受ける。実態的には医療法人と直接の出資先となる施設所有運営法人は一体運営。又PET診断は保険対象に留まらず自由診療として利用しやすい料金設定をし事業を行う事も目論んでいる。	現行の地方独立行政法人法では公立大学が事業会社に出資することが想定されておらず国立大学の出資の考え方が準用されると考えられ、そうならないと本事業への出資は出来なない。仮に公立大学の出資が出来ないとなれば各公立大学付属病院は単独で採算の極めて厳しいPET導入を図るか、もしくは導入できないかとなる。人口集積地なら民間が建設を目標むが採算が難しい地域は結局PETという社会的意義の大きい施設が導入されないこととなる。本件のコンセプトは共同利用という発想があり、バラバラであっても必ず一つはいるサイクロトロンという装置(高額投資かつメンテナンス高額)が共同利用で一つですみ、採算厳しい地域でも展望が開ける。共同利用、しかも民間等からも資金を導入するには出資と言う形が最も望ましく本件の核となるコンセプト。本支援措置で極めて実現性及びその後の効果享受がスムーズに進む事となる。	地方独立行政法人法第21条第2号	現状においては、公立大学法人からの出資は想定されていない。	3	平成16年度に設立される公立大学法人は医療とは関係のない法人のみであり、現在のところ、本提案に参画できる公立大学法人は存在しない。かつ、現在のところ地方公共団体として本提案に関連する具体的な要望を持っているところを聞いたこともなく、制度改正を行う必要がない。 仮に、個別の地方公共団体から、当該提案の構想について、具体的な要望があるとしても、当該地方公共団体が公立大学法人の設立団体として出資することで対応が可能である。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか。				
日興ビル ディング 株式会社	大月エコの郷プロジェクト：森林	3065	3065050	042370	公有林の除間伐材等未利用材の無償化	公有林財産の無償化・除間伐材等未利用材除間伐促進補助金等の目的外使用の認可、間伐後の収集輸送費用への使用認可	1. 陶芸事業(教育実習、体験教室、貸し借り) 2. 除間伐材の有効利用 2. 産業創生、3. 特産品の創生 4. 雇用創生	地域振興のコストを下げる。			6	-	総務省の施策に係る要望がない。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	2044	2044030	042380	自治体提案の「(仮称)市無電柱化推進計画」に基づく電線類地中化五カ年計画の策定	従来の道路管理者毎の計画から都市計画としての戦略的な自治体提案型計画にシフトし、効率的かつ効果的な地中化整備を推進する。	自治体が短中期(概ね10年以内)の地中化路線計画を提案し、国・県の道路管理者と調整後、「(仮称)市無電柱化推進計画」を策定し、その後、ブロック別電線類地中化協議会において決定する仕組みにする。	都市景観の整備は、本来自治体が目指していく都市像の構築の骨格を構成する要素であるため、自治体が計画調整することが望ましい。特に、都市観光を振興する本市の景観整備においては、短期集中投資による経済効果が見込まれるものと考えている。	都市再生事業要綱	電線類地中化事業を地域活性化事業債の対象としている。	5		電線類地中化については既に地域活性化事業債の対象とされているところ。				
石川町	里地里山再生計画	1112	1112020	042390	里地里山地区内の神社仏閣等習俗施設に対する公金支出	里地里山地区内には、江戸時代に建築された神社仏閣が存在し、里山に住む人々のシンボリック存在になっているため、これらの地域管理を行っている施設を習俗施設及び文化財として修繕等に公金支出を行いたい。	地域管理の習俗施設(神社仏閣)の修繕等に対する公金の支出	神社仏閣は、規模や管理形態に関係なく宗教施設と位置付けられているが、里地里山地区内にある地域管理が行われている小さな神社仏閣は、宗教学行事とはほど違い習俗行事を執行しているに過ぎない。近年は、こうした施設の管理も十分でなく朽ちていく状況が見られるが、里山を維持してきた人々の心のよりどころでもあり、自然と共に里山の景観を守るために必要な施設であることから、公金支出を可能としたい。		6	-	憲法の解釈権等は法務省の所管であると考えられる。					
豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	1262	1262010	042400	自治体非常勤職員の任用・勤務条件等根拠規定の整備	地方公務員法に非常勤職員の任用根拠規定を設けるとともに、地方公務員における「非常勤」の定義を確立させる。	嘱託員(非常勤職員)の身分の確定、勤務条件の適正化を図り、正規職員数を抑制し、ワークシェアリングを推進することで、雇用の創出を図る。	嘱託員(非常勤職員)の身分をすべて特別職として取り扱っているため、地方公務員法の勤務関係規定が適用されないため。	地方公務員法第17条第1項及び第4項	地方公務員法第17条は任命の方法に関する一般的基準を定めており、ここでの採用とは、現に職員ではない者を職員の職に任命することというものであり、常勤・非常勤の別は問わないものである。	5		一般職非常勤職員の任用根拠は地方公務員法第17条である。(地方公務員法第17条における採用とは、現に職員ではない者を職員の職に任命することというものであり、常勤・非常勤の別は問わないものである。)また、「非常勤」とは常勤の勤務時間(一般的には週40時間)を下回る勤務形態のことである。なお、一般職非常勤であれば、地方公務員法が適用となり、同法の勤務関係規定が適用される。				
豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	1262	1262020	042410	自治体非常勤職員の任用期間の緩和	地方公務員法第22条の臨時的任用職員は、限定的な任用事由、任用期間のため、弾力的な任用を可能とする規定に改正する。	様々な勤務形態の職員を任用することにより、正規職員数を抑制し、ワークシェアリングを推進する。	正規以外の職員を、臨時・緊急以外の事由で、一定期間あるいは恒常的に必要としても法に対応する規定がないため。	地方公務員法第17条第1項、第4項及び第22条第5項	臨時的任用は、緊急の場合や臨時の職に関する場合等に限り、正式任用の例外として、競争試験等を経ることなく任用が可能となっており、このような制度の趣旨にかんがみ、任期は6ヶ月以内で更新は1回限りとされ、これにより1年を超える臨時的任用はできないこととなっている。	5		ワークシェアリングを推進するために、期間を定めて補助的業務に従事する職員が必要ということであれば、地方公務員法第17条に基づく一般職非常勤職員の活用が可能であり、また、期間を定めて本格的業務に従事する職員が必要ということであれば、現在、「任期付短時間勤務職員」の導入を法案化しつつあることから、法律化された場合には、当該職員の活用が可能である。なお、業務内容を問わず恒常的に業務に従事する場合であれば正規職員に対応することになる。				
豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	1262	1262030	042420	一般職の非常勤職員についての手当支給認定	一般職の非常勤職員については、手当が支給できるよう地方自治法を改正する。	様々な勤務形態の職員を任用することにより、正規職員数を抑制し、ワークシェアリングを推進する。	常勤的な非常勤職員に対しては、常勤職員に支給できる手当が支給できないため。	地方自治法第203条、第204条	普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。	3		地方公共団体の非常勤職員に対しては報酬を支給し、実費弁償として通勤手当相当分が条例により支給できるとなっているが、これは報酬が非常勤職員の職務に対する純粋な反対給付であるという性質があるからである。今回、ワークシェアリングを推進するため、非常勤職員に対して地方自治法第204条第2項の諸手当を支給できるようにしたいとのことであるが、このワークシェアリングによる非常勤職員と他の非常勤職員を区別する合理的な理由が見当たらない状態では、当該非常勤職員に対しこれらの諸手当を支給することは困難である。	ワークシェアリング推進の観点から検討されたい。			非常勤職員に対する報酬等は、通勤する上で必要な通勤手当相当分の実費弁償の他、報酬も勤務する時間等の職務の実態により決められることとされており、職務に応じた基本的な報酬等の支給は行われているものである。このことからさまざまな勤務形態が想定される場合であっても、非常勤職員として採用する以上、地方自治法第204条にいう手当が支給されないことが、非常勤職員の採用を阻害しているとは考えられない。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答	
長崎県	文化施設を活用した地域再生計画	2123	2123020	042430	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正について	公益法人等派遣法では、公務員の団体等への派遣は3年を超えることができないと規定されている。専門的職種(学芸員、教員)の派遣については、年限の規制を外して柔軟に対応できるようにしてもらいたい。	専門的職種(学芸員、教員)の派遣期間の規制を外すことにより、継続的調査研究、運営ノウハウの蓄積について、大きな効果がある。	魅力ある資料解説、大型企画、他館等との連携等来館者ニーズに応えられない。	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第3条	現行法上、再度の職員派遣を行うことは否定されていない。	5		現行法上、再度の職員派遣を行うことは否定されていない。					
栃東京リーガルマインド	公務員人材の活用	3082	3082010	042440	公務員人材の活用	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」の第二条第一項の「職員」の定義を改正し、また地方公務員法第三十五条、第三十八条第一項に、派遣中の職員にはこれを適用しない旨の例外を設ける。	地方公務員が、ある程度長期にわたって民間企業に派遣され、その経営手法、広告手法、具体的成果を出すためのスキルなどを学習することができるようにする。	地方公務員が、自治体の質の高い政策を実現するために必要な、専門性の強いスキル、住民満足度向上のために広告手法、住民ニーズを具体的な成果に高めるためのスキルなどを学ぶには、民間企業での体験が重要であるため。	なし	官民交流法は地方公務員には適用されない。	7		官民交流法は、民間企業への職員の派遣に当たって、公務の公正性・信頼性を確保するため、派遣対象企業を人事院が提示する名簿に記載された企業に限定すること、各府省庁が作成した職員に係る派遣計画を人事院が認定した場合に当該職員を人事院事務局の官職に任命し、その上で民間企業への派遣を実施することとしているなど、公務部門と民間企業との関係に幾重にも配慮して設計された法制であり、人事院に相当する機関を一般に有していない地方公共団体に対して、類似の制度設計を行うことは困難。 なお、人材育成を目的とする職員の派遣であれば、職務命令により対応することが可能である。					
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと産業再生構想	2135	2135010	042450	産業コーディネーターの確保支援	産業振興において、外部の公的専門家(国公立大学教授、先進地自治体職員等)のアドバイザー契約に向けた規制緩和	産業振興に必要な産業振興コーディネーターの確保を行うため、自治体外の公務員等の公的専門家の採用を可能とするもの。産業振興にはコーディネーターが欠かせないが、そのノウハウや成功事例の導入が図られ、短期間で効果が期待できる。	地方公務員法の緩和により、他自治体の公的専門家の活用を図るため。	地方公務員法第3条第3項第3号、第35条及び第38条第1項	特定の知識や経験を有するものを特別職非常勤として採用することができる。また、地方公務員の兼職については、職務専念義務の免除(地方公務員法第35条)、営利企業等の従事制限の許可(地方公務員法第38条)、の規定に従って任命権者の判断により可能となるものであり、その基準等は当該団体の条例等で定めることとなっている。	5		他の先進自治体のノウハウ等の活用を前提に、当該団体の職員を産業振興コーディネーターとして採用したいということであれば、現行制度上、特別職非常勤として採用することが可能である。なお、地方公務員の兼職については、職務専念義務の免除(地方公務員法第35条)、営利企業等の従事制限の許可(地方公務員法第38条)、の規定に従って任命権者の判断により可能となるものであり、その基準等は当該団体の条例等で定めることとなっていることから、提案のような場合についても、先進自治体の任命権者が当該職員の兼職を認めることにより実現可能となる。					
宮崎市	住基カードを利用した電子投票システム(第二段階)構築事業	2001	2001010	042460	住基カードを利用した電子投票システム(第二段階)構築事業	電子投票(第二段階)の実現のために磁気記録投票法及び公職選挙法の改正が必要である。	本事業の内容は電子投票(第二段階)の構築事業です。具体的には、有権者は任意の投票所での投票を可能とする。住基カードで有権者の本人確認をおこなう。選挙人名簿をネットワーク化する。住基カードを利用して電子投票機で投票する。投票データはネットワークを経由して開票所へ送り開票システムで集計する。といった内容です。本事業の実現にあたり磁気記録投票法、公職選挙法の緩和、宮崎市条例の改正が必要と考えます。また、本事業構築で得られる効果としては本提案書2.2項にも記述しておりますとおり、住基カードの普及および選挙時の市民サービス向上(選挙結果の迅速な公表、疑問票の解決等)を期待いたします。本事業実施にあたり、電子投票機器の導入、ネットワークの整備等、宮崎市での費用負担を軽減したしたく本支援措置を提案いたします。	具体的問題は、法規による規制です。磁気記録投票法による規制(指定された投票所での投票)と、投票データの収集はネットワーク通信不可)。公職選挙法による規制(投票所での本人確認、選挙人名簿のネットワーク通信不可)があります。	・公職選挙法第20条第2項、第44条第1項及び第2項 ・地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第4条第2項	・選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。 ・選挙人は、選挙の当日、自ら自己の登録されている選挙人名簿の属する投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。 ・電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。	3	-	本人確認、二重投票の防止、投票内容の改ざん等の観点から選挙の公正が害されると考えられるので、その実施は困難である。	提案の趣旨を踏まえ検討された。				本人確認、二重投票の防止、投票内容の改ざん等の観点から選挙の公正が害されると考えられるので、その実施は困難である。
栲原町	選挙執行経費基準法による交付金の一般財源化	2077	2077010	042470	選挙執行経費基準法運用の見直し	選挙執行経費は基準法に基づいて計算された額が交付される仕組みとなっており、公平な額が配分されている。選挙事務が滞りなく適正に執行できれば、地方公共団体の努力が報われるよう用途については都道府県、市町村の権限で執行できるよう見直しをすべきである。	選挙執行経費基準法により算定された交付金の一般財源化	財政改革が重要課題となっている中で、選挙の執行経費も節約努力をすべきであり、用途について厳しく制限され、選挙事務が滞りなく適正に執行できれば、地方公共団体の努力が報われるよう都道府県、市町村の権限で執行できるよう見直しをすべき。	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、公職選挙法、地方財政法	国の事務に属する選挙、審査及び投票の執行に当たり、公職選挙法及び地方財政法の規定により国が当然に負担すべき経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で基準が定められており、この基準に沿って、執行委託費が都道府県、市区町村に交付されているところ。剰余金が生じた場合は、返還されている。	3		選挙執行委託費は、国会議員の選挙や国民審査といった専ら国の利害に要する経費は当然に国が負担すべきものであることを踏まえ、国において交付しているものであり、一般財源化になじむものではなく、他の用途に充てられる限り、用途に特段の制限は充てられる限り、用途に特段の制限はなく弾力的な執行が可能となっている。	提案の趣旨を踏まえ検討された。				選挙執行委託費は、国会議員の選挙や国民審査といった専ら国の利害に要する経費は当然に国が負担すべきものであることを踏まえ、国において交付しているものであり、一般財源化になじむものではない。また、国が委託費として交付したものを、他の用途に充てられる限り、用途に特段の制限はなく弾力的な執行が可能となっている。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
長野県	コモンスの視点からのまちづくり	1068	1068050	042480	遊休施設の無償譲渡又は貸与の容認	サービスの提供主体としてだけでなく、地域に開かれた運営を進めることにより、地域福祉の拠点としてコモンス再生の役割を担う宅老所の整備が円滑に進むようにする。	当県は全国に比べ高齢化が進んでおり、県ではその対策の一つとして、その人その人に合ったケアサービスの提供を目的とした小規模ケア施設(宅老所)の整備を進めている。株式会社やNPO法人等の宅老所への参入を促進するため、当該地域に所在する遊休施設(国庫補助を伴わず、起債により整備したもの)を転用するなど、合併や人口減少による遊休施設を、本来の利用目的以外の施設として利用を可能にすることにより、地域福祉の拠点としたい。この場合に、起債の一括償還はしなくて済むようにする。	宅老所の整備にあたり、立ち上げ時の費用の負担が困難な場合が多く、県において補助をしているが、遊休施設の有効活用も今後必要である。	地方財政法第5条、第5条の2	起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	1		地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められるものについては、繰上償還不要。				
日立市	地方債の適用拡大による公共施設の機能維持方策	1376	1376010	042490	地方債制度の適用範囲の拡大	地方債対象事業として整備した施設の機能強化及び維持補修に係る事業について、地方債の対象事業とする。	地方債対象事業として整備した施設(旧施設・設備)を、合併後の新市において、新たな計画のもとで利用目的を変更するなどして新たな役割を位置付ける。	地方債対象事業として整備した施設について、市民ニーズの変化などに対応できるよう機能の強化や維持補修等を行うこと、既存施設の有効活用し、市民生活の質の向上及び活性化を図る。維持補修事業に係る起債の限度額は、既存施設の起債額に対する償還済額を上限とする。	地方財政法第5条	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもつてその財源とすることができる。	5		既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については、既存の施設の機能に新しい機能を大幅に附加し、あるいは、構造を大きく変えるなど実質的な内容があるものは起債が可能。ただし、単なる維持補修費は、経常的に要する経費であり、一般財源をもつて措置することが適当。				
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039010	042500	合併に伴う施設の利用目的変更に関する適法性の規制緩和	適正化法、同施行令及び交付規則等の制限を緩和もしくは一部撤廃。	旧自治体単位で計画的に整備されていた既存の施設・設備を、合併後の新市において、新たな計画のもとで利用目的を変更するなどして新たな役割を位置付ける。	住民にとって施設利用の範囲が広がるとともに、効率的に社会資本の整備を進めていくことができる。	地方財政法第5条、第5条の2	起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	5		「市町村合併支援プラン」において、合併による施設の統廃合に伴い、合併前の旧市町村が地方債を財源として建設した施設を廃止・転用する場合、当該地方債の繰上償還の要否の判断に当たっては、市町村合併の重要性にも十分配慮することとされているところ。				
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり再生構想	2133	2133010	042510	公の施設の市民等の活用	公民館等の公共施設の利用制限の緩和と施設及び設備改修に係る制限の緩和	住民自治の拠点機能を新設拡充することが求められており、補助制度を導入して建設した公民館施設等の公の施設の利用制限の緩和が求められる。「住民安心サロン」や「福祉食堂」、「情報拠点」などとしての活用を考えている。なお、利用者としては「地域自主組織」を想定しており、施設の自主管理とあわせ、地方自治法244条の2による長期かつ独占的利用も検討。これにより、市民主体のまちづくりの推進、コミュニティビジネスの立ち上げ、地域経済の活性化を図る。	地域の自主組織が、補助制度の活用により建設された公の施設を利用する際に、建設当初の目的とは異なる利用をするための規制緩和が必要。利用目的の限定や、施設の改修や改修の制限の緩和。		起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	6		補助金については所管していない。				
会津高田町	雇用創出再生事業	1014	1014010	042520	過疎地域自立促進特別措置法第31条の措置期間10年に延長	過疎地域自立促進特別措置法第31条の措置期間10年に延長	財政状況の厳しい中で、雇用創出に向けた支援財源を確保するため、課税免除措置による財源を新規雇用した企業に対し交付する。	過疎地域自立促進特別措置法第31条、地方税の課税免除及不均一課税の措置では企業が積極的に立地するメリットとしては薄いため、措置する期間を10年に延長するとともに基準財政収入額からの控除期間もあわせて延長して欲しい。また、町民税の法人税割についても同様の措置を新設して欲しい。町村合併に係る建設計画の中で、工業地域内に複合文化施設を計画しているが、工業用地造成に係る補助金の返還措置を免除して欲しい。	過疎地域自立促進特別措置法第31条、地方税の課税免除及不均一課税の措置では企業が積極的に立地するメリットとしては薄いため、措置する期間を10年に延長するとともに基準財政収入額からの控除期間もあわせて延長して欲しい。また、町民税の法人税割についても同様の措置を新設することにより、企業立地の促進を図る。	過疎地域自立促進特別措置法 等個別法令	減収補てん措置を認めている	3 ・ 3	地方分権推進計画(平成10年5月29日)において、「従来から行われてきたものは適用期限が到来した際にその必要要件等を見直すとともに、新たな措置については必要最小限のものとする」とされ、これに沿った対応をしていくこととしている。 地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省市からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各省市からの回答
名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	1103	1103040	042530	地方交付税測定単位の見直し	地方交付税の測定単位は、その測定しようとする行政項目に係る財政需要を出来るだけ正確に補足しうるのでなければならない。港湾の場合は、係留施設や外郭施設の延長が、港湾の機能を客観的に反映しているものとして、測定単位に選定されている。 交付税の行政項目は港湾を含め、様々な行政項目があるが、その一つ、道路橋りょう費の測定単位に、道路上の道路に加え、港湾台帳に記載した道路(港湾法の臨港交通施設における道路(臨港道路))の算入を提案する。 道路橋りょう費の測定単位である道路の面積や延長は、道路台帳の記載数値を用いている。測定単位に用いる数値は、公信力が強いものが用いられることとなっており、道路に関しては道路台帳が採用されているものと理解するが、日本の道路ネットワークの中における臨港道路の役割(都市側道路と港湾施設の接続)は重要かつ不可欠であり、また、行政項目に係る財政需要が正確に補足されていないと思われる。	(1) 効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効率的な経営を行っていかねばならない。こうした中、地域の独自性を前面に打ち出した施策を実施するための枠組みが必要となっている。 適正な税制と財政の建て直し 名古屋港管理組合(港湾管理者)は、国際水準における港湾物流インフラ大型化への対応が喫緊な課題となっている一方で、硬直化した財源不足の中で、その経営努力による港湾運営が限界に達しつつある。そこで、「効率的な港湾経営」に向けた制度の見直しの検討を提案する。	臨港道路は、岸壁・棧橋などの係留施設と一体となって、また背後の都市側道路と一体となって、国内の物流を担っている。 そこで、地方交付税の算定に係る行政項目の「道路橋りょう費」の測定単位に、臨港道路を加えることで、「道路橋りょう費」の財政需要が一層正確に補足され、港湾施設の適切な維持管理が可能となる。	地方交付税法第2条第12条		3		経済財政諮問会議において表明しているように、交付税算定の簡素化・中立化を行うこととしており、御指摘の見直しは困難(平成15年11月28日麻生大臣提出資料) 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」	提案の趣旨を踏まえ検討できないか。			経済財政諮問会議において表明しているように、交付税算定の簡素化・中立化を行うこととしており、御指摘の見直しは困難(平成15年11月28日麻生大臣提出資料) 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」
潮来市 麻生町 北浦町 玉造町	行方ふるさと圏創生プロジェクト	1215	1215020	042540	コミュニティビジネス活動等の活性化支援	[その他] コミュニティビジネス・NPO活動を活性化するためにアドバイザーの派遣・活動支援の経費など、地方公共団体の取組に要する経費を地方交付税に算入	コミュニティビジネス・NPO活動を活性化するためにアドバイザーの派遣・活動経費の支援を行う。	地方公共団体からの支援が得やすくなり、コミュニティビジネスの創業、NPOの設立が促進され、地域の活性化が図られる。 また、NPO等が行う福祉支援事業、生活支援事業、環境保全事業等は、アウトソーシングの受け皿となり得る。	地方交付税法(昭和25年法律211号)	5・2		「共生のまちづくり推進」のため450億円程度の地方財政措置を講じるなど、コミュニティ・サービス事業を行なうNPO活動を活性化するため、アドバイザーの派遣や人材の研修・育成、活動助成など、地方公共団体の取組に要する経費を地方交付税に算入することとしている。 また、コミュニティ・ファンドの形成、コミュニティ・サービス事業への制度融資、アドバイザー派遣や相談会の開催等に要する経費については、新たに地方交付税に算入する。					
茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	1272	1272010	042550	遊休農地活用要件の緩和と支援	・遊休農地を活用し市民農園を開設する場合、面積要件の引き上げ、農産物販売などを可能とする ・遊休農地を活用した都市農村交流事業を実施するNPO等に対し、市町村が支援を行った場合、その経費を地方交付税に算入	・高齡化や過疎化等により遊休農地が増加し、農村環境の荒廃が懸念されている。他方、都市部では農業・農村体験へのニーズが高まっている。このため、遊休農地を体験交流の場として活用し、農村環境の保全を図るとともに、都市住民の市民農園におけるニーズを充足し、また、市町村が、NPO等への支援をしやすい環境を整えることで、都市との交流活動の拡大を図るものである。	地方交付税法(昭和25年法律211号)	5		「共生のまちづくり推進」のため450億円程度の地方財政措置の中で、NPO等に対する活動助成に要する経費等を地方交付税に算入することとしている。			「共生のまちづくり推進」のため450億円程度の地方財政措置の中で、NPO等に対する活動助成に要する経費等を地方交付税に算入することとしている。			
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279040	042560	地域コミュニティ施設のユニバーサルデザイン化を促進するための環境整備	・空き教室や公民館等公共施設や、空き店舗など民間遊休スペースの活用により、児童・高齢者等の交流を促進するため、当該施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を含めた増改築等の経費について、地方債の対象とする。 ・また、地方公共団体が、空き教室や公民館等公共施設や、空き店舗など民間遊休スペースを児童・高齢者等の交流施設として、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を含めた増改築等を助成する場合の経費について、地方交付税に算入する。	空き教室、空き店舗を高齡者や児童等が安心して交流を深める空間とするため、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の促進を図る。	少子・高齡化対策事業要綱(平成14年4月26日総行地第40号) 地方交付税法(昭和25年法律211号)		5	ユニバーサルデザインによるまちづくり推進のために実施する公共施設のバリアフリー化等について、地域活性化事業債(少子・高齡化対策事業)による地方財政措置を講じている。また、まちのバリアフリー化に取り組み団体等に対する活動助成に要する経費等ユニバーサルデザインによるまちづくり経費については、普通交付税の基準財政需要額における単位費用の積算基礎としている。			ユニバーサルデザインによるまちづくり推進のために実施する公共施設のバリアフリー化等については、既に地域活性化事業債(少子・高齡化対策事業)による財政措置を講じている。また、まちのバリアフリー化に取り組み団体等に対する活動助成に要する経費等ユニバーサルデザインによるまちづくり経費については、普通交付税の基準財政需要額における単位費用の積算基礎としている。			

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279070	042570	福祉機器・住宅改修技術の研究開発に関する助成措置	・民間企業が新たな福祉機器・住宅改修技術の研究・開発を行う場合の低利政策融資制度の創設し、また、法人税の減免等税制上の優遇措置を講じる。 ・地方公共団体が行う民間企業の福祉機器・住宅改修技術の研究・開発への支援措置に要する経費について、地方交付税に算入する。	民間企業が行う福祉機器・住宅改修技術の研究開発を支援することにより、地域産業の活性化を図る。	本格的な高齢社会を控え、福祉機器の活用、住宅改修の普及は地方公共団体の責務であり、新たな福祉機器・住宅改修技術の研究・開発は重要な課題である。これまで、一定の支援措置が講じられてきたが、そのうえで、さらに税制上の優遇措置や地方公共団体が支援した場合の地方交付税措置等支援策を講じることにより、一層企業活動が活性化し、地域振興が促進される。	地方交付税法(昭和25年法律211号)		3		地域再生推進のための基本指針(平成15年12月19日地域再生本部決定)において、「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする。」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」	提案の趣旨を踏まえ検討できない。			地域再生推進のための基本指針(平成15年12月19日地域再生本部決定)において、「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする。」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術研究都市構想	2132	2132020	042580	地方税の不均一課税減収額を地方交付税交付金の対象とする。	九州大学の高度で多様な研究開発機能と連携した研究所等のほか、このような研究開発機能や人材を活用して研究開発支援・試作加工等高付加価値の生産活動を行う企業等を九州大学新キャンパスの周辺に誘致するため、地元産学官一体となった誘致活動を展開している。分散型地域核(ほたる)への進出企業に対する地方税の減免等の制度を新設することにより誘致活動を促進するもの。	九州大学の高度で多様な研究開発機能と連携した研究所等のほか、このような研究開発機能や人材を活用して研究開発支援・試作加工等高付加価値の生産活動を行う企業等を九州大学新キャンパスの周辺に誘致するため、地元産学官一体となった誘致活動を展開している。分散型地域核(ほたる)への進出企業に対する地方税の減免等の制度を新設することにより誘致活動を促進するもの。	地方税の減免等の制度を新設するには、不均一課税を行った場合の減収額について、地方交付税交付金の対象とする措置が必要である。	関西文化学術研究都市建設促進法 等個別法令		3		減収補てん措置については、地方分権推進計画(平成10年5月29日)において、「従来から行われてきたものは適用期限が到来した際にその必要要件を見直すとともに、新たな措置については必要最小限のものとする」とされており、原則として新たな措置を行うことは考えていない。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」	提案の趣旨を踏まえ検討された。			減収補てん措置については、地方分権推進計画(平成10年5月29日)において、「従来から行われてきたものは適用期限が到来した際にその必要要件を見直すとともに、新たな措置については必要最小限のものとする」とされており、原則として新たな措置を行うことは考えていない。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」
茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	1275	1275020	042590	官民一体となったマネジメント体制への支援	・スポーツ合宿客の誘客等を推進するために官民一体のマネジメント体制を構築し、運営主体に対する運営費補助等の経費について地方交付税に算入する。 新たに構築するマネジメント運営主体へ、スポーツ合宿客の誘客等の活動に関する助言、指導を行うアドバイザーの派遣を行うことができるとする要件の緩和を行うこと。	地元市町、旅館・民宿業組合、観光協会、商工会、スポーツ関係団体などが一体となった受入・PR体制を構築し、スポーツイベントの企画実施、誘客活動、その他の付加価値サービスの提供を行う。	当該構想を推進するためには、意欲のある民間と行政が一体となって取り組むことが必要であり、マネジメント体制は当該構想の推進の核となるものであり、構想を確実に達成するため、助成を含む支援措置が重要である。このため、構想の実現性、採算性、地域雇用の創出への寄与度などを勘案し、交付税優遇制度を設けることが地域再生のため必要である。	地方交付税法(昭和25年法律211号) 地域づくりアドバイザー事業実施要領		5		スポーツ振興にかかる経費については普通交付税の基準財政需要額における単位費用の積算基礎としている。 「地域づくりアドバイザー事業」は、市町村が自主的主体的に取り組む事業を支援するものであるが、指導・助言する事業の運営主体は市町村に限るものではなく、第3セクター、任意団体等も対象となっている。 市町村の地域再生に係る取組にあたって、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材等に係る情報を市町村に提供し、市町村が当該企業等を「地域再生マネージャー」として選定し地域再生に係る業務を委託するシステムを構築することにより、地域再生に資するものとする。平成16年度から事業を実施する。				
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039050	042600	起債対象事業の拡大	起債について、ITに関してはソフト事業も対象となるよう対象事業を拡大。	地方財政法は、新たな社会資本を整備するための制度で、現在の需要が高い、IT関連の社会資本整備に係る費用には適用していない制度となっているため、こうした事業に対応できるように起債対象事業の拡大、充当率等の制限の緩和を行う。	社会資本の整備を効率的に行うためには、新たな社会資本整備であるIT関連事業については、多額の投資が必要なことから、起債の対象事業とすることが必要である。	地方財政法第5条		3		地方債の対象は、住民負担に関する世代間の公平等の観点から、一般的に後年度にわたって長期に効用を及ぼす公共施設の建設事業に限られるもの。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」	提案の趣旨を踏まえ検討された。			地方債は、公共施設の建設事業等を対象としており、ソフト事業に要する経費のみでは対象とならない。LANシステムの整備や、情報ネットワークシステム等の地域の情報通信基盤整備等を行う場合に、施設が機能を発揮するために一体として整備する必要があるものについては、地方債の対象となるもの。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	3024	3024030	042610	住民向け地方債のオープンな販売体制確立のための支援	総務省がオープンな販売手法を用いた地域資本市場を利用した地方債の発行事例を公表し、他の地方公共団体に対する利用促進を要請する。	地域資本市場創成の基礎構築段階では、オープンな販売手法を用いた住民向け地方債で地域内資金循環の実例を作っていく必要がある。総務省がオープンな販売スキームを支援することで、地域内資金循環の動きは拡大し、市場機能の拡充は加速していく。	現在の住民向け地方債においては販売窓口が限られるなど住民の利便性が充分でない。		ミニ市場公募債を含め、市場公募債に係る特段の規制はない。	5		地方債の引受機関は各地方公共団体の判断により決定されているが、ミニ市場公募債を含め、市場公募債に係る特段の規制はない。なお、引受機関については公表されている。				
日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	3024	3024040	042620	住民向け地方債 I R モデルの作成	総務省による住民向け地方債の I R モデルの作成とその公表	総務省が住民にとって分かりやすい地方債の I R モデルを作成し公表することによって、多くの地方公共団体の住民向け I R が促進され、地方債や地域内資金循環についての住民の理解が進み、市場における住民の投資ニーズが高まる。	地方債については機関投資家向け I R が始まったところで、住民をターゲットにした I R 活動は殆んど行われていない。		各団体において、地方債に関する制度や商品性について、I R 活動に努めているところである。また、地方債に関する調査研究委員会においても、様々な提案がなされているところ。	5		各団体において、地方債に関する制度や商品性について、I R 活動に努めているところである。また、地方債に関する調査研究委員会においても、様々な提案がなされているところ。	提案者の要望が地方債に関する調査研究委員会の提案に含まれており、その内容が実現されるのか検討されたい。			提案者の要望は地方債に関する調査研究委員会の提案に含まれている。また、総務省においても、積極的に I R 活動を行うよう地方公共団体に求めているところ。
海士町	海士デパートメントストアプラン～島をまるごと届けます～	2014	2014010	042630	農畜水産物生産加工事業の地方公営企業事業としての位置づけ	農業、畜産業、バイオマス産業、水産物などの生産物及びその加工品製造販売事業を地方公営企業事業として地方財政法に規定する13事業に追加する。	新鮮な農水産物及びその高付加価値加工品の冷凍保存による安定的供給体制の確立と雇用創出 塩の精製販売と町内使用の普及促進 建設業者の事業転換支援(構造改革特区申請による農業、畜産業、バイオマス産業への参入による公共事業からの雇用シフトを支援)	本町では、後継者不足による農林水産業の衰退が顕著であり、その再建ができるかどうかは島の存亡に関わる極めて公共性の高い課題である。また、公共事業に頼った産業構成であることから、建設業者のスムーズな事業転換も雇用確保の観点から公共性の高い全島の課題である。島全体の利益のために、行政が株式会社設立の方法だけでなく、地方公営企業として農林水産物の生産加工事業を行う途が開かれれば、スタッフ配置や民間事業者とのネットワーク構築が容易となり、機動的な事業展開が期待できる。			3		地方公営企業法においては、地方公営企業としてこれら提案されている事業を行うことを妨げているものではない。また、地方財政法に規定する公営企業については、地域住民の福祉を増進するために営まれるものであり、かつ、独立採算の原則の下経営されるべきものであるが、提案の事業については、これら要件を満たしていないことから、今のところ地方財政法施行令第12条に規定することは考えていないもの。なお、今後これら提案事業が水道事業等他の事業と同程度にこれらの要件を満たすに至った場合には、地財法上の公営企業と認定することを妨げるものではない。				
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279060	042640	健康増進・福祉機器展示施設等の整備に対する支援	健康増進・福祉機器展示施設等の整備に関する経費について、地方債対象に加える。 ・民間企業が健康増進や生きがい関連施設、福祉機器・住宅改修研究・展示施設等の整備を行う場合の低利融資制度を創設するとともに、法人税の減免等税制上の優遇措置を講じる。	健康増進や生きがい活動と併せ、福祉機器や住宅改修技術の研究や研修を行う拠点を整備することにより、広くユニバーサルデザインの普及を図るとともに、新たな福祉機器・住宅研究開発を支援することにより地域産業の活性化を図る。	健康増進・生きがい関連施設、福祉機器・住宅改修研究・展示施設の整備は、本格的な高齢社会を控え非常に重要であるが、地方公共団体の負担は大きく、また、民間が整備する場合も、公的な事業内容の側面もあることから、何らかの支援が必要である。現行では、これらに対する支援措置がないことから、整備を促進するうえでも、これらの措置は必要である。	地方債許可方針平成15年度の地方債許可方針の運用について平成15年度地方債取扱い上の留意事項	健康増進や生きがい関連施設、福祉機器・住宅改修研究・展示施設等の整備に係る経費については、起債可能。	5		健康増進や生きがい関連施設、福祉機器・住宅改修研究・展示施設等の整備にかかる経費については、起債可能。	提案の趣旨を踏まえ検討された。			提案の施設の整備に要する経費について、地方債の対象となっているところ。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
日立市	市独自財源確保策	1373	1373010	042650	市町村宝くじ発行要件緩和	当せん金付証券法、地方財政法の規定により総務省の認可により発行できる市として日立市が指定を受ける。市が発行する宝くじの発行による収入は、教育や福祉、産業育成支援策等のより具体的な施策を展開するための特定の財源とすることを明示したうえで活用する。	当せん金付証券法、地方財政法の規定により総務省の認可により発行できる市として日立市が指定を受け、市単独の宝くじ発行を行う。使途目的を具体的な事業名に限定した宝くじ発行とする。	日立市単独で受託銀行に発行を委託でき、収益は教育、福祉の財源に充てる。	当せん金付証券法第4条	都道府県及び政令指定都市等は、公共事業等の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。	3		宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的業務に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、原則として広域的な行政主体である都道府県と政令指定都市にのみその発売権限を認められたもの。 宝くじの発売は、昭和20年代には都道府県等が単独で行っていたが、単独では小規模な発売額から、収益が上がらない弊害等を生じ、これを打開するため、現在は都道府県・政令指定都市が広域的に組織する協議会を設置して発売することが定着した。 市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじ発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)を発売することとし、その収益を全額市町村に配分し、その収益の活用方法等についても、各県単位で市町村が自ら決定しているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているもの。 この問題は、限られた宝くじの市場の中で都道府県と市町村間との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものであり、現行の仕組みによって合理的な配分がなされているもの。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)が発売され、その収益は全額市町村に配分され、その収益の活用方法等についても、各県単位で市町村が自ら決定していることにより、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているもの。
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274110	042660	芸術文化活動のための施設改修に対する起債対象範囲の拡大	空き校舎や公民館等公共施設の転用や空き店舗など民間の遊休スペースの活用により、地域の滞在型芸術文化活動を推進するため、当該施設の改修等に要する経費について地方債の対象とする。	国内外の芸術家に対し、公共施設や所有者との貸借契約に基づき工場跡・空き店舗・古民家などの民間遊休スペースを創作スタジオとして改修・貸与し、芸術家の創作活動やアウトリーチ活動を支援する。	国内外の芸術家からの滞在型芸術文化活動に対するニーズは年々増加傾向にあることから、これらの需要に対応し芸術による地域づくりを推進するため、多様な創作活動環境の整備を図る。	地方財政法第5条	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもつてその財源とすることができる。	1,5		他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については起債が可能。 民間の遊休スペースを活用する場合についても、施設の買取等により、公共施設として整備する場合については、起債が可能。 なお、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、地域活性化事業債の対象とする。				
茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	1275	1275010	042670	地方公共団体が行うスポーツ施設整備に対する支援	スポーツ施設(健康増進施設などの関連施設を含む)整備及び関連道路整備等を地域再生関連起債対象に加えること	域外者の利用を主目的とした地方公共団体による新たなスポーツ施設整備を行うこと	当該構想の実現のためには、構想の核であるイメージシンボルとなる拠点を整備し誘客の増加を図ることが必要であり、また整備することにより誘客が可能な事業である。このため、構想の実現性、地域雇用の創出への寄与度などを勘案し、ハードへの優遇起債制度を設けることが地域再生のため必要である。	地方債許可方針平成15年度の地方債許可方針の運用について平成15年度地方債取扱上の留意事項	各種補助事業・単独事業については、一般単独事業債等の地方債の対象としている。	5		一般単独事業債又は観光その他事業債等により起債可能。				
白河市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	2010	2010030	042680	地域産品加工製造を行うため、補助金施設の目的外使用の認可	白河市の新しい顔である「うすきいろ(白棕色・薄黄色)カボス」を利用した特産品の開発及び製造加工の一部を白河市給食センターで行うため、補助金施設の目的外使用の認可についてお願いしたい。その際、「地方債の繰上げ償還」「補助金の返還」といった事項が考えられることから、その点についても支援措置が図られるようお願いしたい。	完熟カボスを原材料として新たに付加価値のある地域産品づくりを行う。その具体的内容として 1.カボス生産農家の活性化。 2.一部加工に携わる雇用の創出。 3.流通販売業等活性化。等が図られ、ひいては石仏、フグに続く白河市を代表する特産品への成長が期待できる。	給食センターの有効活用のために、目的外使用の認可をいただきたい。その際、「地方債の繰上げ償還」「補助金の返還」といった事項が考えられることから、当該事業が円滑に推進するよう、これら要件が不要となる措置をお願いしたい。	地方財政法第5条、第5条の2	起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	1		地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められるものについては、繰上償還不要。				
福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	2073	2073010	042690	高齢者安心住み替え支援事業	・中古住宅の取得及びリフォームに係る課税の特例措置の拡充 ・高齢者等が戸建て持ち家等を貸し付けて高齢者向け賃貸住宅等に住み替える場合、賃貸料収入に係る所得税の特例措置を創設 ・高齢者の安定居住に関する支援施策の創設	高齢者安心住み替えバンクを設置	地域活性化を図るため、ソーシャルミックスを実現することが不可欠であるが、当該事業の成否はその起点である高齢者の円滑な住み替えを図ることが最も重要である。このため、高齢者が資産を活用する際の障壁を低く設定することが重要であると思われる。	地方税法附則第16条	固定資産税については、すでに一定の新築住宅等についての減額措置等が講じられている。	3	-	税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生のための基本方針(平成15年12月19日地域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府庁からの回答	
クリーン伊万里市民協議会	環境保全創造事業伊万里『環の里』計画	3099	3099020	042700	軽油取引税における廃食油燃料の混合使用に対する非課税取り扱い		本プロジェクトでは、食品リサイクル法の趣旨に鑑み、飲食店組合・旅館組合の食品関連業者の支援協力のもと生ごみ(食品残渣)、廃食油、その他の有機性廃棄物の分別収集を計画し、バイオマス(有機性廃棄物)の堆肥化・廃食油の燃料化を核とし、循環資源の再利用による、各事業の実践普及活動を行うものである。	廃食油燃料化については、「軽油代替燃料」として注目されています。しかし、現在、100%再生燃料であれば、課税の対象外でありませんが、混合使用すれば、増量剤として課税対象となっております。廃食油の回収・燃料化を実施するにあたり、その経済性に問題があり、我々のような資金力のない、市民団体及びボランティアグループ並びにNPO法人などが環境保全運動の一環として実施しようとしても、価格が化石燃料である軽油の方が安価であることから、廃食油燃料の必要性を理解されても、その普及が困難状況であります。	-	-	3		地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」					
掛川市	保留地販売促進による地域経済の活性化と地域雇用の創出	1066	1066020	042710	保留地取得並びに売買に伴う課税の免除	保留地に限り、土地の取得、保有、流通の課税軽減措置を図り、土地の流動化及び戸建住宅の建築を促進させる。	区画整理事業により創出される保留地は、道路・水路・公園等の計画的な都市基盤整備のために、組合員より収入財源とするため、減歩により生み出された土地であり、単に営利目的の民間宅地分譲とは異質のものである。保留地管理法人の経営支援と、事業収束に向け各区画整理組合が取り組んでいる保留地販売を促進し、早期の街並みづくりを実現し、新たな需要と雇用創出のため、保留地管理法人が都市開発資金を活用して、未処分保留地を取得する際の課税と一般土地購入者が保留地を取得する際に生じる税の非課税化を提案する。	当市においては街づくりの手法として区画整理事業を積極的に実施し、用途地域面積1,931haの32%、620ha22地区の区画整理事業により整備された経緯がある。現在1つの保留地管理法人と3地区の区画整理組合が保留地処分に取り組んでいるが、長引く不況の中、保留地販売が不調で事業を収束できない状況にある。早期の街並みづくり実現のために税制支援を提案する。	地方税法第343条第6項	-	3	保留地を取得した者にも固定資産税が課税される。なお、換地処分後、保留地が賦課期日現在において土地登記簿への登記が完了していない場合には、地方税法第343条第6項の規定により、当該保留地を取得した者をもって所有者とみなし、課税している。						
長野県	信州伊那谷菜の花プロジェクト	1074	1074010	042720	BDFに軽油を混合した際の軽油引取税の非課税措置	冬場(低温期)にBDFを安定的に使用するには、軽油を混合することが必要。現在軽油を混合すると混合割合により軽油引取税が課せられる。BDFの使用を広域的に普及するにはBDFの価格を低く抑える必要がある。精製及び販売業者がBDFに軽油を混合した際の購入者に対する軽油引取税の非課税措置が必要	BDF精製及び販売業者がBDFに軽油を混合した際の購入者に対する軽油引取税の非課税措置を行うことにより利用促進が図られ、硫酸酸化物等の有害な物質の排出が抑制される。	現在軽油を混合すると混合割合により軽油引取税が課せられる。BDFの使用を広域的に普及するにはBDFの価格を低く抑える必要がある。	-	-	3	地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」						
長野県	信州伊那谷菜の花プロジェクト	1074	1074020	042730	自動車税及び自動車取得税の非課税措置	BDFの普及には使用する車両を増やすことが必要。現在低公害車に税制面で優遇しているような措置が必要。車検証にBDF使用車両と記載されている場合に限り、自動車税及び自動車取得税の非課税措置	BDF使用車両に対する自動車税及び自動車取得税の非課税措置によりBDF利用車両が増加し、利用促進が図られ、硫酸酸化物等の有害な物質の排出が抑制される。	BDFの普及には使用する車両を増やすことが必要。現在官公庁の公用車等に限定されている。使用者を増やし、BDFを広く普及するには、低公害車に税制面で優遇しているような措置が必要。	-	-	3	地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答				
名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	1103	1103020	042740	船舶に係る固定資産税の課税主体の変更による税金の最適投資	船舶にかかる固定資産税は、船舶が移動性の備却資産であることから2以上の市町村にわたって使用される場合は、停泊状況・貨物量・港湾施設の増減を配分率として定めている。 固定資産税は、資産の保有と行政サービスの受益関係に着目した税であるにもかかわらず、船舶にかかる固定資産税は、港湾整備を行う港湾管理者ではない市町村へ配分されていることが多い。これは、船舶に係る固定資産税は、他の課税対象から徴収された固定資産税と同様に、用途が限定されていないため、納税者(船舶運行者)は固定資産税による受益を受けていない状況にある。そこで、港湾全体を整備・運営している港湾管理者が船舶にかかる固定資産税を課税徴収することにより、受益関係の適正化を図る。(船舶にかかる固定資産税の徴収事務の一貫として、港湾管理者が配分率を決めるデータ整理をおこなっている。)	(1) 効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効率的な経営を行っていかねばならない。こうした中、地域の独自性を前面に打ち出した施策を実施するための枠組みが必要となっている。 適正な税制と財政の建て直し 名古屋港管理組合(港湾管理者)は、国際水準における港湾物流インフラ大型化への対応が喫緊な課題となっている一方で、硬直化した財源不足の中で、その経営努力による港湾運営が限界に達しつつある。そこで、「効率的な港湾経営」に向けた制度の見直しの検討を提案する。	船舶にかかる固定資産税の目的を港湾施設の整備や環境対策等の港湾に対する整備に限定することで、納税者が直接利用する港湾施設の整備とその高質化が促進され、物流の効率化や港湾の国際競争力の強化につながるものと考えられる。 また、港湾管理者が課税徴収するならば、税金の使い道の明確化にもつながる。 国民の生活を支える港湾の整備には、莫大な投資が必要であるが、港湾施設等の使用料収入のみでは利用者から求められる、港湾運営ができない現状にある。	地方税法第389条	固定資産税は、船舶に係るものを含めて使途は限定されていない。 船舶に係る固定資産税は、当該船舶の停泊状況等一定の条件によって、各港湾の所在する市町村に配分(さらに、港湾が2以上の市町村に渡る場合は、停泊状況や港湾費の額等で配分)され、配分を受けた市町村が課税徴収している。	3	-	固定資産税は船舶に係るものを含めて、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目した応益税であり、また、固定資産税の課税団体は、当該受益関係の考え方に基づいて当該固定資産所在の市町村とされていることから、港湾管理者(港湾管理組合)が船舶に係る固定資産税を課税徴収すること、また、当該固定資産税の使途を港湾整備等に限定することは適当ではない。 (港湾の整備等の経費については、港湾法第29条において、港湾管理者が管理する港湾施設等の使用料等によりまかなうこととされている。)								
名古屋港管理組合	名古屋港活性化構想	1103	1103030	042750	特別とん譲与税の使途限定による税金の最適投資	特別とん譲与税は、船舶の入港時に国税であるとん税と併せて徴収され、開港所有市町村に分配されるものである。とん税が密輸の防止・検疫・出入国管理事務等の諸費用に充てられているが、特別とん譲与税は、制度創設の経緯が、船舶にかかる固定資産税の減収補填とされていることから、使途が限定されていない。 そこで、 1: 特別とん譲与税の創設の経緯が、固定資産税の減収補填措置であったことから、その受益的性格の理念を継承すべき 2: 市町村が、特別とん譲与税によって得る税収は、港湾管理者が港湾整備をはじめとする基盤整備を行ったことによる要因が大きいのは明白 以上2点のことから、特別とん譲与税の受益関係を明確にするため、使途を、港湾の施設整備・維持管理等に限定することを提案する。	(1) 効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効率的な経営を行っていかねばならない。こうした中、地域の独自性を前面に打ち出した施策を実施するための枠組みが必要となっている。 適正な税制と財政の建て直し 名古屋港管理組合(港湾管理者)は、国際水準における港湾物流インフラ大型化への対応が喫緊な課題となっている一方で、硬直化した財源不足の中で、その経営努力による港湾運営が限界に達しつつある。そこで、「効率的な港湾経営」に向けた制度の見直しの検討を提案する。	特別とん譲与税の目的を港湾施設の整備や環境対策等の港湾に対する整備に限定することで、納税者が直接利用する港湾施設の整備とその高質化が促進され、物流の効率化や港湾の国際競争力の強化につながるものと考えられる。 また、港湾管理者が課税徴収するならば、税金の使い道の明確化にもつながる。 国民の生活を支える港湾の整備には、莫大な投資が必要であるが、港湾施設等の使用料収入のみでは利用者から求められる、港湾運営ができない現状にある	特別とん譲与税法第5条	国は、特別とん譲与税の譲与に当たっては、その使途に条件をつけ、又は制限してはならない。(特別とん譲与税法第5条)	3		特別とん譲与税は、外航船舶に対する固定資産税の負担の軽減を図ることへの減収補填措置として創設されたもの。固定資産税は、市町村の一般財源であり、その減収補填措置としての性格から、特別とん譲与税を港湾費のみに充当する目的財源とすることは不適當。 また、特別とん譲与税は、歳入した市町村の判断で、必要があれば港湾費に充当できるものであり、あえてそのみに使途を限定することは、分権推進の観点からも適当でない。								
藤原町 日光市 那須町 塩原町	「日光国立公園」観光新生プロジェクト	1173	1173070	042760	(4市町共通) 固定資産税率の軽減に伴う各自治体への財源補填措置	長引く景気低迷と入湯客数の減少、足利銀行の一時国有化措置等により、厳しい経営状況が続くホテル・旅館経営者の税負担(特に固定資産税)は重荷となっている。そこで、各市町が救済措置として税率を軽減した場合、結果として自治体側も減収となるため、行財政が逼迫する恐れがある。そこで、各市町の減収分について、一定期間、特別交付金として交付されるよう提案する。	固定資産税の標準税率は100分の1.4であるが、この税率の軽減化を図り、自治体側の減収分を交付金で賄えば、ホテル・旅館業者は先行投資した設備投資が金借入金の返済や今後の設備投資に充てられ、宿泊者等の増客と温泉街の活性化につながる。	長引く景気低迷と入湯客数の減少、足利銀行の一時国有化措置等により、ホテル・旅館経営はより一層厳しい状況が続くと推測され、雇用情勢の悪化や温泉街の荒廃化が懸念される。		3		本提案は、新たな財政措置を要請するものであり、既存の施策の利便性の向上を図ること等により対応することとしている地域再生の趣旨にはそぐわないもの。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」									

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
潮来市 麻生町 北浦町 玉造町	行方ふるさと圏創 生プロジェクト	1215	1215040	042770	コミュニティ・ ファンドの形成支 援	[その他] 地方公共団体が出資等を行い地方 債を発行する場合、償還金利を地 方交付税に算入	コミュニティビジネス事業者の活動資 金の調達を容易にするため、コミュニ ティ・ファンドを創設する。	地方自治体や民間が出資する 資金をコミュニティビジネス 事業者が活用することによ り、地域の資金を地域内で環 流させ、官民協働、地域密着 により、地域のコミュニ ティ・サービス等の活動を活 性化させる。	なし	平成16年度より、「コミュニ ティ・ファンド形成支援事業」とし て、コミュニティ・サービス事業に 融資等を行うコミュニティ・ファン ドを形成するため、地方公共団体が 公益法人等に出資・貸付を行ない、 地方債を発行する場合、その償還金 利の一部を地方交付税に算入する こととしており、現在、事業の詳細 を検討中。 また、当該公益法人等が行なう融 資等の客観性や安全性等を担保する ため、有識者から構成される審査委 員会等を設置・運営するために要す る経費について、地方公共団体が助 成する場合、当該助成額の一部を地 方交付税に算入することとしてい る。	2		平成16年4月を目途に事業要綱を通知する 予定。同要綱に基づき、コミュニティ・ファン ドを形成するため、公益法人等に出資・貸付を 行なう地方公共団体に対し、その償還金利の一 部を地方交付税に算入。なお、公益法人等へ の出資・貸付に要する費用について地方債を発 行するためには、当該公益法人等の収支見通し 等について慎重に審査を行なうとともに、当該 公益法人等が行なう融資等の客観性や安全性等 を担保するため、有識者から構成される審査委 員会を設置する等、万全の措置を講じる必要が ある。 また、当該公益法人等の審査委員会等設置・ 運営経費について、地方公共団体が助成する場 合、当該助成額の一部を地方交付税に算入。				
岐阜市	バイオマス・タウ ンぎふ構想	1321	1321030	042780	バイオディーゼル 燃料の非課税又は 課税率緩和	車両エンジンへの負担が少ない軽 油混合バイオディーゼル燃料に対す る非課税又は課税率緩和の措置	ごみ減量とリサイクル推進の観点か ら、家庭廃油を収集するにあたり、リサ イクル先としてバイオディーゼル燃料を 検討している。 現在1台の業務車両に学校給食廃油の バイオディーゼル燃料を使用している。 家庭廃油の収集に併せてさらに使用車両 拡大を検討しているが、100%廃油使 用のバイオディーゼル燃料は車両エン ジンに負担がかかるという懸念がある。	100%廃油利用のバイオ ディーゼル燃料は、車両エン ジンに負担がかかるという懸 念がある。使用拡大について は、軽油との混合による使用 が望ましく、非課税又は課税 緩和により、使用拡大が期待 できる。	-	-	3		地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講 じないこととされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				
只見町	地方の為の「地方 税法」改正	1340	1340010	042790	地方のための税法 の特例を適用す る。	国等公共団体の特例における固定資 産税の減額を補填すること。	交付金制度の値切り排除	国等の公共機関の都合で税法 等の改正を行う際は、地方に 手厚く保護することを前提に 対処する事を要望します。	地方税法第348条 第2項第1号 国有資産等所在市町 村交付金及び納付金 に関する法律第2条	市町村長は、国等に対しては、固定 資産税を課することができない。 国又は地方公共団体は、毎年度、当 該年度の初日の属する年の前年の3 月31日現在において所有する固定 資産で国有資産等所在市町村交付金 及び納付金に関する法律第2条各号 に掲げる固定資産に該当するものに つき、当該固定資産所在の市町村に 対して、国有資産等所在市町村交付 金を交付する。	3	-	税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生 のための基本方針(平成15年12月19日地 域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の 精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じ ないことを基本とする」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				
只見町	地方の為の「地方 税法」改正	1340	1340020	042800	地方のために税法 の非課税範囲に特 例を設けること。	非課税の範囲の中に非営利のもの と営利のものが混在している現状は、 公平・公正の原則に反している。	地方税法第348条第2項第7号2又は自然公 園法第13条第1項・同法第14条第1項の改 正。	地方の課税権特に固定資産税 は自然公園法の枠内の土地で あっても営利を目的とした資 産がある場合は、課税すべき である。	地方税法第348条 第2項7号の2 同法施行規則第10 条の5	国立公園又は国定公園の特別地域の うち特別地区その他一定の区域の土 地(池沼、山林及び原野に限る)に は固定資産税を課することができな い。	3	-	税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生 のための基本方針(平成15年12月19日地 域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の 精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じ ないことを基本とする」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
只見町	地方の為の「地方税法」改正	1340	1340030	042810	固定資産税の構成単位毎に税率を設定し地方の施策を反映できる制度とする。また、課税標準額の2/3を占める納税義務者の特典は削除する。他に救済措置は存在する。(過剰保護である)	固定資産税の構成単位毎に税率を設定することにより工場誘致等柔軟な対応が可能となる。また、課税標準額の2/3を占める納税義務者の特典は特に税法で掲げるべき筋ではない。他に救済措置は存在する。	固定資産税の構成単位毎に税率を設定することにより工場誘致等柔軟な対応が可能となる。また、課税標準額の2/3を占める納税義務者の特典は特に税法で掲げるべき筋ではない。他に救済措置は存在する。	固定資産税の構成単位毎に税率を設定することにより工場誘致等柔軟な対応が可能となる。また、課税標準額の2/3を占める納税義務者の特典は特に税法で掲げるべき筋ではない。他に救済措置は存在する。	地方税法第350条第1項、第2項	固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課税する場合においても、100分の2.1を超えることができない。 市町村は、当該市町村の固定資産税の納税義務者であつてその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。	3	-	固定資産税の税率は、土地、家屋、償却資産ごとに市町村が決定できるようにすることは、固定資産税は固定資産税を保有することに担税力を見出し、その価値に応じて税負担を求める物税であるという基本的性格を有するが、土地、家屋、償却資産の別によって資産価値に相違があるものではないので、それぞれ異なる税率を定めることは、「資産価値に応じて税負担を求める」という基本的性格を変更することになること、例えば償却資産を高税率に設定することによって企業に重課することが可能になるなど、特定の者が不利に扱われるおそれがあることといった問題があり、対応できない。 なお、市町村の固定資産税の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の割合が3分の2を超えるものがある場合であつて、100分の1.7を超える超過課税を行うのは、実質的に一の納税義務者のみの負担において追加的な税収入を調達することになり、納税者の立場に配慮することから、地方税法第350条第2項の規定は必要である。				
只見町	地方の為の「地方税法」改正	1340	1340040	042820	地方での課税権の拡大及び地方の自立を阻害している地方税法は改正すべきである。(地方でも立地技術や評価技術は向上している。)	人口規模に応じて課税限度額を一方的に法定化されるのは、国の施策に呼応して多大な犠牲や時間を投じてきた地域や地方を切り捨てる行為である。よって、地域や地方を尊重する財源の裏付けある対応を望みます。	地方税法第349条の4(大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等)における市町村の課税限度額を引き上げる改正及び代わるべき措置を講じていただきたい。	人口規模に応じて課税限度額を一方的に法定化されるのは、国の施策に呼応して多大な犠牲や時間を投じてきた地域や地方を切り捨てる行為である。よって、地域や地方を尊重する財源の裏付けある対応を望みます。	地方税法第349条の4	3	-	税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生のための基本方針(平成15年12月19日地域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」					
日立市	市民生活の利便性を確保のための公共機関支援	1375	1375010	042830	公共交通機関の確保	軽油取引税の免除を行い、公共交通機関であるバス交通の運行の安定化を図る。	軽油取引税については、他の免除に準じ、32円/リッターを免除する。(例：市内事業者 129万リットル/年約110系統)	バス交通の運行を行う上で経常的に必要とされる燃料代の軽減(軽油取引税の免除)を図り、経営の安定を確保し、地域住民の足としての公共交通を存続させる。	-	-	3	-	地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。 「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」				
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079130	042840	特定埠頭運営効率化推進事業の事業者に対する固定資産税・都市計画税の特例	特区認定を受けた特定埠頭運営効率化推進事業において、事業を行う事業者が整備する移動式荷役機械等の償却資産や家屋について、固定資産税・都市計画税の特例の対象とする。	構造改革特別区域法に基づき、行政財産である港湾施設を事業者へ一体的かつ長期的に貸付けし、特定埠頭運営効率化推進事業が実施されることにより、民間の創意工夫を取り入れた港湾運営や港湾サービスの更なる向上が図られるが、事業者が整備する移動式荷役機械等の償却資産や家屋に対して固定資産税・都市計画税の減額の対象とすることで、事業者の財政的な柔軟性が広がり、事業者の施設に対する使用料の軽減等の港湾コストの更なる削減が実現する。このことにより、港湾の国際競争力が強化され、貨物の増加など港湾の活性化による新規	特定埠頭運営効率化推進事業を行う事業者が事業を行うにあたって必要な投資によって、事業者の財政負担が大きいが、整備費用や運営のための経費は、事業者が長期的に特定埠頭を運営していくことで、使用料により回収することとなるため国際競争力を強化するための施策に対する財政的な制約が生じることとなる。	地方税法附則第15条第48条	3	-	地方税法の規定により、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により港湾法第五十五条の七第一項に規定する国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得した同条第二項に規定する特定用途港湾施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とされている。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省市からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各省市からの回答
多治見市	バイオマスによる持続可能な地域社会・多治見の創造	1382	1382020	042850	BDF製造施設における危険物取扱規制の緩和	BDFは、危険物4類第3石油類非水溶性液体に分類され、2,000リットル以上の貯蔵施設が法規制を受ける。これを、動植物油と同等の10,000リットル以上とすることで、市内から回収される天ぷら油1ヶ月分全量をBDF化できる施設を「届出」によって設置することができる。	BDF製造施設を設置し、営農組合等の活用など農村地域の雇用対策として管理を委託する。	BDFの引火点は185度であり、危険物分類区分上200度までは第3石油類に該当するが、事実上自然発火の危険を想定できない。許可ではなく届出であっても安全性は確保される。	危険物の規制に関する政令別表第3	危険物の品名、性状等に応じて「指定数量」(例えば、第3石油類非水溶性液体の場合は2kg)が定められており、危険物保安に係る技術基準や許可等の手続の適用等についての指標となっている。	3	危険物の有する危険性に応じ、適切な貯蔵・取扱いが行われることが危険物保安の観点から必要であり、BDFについて指定数量の緩和を行うことは適当でない。	提案の趣旨を踏まえ検討された。				危険物の指定数量は、当該危険物の危険性(火災発生危険、延焼拡大危険、消火困難性等)に応じて定められたものであり、具体的には消防法令で規定する危険物の試験結果(引火点など)の区分に応じて、客観的かつ一意に指定されるものであり、この数量を基本として全ての規制基準が体系化されていることからBDFの指定数量の緩和を行うことは適当でない。
財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた<自律・循環>の地域づくり	3043	3043050	042860	エネルギーインフラに使用する電池材料に対する危険物規制の緩和	【先進コミュニティ】次世代エネルギーインフラに使用する電池材料(ナトリウム)に対する危険物規制の緩和(消防法) 本プロジェクトでは、先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験を通して、各種低公害自動車の普及を促す次世代エネルギーインフラを先行的に整備することとしているが、この際、蓄電システムに使用される予定の電池材料(ナトリウム)に関して、消防法に規定されている危険物の貯蔵・保管に関する指定数量に対しての緩和を有効な支援措置として提案したい。	地域内の公道に設定した実車走行ルートにおいて、先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験を実施する中で、将来的な燃料電池車を含む各種低公害自動車の導入・普及を支える次世代エネルギーインフラを先行的に整備する。 *技術的な開発としては、各種2次電池を利用したバスの電動化やハイブリッド化による低公害化と省エネルギーの効果を明確にして、その有効性と将来の普及に向けた可能性を探る。 *環境への配慮としては、先進コミュニティ交通システムを導入することによる景観への影響とそれを維持する総合政策の検討、更なる都市創造・計画にむけての検討、導入による環境負荷の評価と安全性の評価などを行う。 *さらに、社会システムへの定着のための方策として、市民の交通機関に対する意識調査、システム導入による経済効果、社会実験の試行、システムの規格・標準化を目指すものとする。 こうした継続的な実証実験の効果としては、地域内の都市整備・道路整備や街づくり事業とも相まった地域交通システム計画の視点・枠組みからの総合的取り組みと共に、本プロジェクトに参画する自動車・運輸等関連事業者や利用者市民によるエコユーザーとしての環境配慮活動を通じて、将来の水素エネルギー社会をも展望した新規ビジネス機会の創出が期待される。	各種2次電池を利用したバスの電動化やハイブリッド化は、地域環境安全およびエネルギーの有効利用とモビリティの低公害化において非常に有効である。しかし、既存車両の代替促進の問題や新規事業の参入の障壁、既存事業者の代替促進策など多くの課題を有している。 一方、都市環境の整備において、景観への影響・配慮とそれを維持する総合政策の検討が必須であるが、様々な主体による新しい都市創造・計画にむけての検討や、新たな交通システムの導入による環境負荷の評価と安全性の評価は十分に行われておらず、それを実施する際の環境および手法の体系化を図ることが重要である。 具体的には、これら環境配慮型の先進交通システムを利用するユーザーが、システム導入以前に交通機関および都市交通システムに対して持つ意識調査、システム導入による経済効果、社会実験の試行、システムの規格・標準化などが、モデル地域から地域への技術的・システムの波及を実現するために必要となる。 これらの課題および必要性を満たすために、各種実証試験の円滑な遂行が求められることから、関係府庁による各種許可等に当たっての一体的で迅速な対応や各種規制の緩和等による支援措置が望まれるところである。	危険物の規制に関する政令別表第3	危険物の品名、性状等に応じて「指定数量」(例えば、ナトリウムの場合は10kg)が定められており、危険物保安に係る技術基準や許可等の手続の適用等についての指標となっている。	3	危険物の有する危険性に応じ、適切な貯蔵・取扱いが行われることが危険物保安の観点から必要であり、ナトリウムについて指定数量の緩和を行うことは適当でない。	提案の趣旨を踏まえ検討できない。				危険物の指定数量は、当該危険物の危険性(火災発生危険、延焼拡大危険、消火困難性等)に応じて定められたものであり、具体的には消防法令で規定する危険物の試験結果(引火点など)の区分に応じて、客観的かつ一意に指定されるものであり、この数量を基本として全ての規制基準が体系化されていることからナトリウムの指定数量の緩和を行うことは適当でない。
特定非営利活動法人大阪屋夢八倶楽部	なわ百年町	3007	3007010	042870	なわ百年町の具現化の障害となる現行法の検討	なわ百年町の具現化にあたり障害となる現行の都市公園法、建築基準法、高圧ガス保安法、道路運送車両法、道路法、消防法、道路交通法、電気事業法の規制の検討。	1.スペースレイアウト 町の構造：長屋、町屋、商店、芝居小屋、旅館、朝市、昼市、夜市の蔵、寺小屋、銭湯、神社、仏閣、疎水と木船、橋等。 町の機能：商、祭、観、学、遊、時。環境、エネルギー、インフラ：水素エネルギー、バイオマス、太陽光発電、バリアフリー、防災、古民家移築 2.特徴的な商いや遊びなどのソフト 3.最新技術内容 CO2を排出しない燃料電池の移動体、有機物からエネルギーを取り出すバイオマスエネルギー、ソーラーパネル	なわ百年町の具現化にあたり現行の都市公園法、建築基準法、高圧ガス保安法、道路運送車両法、道路法、消防法、電気事業法の規制が障害となる。	消防法第9条、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第16条第5号・火災予防条例(例)第12条及び火災予防条例(例)第44条	消防法では、定置用燃料電池を屋上に設置する場合、建築物から3m以上の距離を保つこととされている。また、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備で、火災予防条例(例)第44条に規定されているものについては消防長(消防消長)に届け出なければならないこととされているが、定置用燃料電池を内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合には設置の届出が必要となる。	8 ・ 2 ・ 8 ・ 8	提案資料にある「準防火地域における木造建築物の建築の制限」「燃料電池自動車の駐車場の進入制限」については、いずれも消防法で規制していない。 「措置等の分類」で「2」とした事項 「なわ百年町の具現化に関する規制の検討要望事項」における「定置用燃料電池設備」の項目の及びについては、根拠法が「電気事業法」とされているが、「規制改革3カ年計画(再改定)」で、消防法に関連する事項として同様の趣旨について規制の見直し等を要望され、既に対応しているところである。 その対応としては、平成15年度に定置用燃料電池設備の構造、機能、特性等から火災危険要因について整理・抽出を行い、平成16年度に整理・抽出した危険要因を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、設置届出を不要とするともに、保有距離について必要な見直しを行う予定である。 「措置等の分類」で「8」とした事項 「なわ百年町の具現化に関する規制の検討要望事項」における「定置用燃料電池設備」の項目のについては、現在、大阪市の条例では、逆火防止装置の設置を義務付けていないことから、提案内容を実現するに当たっての問題とならない。 なお、この項目についても、市町村によっては義務としているところがあることから、「規制改革3カ年計画(再改定)」で同様に要望され、平成16年度に逆火防止装置を不要とする方向で安全確保に必要な技術基準等の検討を行い、その内容を市町村に示す予定である。 消防法では水素スタンドと給油取扱所との併設は想定されていない。また、危険物の取扱量が指定数量以上の石油改質装置については、危険物一般取扱所としての規制を受ける。	8 ・ 4 ・ 8		構造改革特区基本方針別表2に記載している方針を踏まえた事項であるため、措置分類を「2」から「4」に変更。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省市からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各省市からの回答
福岡県	アジアのITビジネス交流拠点構築プロジェクト	2137	2137010	042880	IX構築運営のための創業支援策の創設	<p>○基本的にIX構築・運営は民間主体で行われるべきものと考えているが、ビジネスとして成立するための条件を整えない限り実現は難しい。</p> <p>○IX事業は接続料収入がその大部分を占めているが、事業開始時にはその接続料数も少なく、ビジネスとしては成り立ちにくい。そこで、事業の立ち上げをサポートする仕組みが必要である。</p> <p>○IX事業運営において最も多額の費用を要するものは、構築時の機器(ルータ、スイッチ等)の費用と人件費を中心とする運営費であることから、その機器費用の一部及び事業開始から3カ年間程度、東京IXまでの回線費用を含む運営費の一部について支援が必要。</p> <p>国においては、IX事業を国の重点推進分野として位置づけ事業者に対する支援策を創設いただきたい。</p>	<p>○現在福岡県では、県単独補助金を創設して「ふくおかiDC」内にインターネット情報集積を図っている。この情報集積をインセンティブとしての民間ISP(インターネットサービスプロバイダー)の接続や県内中小ISPの「ふくおかiDC」への集約等を通じてIX構築を目指している。</p> <p>○このIXは、県内の中小ISP・大手ISPの接続を実現し、県内はもとより九州・山口、引いては全国のトラフィックを集約し、東京のIXに依存せずアジア、ひいてはグローバルなトラフィック交換を可能とする。</p> <p>また、国内の地域IXとの連携も視野に入れており、より広域な展開を図っていく。更に、このIXが存在するふくおかiDCは、データの相互バックアップの観点から、将来各地方公共団体で設立される公共iDCとの連携も考えており、これが実現すればますます福岡におけるIXの重要性は増すものと思われる。</p>	<p>○経済集積、地理的な条件等から福岡県はIXの設置場所として評価が高い。</p> <p>○しかし、現状では、ビジネスとしての展望が明確でないことから、具体的な動きにまでは発展していない。</p> <p>特に、接続事業者が少ない事業初期の段階での費用負担が大きいため課題であり、これをクリア出来れば実現出来ることになる。</p> <p>○現在、通信事業者との検討会を開催する等県からの積極的な働きかけを行っているが、これに加えて地域再生構想としてIXに対する国の認知及び支援が行われることになれば民間主体のIX構築・運営が更に実現に近づくと考えられる。</p>			3		<p>ご指摘のとおりIXは基本的に民間事業者により構築・運営されるものであり、運営費等の直接的な補助は困難であるが、IT投資促進税制や融資制度(高度通信施設整備事業)を活用することは可能。</p> <p>さらに、ITビジネスモデル地区に係る地域インターネット基盤施設整備事業等については、当初から整備主体以外の電気通信事業者等に利用させることを目的とした施設整備が可能である。</p>	関係部局間で密接に連携・調整の上、17年度予算要求に反映されるよう検討された。			再検討したが、IXは基本的に民間事業者により構築・運営されており、事業の立ち上げについてもビジネスベースで解決されるべき問題であり、17年度予算要求に新たな財政支援措置を盛り込むことは適当ではない。なお、「41. 措置等の概要(対応策)」に記載したとおり、既に各種支援制度が整備されており、これらを有効活用していただきたい。
只見町	ブロードバンド回線整備構想	1337	1337010	042890	総務省の地域情報通信振興関連施策(地域インターネット基盤施設整備事業等)の緩和	<p>総務省の地域公共ネットワーク整備推進メニューの緩和(補助率の引き上げ、補助要件の緩和)</p>	町内公共施設間の超高速通信網(光ファイバ網)の整備	2005年を目標としている全国ブロードバンド構想実現のため。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱	総務省では地域インターネット基盤施設整備事業等により学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところ。	2		<p>地域インターネット基盤施設整備等の平成16年度予算(案)において、ケーブルテレビ(地方公共団体又は第3セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とすることが認められたところ。平成16年度事業から補助対象とすべく、補助金交付要綱を改正することとしており、提案の趣旨に沿うものと思料。</p>				
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051010	042900	石川県Eビジネストライアル事業の大学での単位認定化への協力	<p>デジタルコンテンツ産地を担う若手人材をOJTにより育成する石川県独自のEビジネストライアル事業について、参加者(学生)の満足度は高い一方で学業との両立が課題となっていることから、学生が学業との両立に支障なく参加できるよう、本県が行う大学に対する単位認定の働きかけへの協力依頼</p>	<p>デジタルコンテンツを活用したEビジネスを推進できる人材(Eビジネスプロデューサー)を養成するため、県や企業から実際に発注されるEビジネス企画案件にOJT方式で取り組む教育プログラム(石川県Eビジネストライアル)に、学生が学業と両立させながら参加することを容易にする。</p>	<p>石川県Eビジネストライアル事業に、学生が学業と両立させながら参加することを容易にする。</p>			6	-	<p>総務省は大学での単位認定に関する取組は行っていないため。</p>				
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051030	042910	全国初のデジタルアーカイブ研修の実施及び全国的集客への協力	<p>平成16年度より、㈱石川県ソフトウェア研修開発センターにおいて、コンテンツ関連の研修事業を本格的に実施する予定としており、全国初のデジタルアーカイブ研修も開始する予定であることから、開始に当たっては、国及び関係機関の協力も得ながら、全国的集客の推進を図る。</p>	<p>㈱石川県ソフトウェア研修開発センターにおいて、コンテンツ・ビジネスの起業等を目指すクリエイター等を対象として、全国初のデジタルアーカイブ研修を、国及び関係機関の協力も得ながら、全国から受講者を募集して実施し、デジタルアーカイブ技術者を養成することにより、デジタルコンテンツ産地育成を人材育成面から推進する。</p>	<p>全国初のデジタルアーカイブ研修を実施するため、講師の派遣について国及び関係機関の協力を得るとともに、全国にアピールして受講者を募集し、地域ブランドの確立を目指す。</p>	<p>情報通信人材研修事業費補助金交付要綱</p>	<p>情報通信人材研修事業支援制度 情報通信人材研修事業を実施する者を対象に、当該事業に必要な経費の一部を助成。</p>	5	-	<p>情報通信人材研修事業支援制度</p>	<p>要望内容は実現できるのか確認されたい。</p>			<p>㈱石川県ソフトウェア研修開発センターが行うデジタルアーカイブ研修が放送番組の制作等を行う専門的な知識・技能を有する創造的な人材を育成するための研修事業に該当することが必要である。かつ、第三者評価委員による評価によって案件を採択されれば支援が可能であることに留意されたい。なお、開始に当たっては国及び関係機関の協力も得ながら全国的な推進を図る。」とあるが、本事業の周知に係る助成対象経費としては通常の研修事業における受講者に対して周知するために最低限必要な経費と位置づけられており、当該文言内容は該当しないと考えられる。</p>
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051040	042920	コンテンツ関連の国の研究機関の誘致	<p>デジタルアーカイブ産地を目指すために、後方より支援する研究者の集積と誘致を図り、さらなる集積を目指すため、研究用のスタジオを所有しコンテンツ作成を研究する国の機関や研究所を誘致する。</p>	<p>ネットワークインフラ技術研究基盤において北陸先端科学技術大学院大学を核とするいわきサイエンスパークの優位性を広くアピールして、それを呼び水とし、研究用のスタジオを所有しコンテンツ作成を研究する国の機関や研究所を誘致する。</p>	<p>デジタルアーカイブやその利活用には、コンテンツ作成の技術やアーカイブする手法など複合的に多岐の技術が含まれていることから、特定分野だけの優位性ではアーカイブ全体の研究や産地化は困難であり、多岐の分野にわたる国の研究機関を誘致することにより、複合的・一大拠点を狙う。</p>			6	-	<p>総務省は誘致対象となるような国の機関も研究所も所管していないため。</p>				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
石川県	石川デジタルコンテンツ産地形成推進構想	1051	1051050	042930	「IT・観光事業」の国の関連団体での企画採択	本県の文化資産をデジタルアーカイブする「石川新情報書府」事業で蓄積された「デジタルアーカイブ技術」を活用し、観光産業との連携を図るトライアル事業について、国の関連団体から委託を受けてモデル事業として実施する。	本県の文化資産をデジタルアーカイブする「石川新情報書府」事業で蓄積された「デジタルアーカイブ技術」を活用し、16年度に観光産業との連携を図るトライアル事業の企画書及びプロトタイプを作成し、国の関連団体(TAO, IPA等)に提案を行い、17年度に国関連団体からモデル事業として受託し、設計制作を実施する。	「石川新情報書府」事業での蓄積を多方面に活用するとともに、国からモデル事業として採択されることにより、「デジタルコンテンツ産地」としての全国的認知及び地域ブランドの確立を目指す。			6	-	総務省は地方公共団体のモデル事業に対する支援スキームを有していないため。				
岐阜県	情報技術の活用による新しい観光産業の創出	1162	1162010	042940	3GHz帯以下の周波数の地域利用	周波数の有効活用の観点から、3GHz帯以下の周波数のうち次の周波数帯の地域再生用途への活用について制度整備をお願いしたい。 (1) 第三世代移動体通信システム(IMT-2000)の将来的需要増に対応するためにリザーブされている2.5GHz帯及び1.7GHz帯の周波数については、2008年までに周波数再編成の基本方針が検討されることになっているが、地方の農村村では、既に配分済みの周波数(2GHz帯)ですら相当期間の間は不足することがないと見込まれることにより、当該地域で利用を認めていただきたい。 (2) 2.0/2.2GHz帯の各50MHzは「ルーラル加入者系無線」に割当がされているが、技術基準も陳腐化しており、周波数の利用も限定的であることから、高速データ通信用途として地方の農村村での利用を促進いただきたい。	岐阜県の山村地域は集落が密集していないため、他地域に比べてブロードバンドの普及が遅れている。一方、国土の広い米国では、地域のブロードバンド通信手段として広域無線システムの活用が盛んであり、今回割当を希望する周波数においてもコストパフォーマンスの高いシステムが実用化されている。これら広域無線システムの導入により、地域全体にブロードバンド環境を構築し、地域の情報化を推進することで当該地域を従来型観光産業からIT技術を融合させた新たな形態の観光地域へと脱却を図る。	岐阜県の山村地域は集落が密集しているため、他地域に比べてブロードバンドの普及が遅れている。一方、国土の広い米国では、地域のブロードバンド通信手段として広域無線システムの活用が盛んであり、今回割当を希望する周波数においてもコストパフォーマンスの高いシステムが実用化されている。しかしながら日本で、これらのシステムを導入しようとする、周波数の割当方針と合致しないため、実際に周波数が使われていないにも関わらず、利用することができない。迅速かつ経済的にブロードバンド環境を整備するためには、米国等、諸外国で既に実用化され、実績のあるシステムを採用することが有効と考える。	電波法第26条第2項	WRC(世界無線通信会議)2000において、1.7GHz帯及び2.6GHz帯がIMT-2000に分配された。	3		1.7GHz帯及び2.5GHz帯の各周波数については、今後、携帯電話の利用・高度化が急速に進むことが予測されることから、世界共通の携帯電話システム(IMT 2000)用として国際的に新たに認められたバンドであり、現在、我が国においてもその周波数の確保に努めているところ。当該バンドへの他のシステムの導入はIMT 2000の全国的なサービス提供の確保・普及の妨げになることから認められない。 また、ルーラル加入者系無線については、電話のユニバーサルサービスの確保の観点から救済措置としてISDN1回線程度の固定電話サービスを提供するため無線化したものである。このため多くの利用を想定していないことから、使用する周波数についても、国際的に衛星通信(共用バンド)への混信保護のため高密度の使用に制限が課せられている帯域を選定したものである。したがって、当該周波数帯を利用した地上システムの普及促進は困難と考える。 なお、要望している、地域におけるラストワンマイルへの無線の利用については、既に、2.4GHz帯、5GHz帯、1.8GHz帯等の多くの周波数帯にFWAや無線LANの導入を可能とすべく制度整備済みであり、更に、現在、5GHz帯の周波数帯域の拡大を検討しているところである。これら既存システムを活用することで目的を達成することが十分可能であるとともに、住民等への安定なサービスの提供には、将来の利用が確定している周波数帯を臨時に用いたり、高密度の利用に制限がかかっている周波数帯を用いるよりも、これら既存システムを用いることが望ましいと考える。	提案内容を実現するための措置がないか検討されたい。	5 (他のシステムメニューの制度を整備済)	要望している、地域におけるラストワンマイルへの無線の利用については、既に、2.4GHz帯、5GHz帯、1.8GHz帯等の多くの周波数帯にFWAや無線LANの導入を可能とすべく制度整備済みであり、更に、現在、5GHz帯の周波数帯域の拡大を検討しているところである。これら既存システムを活用することで目的を達成することが十分可能であるとともに、住民等への安定なサービスの提供には、将来の利用が確定している周波数帯を臨時に用いたり、高密度の利用に制限がかかっている周波数帯を用いるよりも、これら既存システムを用いることが望ましいと考える。	
会津坂下町	ITを活用した地域間格差の是正	1214	1214040	042950	情報インフラの整備に係る経費の地方交付税算入	情報過疎地域における情報インフラの整備にかかる経費について、地方交付税への算入を認める	情報インフラ未整備の地域間の情報網を整備する。	当該地域においては合併対象地域が広範囲に及ぶため、情報化の立ち遅れは切実な課題であり、早急な改善を図るため。	地方交付税法第12条	右記のとおり	5		地域情報化推進事業関連経費については、普通交付税の基準財政需要額における単位費用の積算基礎としている。				
久米島町	HI(Health&Intelligence)アイランド久米島	2020	2020010	042960	地方公共団体主導型の情報通信基盤整備による地域再生	今日、情報通信基盤整備は地域の発展を左右する重要な政策課題とされるが、現状の通信設備は民間事業者が所有している。本提案では、民間事業者が有する既存通信設備を、公的資金の導入と最新技術の適用によって再開発し、その結果生じる新たな通信能力を地方公共団体が取得し、地域情報戦略に即した公益上の観点から利用可能な情報通信基盤として再構成することを目指すものである。	本地域においても光ファイバーケーブルの敷設は施され、電話回線等に使用されている。しかしながら、現用の光ファイバーケーブルを敷設した時期に比べ、現在の通信技術は飛躍的に発展しており、現在の技術をもってすれば情報伝送量の飛躍的拡大が期待できる。したがって、現状での物理的な回線及び設備の状況を明らかにし、今日の技術を踏まえた情報通信基盤としての再整備を実施する。さらに、再整備の結果生じることが期待される相当量の情報伝送能力を活用することにより地域のブロードバンドネットワークとしての利用者環境整備に結び付ける。 具体的には、久米島町の事業として第一種電気通信事業者が所有する通信設備を最新の通信技術を用いて改修し、情報伝送量を増大させる。当該情報伝送量の増大分にかかる所有権が事業の実施主体である久米島町に帰属することを当然の前提におき、久米島町が第一種電気通信事業者として新たに生じた情報伝送能力を民間利用に開放することで通信回線の利用頻度を高めるとともに、地域医療問題の改善に役立て地域の社会経済の活性化を図るものである。また、将来に向けて民間事業者から応分の利用料を徴収し、民間事業者主体の事業を実現することで、さらなる雇用の充実を図るものとする。	今回の提案において、第一種電気通信事業の制度上の解釈の拡大を求めるものである。従来の解釈では、第一種電気通信事業者は物理的な通信回線を所有することにより事業を実施するものであると認識しているが、光ファイバーケーブルの物理的所有権は第一種電気通信事業者に属するものの、前述のように第一種電気通信事業者が所有する通信設備を改修した結果発生する情報伝送量の増大分にかかる論理的な所有権が改修事業主体に帰属し、これをもって事業主体が第一種電気通信事業者としてサービスを実施できる明確な規定はないものと思われる。 今後、地域の再生を進めるうえで、その重要な基盤である情報通信基盤の民間利用を促進するにあたり、当該基盤の所有権の帰属は重要な意味を持つものである。	電気通信事業法第6条、電気通信事業法第9条	「論理的な所有権が改修事業主体(地方公共団体)に帰属し」の具体的な形態が不明だが、いずれにせよ、伝送量の増大分について、改修事業主体(久米島)が利用可能か否かは当事者(久米島と電気通信事業者)間の問題。 上記の点につき当事者間の合意が図られた場合には、久米島が電気通信事業者となってサービスを提供することについて現行の電気通信事業法の枠内で実現可能である。 なお、今年の春頃を予定している改正電気通信事業法の施行により、第一種・第二種という電気通信事業の事業区分は廃止され、回線設備の有無を問わず登録又は届出といった簡便な手続により電気通信事業を営むことが可能となる。							

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡市	ロボット共存都市・福岡	2080	2080020	042970	ロボット実証実験における特定実験局開設	ロボット実証実験に限りロボット間の相互通信等のため、本市域で使用可能な帯域を利用し、簡易に特定実験局を開設可能とする。	ロボット実証実験に限りロボット間の相互通信等のため、本市域で使用可能な帯域を利用し、簡易に特定実験局を開設可能とする。これにより、本市においてはロボット研究開発拠点形成や新産業の創出が促進される。	ロボット実証実験に限りロボット間の相互通信等のため、本市域で使用可能な帯域を利用し、簡易に特定実験局を開設可能とする。これにより、本市においてはロボット研究開発拠点形成や新産業の創出が促進される。	・電波法施行規則第7条 ・無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条 ・無線局免許手続規則第15条の6及び第17条 (以上、それぞれの一部改正案を平成15年12月10日開催の電波監理審議会へ諮問済)	総務省では、大学やメーカーの研究所等で新システムの実証実験を行う際、より早く実験に着手したいとの要望に応えるため、実験無線局の開設を推進することは重要な課題であると認識しており、現在、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、免許期間を一年程度の短期間の実験局について、周波数の確保や落成検査の不要化などその開設に要する手続きの簡素化、処理期間の短縮等により、これまでより容易に開設ができるようにするなど、大幅な規制緩和の実施に向けた特定実験局の制度整備を進めており、ロボット実証実験にも利用可能。(平成15年度中の実施に向け、平成15年12月10日に関係省令の一部改正案を電波監理審議会へ諮問済。平成16年2月6日に答申予定。)	2		特定実験局制度の平成15年度中の実施に向け、平成15年12月10日に関係省令の一部改正案を電波監理審議会へ諮問済。平成16年2月6日に答申予定。				
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合協議会 大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと行政効率化構想	2134	2134010	042980	一部事務組合等の変更の際の規制緩和	市町村合併の枠組みと既存の一部事務組合の構成市町村が異なることから、補助金等に関わる規制の特例。	本地域のCATVの場合、一部事務組合の解散、新たな一部事務組合の設置が必要となる。一部事務組合の融合を行う場合には、施設整備の際の補助金の返還や電気通信の許認可に関する規制が生じるため、特例を求めるもの。事務組合の業務を新市で一体となすことで、サービスを新市で一体となすことで、住民サービスの向上、効率的な行政財産運営、市民と行政一体となった地域情報化施策の推進を図る。	補助金等に関する規制の緩和により、新たな一部事務組合の設立が必要なくなり、行政区域と一体となって、サービスを展開することが可能となる。	電気通信格差是正事業費補助金交付要綱		5		市町村合併に当たり、既存の一部事務組合を解散し、新たな市町村にすべて承継する場合、財産の帰属先を明らかにするため、財産処分届出書の提出は必要となるが、補助金の返還は必要ない。				
たけかわ企画	中津川市地域ネットワーク民間開放プロジェクト<放送・通信>	3047	3047040	042990	著作権管理運営の簡素化	地上波TV(アナログ/デジタル)放送及び各種映像コンテンツの地域ネットワーク(デジタルIPネットワーク)での再送信などの情報配信サービスにおける著作権管理ルールを部分的にでも簡素で明確なものにし、簡単な届出により実現し限定サービスから実現を図る。	地域ネットワーク(地域イントラネット、アクセスネットワーク等)を活用し、放送と通信を統合した映像/画像情報サービスを低価格で実現するとともに、地域における映像コンテンツ関連の新規事業創出を図る。著作権管理として地域ネットワークのユーザ認証を各加入者宅セットボックス(映像デコーダ)で行うシステムとする。	現在、技術的にはブロードバンドによるデジタル映像コンテンツ配信(放送、VOD等)が実現できる状況にあるが、著作権の処理が複雑であるために低価格化と高品質化の進むデジタルコンテンツサービスが享受できない。また、デジタルコンテンツ事業の創出に障壁となっている。			6		総務省著作権管理ルールの簡素化や策定等については、著作権法等の運用若しくは民間における交渉で解決すべきものであるため。				
月館町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	043000	国の機関・施設、遊休国有地等の活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の活用を図り、その使用に当たった規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使えることを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらうのは当然である。申告許可制でなく、届出制で。	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「あれ出せ、これを添付しろ、期間がどうの、内容が」とか事細かで、結局なんやかや「使用させない」方向に持っていくことになっているのでは。役所は問題がないほうが楽だから。地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で。			6		総務省は国有財産制度を所管していないため、要望については同制度を所管する省において検討されることが適当。				
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	043010	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。			6		本件は、平成15年11月27日付けの地域再生推進室からの意見照会(4031)と同内容であるが、その際、総務省では対応不可能なため内閣府で対応するよう意見提出したところ。本件については、内閣府で対応したものと認識している。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
山梨市	事務事業再生	1138	1138010	043020	封筒の料金区分印の統一	官公庁が発送する封筒への「市内特別」「料金後納」「料金別納」などの料金区分印の押印を、例えば「官公取扱」のように統一することにより、発送事務の簡素化を図る。	官公庁が発送する封筒への「市内特別」「料金後納」「料金別納」などの料金区分印の押印を、例えば「官公取扱」のように統一することにより、発送事務の簡素化を図る。		1		6		料金別納郵便物又は料金後納郵便物等にすることとされている表示については、郵便法施行規則第21条に規定する「利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件」として郵便法第75条の3第1項に基づく総務大臣の認可を要しない事項とされているものです。当該表示は、郵便物の取扱上の必要から異なる表示を規定しているものと思われる。その変更については、取扱上の支障等を勘案し公社において判断すべき事項です。				
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277150	043030	業務核都市における中核的民間施設に適用される無利子融資(NTT-Cタイプ)の対象に係る第三セクター要件の撤廃	業務核都市の育成・整備を図るためには、一般民間企業による業務集積地区への立地が不可欠であることから、一定要件を満たす第三セクターのみを対象となっている無利子融資(NIT-Cタイプ)について、一般の民間企業にも適用を認める。	施策のPRに努め、業務集積地区における未利用地に、商業・教育・福祉医療等多様な都市的機能や民間企業による中核的民間施設の立地を促進する。	業務核都市の育成・整備を図るためには、一般民間企業による業務集積地区への立地が不可欠であることから、一定要件を満たす第三セクターのみを対象となっている無利子融資(NIT-Cタイプ)について、一般の民間企業にも適用を認める必要がある。	日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法/第3条第1項 日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令/第1条の2第6項/法第三条第一項に規定する政令で定める事業	国は、当分の間、国民経済の基盤の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とする法律に基づき当該施設を整備する事業その他の政令で定める事業のうち、地方公共団体の出資又は提出に係る法人が行う事業でこれらの事業により整備される施設がその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすと認められるものに係る資金について、日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行等に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。	8		「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2)ニ 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。 無利子融資(NTT-Cタイプ)の対象事業主体が地方公共団体の出資又は提出に係る法人(いわゆる第3セクター)に限られている理由は、国民共有の資産であるNTT株式売却収入を活用して国民共有の社会資本の整備促進を図るといった本制度の基本的枠組に照らして、公共性の高い事業主体を対象とすべきであるとの考え方によるものである。このため、純民間事業者に対して無利子融資(NTT-C)を認めることは、新たな無利子融資制度(=新たな財政措置)を創設することになり対応できない。 しかしながら、無利子融資(NTT-Cタイプ)に準ずるものとして、公益性の高い事業を行っている民間事業者等に対し、日本政策投資銀行等においてNTT株式売却収入を活用した低利融資(NTT-C)を行っており一般の融資より有利な融資制度を整備していることから、そちらを活用されたい。 (注)PF事業については、純民間事業者であっても、無利子融資を受けることが可能。(平成18年3月末までの措置)				
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277160	043040	業務核都市基本構想変更手続きの簡素化	中核的民間施設の追加等、基本構想の部分的な変更については、予備調査を廃止するなど現行の変更手続きの簡素化と、調整期間の短縮化を図る。	民間事業者の立地動向に即応し、優遇措置の簡素化と、調整期間の短縮化を図る必要がある。	民間事業者の立地スケジュールに柔軟に対応できるよう、中核的民間施設の追加等、基本構想の部分的な変更については、予備調査を廃止するなど現行の変更手続きの簡素化と、調整期間の短縮化を図る必要がある。	「業務核都市基本構想の作成等について」(平成元年4月27日) 国土庁、通商産業省、運輸省、自治省、(業務核都市制度主管課長会議説明資料)	基本構想の承認申請を行おうとする都県等は、業務核都市として整備しようとする地域について予備調査を行い、その結果を事前に主務省庁に提出するものであること。	2		直近の予備調査から一定の期間内に、中核的民間施設に係る事項の追加・修正等のみを行う場合には予備調査を不要とする。				
富山県	富山型地域福祉の推進	1288	1288030	043050	富山型小規模多機能施設を認定し、その支援措置を講ずる。	ショートスティについて、構造改革特区に係る規制の特例の提案をしているが、「泊まる。」に、さらに「生活する。」機能を拡充し、グループホーム機能を持たせることにより、積極的にその設置を支援する。	地域にサービスにおける高齢者、障害者の相互乗り入れ、ショートスティの相互乗り入れに引き続き、グループホーム機能を認定する。 ・痴呆の進行を食い止めるため、身近な地区での生活を可能とする。 ・ショートスティ要件の緩和(一人からでも可。)身近な地区で緊急預かりができるセーフティネットの構築。 高齢者、障害者、児童を総合的に対象とする基準(面積、配置人員等)を策定し、整備費等を支援する。 たとえば、小規模多機能として、総合計利用人員が10人以上の場合は、老人デイについては8人以上を5人以上、障害デイについては、5人以上を2人以上、保育所については20人以上を5人以上など、小規模施設の基準を緩和する。 各地域におけるひとつ屋根のもとでの大家族として、高齢者は要介護度の進行を抑え、児童は自然な人とのふれあいを学ぶ場とする。	地域のセーフティネットとして、機能している富山型小規模多機能施設を推進し、特養待機予備軍を減少する。	なし	提案事項とは直接関係ないが、地域再生構想において言及されている地域通貨については、平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。	6		提案事項とは直接関係ないが、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業」においては、今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見を踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体(以下、「実証実験団体」という。)を選定。 選定された地方公共団体は、地域再生計画の認定を受け、実証実験団体として指定されることにより、本事業による支援を受けることが可能となる。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
北九州市	小倉都市・門司港レトロ地区集客活性化事業	2083	2083080	043060	既存の基盤施設転・活用対策	<p>国庫補助事業で整備された既存基盤施設等を、本来の政策目的以外の用途へ転・活用する場合に要する取得整備事業費への措置</p> <p>また、単独事業で整備した施設についても、公共コストの削減につながるアウトソーシングを目的とする施設の維持補修に係る全体事業費に支援措置を講じる。</p> <p>これによって、転用や機能付加と一体的に行われる老朽化更新全体について起債対象とすることにより、老朽化した施設の維持レベルが向上し、維持管理コストの低減が民間事業者へのアウトソーシングのインセンティブとなるため、参入意欲を刺激しビジネスチャンスが拡大するとともに行政コストの削減につながる。</p>	<p>国庫補助事業で整備された既存基盤施設を他の用途に転・活用する場合、その取得整備事業費や、当初整備の際に充当した国庫補助金の返還免除、地方債の繰上償還免除を認める。</p> <p>これによって、国庫補助事業で整備された既存基盤施設の有効活用を図り、地域経済の活性化と地域雇用の創造に資する。</p> <p>また、老朽化した施設は日常の維持管理に多額の費用を要するため、民間へのアウトソーシングに際し民間事業者への引継ぎが可能なレベルまでの老朽化更新が必要であり、そのための費用負担が大きい。</p>	地方財政法第5条、第5条の2	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、公共施設等の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもつてその財源とすることができる。起債を充当して建設した公共施設の用途の変更があった場合、繰上償還を行っている。	1 ・ 1,5		<p>地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められるものについては、繰上償還不要。</p> <p>他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替等については起債が可能。</p> <p>なお、地域再生計画に位置づけられ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設への転用については、地域活性化事業債の対象とする。</p>					
社団法人日本プロジェクト産業協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト(神奈川口拠点開発事業、東海道貨物支線旅客化・川崎アプローチ整備事業、羽田アクセス橋建設事業)、都市型集客施設整備プロジェクト、物流拠点・環境リサイクル拠点・防災拠点	3101	3101050	043070	規制緩和	<p>土地に係る規制の緩和 工場遊休地の土地利用規制緩和、不動産関連課税の減免 公共財(都市公園、海岸域、道路等)の民間利用に係る要件緩和</p>	<p>工場遊休地の転用を容易にする。 公共財の有効活用を図り民間利用を容易にする。</p>	地方自治法第238条の4第1項・第4項、第238条の5第1項	<p>行政財産は、原則として、貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないが、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>一方、普通財産の貸し付け等は可能である。</p>	3 ・ 5		<p>(不動産関連課税の減免について) 税措置の創設に係る要望であるが、「地域再生のための基本方針(平成15年12月19日地域再生本部決定)」に「地域の『自助と自立の精神』を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする」とされている。「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」</p> <p>提案の趣旨が定かでないが、地方公共団体が保有する行政財産は、地方自治法第238条の4第4項の規定により、その用途又はその目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされており、また、地方公共団体において長期にわたり公用又は公共用に供することが予想されない行政財産については、普通財産に分類換えをし、貸し付けを行うことは可能である。</p> <p>ただし、個別法の規定によりその利用について定められている場合は、その規定による。</p>					
珠洲にラスベガスを創る研究会	観光立国に即した対内直接投資推進地域(観光立国エクスベリメント・グラウンド・プロジェクト)	3044	3044010	043080	対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。	<p>観光立国の集中支援と対内直接投資事業を組み合わせ、半島振興法の指定地域である石川県珠洲市に指定地域を設け、事業税の免除や減税、建築基準法の緩和、用地取得の為の財政支援措置や国有地としての代行取得、国際化に対応するための教育施設の進出に対するの優遇措置、外資企業誘致に係る費用の支援拡大、海外からの観光客に対するのビザの免除、観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に関して必要と認められた沿岸付近に対する規制の大幅な緩和を求めるものである。</p>	<p>対内直接投資推進事業と国際観光を大きく結びつけ、能登半島珠洲市において大きく展開する。</p>			3		<p>地域再生の趣旨に鑑み、従来型の財政措置は講じないこととされている。</p> <p>「単なる従来型の税財政措置を求めるもの」</p>					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府庁からの回答
豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	1301	1301040	043090	省庁横断型の交付金制度の創設	中心市街地活性化にあたって、地元のまちづくり活動に即応して、省庁横断的に重点的に支援をしていただく必要があります。道路事業と店舗等のファサード整備をあわせて行う場合には、国土交通省と経済産業省に別々に補助申請をするのではなく、また、必ず同時に事業化できるように、申請から交付決定まで、省庁横断の統一窓口で行うなど、補助金制度の統合化をしていただきたい。そして、統合化した補助制度を市町村の裁量により柔軟に執行できるように一括交付金としていただきたい。 また、地道なまちづくりを支援するため、任意のまちづくり団体も補助対象団体とし、当該団体が行う社会実験等も補助対象事業とする。	国土交通省補助事業による豊川市の道路整備、経済産業省所管の法人格を持たない任意の団体が行うイベントに対する補助、経済産業省補助事業によりTMO又は事業協同組が行う観光施設整備などの複数の活性化事業を同時に効果的に推進する。 事業の実施時期を地元のまちづくりの状況を勘案し、場合によっては、社会実験を行い、その検証に基づき、事業を効果的に執行することで、より高い補助金の費用対効果が得られる。	事業主体、所管省庁などバラバラなため、申請手続きに人件費が割かれたり、重点的な事業実施ができなかったり、効率的ではない。		関係各府庁において、補助金交付等の支援施策を講じている。 一方、中心市街地活性化推進室及び中心市街地活性化連絡協議会を設置し、関係府省庁間の連携の強化を図っている。	5		中心市街地活性化推進室及び中心市街地活性化連絡協議会等により、関係各府省庁の連携の強化を図っていききたい。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府省の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。			中心市街地活性化推進室及び支援の連携・重点化について協議を行うよう設けられた中心市街地活性化連絡協議会等により、関係各府省庁のより一層の連携の強化を図っていききたい。
非特定営利法人：名古屋エアフロント協会	名古屋エアフロント・プロジェクト	3045	3045020	043100	フラクショナルオーナーシステム用の運航・税法上の統一見解	一元化後の名古屋空港は国際ビジネス拠点構想を模索している。そのためFBO構築を民間事業者に標榜しているが、フラクショナルオーナーシステム等が行き渡らなければFBOな発展もありえない。そのため早急な運航・税法上の統一見解が必要である。	広大なエプロンを有する現名古屋空港が一元化するとスロット・スポットは充分すぎるほどに確保できる。国内GAの規模はまだ小さく、空港の品格向上のためにも国際ビジネス機の誘致は必須の要件である。そのためには当面フラクショナルオーナーシステムの導入が必要となる。	わが国のGAの現状は経済の中心が中央に偏っており定期便が中央から地方へ放射線状に広がっているためビジネス機が発展しない。一方で1企業のみでの機体所有も不経済の面もあり、新しい制度の導入が要望される。このような制度による機体でのアジア地域全域での活用が望まれる。		6	-	単に見解を述べるだけのものであり、構想も具体的でなく、このような形で回答すべきものではない。					
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277030	043110	科学技術体験まちづくりの推進	・つくばの魅力向上のための貴重な地域資源である研究機関等の展示施設の充実及び見学体制を整備するための予算措置の拡充。 ・スミソニアン博物館を範とした見学コース等の設定による見学者の誘致のための各府庁(各独立)連携による支援体制づくり及びフィルムコミッションへの積極的な協力。	・各研究機関の研究成果や科学技術を普及啓発するため、各府庁が連携して広報予算の拡充を図るとともに、各研究機関が連携して見学コースの設定などに関与し公開促進を図る。 ・つくば駅の自由通路部分にインフォメーション機能を設置し、研究機関の情報や観光情報を一元的に発信することにより、インフォメーション機能の充実を図る。	研究機関ごとに施設開放や広報への取組みや熱意はまちまちであり、独立して行っていることから、各府庁(各研究機関)が連携して全体の広報の充実を図ることが必要である。			6	-	当省が回答すべきものではない。 独立行政法人の広報活動は、法人自身が第一義的にその必要性や内容について検討すべきものである。また、各独立行政法人の広報活動が独立行政法人通則法によって制約を受けているという事実もない。				
福島県	ベンチャーランドつくしま	1197	1197030	043120	ベンチャー企業の官公需への積極的な登用を図ると共に、国がそれを認定するような制度の創設	ベンチャー企業の創出と存続を支援するため、地方自治体が積極的にベンチャー企業が開発した製品や、技術を活用することは既に各自治体でも実施されているところであるが、ベンチャー企業がさらに市場を他県、他地域に求めるときに、どうしても実績のなさや、経営的な安定性がないことから、参入できない状況であるため、国がベンチャー企業を認定するような制度を制定し、その認定を受けたベンチャー企業は全国で官公需の入札等に参加できる資格認定制度を制定する。	官公需の発注に際して、ベンチャー企業の信頼度を認定する全国的な一律の制度を設け、一定の要件(経営状況や客観的機能性や信頼性などが確認できること等)を満たし認定を受けたベンチャー企業は、受注実績の有無にかかわらず官公需に参加できる仕組みを創設する。	官公需については、実績を重視した発注先の選考方法をとっており、実績を有しないベンチャー企業等は官公需への参入が実現困難な状況にある。		5	6	地方公共団体においては、様々な政策的目的を実現するための契約を地方自治法令上の規定に沿って締結しているところであるが、本件提案を阻害する要因は地方自治法令上存しないものであり、各地方公共団体において適切な契約方法により本件提案を実現することができるものと考えられる。					
野田市	コピキタス・スタディ&ワーク-生涯学習環境の高度化と雇用創出	1175	1175030	043130	公民館を活用したIT体験	NPO法人を核としたIT活用の環境構築を図ることから、eまちづくり交付金の対象とする。	広く学習分野への貢献を果たすため、NPO法人の人的・知的財産を有効活用すると共に、地域教育・生涯学習の核としての役割を担わせることから、公民館で既に実施しているIT情報活用コーナーのNPO法人による運営を行う。	市内公民館で現在実施している緊急雇用創出事業を活用したIT情報活用コーナーの運営が、16年度で緊急地域雇用創出特別基金事業が終了するが、引き続き同等施策を継続したいとするもの。					当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい	8		地域情報化モデル事業交付金(eまちづくり交付金)は、平成15年度以降の予算措置がない。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
富山県	富山型地域福祉の推進	1288	1288050	043140	地域福祉活動としてのケアネット21事業において、地域通貨の可能性を検討し、福祉によるまちづくり、活性化を推進する。	地域の活性化を目指す地域福祉活動に対し、支援する。	・地域福祉活動における有償ボランティアに対し、地域通貨の採用、可能性を検討し、その活性化を図る。 ケアネット21事業における地域通貨の検討に対し、支援措置を講じる。	有償ボランティアから、福祉サービスとしての創業、や起業化が期待される。	なし	平成16年度の新規事業として、「ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発 実証事業」を実施することとしており、インターネット、ICカード(住民基本台帳カード等)、公的個人認証サービス及び携帯電話等のITを活用した電子的にやりとりできる利便性の高い地域通貨モデルシステムを開発するとともに、2又は3程度の地方公共団体を選定して、同システムの実証実験を実施する予定。さらに、開発した地域通貨モデルシステムは、希望する地方公共団体に無償で配布することとし、その導入に要する経費を地方交付税に算入することを検討。			当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため。当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答された	1		今回、地域再生構想として「ITを活用した地域通貨」をツールとする地域再生事業について提案のあった地方公共団体を中心に、ヒアリングを行い、有識者の意見等も踏まえつつ、実証実験のフィールドとなる地方公共団体(以下、「実証実験団体」という。)を選定。選定された地方公共団体は、地域再生計画の認定を受け、実証実験団体として指定されることにより、本事業による支援を受けることが可能となる。 なお、実証実験団体の選定手続きはこれからは行なわれるものであり、今回の地域再生構想の提案をもって、実証実験団体に選定されたいではないので、念のため申し添える。	
南淡町	農業再生21世紀モデル農場構想	2072	2072010	043150	地域資源活用促進事業、都市再生関連対策事業、農産漁村地域活性化対策事業	ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業を活用して、農業再生21世紀モデル農場の確立に必要な新技術の実証、新品種の導入・栽培試験等を行い、農業生産総合対策条件整備事業・共同利用施設整備を活用して本モデル農場を建設する。これら国の補助事業と連携し、当町一般財源の確保にあたっては、総務省地域再生施策・農山漁村地域活性化対策事業により、地方財政措置をしていただくことで、国からの集中的な支援を受けることができる。	農業再生21世紀モデル農場構想は、「農業生産性の向上(食糧自給率の向上)・食料供給農業の確立・3Kの払戻、を基本コンセプトとした、農の時代に合わせた持続可能な管理運営を志向し、地域の参画と協働を目的とした「儲かる(勝つ)農業、次世代型の企業的農業、その農業で生き残る、そして全国・全世界から人々が訪れるまち」のあり方を追求した構想です。当町主産品より、地元企業及び農協と連携し、大規模経営環境による生産性向上をさせた他産地・国際化に対抗する生産基盤の整備、水利設備による開かれた水資源の相互補完と有効活用、多面的機能を発揮するための水田施設の多目的利用、コンポストセンター(バイオガス活用によるリサイクルと有機・減農薬栽培の推進、そして地産地消・販路拡大)などの課題に対応するものです。一定の土地が、高い生産性を生む「儲かる農場」を実現するため、栽培技術として「給水・排水・肥料・空気を自在にコントロール可能(節水・コスト削減)」、「ロボット作業による耕起・播種・移植・防除・収穫までの一貫した農耕(センサー内蔵とコンピューター制御での作業自動化による高齢者及び女性対応可能型)」及び「ロボット作業による3本の腕の活用」が本構想の利点です。また、プレキャスト型水田の構造的な躯体の製作・施工性とコスト効率、底部配管の施工性、ブリッジの軽量化及び防錆対策など、LCAを配慮した最も新しい材料技術の投入が極めて重要です。全く新しい技術革新が21世紀型農業を実現したものです。従来のセメントやコンクリートの常識では考えられなかった新しい用途・工法への利用を可能としたものである。そして、農業に不可欠な水利用とロングパンプのブリッジなどに対するメリットとしては、海内でも無鉄筋による高強度かつ高耐久性能による土木建設材料、シールド工事の高度化に伴うグランド技術の薄化と掘削土量の削減及び鉄筋量の削減などとともに、水・海水による美しい環境環境下における優れた耐久性とメンテナンスフリー、薄肉・軽量化に伴うロングパンプ工法と造形面の創出が上げられます。	ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業を活用して、農業再生21世紀モデル農場の確立に必要な新技術の実証、新品種の導入・栽培試験等を行い、農業生産総合対策条件整備事業・共同利用施設整備を活用して本モデル農場を建設する。これら国の補助事業と連携し、当町一般財源の確保にあたっては、総務省地域再生施策・農山漁村地域活性化対策事業により、地方財政措置をしていただくことで、国からの集中的な支援を受けることができる。	農山漁村地域活用促進事業について(平成14年5月10日総行自第48号)、地域資源活用促進事業(平成15年4月21日総行自第61号)	地方公共団体が行う国庫補助事業の地方負担分については、円滑な事業実施のため地方債及び地方交付税により財政措置しているところ。 なお、地方単独事業については、「農山漁村地域活性化事業」において、農産漁村地域の活性化を一層促進するため、農林漁業振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するための地方単独事業(ソフト事業)に対して支援を行い、また、「農山漁村地域資源活用促進事業」では、農山漁村地域における地域資源を活用した総合的な基盤整備等を促進するため、農林水産省の国庫補助事業と地方単独事業を連携して効果的に推進する場合、地方単独事業に対してソフト事業・ハード事業両面から必要な財政措置を講じている。			当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため。当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答された	5		地方公共団体が行う国庫補助事業の地方負担分については、円滑な事業実施のため地方債及び地方交付税により財政措置しているところ。 なお、地方単独事業については、「農山漁村地域活性化事業」において、農産漁村地域の活性化を一層促進するため、農林漁業振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するための地方単独事業(ソフト事業)に対して支援を行い、また、「農山漁村地域資源活用促進事業」では、農山漁村地域における地域資源を活用した総合的な基盤整備等を促進するため、農林水産省の国庫補助事業と地方単独事業を連携して効果的に推進する場合、地方単独事業に対してソフト事業・ハード事業両面から必要な財政措置を講じている。	
東急不動産(株)	[保留地取得資金貸付金制度]の一部改訂による保留地管理法人の更なる活用	3014	3014010	043160	[保留地取得資金貸付金制度]の一部改訂による保留地管理法人の更なる活用	全国で中断、頓挫している区画整理事業の保留地を、国及び地方公共団体からの長期無利子融資の貸付資金によって調達できる保留地管理法人が、一時的に買取する。(現行：地方公共団体に対する貸付。無利子融資の1/4は地方公共団体による貸付が要件。その場合にたとえは赤字の地方公共団体による起債発行は認められていないため、本制度を活用したくとも実際は対応できない地方公共団体に対して制度を一部改訂することによって管理法人の立上げ可能とする)	区画整理事業概要(当社が業務代行) 1) 施行面積: 85 ha 2) 保留地: 1,300区画 (219,000㎡) 3) 建売販売実績: 70区画/年(H14度) 4) 工事完了予定: H19/3 長引く景気低迷、個人消費の落ち込み等により建売販売も苦戦を強いられている。現状の70区画/年で推移すると保留地販売で約20年を要することになる(当初予定は16年)。組合事業を14.5年延長することは、借入金金利や組合運営経費等で事業が大幅に増大する。その費用が保留地価格に上乗せされ、市場価格(地価の下落は依然として進行)と大幅な乖離が生じて、結局保留地処分が出来ないう状況に追い込まれることは必至である。 組合事業は短期間に事業を完了させることは資金的にも健全であり、事業効果も大である。そのために、工事の進捗に合わせて「保留地管理法人」が保留地を一時的に買上げ、組合を予定通り解散させる。当社は10年以内に当該法人から適宜分割して保留地を買い戻す(長期無利子融資の活用)。 事業が完了してはじめて保留地が登記出来る。事業完了の目的が立たない場合、保留地の担保能力も大幅に減せられ、保留地販売の大きな支障になってしまう(建売購入の際、保留地である土地に担保を設定して住宅ローン組むのが一般的であるが、保留地に担保力がなくなるとローンが組めず、結果、建売が買えないという事態が生じる)。また、計画的に保留地が処分することが出来れば、工事も順調に進捗し、地域経済の活性化や雇用促進にも直結する。	現在、多くの区画整理事業が中断、頓挫しているが、その原因のほとんどが保留地を処分出来ない事にある。保留地の処分先がありさえすれば全国の区画整理が一気に動き出す可能性が大きい。 『保留地取得資金貸付金制度』による『保留地管理法人』立上げのネックは、1. 貸付対象者が「地方公共団体」であること、2. 貸付額が貸付対象額の1/2であること、さらに3. そのうち1/2(貸付対象額の1/4)を地方公共団体が負担せざるを得ないことにある。台所事情の苦しい地方行政としては組合支援の必要性は痛感しているものの、具体的な支援活動として当該管理法人の立上げは非常に困難と思われる。(ex赤字団体ゆえに起債不可等々)よって、その地方公共団体の抱えるネックを解消する施策(ex赤字団体による起債発行の容認等)を実施することで保留地管理法人の設立を容易にし、保留地買取による組合事業の推進に貢献できる策と致したい。				当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため。当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答された	6	保留地取得資金貸付金制度の担当省庁にあたらぬ。 なお、現在、赤字により起債制限を受けている地方団体はない。			

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」	46. 「措置等の方法」	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答						
東急不動産(株)	区画整理保留地の一時買取り機構の創設	3013	3013010	043170	区画整理保留地買取り機構の創設	全国で中断、頓挫している区画整理事業の保留地を一時的に買取る機構を国の組織として創設する。	区画整理事業概要(当社が業務代行) 1) 施行面積: 85 ha 2) 保留地: 1,300区画(219,000㎡) 3) 建売販売実績: 70区画/年(H14年度) 4) 工事完了予定: H19/3 長引く景気低迷、個人消費の落ち込み等により建売販売も苦戦を強いられている。現状の70区画/年で推移すると保留地販売で約20年を要することになる(当初予定では6年)。組合事業を14.5年延長することは、借入金利や組合運営経費等で事業が大幅に増大する。その費用が保留地価格に上乗せされ、市場価格(地価の下落は依然として進行)と大幅な乖離が生じて、結局保留地処分が出来ない状況に追い込まれることは必至である。 組合事業は短期間に事業を完了させることは資金的にも健全であり、事業効果も大である。そのために、工事の進捗に合わせて『保留地買取り機構』が保留地を一時的に買上げ、組合を予定通り解散させる。当社は10年以内に機構から毎年分割で保留地を買い戻す(無利子)。 事業が先達してはじめて保留地が登記出来る。事業完遂の目途が立たない場合、保留地の担保能力も大幅に減せられ、保留地販売の大きな支障になってしまう(建売購入の際、保留地である土地に担保を設定して住宅ローンが組むのが一般的であるが、保留地に担保力がなくなるとローンが組めず、結果、建売が買えないという事態が生じる)。また、計画的に保留地が処分することが出来れば、工事も順調に進捗し、地域経済の活性化や雇用促進にも直結する。	現在、多くの区画整理事業が中断、頓挫しているが、その原因のほとんどが保留地を処分出来ない事にある。保留地の処分先が創設されれば一気に区画整理が全国で動き出す。 『保留地買取り機構』から買い戻す主体は、業務代行者や地方公共団体とする。行政としての組合支援となるが、短期間に多額の費用を負担する事は非常に困難と思われる。よって支援期間(=買戻し期間=10年)を長く設定することで、少しでも実行可能策としたい。													当初は、総務省には検討要請は行わなかったが、要望内容には、総務省所管の業務が含まれるので、提案内容は実現できないか、検討し回答されたい。	6	総務省は区画整理事業を所管していないため、それに関連する今回の要望について回答できることがない。
遠野市	日本のふるさと遠野-「起業」と「交流」による地域再生-	1201	1201050	043180	公営企業債の借り換え	公営企業会計の健全性を確保するため、公営企業国庫資金をもって起こした企業債で年利7%以上のものを対象としているものを、政府資金まで対象を拡大して借り換えが可能となるよう措置すること。	公営企業会計において、繰上償還の活用により、起債にあたり入札が可能となること、繰上償還が可能となるなど、健全な運営が図られる。	水道料金の高料金対策として、公営企業会計の健全な運営を図り、新規事業者等の経費抑制にも資することから、地域活性化が期待できるため。										提案内容から貴省が担当と思われるので、検討し回答されたい。	6	政府資金の借換については、財務省が判断しているものであり、総務省が認めるべきものではない。			
遠野市	日本のふるさと遠野-「起業」と「交流」による地域再生-	1201	1201060	043190	公営企業会計の資金調達力の弾力化	公営企業会計における資金調達の手段として、金融機関からの借り入れを可能とされたい。	公営企業会計において、繰上償還の活用により、起債にあたり入札が可能となること、繰上償還が可能となるなど、健全な運営が図られる。	水道料金の高料金対策として、公営企業会計の健全な運営を図り、新規事業者等の経費抑制にも資することから、地域活性化が期待できるため。										提案内容から貴省が担当と思われるので、検討し回答されたい。	5	現行制度により対応可能			